

は　じ　め　に

平成5年11月、国において新しい時代の環境憲法ともいうべき「環境基本法」が公布、施行されました。ここでは、環境の享受と継承、国際的協調による地球環境保全の積極的推進とともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが唱われています。

大阪市においても、地球環境、都市・生活型公害などを含め今日の幅広い環境問題に対応して、「大阪市環境管理計画（E P O C 21）」に基づき、従来の公害対策にとどまらず、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。

平成5年度の新たな取り組みとしては、昨年4月、環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、関係各局にまたがる横断組織として「大阪市環境保全推進本部」を設置しました。9月には、鶴見緑地に「UNEP国際環境技術センター」が竣工しました。多くの公害問題を克服してきた本市は、開発途上国の機関、研修者との交流をはかり、培ってきた技術や経験、情報の提供を行ない、積極的に地球環境保全のための国際協力を行っています。

また、本年1月に、環境保全先進都市であるブラジルのクリチバ市と環境保全交流に関する協定書に調印しました。調印式で、クリチバ市長は「環境問題で、一番大切なのは市民意識の向上、一人ひとりが街を愛する心を持つようにすることです。」と語りました。日々の暮らしの結果が環境に負荷を与えてしまい、一人ひとりの環境負荷の総和が地球環境問題となるのです。その解決には私たちの生活スタイルを見直し、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが求められています。

この「大阪市の環境」は、平成5年度における大阪市の環境の現状と対策をまとめたものです。大阪市民の皆さんの環境問題への理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成6年10月

大阪市環境保健局

目 次

第1部 総 説

第1章 大阪市の市勢概要

第1節 本市の自然的条件

1. 位置及び地勢 1
2. 気 象 1
3. 面 積 2

第2節 本市の社会的条件

1. 人口の推移 4
2. 産業の動向 7
3. 河川、道路及び公園と緑化の推進 9
4. 土地利用 11

第2章 環境問題の概要

第1節 環境の現状

1. 大気汚染 13
2. 水質汚濁 14
3. 騒音・振動 15
4. 地盤沈下 15
5. 悪 臭 15
6. 廃棄物 16
7. その他 17

第2節 最近の環境問題の概要 18

第3章 環境行政の総合的推進

第1節 大阪市環境管理計画（E P O C21）

1. 計画の概要 20
2. 都市環境汚染問題の解決 21
3. 「生活の場」としての環境の形成 37

4.	環境と調和のとれた都市をめざして	39
5.	地球環境の保全にむけて	40
6.	計画の推進にあたって	42
第2節	大阪市自動車公害防止計画	44
第3節	環境情報システムの整備	
1.	環境・発生源常時監視システム	48
第4節	環境アセスメント	58

第2部 環境汚染の現況と対策

第1章 大気汚染

第1節	大気汚染の現況	63
1.	二酸化硫黄濃度	65
2.	二酸化窒素濃度及び一酸化窒素濃度	68
3.	浮遊粒子状物質濃度	74
4.	一酸化炭素濃度	77
5.	光化学オキシダント濃度	78
6.	炭化水素濃度	80
7.	粒子状物質濃度	82
8.	その他の大気汚染物質濃度	85
9.	風向・風速	87
第2節	発生源の現況	
1.	届出工場・事業場数等	89
2.	窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数等	96
3.	硫黄酸化物総量規制対象工場・事業場数等	98
4.	燃料使用量	100
第3節	大気汚染対策（固定発生源対策）	
1.	窒素酸化物対策	105
2.	浮遊粒子状物質対策	109
3.	光化学オキシダント対策	109

4. 硫黄酸化物対策	115
5. 大気汚染発生源常時監視システム	116
6. 立入指導等の状況	118

第2章 交通公害

第1節 交通公害の現況

1. 自動車公害	121
2. 鉄道・航空機公害	131

第2節 交通公害対策

1. 自動車公害対策	134
2. 鉄道・航空機公害対策	158

第3章 水質汚濁

第1節 水質汚濁の現況

1. 市内河川の概況	161
2. 定期観測結果（環境水質定点調査）	162
3. 底質調査結果	180
4. 常時監視測定結果	182

第2節 水質汚濁対策

1. 下水道整備	189
2. 工場排水対策	191

第3節 地下水汚染の現況

第4節 地下水汚染対策

第4章 騒音・振動

第1節 騒音の現況

1. 工場・事業場騒音	208
2. 建設作業騒音	215
3. 近隣騒音	217
4. 地域騒音	218

第2節	騒音対策	221
1.	工場・事業場騒音対策	224
2.	建設作業騒音対策	225
3.	近隣騒音対策	226
第3節	振動	
1.	現況	227
2.	対策	230
第5章	地盤沈下・土壌汚染	
第1節	地盤沈下の現況	
1.	地盤沈下の状況	233
2.	地下水位の状況	239
第2節	地盤沈下対策	
1.	地下水採取規制	240
2.	地盤沈下の監視	243
3.	調査・研究	243
第3節	土壌汚染	244
第6章	悪臭	
第1節	悪臭の現況	245
第2節	悪臭対策	
1.	法律による規制	248
2.	悪臭防止指導要綱による指導	249
3.	規制指導の状況	250
4.	化製場特別対策	251
5.	悪臭防止技術に関する調査研究	252
6.	その他	252
第7章	廃棄物	253
第1節	一般廃棄物	
1.	排出状況	255

2.	処理状況と公害防止対策	257
第2節	産業廃棄物	
1.	産業廃棄物の発生量と処理処分状況	262
2.	産業廃棄物処理対策	264
3.	規制指導等の状況	268
4.	公共関与	271
5.	調査・研究	272
第3節	廃棄物減量化、リサイクルの取り組み	
1.	ごみ減量キャンペーン	273
2.	ごみ減量・リサイクル事業の取り組み	273
第8章 公害保健対策		
第1節	公害健康被害の補償等制度	
1.	既存の被認定者に対する補償	275
2.	公害保健福祉事業	279
第2節	健康被害予防事業	
1.	環境保健事業	283
2.	環境改善事業	285
第3節	大阪市小児ぜん息等医療費助成制度	288
第4節	公害保健に関する調査	290
第9章 その他の環境保全対策		
第1節	工場適正配置事業	
1.	公害発生源工場の集団化事業	291
2.	工場跡地買収事業	296
第2節	公害防止設備資金融資	
1.	融 資	297
2.	助 成	299
第3節	公害の紛争・苦情相談	300
第4節	検査分析業務	306

第10章 新たな環境汚染への対応

第1節 ヒートアイランド対策	307
第2節 有害化学物質対策	308

第11章 地球環境問題への取り組み

第1節 地球環境問題関連モニタリング調査	
1. 酸性雨調査	310
2. オゾン層破壊物質調査	311
3. 地球温暖化原因物質調査	313
第2節 国際協力の推進	
1. 開発途上国等に対する技術援助	314
2. ブラジル・クリチバ市との環境保全交流	315
3. UNEP国際環境技術センターの設置	315

第12章 環境保全に関する広報・教育

第1節 各種啓発活動	
1. 環境月間行事の実施	319
2. 季節大気汚染防止対策の実施	321
3. ニューアース'93への参加	327
4. エメックス'93への参加	327
5. 環境情報の提供	328
第2節 環境教育の推進	
1. 平成5年度に実施した環境教育事業の概要	329

資 料 編

・環境行政の経過	337
・環境基準及び規制基準等 (大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、 騒音・振動にかかる規制基準、土壌汚染)	347
・下水道法等の排水規制	376

・大阪市環境審議会	378
・大阪市環境保全推進本部	384
・環境関係職員数	386
・大阪市環境関連事業予算	388
・環境担当組織機構	390
・環境関係協議会等一覧表	394
・年表	406

図表索引

第1部 総 説

第1章 大阪市の市勢概要

第1節 本市の自然的条件

表1-1-1 区別面積	3
-------------------	---

第2節 本市の社会的条件

表1-2-1 区別人口	5
表1-2-2 人口の推移	6
図1-2-1 大阪市の常住人口と昼間人口	7
表1-2-3 製造業の構成	9
表1-2-4 商業の構成	9
表1-2-5 河川、道路及び公園の概況	11
表1-2-6 用途地域の状況	12

第2章 環境問題の概要

第1節 環境の現状

第2節 最近の環境問題の概要

第3章 環境行政の総合的推進

第1節 大阪市環境管理計画（EPOC21）

表3-1-1 大気関係の環境保全目標	22
表3-1-2 窒素酸化物目標量（大阪市域）	23
表3-1-3 浮遊粒子状物質目標量（大阪市域）	24
図3-1-1 水質汚濁防止対策の体系図	28
表3-1-4 地盤沈下の環境保全目標	29
表3-1-5 土壌汚染の環境保全目標	30
表3-1-6 騒音・振動関係の環境保全目標	31
表3-1-7 悪臭の環境保全目標	32
表3-1-8 熱汚染（ヒートアイランド現象）の環境保全目標	35

表 3-1-9	有害化学物質についての環境保全目標	35
表 3-1-10	地球環境保全対策の展開	41
第2節 大阪市自動車公害防止計画		
表 3-2-1	推進すべき施策	45
表 3-2-2	窒素酸化物排出量と道路沿道環境基準達成状況	46
表 3-2-3	窒素酸化物低減量の内訳	46
図 3-2-1	自動車からの窒素酸化物排出量の削減	47
第3節 環境情報システムの整備		
図 3-3-1	大気環境常時監視システム概略図	51
図 3-3-2	大気常時測定局配置図	52
図 3-3-3	水質常時監視システム構造図	54
図 3-3-4	水質常時監視システム配置図	55
図 3-3-5	環境データ処理システムの概念図	57
第4節 環境アセスメント		
表 3-4-1	大阪府環境影響評価要綱の対象事業	60
図 3-4-1	大阪府環境影響評価要綱手続の概要	61
表 3-4-2	大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した 開発事業等一覧表	62

第2部 環境汚染の現況と対策

第1章 大気汚染

第1節 大気汚染の現況

図 1-1-1	主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化	63
表 1-1-1	測定結果の概要（一般環境測定局）	64
表 1-1-2	測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）	64
図 1-1-2	二酸化硫黄濃度経年変化（市内平均値）	65
表 1-1-3	二酸化硫黄濃度経年変化	66
表 1-1-4	二酸化硫黄環境基準対比	67
表 1-1-5	二酸化窒素濃度経年変化	69
表 1-1-6	二酸化窒素環境基準対比	70

表 1-1-7	二酸化窒素の日平均値が0.060ppmを超えた日の割合 (市内平均) ……………	71
図 1-1-3	二酸化窒素濃度経年変化(市内平均値) ……………	71
図 1-1-4	二酸化窒素濃度月別平均濃度 ……………	71
図 1-1-5	一酸化窒素濃度経年変化(市内平均値) ……………	72
表 1-1-8	一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果 ……………	73
図 1-1-6	浮遊粒子状物質濃度経年変化(市内平均値) ……………	74
表 1-1-9	浮遊粒子状物質濃度経年変化 ……………	75
表 1-1-10	浮遊粒子状物質環境基準対比 ……………	76
図 1-1-7	一酸化炭素濃度経年変化(市内平均値) ……………	77
表 1-1-11	一酸化炭素濃度経年変化 ……………	77
表 1-1-12	一酸化炭素環境基準対比 ……………	78
図 1-1-8	光化学オキシダント濃度経年変化(一般環境測定局) ……	79
表 1-1-13	光化学オキシダント測定結果及び環境基準対比 ……	79
表 1-1-14	非メタン炭化水素(NMHC)測定結果 ……………	80
表 1-1-15	全炭化水素(THC)測定結果 ……………	80
図 1-1-9	非メタン炭化水素濃度経年変化 (6～9時の市内平均値) ……………	81
表 1-1-16	炭化水素濃度経年変化 ……………	81
表 1-1-17	浮遊粉じん濃度及び重金属成分 ……………	82
表 1-1-18	浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分 ……………	83
表 1-1-19	降下ばいじん量の経年変化(ダストジャー法による) ……	84
表 1-1-20	アスベストモニタリング結果 ……………	85
表 1-1-21	有機塩素系物質調査結果(平成5年度) ……………	86
表 1-1-22	有機塩素系物質調査結果(経年変化) ……………	86
表 1-1-23	平均風速(平成5年度) ……………	87
図 1-1-10	測定局別年間風配図(平成5年度) ……………	88
第2節 発生源の現況		
図 1-2-1	主要工場・事業場分布図 ……………	89
表 1-2-1	区別届出対象工場・事業場数 ……………	90
表 1-2-2	粉じん発生施設数(大気汚染防止法) ……………	91

表1-2-3	ばい煙発生施設設置状況（大気汚染防止法）	92
表1-2-4	法律・条例別届出状況	96
表1-2-5	窒素酸化物対策実施状況	96
表1-2-6	窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数	97
表1-2-7	排煙脱硫装置設置状況	98
表1-2-8	硫黄酸化物総量規制対象工場・事業場数	99
表1-2-9	燃料使用量（年度推移）	100
図1-2-2	燃料使用量等の推移	101
表1-2-10	燃料使用量（区別）	102

第3節 大気汚染対策（固定発生源対策）

図1-3-1	大気汚染防止法による規制の仕組み	104
表1-3-1	固定型内燃機関の排出濃度の指導基準値	107
表1-3-2	発令区分と発令基準	110
表1-3-3	発令地域と測定点	110
図1-3-2	光化学スモッグ発令地域（大阪市関係） 及び基準測定点	111
表1-3-4	発令時の措置	112
表1-3-5	被害の訴えがあったときの措置	112
表1-3-6	年度別・地域別光化学スモッグ予報等発令状況	113
表1-3-7	年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況	113
図1-3-3	大阪市における非メタン炭化水素推定排出量	114
図1-3-4	大気汚染発生源常時監視テレメータシステム概略図	116
図1-3-5	発生源常時監視工場分布図	117
表1-3-8	発生源常時監視75工場における測定器の種類と台数	118
表1-3-9	環境保全課による立入指導等の状況	119
表1-3-10	保健所における立入指導等の活動状況	119
表1-3-11	季節大気汚染防止対策に係る立入調査結果	119

第2章 交通公害

第1節 交通公害の現況

図2-1-1	自動車保有台数の推移	122
--------	------------	-----

表 2-1-1	大阪府域・大阪市内における車種別自動車保有台数	122
図 2-1-2	自動車交通量及び渋滞時間の推移	123
図 2-1-3	大阪府域における車種別ディーゼル化率の推移	124
図 2-1-4	自動車用燃料の販売量の推移	125
図 2-1-5	自動車排出ガス測定局の NO_2 ・ NO_x 年平均値 及び NO_2 の日平均値の 98% 値	126
図 2-1-6	自動車排出ガス測定局の NO_2 日平均濃度分布	126
図 2-1-7	大阪市における NO_x 排出量発生源別割合	126
図 2-1-8	一般幹線道路の騒音レベル	127
図 2-1-9	一般幹線道路の路線別騒音レベル	128
図 2-1-10	高速道路の騒音レベル	130
図 2-1-11	振動苦情発生件数	130
図 2-1-12	大阪市内鉄道路線網	133
第 2 節 交通公害対策		
表 2-2-1	測定に基づく要請及び緊急時の措置（要請基準）	135
図 2-2-1	自動車排出ガス規制の法体系	136
図 2-2-2	道路交通騒音に関する法体系	136
表 2-2-2	自動車騒音の限度（要請基準）	137
図 2-2-3	沿道整備法の概要	137
表 2-2-3	道路交通振動の限度（要請基準）	138
図 2-2-4	道路交通振動に関する法体系	138
表 2-2-4	特定排出基準	139
表 2-2-5	新車規制 （一酸化炭素・炭化水素・窒素酸化物・粒子状物質）	140
図 2-2-5	自動車排出ガス規制強化の推移	143
表 2-2-6	使用過程車規制	144
表 2-2-7	自動車騒音規制の経緯	145
表 2-2-8	大阪市における電気自動車の導入状況	148
表 2-2-9	電気自動車使用実績調査結果	149
表 2-2-10	電気自動車コミュニティシステム事業 年度別の事業内容	152

図 2 - 2 - 6	都心部幹線道路等における大型車両等の通行禁止	155
表 2 - 2 - 11	交通騒音の障害防止対策（民家防音工事助成）	156
表 2 - 2 - 12	自動車排出ガス街頭検査結果	157
表 2 - 2 - 13	鉄道騒音・振動の障害防止対策	159
表 2 - 2 - 14	航空機騒音の障害防止対策（民家防音工事）	160

第 3 章 水質汚濁

第 1 節 水質汚濁の現況

表 3 - 1 - 1	河川・海域における BOD または COD の 環境基準達成状況の推移について	163
図 3 - 1 - 1	大阪市内河川管理図	164
図 3 - 1 - 2	水質調査地点図	165
図 3 - 1 - 3	大阪市内水質汚染図	166
表 3 - 1 - 2	神崎川水域における BOD の経年変化	167
図 3 - 1 - 4	神崎川水域における BOD の経年変化	168
表 3 - 1 - 3	淀川水域における BOD の経年変化	169
図 3 - 1 - 5	淀川水域における BOD の経年変化	169
表 3 - 1 - 4	寝屋川水域における BOD の経年変化	171
図 3 - 1 - 6	寝屋川水域における BOD の経年変化	172
表 3 - 1 - 5	大阪市内河川水域における BOD の経年変化	173
図 3 - 1 - 7	大阪市内河川水域における主な地点の BOD の経年変化	174
表 3 - 1 - 6	大和川水域における BOD の経年変化	175
図 3 - 1 - 8	大和川水域における BOD の経年変化	175
表 3 - 1 - 7	大阪港湾水域における COD の経年変化	176
図 3 - 1 - 9	大阪港湾水域における COD の経年変化	177
表 3 - 1 - 8	大阪湾月別赤潮発生件数の推移	177
表 3 - 1 - 9	大阪市内公共用水域における水質調査結果	178
表 3 - 1 - 10	大阪市内河川底質調査結果	181
表 3 - 1 - 11	河川観測局における水質経年変化（年平均値）	184
図 3 - 1 - 10	河川観測局による測定結果の経年変化	186

図 3-1-11	河川観測局による測定結果の月別変化	187
図 3-1-12	発生源事業場におけるCOD負荷量経年変化 (日平均値)	188
表 3-1-12	発生源事業場におけるCOD負荷量経年変化	188

第2節 水質汚濁対策

表 3-2-1	下水道の普及状況	189
図 3-2-1	下水処理区域図	189
図 3-2-2	下水処理区域の推移	190
表 3-2-2	水域別・行政区別、法律・条例適用工場数及び 排水量一覧	192
図 3-2-3	水質関係法律・条例による規制のしくみ	195
表 3-2-3	工場立入指導等の状況（公共用水域）	197
表 3-2-4	水質関係法律・条例届出受理状況	197
表 3-2-5	工場立入指導等の状況（下水道）	198
表 3-2-6	検査検体数及び検査件数	198

第3節 地下水汚染の現況

図 3-3-1	地下水汚染調査地点図	200
表 3-3-1	地下水汚染概況調査結果	201
表 3-3-2	地下水汚染概況調査における検出地点	202
表 3-3-3	定期モニタリング調査結果	203
表 3-3-4	汚染井戸周辺地区調査結果	204

第4節 地下水汚染対策

第4章 騒音・振動

第1節 騒音の現況

図 4-1-1	公害苦情件数及び騒音苦情件数の内訳	207
図 4-1-2	騒音苦情件数の推移	207
表 4-1-1	身近な騒音の例と騒音レベル	208
表 4-1-2	騒音・振動関係特定（届出）施設一覧表	209
表 4-1-3	業種別届出工場数	210

表 4-1-4	騒音規制法・大阪府公害防止条例（騒音）に 基づく特定（届出）施設届出件数	211
表 4-1-5	工場・事業場騒音の苦情件数	212
表 4-1-6	カラオケ騒音の苦情件数	212
図 4-1-3	業種別苦情件数	213
図 4-1-4	措置内容	213
図 4-1-5	発生施設別苦情件数	214
図 4-1-6	用途地域別苦情内訳	214
図 4-1-7	時間帯別苦情内訳	214
図 4-1-8	騒音レベル別苦情内訳	215
表 4-1-7	特定建設作業届出件数	216
表 4-1-8	建設作業騒音の苦情件数	216
図 4-1-9	建設作業騒音苦情件数の発生源内訳	217
表 4-1-9	生活騒音苦情件数	217
表 4-1-10	拡声機騒音苦情件数	218
図 4-1-10	地域騒音の騒音レベル別頻度	219
図 4-1-11	用途地域別の騒音レベル平均値	219
図 4-1-12	主たる騒音源の比率	220
図 4-1-13	地域騒音の環境基準適合状況	220
図 4-1-14	環境騒音の経年変化	220
第 2 節 騒音対策		
表 4-2-1	環境保全課における立入指導等の状況	221
表 4-2-2	保健所における立入指導等の活動状況	222
図 4-2-1	騒音規制法・大阪府公害防止条例による 規制の仕組み	223
図 4-2-2	工場・事業場騒音苦情件数の従業員数別内訳	225
第 3 節 振 動		
表 4-3-1	振動の大きさの目安	227
表 4-3-2	振動関係苦情件数	228
表 4-3-3	振動規制法・大阪府公害防止条例（振動）に 基づく特定（届出）施設届出件数	228

図 4 - 3 - 1	振動関係苦情件数の内訳	229
図 4 - 3 - 2	措置内容	229
表 4 - 3 - 4	特定建設作業届出件数	230
図 4 - 3 - 3	振動規制法・大阪府公害防止条例による規制の仕組み	231
表 4 - 3 - 5	環境保全課における立入指導等の状況	232
表 4 - 3 - 6	保健所における立入指導等の活動状況	232

第5章 地盤沈下、土壌汚染

第1節 地盤沈下の現況

表 5 - 1 - 1	水準測量の概要	234
表 5 - 1 - 2	大阪市各区の水準点の年間変動量分布 ならびに年間最大沈下量	235
図 5 - 1 - 1	大阪市内の累積沈下等量線推定図	236
表 5 - 1 - 3	大阪市各区の主要地点年間変動量	237
図 5 - 1 - 2	大阪市における地盤沈下および地下水位の経年変化図	238
表 5 - 1 - 4	地下水位観測結果	239

第2節 地盤沈下対策

図 5 - 2 - 1	工業用地下水くみ上げ指定地域図	241
表 5 - 2 - 1	地下水採取の許可に係る技術的基準	242

第3節 土壌汚染

第6章 悪 臭

第1節 悪臭の現況

図 6 - 1 - 1	悪臭苦情件数の推移	245
図 6 - 1 - 2	業種別苦情件数	246
図 6 - 1 - 3	悪臭苦情件数の全国比較	246
図 6 - 1 - 4	用途地域別苦情発生率	247

第2節 悪臭対策

表 6 - 2 - 1	悪臭に係る敷地境界線基準	248
表 6 - 2 - 2	大阪市悪臭防止指導要綱に定める指導基準値	250
表 6 - 2 - 3	規制指導状況	250

図 6-2-1	悪臭苦情に対する措置内容	251
表 6-2-4	悪臭防止技術に関する調査研究業種	252

第7章 廃棄物

表 7-1	廃棄物の種類と定義	254
-------	-----------	-----

第1節 一般廃棄物

表 7-1-1	大阪市のごみの排出状況	255
表 7-1-2	ごみ組成の推移	256
表 7-1-3	ごみの成分及び発熱量の変化	257
図 7-1-1	大阪市のごみ（一般廃棄物）の処理状況	257
表 7-1-4	中間処理施設概要	258
表 7-1-5	北港処分地（夢州地区）の概要	260

第2節 産業廃棄物

図 7-2-1	産業廃棄物の発生量及び処理状況	262
図 7-2-2	行政区別発生量及び最終処分量（製造業）	263
表 7-2-1	産業廃棄物処理施設設置状況	265
表 7-2-2	“ 処理施設関係許可又は報告状況	265
図 7-2-3	産業廃棄物処理業の業務の種別	266
表 7-2-3	“ 処理業許可状況	267
表 7-2-4	“ 排出事業者規制指導状況	269
表 7-2-5	“ 処理業者規制指導状況	270
表 7-2-6	(財)大阪産業廃棄物処理公社事業内容	271

第8章 公害保健対策

第1節 公害健康被害の補償等制度

表 8-1-1	行政区別認定数	276
表 8-1-2	認定疾病別内訳	276
表 8-1-3	障害等級別内訳	277
表 8-1-4	補償給付	277
表 8-1-5	補償給付状況	279
表 8-1-6	リハビリテーション事業実施状況〔I〕	279

表 8-1-6	リハビリテーション事業実施状況〔Ⅱ〕	280
	リハビリテーション事業実施状況〔Ⅲ〕	280
表 8-1-7	実施状況	281
表 8-1-8	療養用具貸与状況〔Ⅰ〕（空気清浄機）	282
	療養用具貸与状況〔Ⅱ〕（加湿器）	282
表 8-1-9	家庭療養指導実施状況	282

第 2 節 健康被害予防事業

表 8-2-1	健康相談事業実施状況	283
表 8-2-2	健康診査事業実施状況	284
表 8-2-3	機能訓練事業実施状況	284
表 8-2-4	医療機器等整備事業実施状況	285
表 8-2-5	環境改善事業実施状況	287

第 3 節 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

表 8-3-1	行政区別患者数	289
表 8-3-2	疾病別内訳	289

第 4 節 公害保健に関する調査

第 9 章 その他の公害防止対策

第 1 節 工場適正配置事業

表 9-1-1	公害防止のための中小企業団地建設事業の概要	292
図 9-1-1	公害防止中小企業団地位置図	293
表 9-1-2	工場跡地買収状況	296

第 2 節 公害防止設備資金融資

表 9-2-1	公害防止設備資金融資条件	297
表 9-2-2	公害種別融資状況	298
表 9-2-3	利子助成状況	299

第 3 節 公害の紛争・苦情相談

図 9-3-1	公害種別別苦情件数	301
図 9-3-2	公害種別別苦情件数の推移	301
表 9-3-1	経年変化	302
表 9-3-2	発生源別苦情件数	303

表9-3-3	用途地域別苦情件数	303
表9-3-4	訴え内容別苦情件数	304
表9-3-5	処理状況別苦情件数	304
表9-3-6	行政区別苦情件数	305

第10章 新たな環境汚染への対応

第1節 ヒートアイランド対策

第2節 有害化学物質

第11章 地球環境問題への取り組み

第1節 地球環境問題関連モニタリング調査

図11-1-1	水素イオン濃度（pH）の経年変化と1降雨ごとの 酸性雨の出現率経年変化	310
表11-1-1	オゾン層破壊物質調査結果（平成5年度）	312
表11-1-2	オゾン層破壊物質調査結果（経年変化）	312
表11-1-3	温質効果ガス調査結果（平成5年度）	313
表11-1-4	温質効果ガス調査結果（経年変化）	313

第2節 国際協力の推進

表11-3-1	JICA研修国別年度別受入実績	314
---------	-----------------	-----

第12章 環境保全に関する広報・教育

第1節 各種啓発活動

表12-1-1	環境月間行事実施内容	319
表12-1-2	大気汚染防止推進月間啓発イベント実施内容	321
表12-1-3	ポスター等による啓発内容	323
表12-1-4	クリーンドライビングキャンペーン実施内容	324

第2節 環境教育の推進

第 1 部

總

說



第1部 総 説

第1章 大阪市の市勢概要

第1節 本市の自然的条件

1. 位置及び地勢

本市は、東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央にある。西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の諸市に接し、大阪平野の要地を占め、海陸交通の要衝をなしている。

市の中央部からやや東寄りに、南北に縦貫する南北9 km東西2 kmにわたる上町台地と呼ばれる丘陵は、東側にゆるく、西側に急斜をなしているために本市の東部は概して高く、西部に行くにしたがって次第に低くなり、やがて海に連なっている。市街はおおむね平地でだいたい海拔3 m前後の土地が大部分を占めている。

また本市は「水の都」の名にふさわしく、大小幾多の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を發し、宇治川、桂川、木津川の三流を合して水量がきわめて豊かである。

2. 気 象

本市の気候はおおむね温和で、いわゆる瀬戸内気候に属している。

平成5年4月は、冬型の気圧配置による肌寒い日が続き、下旬から5月上旬にかけて、低気圧や前線の影響で曇や雨の天気が多かった。5月中旬以降は、ほぼ周期的に天気は変化し、気温は平年を下回ることが多かった。また、近畿地方は5月30日に梅雨入りしたが、しばらくは大きな天気の崩れはなく、上空に流れ込んだ寒気の影響で肌寒い日が続いた。その後、梅雨前線の活動が次第に活発になり、6月中旬からはまとまった雨の降る日が続いた。7月も、梅雨前線や台風の影響で曇や雨の日が多く、特に月はじめはかなりまとまった雨が降った。気温は

低く、月降水量は平年の2倍以上となり、月間日照時間もかなり少なかった。8月上旬から中旬にかけても、西日本付近に停滞する前線の影響で不安定な天気が続き、雨や低温、寡照の日が続いたが、下旬になると前線の活動が弱まり、高気圧に覆われた夏型の晴天となった。6月から8月にかけては、大阪府内全域に長雨・低温・寡照の異常気象が見られ、7月は、月間日照時間の少ない値(100.9h)が従来の統計期間(1890年～)の極値113.4h(1957年)を更新したほか8月には、月平均気温の低い値(26.6℃)が統計期間(1968年～)の極値(1980年)と同じとなるなど、非常に冷夏であったといえる。また、梅雨明けといえる明確な境目がないまま季節が推移したため、平成5年の梅雨明けは特定できなかった。

9月から10月上旬にかけては、前線や台風の影響で曇や雨の天気が続いたが、中旬以降はおおむね晴れる日が多かった。下旬に冬型の気圧配置が一時的に強まり、10月23日に木枯し1号が吹いた。11月は、13日に低気圧の通過に伴う大雨となったほかは、おおむね晴れて気温の低い日が多かった。12月は、6日に初霜を観測し、後半になるとかなり冷え込んだ日もあった。平成6年1月は、前半は高気圧に覆われ晴れる日が多く、後半は天気が周期的に変化し、雪の降る日もあった。2月は、おおむね冬型の気圧配置で、12日には強い寒気の影響で4年ぶりの大雪となるなど、寒暖の変動が大きかった。3月は気圧の谷が短い周期で通過することもあったが、大きな崩れもなく、晴れて冷え込む日が多かった。

平成5年の平均気温は16.3℃(最高35.0℃、最低0.0℃)であった。年間の快晴日数は13日、降雨日数は182日で年間降水量は1,635mmとなっている。

* { 快晴日数は、日平均雲量1.5未満の日数をいう。
降雨日数は日降水量が1.0mm以上の日数をいう。 }

3. 面積

本市は東西19.5km、南北20.2km、面積220.45km²で、大阪府全面積(1,890.25km²)の11.7%を占めている。

明治22年の市制施行時には、わずか15.27km²であったが、明治30年4月の第1次市域拡張により55.67km²となり、大正14年4月の第2次市域拡張によって181.68km²に膨張し、さらに昭和30年4月に第3次市域拡張として周辺6か町村を編入し、202.31km²となり、ほぼ現在の市域が形成された。その後、埋立等により

少しずつ市域の拡張が続いている。

各区の面積は次のとおりである。

表1-1-1 区別面積

区名	面積 (km ²)	区名	面積 (km ²)	区名	面積 (km ²)
全市	220.45	天王寺区	4.80	鶴見区	8.16
北区	10.33	浪速区	4.37	阿倍野区	5.99
都島区	6.05	西淀川区	14.23	住之江区	20.08
福島区	4.67	淀川区	12.64	住吉区	9.34
此花区	15.37	東淀川区	13.26	東住吉区	9.75
中央区	8.88	東成区	4.55	平野区	15.30
西区	5.20	生野区	8.38	西成区	7.35
港区	7.90	旭区	6.30		
大正区	9.13	城東区	8.42		

(備考) 面積は、建設省国土地理院発表による平成4年10月1日現在のもの、淀川区の面積は、豊中市との合計値として発表されているため、62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いた。

第2節 本市の社会的条件

1. 人口の推移

明治22年の市制施行時には47万人にすぎなかった人口も、大正9年の第1回国勢調査実施時には、125万人を数えるに至っている。次いで、同14年4月の第2次市域拡張により東成、西成両郡44か町村が編入されるに至り、同年10月に実施された第2回国勢調査では211万人と一挙に200万人を超えた。

このように市域拡張と産業経済の隆盛により、その後も飛躍的な増加を続け、昭和15年の第5回国勢調査では325万人と戦前戦後を通じて最大の人口を記録した。この後は第2次世界大戦に突入し、本市の人口は激減し、終戦直後の昭和20年11月1日現在で実施した人口調査の結果では、110万人と大正9年の第1回国勢調査の人口にも及ばない状況となった。

しかし戦後世情の安定や戦災復興とともに人口が急速に回復し、昭和25年の第7回国勢調査では196万人、昭和30年には周辺6か町村の編入もあって255万人、昭和35年には301万人と戦後初めて300万人を超え、昭和40年には316万人と戦後の最高を記録するに至ったが、その後は人口の郊外への流出などにより本市の人口は減少に転じ、昭和45年の国勢調査では、298万人、昭和50年には278万人、昭和55年には更に減少して265万人へと大幅な減少を続けたが、以降減少幅が小さくなり、昭和60年の国勢調査の結果では263万6千人、平成2年10月1日に実施された第15回国勢調査結果では、262万4千人となった。

一方、昼間流入人口は、昭和45年に108万人、50年に121万人、55年に125万人、60年には134万人、平成2年では148万人と増加の一途をたどっている。本市は、大阪都市圏域の人々に就業・通学の機会を提供する都市圏の母都市としての役割を担っているが、その傾向が一段と強まっている。

表1-2-1 区別人口

(平成5年10月1日現在)

区名	面積 (km ²)	(参考) 世帯数	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女	
総 数	220.45	1,076,908	2,588,989	1,271,790	1,317,199	11,744
北	10.33	37,854	85,136	40,457	44,679	8,242
都 島	6.05	39,934	96,898	47,461	49,437	16,016
福 島	4.67	22,352	54,668	26,134	28,534	11,706
此 花	15.37	27,216	68,806	34,506	34,300	4,477
中 央	8.88	24,768	53,667	24,649	29,018	6,044
西	5.20	25,789	58,398	27,861	30,537	11,230
港	7.90	37,152	90,083	44,664	45,419	11,403
大 正	9.13	29,976	79,529	39,907	39,622	8,711
天王寺	4.80	23,323	55,096	25,277	29,819	11,478
浪 速	4.37	25,634	48,184	24,097	24,087	11,026
西淀川	14.23	36,535	92,269	46,229	46,040	6,484
淀 川	12.64	69,540	157,665	77,916	79,749	12,473
東淀川	13.26	80,631	182,147	91,262	90,885	13,737
東 成	4.55	32,330	79,520	38,033	41,487	17,477
生 野	8.38	57,134	151,082	72,125	78,957	18,029
旭	6.30	43,128	103,354	50,099	53,255	16,405
城 東	8.42	62,776	153,916	74,812	79,104	18,280
鶴 見	8.16	34,107	96,071	47,375	48,696	11,773
阿倍野	5.99	41,513	101,653	47,688	53,965	16,970
住之江	20.08	52,620	140,021	68,438	71,583	6,973
住 吉	9.34	68,032	160,964	77,203	83,761	17,234
東住吉	9.75	57,639	142,211	68,342	73,869	14,586
平 野	15.30	74,281	198,111	96,975	101,136	12,948
西 成	7.35	72,644	139,540	80,280	59,260	18,985

(備考) 1. 本市人口の推計方法は、平成2年10月1日現在の国勢調査人口に「住民基本台帳」、「外国人登録」を併用して、毎月の増減を算出し累積している。

2. 面積は、平成4年10月1日現在(国土地理院発表)。ただし、淀川区の面積は、豊中市との合計値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いた。

表1-2-2 人口の推移

(単位: km²、人)

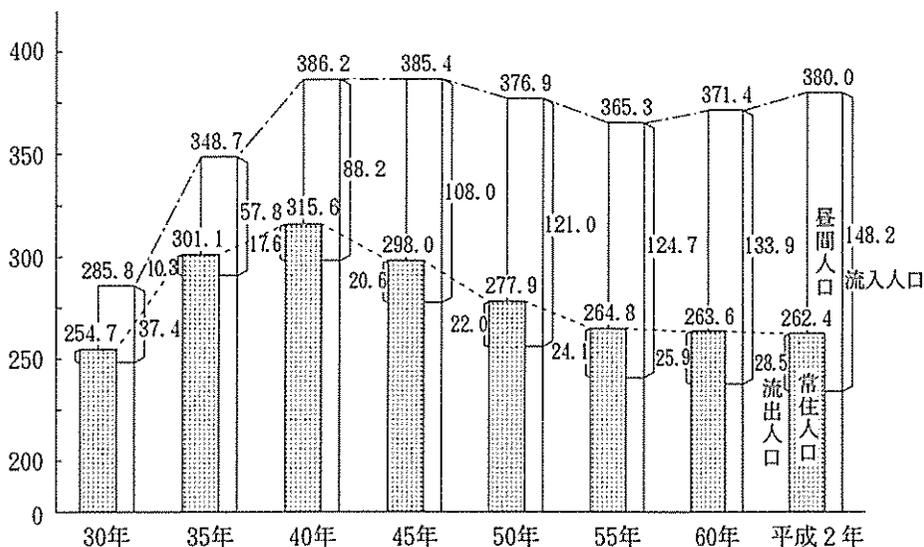
年次	面積	人口			摘要
		総数	男	女	
明治22年	25.27	472,247	248,803	223,444	4月1日市制実施公簿調査
29年	15.27	504,266	270,715	233,551	12月末公簿調査
大正9年	58.45	1,252,983	673,648	579,335	10月1日国勢調査
14年	181.68	2,114,804	1,126,256	988,548	"
昭和5年	185.13	2,453,573	1,303,862	1,149,711	"
10年	187.33	2,989,874	1,594,176	1,395,698	"
15年	187.44	3,252,340	1,691,176	1,561,164	"
20年	187.44	1,102,959	553,697	549,262	11月1日人口調査
22年	187.44	1,559,310	781,177	778,133	10月1日臨時国勢調査
25年	185.17	1,956,136	975,547	980,589	10月1日国勢調査
30年	202.31	2,547,316	1,281,416	1,265,900	"
35年	202.18	3,011,563	1,542,833	1,468,730	"
40年	203.04	3,156,222	1,598,376	1,557,846	"
45年	205.60	2,980,487	1,490,779	1,489,708	"
50年	208.11	2,778,987	1,378,287	1,400,700	"
55年	210.95	2,648,180	1,304,599	1,343,581	"
60年	213.08	2,636,249	1,295,771	1,340,478	"
61年	213.08	2,643,780	1,299,999	1,343,871	10月1日推計人口
62年	213.11	2,649,758	1,303,574	1,364,184	"
63年	220.37	2,646,399	1,302,588	1,343,811	"
平成元年	220.37	2,637,434	1,298,782	1,338,652	"
2年	220.37	2,623,801	1,292,747	1,331,054	10月1日国勢調査
3年	220.45	2,613,199	1,285,778	1,327,421	10月1日推計人口
4年	220.45	2,603,272	1,279,109	1,324,163	"
5年	220.45	2,588,989	1,271,790	1,317,199	"

(備考) 1. 平成3年、4年及び5年の推計方法は、平成2年10月1日現在の国勢調査人口に「住民基本台帳」、「外国人登録」を併用して、毎月の増減を算出し累積している。

2. 面積は、国土地理院の公表値。平成5年は、未公表であるので便宜上平成4年10月1日の面積を使用している。

図 1 - 2 - 1 大阪市の常住人口と昼間人口

(国勢調査より)



2. 産業の動向

わが国の管理中枢都市のひとつとして、また、西日本経済活動の中核として発展してきた本市は、歴史的にみても、難波と呼ばれた4世紀の後半には半島や大陸からの門戸として新しい文物がもたらされ、また水陸交通の要衝として栄えた。

16世紀の終わりに、豊臣秀吉が大阪の地に城下町を建設したが、これが近都市大阪の基盤となり、大坂冬・夏両度の陣で町は荒廃したが、17世紀の終わり頃からは流通・経済が著しく発展したことにより、「天下の台所」と呼ばれ、商都大阪として活況を呈した。消費都市江戸とならんで生産都市大阪は、日本の二大中心都市となった。

明治維新後は、工業活動を主体とする商工業都市への転換がはかられ、19世紀末には、工場から排出される煙が空をおおい、「煙の都」と称されるようになり、20世紀初めには、紡績工業が世界市場を押し、「東洋のマンチェスター」と呼ばれるほどにもなった。

第2次世界大戦後は復興も推進されたこともあって、まもなく市民生活も安定し、経済活動も戦前の水準を突破するに至った。

しかし、昭和40年代の後半からの石油危機を契機に、わが国経済が低成長時代に入ると、大阪の経済も往時の勢いに比べると沈静気味に推移してきた。

その後、景気は次第に上向きになり、昭和62年12月以来、約50か月強にわたる長期かつ全国的な景気の拡大は、個人消費と根強い設備投資に支えられて堅調に推移し「いざなぎ景気」に迫る勢いであったが、平成3年後半頃より伸び悩みはじめ、住宅投資の低迷ともあいまって景気は減速傾向が鮮明となった。以降も総じて低迷が続き、バブル経済の崩壊に伴う日本経済の不況はほとんどの企業で減収減益となり、ますます深刻さの度合いを強めている。本市でも公共事業の推進や中小企業の経営安定対策を中心とした景気対策を講じるなど、大都市圏の中心都市として、わが国の経済発展の動向を左右する重要な役割を果たすためにさまざまな施策を打ちだしている。今後は、経済のグローバル化やネットワーク化など大きな変化の中にあって、より高次な都市経済機能を備えた国際都市として世界に貢献していくことが期待されている。

本市工業の概況をみると、平成4年末現在で従業者数4人以上の事業所数1万6,715か所、従業者数29万7,174人、出荷額で7兆7,817億円であり、前年に比べて事業所数で4.3%減少し、従業者数で3.4%減少、出荷額で4.9%の減少を示している。

業種別にみると、事業所数では金属製品造業、出版・印刷関連産業、一般機会器具製造業で全体の44.3%を占めており、出荷額では、印刷・出版関連産業が最も多く、次いで化学工業、一般機械器具製造業と続き、以上3業種で全体の40.3%を占めている。

商業の概況は、平成3年7月の商業統計調査によると、店舗数8万5,288店舗、従業者数68万5,603人、販売額で80兆1,676億円であり、昭和63年の前回調査時点よりも、店舗数で1.0%減少したが、従業者数で2.9%、販売額で21.3%とそれぞれ増加している。

業態別でみると、店舗数で卸売業が4.5%増加したのに比べて、小売業が4.8%減少したものの、販売額では卸売業21.1%、小売業23.6%とそれぞれ増加しており、ともに高い伸びを示している。

表-1-2-3 製造業の構成

(平成4年工業統計調査)

業 種 名	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (億円)
鉄鋼・金属			
金属製品	3,310	55,709	17,084
機 械	3,584	70,016	17,974
化学・石油・			
石炭製品	1,224	38,725	12,340
食 料 品	853	19,036	5,258
繊維・繊維製品	1,908	24,169	4,072
出版印刷	2,476	47,793	12,421
木材・木製品	1,483	18,665	4,202
そ の 他	1,877	23,061	4,466
合 計	16,715	297,174	77,817

(注) 従業者4人以上の事業所

表1-2-4 商業の構成

(平成3年商業統計調査)

業 種 名	店舗数	従業者数 (人)	販売額等 (億円)
卸 売 業	36,805	467,144	745,624
各種商品小売業	67	23,032	14,683
織物・衣服・身の まわり品小売業	10,318	36,731	8,503
飲食料品小売業	17,270	70,563	11,505
自動車・自転車 小 売 業	1,913	12,175	4,591
家具・建具什器等 小 売 業	4,632	18,656	4,854
その他の小売業	14,283	57,302	11,917
合 計	85,288	685,603	801,677

(注) 飲食店を除く

3. 河川、道路及び公園と緑化の推進

大阪が「水の都」とよばれているのは、市内に縦横に流れていた大小幾多の河川・運河が水運の便をもたらし、本市の発展に大いに役立ってきたからである。

市内河川の大部分は人工河川で、古くは仁徳朝の難波(なにわ)の堀江の開削、桓武朝の神崎川疎通にはじまり、文禄3年(1594年)の東横堀川の開削、元和元年(1615年)の道頓堀川の開削、そして昭和15年の城北運河の開削等によるもので、市内2大河川である淀川、大和川もその例外ではなく、大和川は宝永元年(1704年)、淀川は明治36年に築造されたものである。

しかし、第二次大戦後になってから、交通形態の変革により水上交通は著しく衰退し、また環境整備及び治水対策の目的により、市内の河川は次々と埋立てられ、道路・公園等の用に供している。

平成5年度末現在の市内の河川は、1級河川が24河川(延長138km)、準用河川が4河川(5.02km)、普通河川6河川(5.28km)で合計34河川、総延長148.31km、総面積20.49km²となっている。

また市内の道路は、平成6年4月1日現在の路線数で国道13、府道28、市道11,488、計11,529路線を数え、総延長3,811.8km、総面積37.01km²となっている。

しかし、最近の増加する交通量に対応するため、さらに整備、拡張が進められている。今後の道路整備は、道路緑化、歩行者道、自転車道など環境保全、交通安全に留意しながら都市活動や市民生活の基盤となるよう進めていくことになる。

一方、市内の公園は、平成5年度末現在で園数844か所を数え、その機能は都市の緑化をはじめ、都市公害の緩和、災害時の避難場所になるとともに、市民のコミュニケーションの場として重要な役割を果たすオープンスペースとなっている。

市営の公園は840か所あり、その内訳は、街区公園740、近隣公園61、地区公園21と、大阪城、天王寺、中之島の特殊公園3、大規模公園（鶴見緑地）1、毛馬南等の緑道7及び千島、長居等の都市基幹公園7となっており、その他国営（淀川河川公園）及び府営（住吉公園、住之江公園、久宝寺緑地）を含めた公園面積は8.21km²で市域の3.72%を占め、市民1人当たり3.17m²となっている。

大阪市は、古くから都市化が進み、市域のほとんどが市街化されているため、緑やオープンスペースがきわめて少ない状況にあった。

このような都市環境の中で、大阪を緑豊かな、うるおいのある健康で文化的なまちにするため、昭和30年代後半より広く市民の協力を得ながら、強力な緑化運動を推進してきた。公園、街路などの都市施設、学校、区役所などの公共建造物等への積極的な緑化事業の推進はもとより、民有地緑化の推進についても普及啓発事業を展開するなど緑化に関するあらゆる施策を講じてきた。これら緑化施策の推進の結果、市域内緑量は大幅に増加した。中でも公園樹及び街路樹の数は昭和33年度末に約44万本であったものが、平成4年度末には約732万本と、実にめざましい増加をみている。

しかし、最近の快適で良好な都市環境を求める社会的意識の高まりの中においては、更に質の高い緑による都市環境整備が強く望まれている。

こうした中、人間主体のまち、世界に貢献するまち大阪の実現に向けて、「国際花と緑の博覧会」の基本理念と成果を継承し、花と緑のあふれるまちづくりを積極的に推進するため、平成2年10月には「花と緑のまちづくり宣言」を行うとともに、平成2年11月には「大阪市花と緑のまちづくり推進基金」を設置した。

これらを受けて平成3年度に21世紀初頭を目標とした「グリーンナリー・大阪2005事業」に着手するとともに、平成6年度も引き続き本事業の進捗を図り、公共緑化及び民間緑化を強力に推進していく。

表1-2-5 河川・道路及び公園の概況

(平成5年3月末現在)

河 川		道 路			公 園		
川 数	延 長	面 積	路線数	延 長	面 積	園 数	面 積
34	148.31km	20.49km ²	11,529	3,811.8km	37.01km ²	844	8.21km ²

- (注) 1. 河川には、港湾法にもとづく運河等は含まれていない。
 2. 道路には、有料道路は含まない。なお、道路の数値は平成6年4月1日現在の数値である。
 3. 公園には、国営1か所及び府営3か所を含む。

4. 土地利用

本市の面積は220.45km²であるが、そのうち用途地域決定区域は211.33km²である。その土地利用は、中心部の商業業務地、西部の臨海工業地、北部の工業地（うち、東部はおおむね住宅地）、東部の軽工業地（住宅と工業が併存）、南部の住宅地と大別できるが、全体としては未だ土地利用が整然としておらず、適正な土地利用と用途地域の純化をはかることが必要である。

本市における都市計画法に基づく用途地域の状況は表1-2-6のとおりである。

表1-2-6 用途地域の状況

平成5年9月末現在

用途地域	面積 (km ²)	割合 (%)
第2種住居専用地域	24.88	11.8
住居地域	68.08	32.2
近隣商業地域	4.18	2.0
商業地域	32.69	15.5
準工業地域	50.07	23.7
工業地域	9.96	4.7
工業専用地域	21.47	10.1
合計	211.33	100.0

(注) 第1種住居専用地域はない。

第2章 環境問題の概要

第1節 環境の現状

1. 大気汚染

本市では、大気汚染防止対策を総合的に推進し、その結果全体としては改善傾向を示しているが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については未だ環境基準を達成していない。平成5年度の二酸化窒素年平均濃度は、平成4年度と比べて、一般環境測定局、自動車排出ガス測定局ともほぼ横ばい傾向がみられた。

大気汚染常時監視測定局における平成5年度の主な大気汚染物質濃度の状況は、次のとおりである。

(1) 二酸化硫黄（SO₂）濃度

一般環境測定局13局と自動車排出ガス測定局4局で測定を行っているが、市内平均値は、一般環境測定局で0.007ppm、自動車排出ガス測定局では0.010ppmとなっており、経年的にほぼ横ばいである。

環境基準の適合状況は、一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局の全測定局で適合している。

(2) 二酸化窒素（NO₂）濃度

一般環境測定局12局と自動車排出ガス測定局11局で測定を行っているが、市内平均値は、一般環境測定局では0.035ppm、自動車排出ガス測定局では0.044ppmで前年度と比べほぼ横ばいであった。

環境基準の適合状況は、一般環境測定局では5局で適合し、自動車排出ガス測定局は全測定局で不適合であった。

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）濃度

一般環境測定局13局と自動車排出ガス測定局7局で測定を行っているが、市内平均値は、一般環境測定局で0.044mg/m³、自動車排出ガス測定局では0.058mg/m³であり、前年度に比べほぼ横ばいであった。

環境基準の適合状況は、一般環境測定局、自動車排出ガス測定局ともに、全測定局で不適合であった。

(4) 一酸化炭素（CO）濃度

自動車排出ガス測定局7局で測定を行っているが、市内平均値は1.7ppmで、ここ数年環境基準を十分下回る低い濃度レベルで推移している。

環境基準の適合状況は、全測定局で適合している。

(5) 光化学オキシダント（Ox）濃度

一般環境測定局12局で測定を行っているが、昼間の市内平均値は0.025ppmと前年度と同じ状況であった。

環境基準の適合状況は、全測定局で不適合であった。

(6) 炭化水素（HC）濃度

一般環境測定局3局における非メタン炭化水素の測定結果は、全測定局で環境庁指針値を上回っている。

2. 水質汚濁

(1) 公共用水域

本市では、法律・条例の規定に基づき、公共用水域の定期観測（環境水質定点調査）及び工場・事業場からの排水水に対する規制を実施するとともに、自動測定装置及びテレメータシステムにより河川水及び工場・事業場の排水の常時監視を実施している。

平成5年度の環境水質定点調査は、BOD等の生活環境項目については50地点、水銀等の健康項目については43地点で測定した。

代表的汚濁指標であるBOD（海域ではCOD）の環境基準の達成状況は、淀川、神崎川、大阪港湾水域では達成したが、大阪市内河川水域の一部、寝屋川水域及び大和川では達成できなかった。

健康項目については、水銀等の従来の項目はすべての地点で環境基準を達成したが、平成5年3月新たに追加された15項目のうち、ジクロロメタンが1地点で環境基準値を超過した。

(2) 地下水

本市の地下水質の概況を把握するために行った調査（18地点）では、4地点でトリクロロエチレン等が検出された。また、これまでの調査で汚染が判明した地域等における定期モニタリング調査（15地点）では、8地点でトリクロロエチレン等が検出された。なお、平成4年度の概況調査結果で、トリクロロエ

チレン等を検出した汚染井戸周辺地区で行った調査（7地点）では、1地点で砒素を検出した。

3. 騒音・振動

騒音公害は感覚公害であり、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすい。平成5年度に市民からよせられた苦情件数は、騒音が528件で52%、これに振動の65件（7%）を合わせると全苦情件数の約6割を占めている。

発生源別でみると、騒音では工場・事業場が335件で最も多く、騒音苦情の63%を占めている。振動では、工場・事業場が29件、建設作業に係るものが17件で、振動苦情の71%を占めている。

一方、幹線道路周辺を除く一般地域の騒音の大きさは、平成4年度調査では昼間で平均55デシベル、夜間で平均48デシベルであり、主たる騒音源としては自動車騒音が最も多く、その割合は昼間60%、夜間54%となっている。

4. 地盤沈下

昭和35年のピーク時には20cm以上の年間沈下を記録したが、法律・条例に基づく地下水採取規制と工業用水道の普及などにより、昭和38年以降は沈下が鈍化し、最近ではほとんど停止している。

平成5年度に実施した地盤沈下調査水準測量による164水準点での観測結果では、年間最大沈下量は大正区の1.39cmであった。

地盤沈下と密接に関係する地下水位は、市内11か所15本の観測井における観測の結果、平成4年度と比較すると12本の観測井で下降を示し、その降下量の最大は姫島の3.75mであった。

5. 悪臭

悪臭は人に不快感や嫌悪感を与える代表的な感覚公害である。そのため、市民の快適な環境を希求する意識が高まっているなかにおいて、悪臭は極めて身近な公害事象といえる。

平成5年度の苦情の発生件数は、全公害苦情件数の20%を超える265件を数えている。これを業種別に分類すると、飲食店など「サービス業・その他」に属する事業所が83件で最も多く、これに次ぐ金属製品製造工場など「その他の製造工

場」の41件を加えると全悪臭苦情件数の47%を占めている。また、用途地域別にみると、住居及び商業・準工業地域において発生率が高い。

こうした状況や全国的な比較からも、本市の悪臭公害は明らかに都市型の様相を呈している。

6. 廃棄物

(1) 一般廃棄物

昭和40年以降、経済の高度成長と市民の生活水準の向上は、オフィスの紙ごみを初めとした事業系ごみを増大させ、家庭においても家具や電化製品の大型化を促し、ペットボトルやプラスチックトレイなどの容器・包装材と各種の使い捨て商品を氾濫させている。ごみの増大は、一方で資源の浪費により成り立っている。このため本市においては、ごみの排出抑制の普及啓発やごみ減量キャンペーンに努めているが、今後とも環境保全や資源保護の観点から、ごみの減量・再資源化・適正処理等の対策を強力に推進させる。

本市では、一般廃棄物処理計画に基づきごみの処理を行っているが、平成5年度は、年間約206万トンを処理し、このうち可燃性ごみ約180万トンをごみ焼却工場で焼却し、残る不燃性ごみを一部金属回収するほか埋立処分した。

(2) 産業廃棄物

平成5年度において、市域から発生した産業廃棄物の推計量は482万トン（公共都市施設分を除く）で、中間処理や再利用ののち、発生量の30.6%にあたる147万トンが埋め立て等最終処分されていると推計されるが、生活様式の高度化や産業活動の進展に伴い、量的増大・質的多様化が進む廃棄物に対処するため産業廃棄物の管理指導計画を作成し、これに基づいて産業廃棄物行政を推進している。

産業廃棄物を排出する事業者やこれらを処理する業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて、規制・指導を行い、さらに処理・処分については、本市のように市域が狭あいでは、中小企業が多い状況では、個々の排出者に対しその処理責任を追及するのみでは環境保全上問題があるので、(財)大阪産業廃棄物処理公社で広域処理を実施するなど、公共関与を行っている。

7. その他（アスベスト、有機塩素系物質、地球環境問題関連物質）

都市化の進展、産業の高度化等に伴って、有害化学物質による汚染等の新たなタイプの汚染が問題となる可能性がある。そのため、平成元年度からアスベストについては市内7か所で、有機塩素系物質については市内5カ所でモニタリング調査を実施している。

また、地球環境問題関連物質として、酸性雨調査を昭和58年度から市内1か所で、昭和62年度からは市内3か所で実施している。フロン等のオゾン層破壊物質調査を平成元年度から市内5か所で、二酸化炭素等の地球温暖化原因物質調査を平成2年度から市内3か所で実施している。

第2節 最近の環境問題の概要

我が国では、高度経済成長に伴って引き起こされたかつての深刻な産業公害は、世論の厳しい要請のもと、官民一体となった取組によって大きく改善されてきた。しかしながら、今日、人口や産業の集中する都市部を中心にして自動車公害や生活排水等による河川の汚濁、廃棄物処理などのいわゆる都市・生活型公害問題が深刻化してきている。とくに、経済活動の活発化、諸活動の都市部への集中等を背景に、より一層その傾向に拍車がかかってきている。

大都市域における二酸化窒素による大気汚染は最近ではむしろ悪化の傾向を示しており、環境基準を超過している地域が拡大している状況にある。これには消費の高度化による自家用車の増加や貨物輸送における自動車依存の増加などを背景にした自動車交通量の増加とともに、経済性に優れるディーゼル車比率の増大などがその要因として上げられている。また、石油危機以降、産業部門を中心に進んだ省エネルギーの取組も停滞してきており、エネルギー消費とそれに伴う二酸化炭素の排出が最近では増加している状況にある。廃棄物をみても、日常生活に伴って生じるごみの排出量は、ここ数年来一貫して増えてきており、生活の多様化に伴いその種類も増加してきている。その結果、大都市域ではごみの処分場不足が深刻な問題になってきており、また、不法投棄も目立ってきている。この背景には大量消費、大量廃棄型社会への変貌があげられよう。

一方、余暇時間の増大や所得の向上等に伴う、レジャー・余暇活動への要求の高まりや、有利な投資先としてリゾート産業への企業の積極的な参入などを背景にリゾートブームが起こり、自然への開発圧力がますます高まってきている状況である。

こうしたことから、我が国における最近の環境の状況を総体として見ると、「悪化していることは否定できない」と指摘されており、環境問題がふたたび緊急の課題になってきている。さらに、今日の環境問題で特徴的なのは、環境汚染を構成する要素が複雑に絡み合い、悪化のもたらす影響が広い地域、国境を越えて他の国々へも及んできていること、そして地球環境そのものへの深刻な影響を及ぼすまでになってきていることである。

地球環境問題は今、世界的に解決に向けて取り組むべき最重要課題のひとつとしてあげられている。オゾン層の破壊についてみると、オゾンホールは昭和60年ごろ

までは南極上空で2年周期で消長を繰り返していたが、ここ数年では毎年連続して観測されている。また、温暖化原因物質である二酸化炭素の濃度も、確実に上昇を続けている。その他、熱帯林の減少や海洋汚染、あるいは、現在工業化の著しい開発途上国における大気汚染や水質汚濁などの産業公害も深刻な問題である。

この様な中で、一昨年の6月にブラジルで開催された国連環境開発会議いわゆる「地球サミット」は、環境問題の解決と持続可能な開発を目指して、初の各国首脳レベルでの会議であり、また、同時に、世界各地からNGO（非政府組織）の幅広い参加のもとで開催された会議でもあった。この会議では、各国間の利害の食い違いなどから、具体的な対策についての足並みはそろわなかったものの、対立を回避し、地球環境問題解決に向けての一致点をさぐろうとの姿勢から、「環境と開発に関するリオ宣言」、地球再生のための行動計画「アジェンダ21」、「森林保全の原則声明」、「気候変動枠組み条約」、「生物多様性条約」の5つの宣言・条約の成立をみるにいたった。

こうした世界的動向を踏まえ、我が国では「アジェンダ21」行動計画（ナショナルアジェンダ）を昨年12月の関係閣僚会議で決定し、政府としての地球環境保全行動を展開することとした。

また、昨年11月に社会経済活動や国民の生活様式のあり方を含め、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものに変えていくことを目標とした「環境基本法」が成立した。

今日の環境問題は、とりわけ地球環境問題に象徴されるように、現代文明の存立基盤であるエネルギーや資源の使用、化学物質の開発と利用、人間活動の拡大等に深く関わっており、その解決には環境汚染に対する個別の対策のみでなく、社会、経済等、人間の活動そのものを環境に配置したものへと変革していくことが必要不可欠である。

すでに市民団体やグループの中で、環境保全のためにリサイクル活動をはじめとした取組を展開しているところも出てきている。市民が環境問題について理解と認識を深め、積極的に行動へ移していくことは、社会全体を環境に配慮したものへと変革していく原動力となるものである。また、企業においても環境問題について前向きに取り組むところも増えてきており、これらの環境保全に向けた気運の高まりを、複雑多様化した今日の環境問題の解決に結び付けていくことが、今求められている。

第3章 環境行政の総合的推進

第1節 大阪市環境管理計画（EPOC21）

— 人と環境にやさしいまちをめざして —

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

21世紀において快適な環境を確保するためには、市民の健康を守るための公害防止の取り組みはもとより、快適環境の創造や環境と調和のとれた都市空間の整備などに係る施策も充実させ、さらに地球環境の保全も視野に入れ、市民、企業そして行政の協力のもと、環境をさらに保全・活用・創造する総合的な環境管理という観点からの環境政策が必要である。

本計画は、このような認識のもと、人が環境を考えて行動をすることにより、人間と環境が共生する都市、すなわち「人と環境にやさしいまち」の実現をめざす指針となるものであり、平成3年7月に策定した。

(2) 計画の性格

本計画は「大阪市総合計画21」の環境の分野の具体化をめざす総合的な計画であり、平成元年2月に策定した「大阪市自動車公害防止計画」を包含している。

(3) 計画策定の視点

「人と環境にやさしいまち」の実現のため、本計画は次の視点で策定している。

① 広い視野をもった環境づくり

健康で快適な都市環境をつくり出していくために、公害対策だけでなく都市における自然の再生、生態系の保全や環境と調和のとれた都市空間の整備を含んだ広い視野を持った環境行政を推進する。

② 市民・企業・行政が協力して推進する環境づくり

市民生活や企業活動は、環境とのつながりが非常に強いいため、環境の保全・創造に必要な方針を示し、市民・企業そして行政が協力して快適な環境づくりを推進する。

③ 地球環境保全に貢献できる都市づくり

地球温暖化など地球環境問題の解決に貢献するため、環境に与える負荷の少ない都市、また地球環境保全のための情報を発信できる都市をめざす。

(4) 計画の取り組み内容

① 都市環境汚染問題の解決

- ・公害問題の解決（大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下等）
- ・廃棄物問題の解決
- ・新たな汚染問題の解決（熱汚染や有害化学物質による汚染等）

② 快適環境づくり（緑、水辺等）

③ 環境と調和のとれた都市への誘導（道路、鉄道、下水処理場、ごみ焼却工場等）

④ 地球環境保全の推進

⑤ 市民等の環境に対する認識の向上と生活様式の改善

(5) 計画の期間

計画の期限は、西暦2005年（平成17年）とする。

なお、本計画は5年を目途に検証を行い、社会情勢の変化等に応じ必要な場合は見直しを行う。

(6) 計画の愛称

E P O C 21（エポック21）とは、Environmental Plan of Osaka City 21st century の略称で、21世紀へ向けての大阪市の環境管理計画の愛称である。

2. 都市環境汚染問題の解決

大阪市では、都市活動が高密度に行われていることに伴う様々な環境汚染問題がおこっている。公害問題については大気汚染の問題、また、今後ますます増加が予想される廃棄物の問題、さらに先端産業等からの有害化学物質による汚染や、ヒートアイランド現象等の新たな環境汚染問題への対処が求められている。

これらの都市環境汚染問題の解決に向けて、取り組みを進めていくこととする。

(1) 公害対策の推進

① 取り組みの方針

今後の公害対策の取り組みとして、環境保全目標を定めてその達成に向け

従来の規制型の公害対策を強化するとともに、市民や企業に環境汚染防止への協力を求めながら対策の推進を図っていく。

② 取り組みの内容

ア 大気汚染対策の推進

大気汚染の状況は、クリーンエアプラン'73、及びこれを継承したニュークリーンエアプランに基づき大気汚染対策が進められてきた結果、昭和45年頃と比べれば大きく改善されているが、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、いまだに環境基準を達成しておらず、その早期達成が課題となっている。

そのため、大気関係の環境保全目標を表3-1-1のように定め、大気汚染対策を推進していく。

表3-1-1 大気関係の環境保全目標

項 目	環 境 保 全 目 標
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値0.06ppmを達成し、さらに、0.04ppmへ向けて努力することとする。 ただし、健康影響に関する研究の進展に対応し、大阪市公害対策審議会に諮るものとする。
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。 また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下であること。

(注) 対象地域は市域のうち車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所を除く。

イ 窒素酸化物対策の推進

⑦ これまでに講じた施策と効果

大阪市では、これまでニュークリーンエアプランに基づく窒素酸化

物（NO_x）の目標量を達成するため、各種の対策を推進してきた。

工場・事業場については法・条例による排出基準、総量規制基準等の遵守、さらに、「大阪市窒素酸化物対策指導要領」による指導を行ってきた結果、目標量を達成できる見込みである。しかし、自動車は目標量の達成が遅れており、道路沿道を中心に二酸化窒素の環境基準を達成できていない地域が残っている。

そのため、平成元年2月に「大阪市自動車公害防止計画」を策定し、新たに自動車からの排出量を削減するための対策を平成12年度（2000年）に向けて推進している。

④ 新たな目標量の設定

環境保全目標の早期達成のため、平成12年度（2000年）の発生源別の窒素酸化物排出量を目標量として設定する。

表3-1-2 窒素酸化物目標量（大阪市域）

（単位：トン／年）

発 生 源	現状排出量 昭和63年度 (1988年)	目標量(注1) 平成12年度 (2000年)	削減率(注2) (%)
固定発生源(工場・事業場)	6,660	6,190	7.1
移動発生源(自動車)	9,810	5,000	48.8
合 計	16,470	11,190	32.0

(注) 1.目標量は、今後の排出量の増加があっても各種の対策を講じることにより達成しなければならない量として設定している。

2.削減率は、現状排出量と目標量との単純比較である。

⑤ 環境保全目標達成のための発生源対策

○ 工場・事業場対策

これまでの対策をさらに推進するとともに、次のような施策を柱とする今後の「固定発生源に係る窒素酸化物対策のあり方」について検討し、早期に目標量を達成し、さらなる削減に向け努力する。

- ・窒素酸化物対策指導要領の充実、強化
- ・地域冷暖房システムの適正な導入の推進
- ・省エネルギー技術等の導入の推進

- ・低公害燃焼機器の普及促進
- ・燃焼施設の適正な自主管理の推進
- ・啓発活動の実施
- 自動車対策（「大阪市自動車公害防止計画」の推進）
 - 「大阪市自動車公害防止計画」に基づき、自動車からの窒素酸化物排出量を昭和60年度（1985年）の10,400トン／年から、平成12年度（2000年）までに、ほぼ半分の水準（5,000トン／年）まで削減するため、次の施策を重点的に推進する。
 - ・窒素酸化物排出ガス規制の強化
 - ・自動車交通総量の無秩序な増加の抑制
 - ・低公害自動車の普及促進
 - ・自動車交通の円滑化
 - ・啓発活動
 - ・自動車排出ガス総量抑制方策
 - 局地汚染対策の推進
 - 調査・研究

(イ) 浮遊粒子状物質対策の推進

⑦ 目標量の設定

浮遊粒子状物質の環境保全目標「一日平均値0.1mg/m³」をめざして発生源別の目標量を表3-1-3のように設定する。

表3-1-3 浮遊粒子状物質目標量（大阪地域）

（単位：t／年）

発生源		現状排出量 昭和63年度 (1988年)	目標量 平成17年度 (2005年)	削減率 (%)
固定発生源 (工場・事業場)	ばい煙発生施設	1,740	1,430	18
	粉じん発生施設	60	40	33
移動発生源	自動車	1,080	580	46
	船舶	60	70	△17
合計		2,940	2,120	28

- (注) 1. 目標量は、今後の排出量の増加があっても各種の対策を講じることにより、達成しなければならない量として設定している。
2. 削減率は、現状排出量と目標量との単純比較である。
3. 自動車は、走行巻き上げ等による排出量を含んでいない。

① 環境保全目標達成のための発生源対策

○ 工場・事業場対策

次の項目を盛り込んだ、本市独自の「固定発生源に係る浮遊粒子状物質対策指導要領」を策定し、指導の強化を図る。

- ・大気汚染防止法のばいじん排出基準より厳しい指導基準を設定し、その遵守を指導する。
- ・集じん装置を良好な状態に維持するため、集じん装置維持管理マニュアル等を作成するなど、適正な維持管理を推進する。
- ・指導基準や法・条例による規制基準の遵守等、ばい煙・粉じん発生施設の自主監視・自主管理の推進を指導する。
- ・施設の設置等にあたっては、排出濃度を可能な限り低くするための最善の技術導入や、気体燃料・灯油等軽質燃料の使用を指導する。
- ・大規模工場・事業場に対し、指導基準の遵守による排出量の削減やその他の対策の実施により、工場・事業場全体の排出量を計画的に削減するよう指導する。

○ 自動車対策

- ・粒子状物質排出ガス規制の強化
- ・自動車交通総量の無秩序な増加の抑制
- ・低公害自動車の普及促進
- ・自動車交通の円滑化

○ 局地対策の検討及び推進

○ 調査・研究の推進

(ウ) 光化学オキシダント対策の推進

非メタン炭化水素濃度の指針値（朝6時から9時までの3時間平均値が0.2から0.31ppmC）を達成するために当面、窒素酸化物及び非メタン

炭化水素について正確な目標量を設定するための調査、解析を進めるとともに、光化学スモッグ予報等の発令をなくすことに努める。

㉞ 蒸発系固定発生源対策

- 非メタン炭化水素排出量削減のための規制強化について、国等へ要望を行う。
- 非メタン炭化水素排出量削減のための事業者に対する規制指導を行う。
- 低溶剤型塗料の開発、使用促進のための事業者に対する指導を行う。
- 光化学スモッグ予報等発令時には、緊急時対象工場等での窒素酸化物排出削減措置の徹底を図っていく。

㉟ 自動車対策

- 排出ガスの炭化水素規制の強化
- 低公害車の普及促進
- 光化学スモッグ発令時における自動車の運行自粛要請を行っていく。

㊱ 調査・研究の充実

(エ) その他の大気汚染対策

㉞ 硫黄酸化物対策

工場・事業場については、これまでの対策を継続していくとともに、自動車については、ディーゼル自動車への転換等による二酸化硫黄濃度の上昇を抑えるため、軽油中の硫黄分の削減を国へ要望していく。

㉟ 一酸化炭素対策

一酸化炭素対策として自動車排出ガス規制が行われており、これまで新車規制及び使用過程車規制が実施されてきた結果、大阪市内のすべての自動車排出ガス測定局において一酸化炭素の環境基準を達成している。

したがって、現在の状況を維持していくため、窒素酸化物対策と同様の自動車対策を推進していく。

イ 水質汚濁対策の推進

(ア) 環境保全目標

大阪市内の河川全域において早期の環境基準の達成をめざす。環境基準が達成されている河川や環境基準類型が未指定の河川について、さらに水質汚濁防止対策を積極的に推進していくため、BODに係る新たな目標を、大阪港湾域についてはCOD及びリンの新たな目標を設定する。

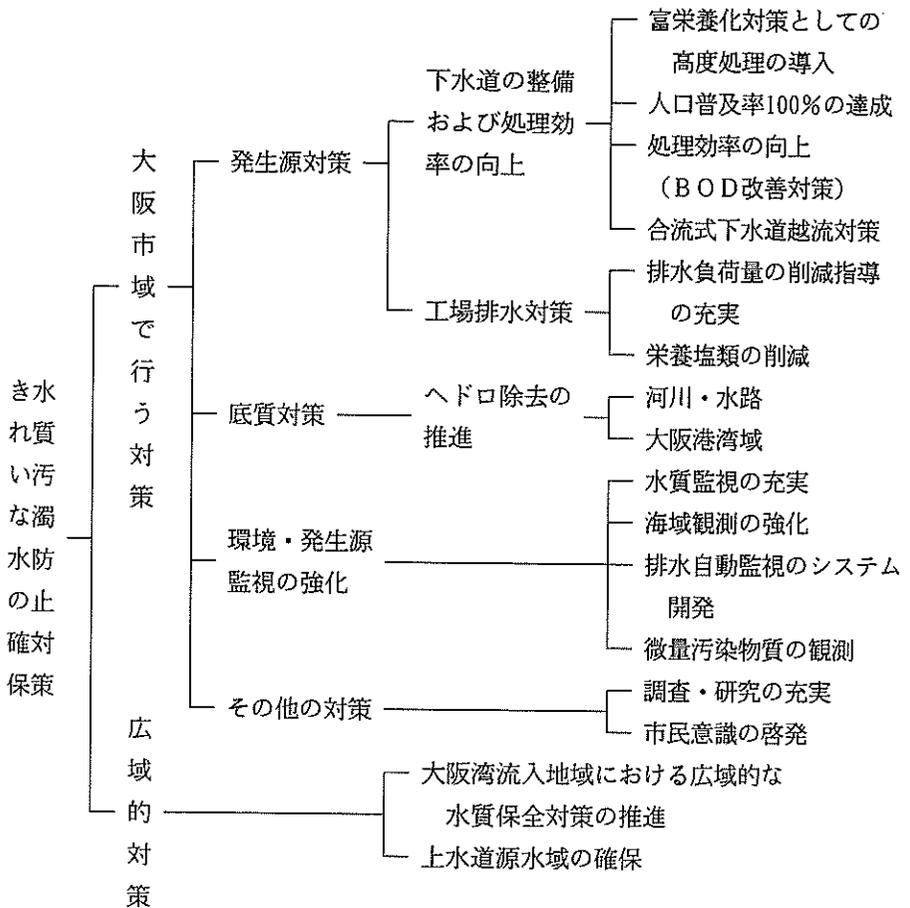
大阪港湾域のリンの目標については、環境庁の「海域に係る窒素・リン等水質目標検討会」が、平成2年3月にまとめた中間報告が示した目標値のうち「環境保全水域」の最大値を当面の目標とし、今後さらに検討することとした。

(イ) 水質環境保全目標達成のための施策

大阪市内の中心部の河川は大部分が環境基準を達成しているものの、今後、河川周辺の空間を都市における快適環境創造の空間、また、市民が自然や生き物と出会える空間として整備できるよう、さらなる水質改善を進めていく。環境基準の達成が遅れている周辺部の河川等については、環境基準の達成に向け、最大限の努力を続ける。

また、大阪湾については、赤潮発生にみられる富栄養化に対応するため、リン削減対策のほか、窒素削減対策にも取り組む。

図3-1-1 水質汚濁防止対策の体系図



⑦ 大阪市域で行う対策

次の対策を講じることにより、排出負荷量の削減に努める。

- 下水道の整備および処理効率の向上
水質汚濁防止対策の根幹となる下水道の整備をさらに積極的に進めるとともに、処理効率の向上を図り汚濁負荷量の削減に努める。
 - ・富栄養化対策としての高度処理の導入
 - ・人口普及率100%の達成
 - ・処理効率の向上（BOD改善対策）
 - ・合流式下水道の越流対策
- 工場排水対策
 - ・排出負荷量の削減指導の充実
 - ・栄養塩類の削減（リン・窒素削減対策）
- ヘドロ除去の推進（河川・水路、大阪港湾域）
- 環境・発生源監視の強化（水質監視の充実等）
- その他の対策（調査・研究の充実、市民意識の啓発）

⑧ 河川、海域の水質保全のための広域的対策

- 広域的な水質保全対策の推進
- 上水道源水域の保全

(ウ) 地盤環境対策の推進

地盤に関する環境問題としては、地盤沈下、地下水汚染、土壌汚染があり、これらの問題はいったん発生すると回復が不可能であったり、非常に困難な場合が多いので、これらの問題を「地盤環境」として一体的に扱い、その未然防止に努める。

⑦ 環境保全目標とその達成のための施策

- 地盤沈下
地盤沈下についての環境保全目標は、次のように定めた。

表3-1-4 地盤沈下の環境保全目標

項目	環境保全目標
地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと 地盤沈下を生じない地下水位を確保すること

環境保全目標達成のため、次の施策を進める。

- ・地下水採取規制と指導
- ・監視体制の充実
- ・調査・研究
- ・地盤環境に係る協力体制の整備

④ 地下水汚染

有害物質等による地下水の汚染を防止するため、国が定めた地下水の評価基準値（1.1.1-トリクロロエタン、四塩化炭素については暫定水質基準値等）を環境保全目標とする。

なお、今後新たな有害物質による汚染が判明した場合、必要に応じて環境保全目標の項目に追加する。

環境保全目標達成のため、次の施策を進める。

- 工場・事業場対策 ○地下水の監視 ○汚染原因の調査

⑤ 土壌汚染

土壌汚染についての環境保全目標は、次のように定めた。

表 3 - 1 - 5 土壌汚染の環境保全目標

項 目	環 境 保 全 目 標
土 壌 汚 染	土壌汚染を防止し、進行させないこと

土壌汚染の防止のため、次の施策を進める。

- 工場・事業場対策 ○土壌汚染の防止

(イ) 騒音・振動対策の推進

⑦ 環境保全目標の設定

騒音・振動関係の環境保全目標は、次のように定めた。

表 3 - 1 - 6 騒音・振動関係の環境保全目標

地 域	時 間 の 区 分			
	昼 間	朝 夕		夜 間
の 類 型	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の 午前6時まで
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下		40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下		50ホン(A)以下

ただし、道路に面する地域の環境保全目標は次表のとおりである。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	昼 間	朝 夕	夜 間	
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の 午前6時まで	
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下		50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下		55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下		60ホン(A)以下

本目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音および建設作業騒音には適用しない。

地域の種類	基準値
A	70NECFNL 以下
B	75NECFNL 以下

航空機騒音

地域の種類	基準値
A	70ホン以下
B	75ホン以下

新幹線鉄道騒音

建設作業騒音

鉄軌道騒音
(新幹線を除く)

振 動

低 周 波
空 気 振 動

大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であること

(注) 表中の地域の類型は次のとおり
 A：第一種住居専用地域（市内該当なし）、第二種住居専用地域、住居地域
 B：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

- ① 環境保全目標達成のための施策
 - 工場・事業場、建設作業騒音・振動対策
 - ・規制・指導、監視の強化
 - ・発生源の低騒音・低振動化、防音構造化
 - 自動車騒音・振動対策
 - ・車両騒音の規制強化
 - ・交通規制の強化
 - ・道路沿道対策の推進（防音壁・環境施設帯等の整備）
 - ・自動車の適正な利用法についての啓発活動の充実
 - 生活騒音対策
 - ・モラル・マナーの高揚等啓発活動の充実
 - 鉄軌道騒音・振動対策の推進
 - 航空機騒音対策の推進

(㊦) 悪臭対策の推進

⑦ 環境保全目標の設定

悪臭の環境保全目標を、次のように定めた。

表 3-1-7 悪臭の環境保全目標

項 目	環 境 保 全 目 標
悪 臭	大多数の住民が日常生活において感知しない程度であること

① 環境保全目標達成のための施策

- 工場・事業場対策
- 広域悪臭対策
- 悪臭防止技術の開発及び普及促進
- 調査・研究
- 啓発

(2) 廃棄物対策の推進

① 取り組みの方針

市民生活や事業活動から生じる廃棄物は、より高度で便利な生活様式への

変化と、これに対応した産業活動の進展に伴い、排出量の増加と質の多様化が進んでおり、この廃棄物を適正に処理しない場合、環境汚染を引き起こす恐れがある。

このような情勢に対処していくため、積極的に廃棄物対策を推進していく。

② 取り組みの内容

ア. 効率的な一般廃棄物処理システムの確立

市民や事業者と一体となって廃棄物の発生を極力抑制するとともに、結果として排出された廃棄物を、迅速かつ安全に収集運搬し、衛生的・安定的に中間処理及び最終処分を行うため、効率的な一般廃棄物処理システムの確立を図っていく必要があり、廃棄物による環境への負荷を最小限にとどめるため、次の施策を推進していく。

㍑ 排出抑制策

- ㊦ ごみの減量啓発の推進と過剰包装、使い捨て製品などの使用・生産の自粛やごみの排出前の段階での再利用・再資源化の促進などの市民、事業者、行政が一体となったごみの総量抑制の推進
- ㊧ 適正処理困難物についての事業者への回収ルートの整備、製造の自粛や処理の難易についての評価など事業者への指導の強化

㍒ 収集・輸送体制の充実

- ㊦ 管路輸送や中継輸送など新たな輸送体系の検討
- ㊧ 収集輸送車両について低公害車の導入や車両の大型化の検討など、より衛生的で効率的な収集輸送体制の確立

㍓ ごみ処理施設の充実

- ㊦ 今後予想されるごみ量の増大に対応するための新たな焼却工場の建設と既設焼却工場の建替の促進
- ㊧ 破砕などの中間処理を行う施設の整備の研究
- ㊨ 焼却工場の新設、更新時における最新の公害防止技術の導入
- ㊩ 焼却工場における熱エネルギーの積極的な有効活用など中間処理段階での再資源化の促進
- ㊪ 長期的な視点に立った最終処分地の確保

イ. 産業廃棄物の適正な処理の推進

産業廃棄物は、排出事業者の責任において処理することとされているが、産業廃棄物の中には生活環境や人の健康に影響を及ぼす有害物質を含むものもあり、これらの処理にあっては無害化、二次公害の防止など万全の環境保全の措置をとる必要がある。

また、限りある最終処分場を有効に利用していくためにも、産業廃棄物の減量化、再資源化の推進と適正処理に向けた規制指導の強化を基本に、次の施策を推進していく。

- (ア) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理の徹底を図るための排出事業者・処理業者への規制指導の強化
- (イ) 産業廃棄物の排出管理、減量化、適正処理などの排出事業者に対する自主管理体制整備の推進の指導
- (ウ) 産業廃棄物の再生施設の設置や再生品の利用促進及び再生利用業の一般指定の導入
- (エ) 産業廃棄物の排出から処分に至るプロセスを正確に把握するためのマニフェストシステム（集荷目録伝票による管理制度）の導入の指導や排出事業者・処理業者に関する情報管理システムの整備
- (オ) 「大阪湾広域臨海環境整備事業（フェニックス事業）」の推進等による長期的展望に立った最終処分場の確保

ウ. 都市環境美化の推進

市民と一体となった総合的な都市環境の美化を推進するため、美化意識の高揚に向けたごみのポイ捨て追放キャンペーンなどを実施するとともに、市民の協力を得たまちの清掃などの環境美化推進運動を促進する一方、道路・河川清掃や不法投棄対策などの環境清掃事業の充実を図っていく。

(3) 新たな汚染への対応の強化

① 取り組みの方針

今後の都市化の進展、産業の高度化等に伴って、都市排熱等による都市気象への影響（熱汚染〔ヒートアイランド現象〕）や有害化学物質による汚染など新たなタイプの汚染が問題となる可能性があるためその未然防止に努める。

② 取り組みの内容

ア. 熱汚染（ヒートアイランド現象）対策の推進

大阪市では、エネルギー消費に伴う排熱量の増加や都市空間のコンクリート構造化などにより、周辺部に比べ気温が高くなるヒートアイランド現象が見られており、より快適な環境づくりを進めるため、その原因調査を行うとともに対策を進める。

㊦ 環境保全目標の設定

表 3-1-8 熱汚染（ヒートアイランド現象）の環境保全目標

項 目	環 境 保 全 目 標
熱 汚 染 (ヒートアイランド現象)	市域の気温が、郊外より著しく高くないこと

検討する対策の例

- ・エネルギーの有効利用を中心とした都市排熱の削減
- ・未利用エネルギーの活用
- ・建築物の構造の改良・変更（断熱化等）
- ・緑地、水面による熱吸収の促進
- ・雨水の地下浸透の促進

イ. 有害化学物質について

現代の生活では多くの化学物質が使用されており、これらが環境中に放出された場合、人の健康を損なったり環境汚染を引き起こしたりすることがある。そのため、有害化学物質による汚染の未然防止に努める。

㊦ 環境保全目標の設定

有害化学物質についての環境保全目標を、次のように定めた。

表 3-1-9 有害化学物質についての環境保全目標

項 目	環 境 保 全 目 標
有 害 化 学 物 質	環境中における濃度が、健康への影響がなく、かつ十分な安全が見込める程度であること

(イ) アスベスト対策の充実

アスベストは環境蓄積性が高いので、健康被害をおこさないために、将来の環境汚染を未然に防止するため、次の取り組みを進める。

○ 環境保全目標達成のための施策

- ・大阪市施設に係るアスベスト対策
- ・民間施設に係るアスベスト対策
- ・アスベスト製品の製造工場に対する規制・指導
- ・環境モニタリング調査の継続実施
- ・市民に対するアスベストに関する正しい知識の普及・啓発
- ・情報収集

(ロ) 先端産業における未規制物質対策

マイクロエレクトロニクス産業や新素材産業などの先端産業では、未規制の物質が多く使われており、これらの物質による環境汚染問題についても対策を検討・推進していく必要がある。

そのため、平成元年12月に設置した「大阪市未規制物質対策検討会」を中心に対策などの検討・協議を行い、その結果をもとに汚染の未然防止対策の確立を図る。

(ハ) 有機塩素系物質対策

金属洗浄やクリーニングなどに用いられているトリクロロエチレンやテトラクロロエチレン等の有機塩素系物質は、大気環境中に広く残留していることが確認されており、今後も監視を続けるとともに汚染防止のための対策を進める。

(ニ) その他の有害化学物質対策

近年では、日常生活の中で使用する製品の処理に伴い発生するダイオキシンや、船底塗料などに用いられているトリブチルスズ化合物のような物質が問題になるなど、環境汚染を引き起こす有害化学物質の種類や発生源が多様化してきており、このような変化に対応できる環境汚染対策の充実を図る。

(4) 被害者救済と環境保健対策

大阪市では、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づいて、すでに認定されている患者に対する補償給付及び保健福祉に必要な事業を継続して行う

とともに、市民を対象として大気汚染による健康被害の予防のための事業を実施し、市民の健康を確保します。

- 公害健康被害補償制度の円滑な運用
- 環境保健対策の推進
 - ・健康相談、健康診査、機能訓練、医療機器の整備など、環境保健事業の実施
 - ・低公害車普及事業、大気浄化植樹事業等環境改善事業の実施
 - ・小児ぜん息等医療費助成制度
- 公害保健に関する調査・研究

3. 「生活の場」としての環境の形成

緑や水辺は、市民に自然とふれあうことによる快適性を与えたり、まちに美しさ・ゆとりを与えるだけでなく、大気浄化、都市気象の緩和、生態系保全等の多様な機能を持っている。そこで、緑や水辺の持つこれらの機能に着目し、地域の特性を活かした快適環境づくりを推進していく。さらに、市民や企業自らが、これらの機能をとおして身近な環境を育てる行動がとれるように諸施策を進め、うるおいのある「生活の場」としての環境の形成をめざす。

(1) 地域の特性をいかした快適環境づくりの推進

地域特性に基づいて市域を大きく5つのブロックに分け、地域の特色を活かした快適環境づくりを進めるとともに、緑や水辺の持つ多様な機能が活かされるようブロックごとの快適環境創造の方向を定める。

- ① 中心ブロック(おおむね北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区)
 - 淀川河川公園から大坂城公園や中之島公園へと続くリバーサイドネットワーク形成(毛馬桜之宮公園の整備など)
 - 歴史的な雰囲気と現代的な雰囲気を調和させたまちづくり(上町台地など)
 - 花と緑による水辺の修景の継続
- ② 西部ブロック(おおむね此花区、港区、大正区、住之江区)
 - 水辺を楽しめる空間づくり(天保山運河、南港中央公園、北港北地区など)
 - 海洋環境対策の推進(港湾水面清掃、流出油の回収等)

- 市民参加による身近な環境保全活動の継続(十三間川や住吉川など)
 - 緑化の推進
 - ③ 北部ブロック（おおむね西淀川区、淀川区、東淀川区）
 - 水辺空間を利用した河川公園やスポーツ・レクリエーション施設整備の推進（淀川河川公園、神崎川親水空間など）
 - 淀川の河川敷や生き物の生息環境の保全
 - 淀川と鶴見緑地や毛馬桜之宮公園などとのネットワーク
 - 緑化の推進
 - ④ 東部ブロック（おおむね都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区）
 - 淀川・城北川と結ぶ水辺の南北ネットワーク軸の整備
 - 淀川、大川周辺における緑や生き物等の自然の保全
 - 市民の河川愛護のパトロールの継続
 - 路地での花づくり等身近なところでの快適環境づくりの推進、住宅と工場との調和、共存
 - 緑化の推進
 - ⑤ 南部ブロック（おおむね阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区）
 - 上町台地の緑の保全
 - 農地が貴重な緑として果たしている役割の見直し
 - 住宅と工場との調和、共存
 - 今川、駒川、細江川の河川愛護推進員制度の継続
 - 大和川や中小河川及び池の親水空間としての整備の推進
- (2) 身近な快適環境づくりの推進

市民・企業自らが快適環境づくりを進めるには、<環境を見る・知る>→<環境と自分を結びつける>→<環境をつくる、環境に配慮する>といったように、段階的に行動を発展していく必要があります。

そこで、「緑の美しさ」、「四季の移り変わり」、「心なごむ音」、「水の美しさ」、「水の流れ」、「水辺の自然」、「生き物のこえ」など人々の情緒に訴えかける身近な事象から、市民・企業自らが環境に対する認識を高め、行動を発展していくように、大阪市としての支援を含めた取り組みを進めていく。

4. 環境と調和のとれた都市をめざして

大阪市では、21世紀に向けて様々な都市空間整備が進められていますが、これらの整備が環境への負荷を高めることのないようまた、オープンスペースや水や緑をいかした快適環境をつくり出していくよう努める。

そこで、配慮指針を使って事業者を啓発するとともに、環境影響評価制度を充実させ、環境と調和のとれた都市への誘導を図る。

(1) 配慮指針による啓発

事業者が事業を実施するにあたっては、法、条例、各種指導要綱等を遵守した上で、自主的にこの指針を活用し環境に配慮するものとする。

なお、この指針で対象とした事業以外のものについても、この指針を参考にして事業を実施するよう求める。

— (配慮指針の概要)

○対象事業

(土木関係)

- ・道路の建設
 - ・鉄道、軌道の建設
 - ・市街地再開発事業などの都市再開発
 - ・公有水面の埋め立て及び埋立地の整備(建物の建築関係)
 - ・業務用建築物の建設
 - ・共同住宅の建設
 - ・レクリエーション施設の建設
 - ・集荷場、工業団地、トラックターミナル等の大量交通の発生する施設の建設(工場関係)
 - ・工場の建設
 - ・ごみ焼却工場の建設
 - ・下水処理場の建設
- (今後の新しい課題)
- ・大深度地下利用(地下50m~100m)

○配慮事項(共通事項)

- ・公開空地、公園等のオープンスペースの確保
- ・大気浄化機能にも着目した道路、公開空地、施設の緑化
- ・歩道、公開空地、建物敷地内、駐車場等の地面の透水性構造化
- ・町並み景観に配慮した建築物等の設計
- ・低公害車の利用、駐車場の確保
- ・未利用エネルギーの活用、地域冷暖房等によるエネルギーの有効利用

(2) 環境影響評価制度の充実

大阪市独自の環境影響評価制度の確立を含め、環境影響評価制度のより一層の充実を図るため、次の事項について検討を行う。

- ・環境情報の整備
- ・予測、評価技術の開発・改良
- ・事業実施後の環境監視制度（フォローアップ調査）
- ・技術マニュアルの作成

5. 地球環境の保全にむけて

大阪市は、我が国有数の大都市として活発な経済活動を行っているが、これらの活動に伴い多くの環境負荷を与えていることから、地球環境の保全に対して先導的に取り組む役割を担っており、地球環境保全に貢献する国際的なモデル都市になるよう努力していく必要がある。

そのため、大阪市において地球環境保全対策の実施と同時に、市民・企業への情報提供や地球環境問題に係る調査・研究の実施、また、大阪市のこれまでの公害対策の経験や日本の進んだ技術をいかした環境面での国際協力などを進め、地球環境保全を推進する。

- (1) 地球環境保全への対応
- (2) 地球環境保全のための情報の提供
 - ① 地球環境問題についての正確な情報
 - ② 「地球にやさしい暮らし方」などの情報
 - ③ 省資源、省エネルギー型社会へ移行するための情報
- (3) 地球環境保全技術の収集・活用
- (4) 地球環境問題に係る調査・研究の充実
 - ① 酸性雨、フロン等の調査
 - ② 二酸化炭素等の温室効果ガスのモニタリング
 - ③ 市域から地球環境へ与える負荷の実態調査
 - ④ 緑、水の環境調整機能についての調査
- (5) 国際協力の推進
 - ① 開発途上国に対する技術援助
 - ② UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターをとおしての国際貢献
 - ③ 国際会議への参画

表3-1-10 地球環境保全対策の展開

取り組み方向	いますぐ実施するべき取り組みの例	中長期的に実施するべき取り組みの例
<p>エネルギーの有効利用、人流・物流の整備、廃棄物の再利用、緑・水等の環境調整機能の活用などを踏まえた取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネレーション施設の適正な利用によるエネルギーの有効利用の推進 ・ 自動車利用の自粛、地下鉄などの公共交通機関の利用促進 ・ 廃棄物の減量化の推進 ・ 緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域冷暖房システムの適正な導入 ・ 太陽熱等の未利用エネルギーの有効利用 ・ ビル等における雑用水道の利用 ・ 共同輸配送の推進 ・ 燃料電池等の低公害型新技術の活用 ・ 地下鉄排熱等の有効利用の検討 ・ 透水性舗装の整備
<p>地球環境保全の正しい認識に基づいた、市民のライフスタイルと企業活動の実施へ向けての支援・誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害型機器、省エネルギー型設備の積極的な導入の指導・要請 ・ 冷暖房温度の適正化を推進 ・ フロンを含まない製品など環境保全型商品（エコマーク商品）の積極的利用 ・ 再生紙の利用・古紙回収の促進 ・ 大阪市の実状にあった分別排出、分別回収などリサイクルのあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境保全に資する長期的視点からの投資 ・ 市民のライフスタイルを改善するような製品の開発・提供 ・ 電力使用の負荷平準化の推進 ・ 市民生活の中での省資源化、省エネルギー化推進のためのライフスタイルの変更
<p>自治体として、率先垂範すべき行動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車利用の促進 ・ 下水処理水の再利用の推進 ・ ごみ焼却工場の排熱利用の推進 ・ 再資源化原料の利用についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水処理場におけるヒートポンプによるエネルギー利用 ・ 浄水場における汚泥の有効利用 ・ 雨水の再利用、下水汚泥の有効利用

6. 計画の推進にあたって

「人と環境にやさしいまち」を実現するためには、市民や企業そして行政がそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

市民や企業には、行政が実施する取り組み・施策への協力や、快適な環境づくりのために自発的に活動するなどの役割があり、この役割を果たすためには、一人ひとりが人間の活動と環境との関係について認識を深め、環境を守る生活・活動を行うことが重要であり、そのための環境教育を推進する必要がある。

また、行政には、計画推進のための施策の立案・実施や、行政内部における連携の強化及び市民や企業に対する支援・啓発、情報の提供などの役割があり、この役割を果たすためには、環境の状況を的確に把握するための環境情報の収集・活用とともに、計画の円滑な推進ができる体制の整備に努める。

(1) 環境教育の推進

『環境教育基本方針』に基づき情報提供、学習機会の拡大、自主的活動への支援など積極的に働きかけを行うとともに、環境教育のネットワーク化を進める。

① 環境教育の体系的推進

- ・学習活動・環境保全活動のための情報の収集、提供
- ・学習・活動拠点の整備
- ・教育プログラム及び手法の開発
- ・学習活動や環境保全活動のための指導や情報提供を行う環境アドバイザーの配置
- ・環境保全や自然保護活動の推進役となる人材の育成
- ・環境教育マニュアルの作成

② 各分野における環境教育の推進

(家庭において)

- ・家庭での消費生活の改善など生活姿勢の見直し
- ・各家庭と教育機関とが相互に連携

(学校において)

- ・あらゆる分野での環境教育の推進
- ・総合学習の展開、体験学習の促進
- ・教員研修の充実、環境教育ソフトの開発

(地域・職場において)

- ・ ボランティアグループの育成
- ・ 専門的・技術的アドバイスのできるリーダーの養成
- ・ 自然の中での遊びの場の確保や野外教育施設、地域における社会教育施設などの整備、拡充

③ 行政の支援

- ・ 広報誌による啓発、パンフレット等の作成、マスメディア・ニューメディアを活用しての働きかけ
- ・ 各種イベントの開催
- ・ 学習教材等の作成
- ・ 環境問題に取り組む団体・グループへの援助
- ・ 情報提供
- ・ 相談、活動の場の提供

(2) 環境情報の収集・活用

環境の現況解析や施策を効果的に進めるため、環境監視システムの拡充・強化を図る。

また“わかりやすい環境情報提供のあり方”についても検討し、その具体化をめざす。

① 環境監視の充実

- ・ 環境監視システムの拡充・強化
- ・ 「環境情報コーナー（仮称）」など環境情報提供システムの整備
- ・ 環境指標による市民参加型の環境監視の推進
- ・ 視程を用いた大気環境指標や水辺の生き物を用いた水環境指標の作成・活用

② 環境データ処理システムの拡充

③ 調査・研究の充実

- ・ 自然環境と環境汚染の関係についての調査・研究
- ・ 多様なモニタリングの実施

第2節 大阪市自動車公害防止計画

「大阪市自動車公害防止計画」は、ニュークリーンエアプランにおける自動車公害対策を強化するため策定（平成元年2月）したもので、本計画は、平成3年7月に策定された「大阪市環境管理計画」に包含されている。

本計画では、市域内の主要幹線道路の沿道地域における環境を保全するため、自動車からの窒素酸化物排出量削減の目標量等を設定するとともに、今後実施すべき施策を明確にし、関係機関や市民、事業者等の理解と協力を得ながら、総合的、計画的に自動車公害対策を推進することとしている。

対策としては、表3-2-1に示すとおり、発生源対策、交通対策、道路沿道対策及び啓発の4本柱に集約し、相互の対策を有機的に関係づけながら、この具体化に取り組んでいくこととしている。特に緊急かつ重点課題である窒素酸化物対策については、自動車からの窒素酸化物排出量を現状（昭和60年度）の約 $\frac{1}{2}$ まで削減する目標量を設定し（表3-2-2参照）、公共交通機関の整備拡充による自動車交通総量の抑制やディーゼル自動車を中心とした排出ガス規制のより一層の強化、電気自動車等低公害車の普及促進など、関係機関とともに積極的に各種対策を推進している。（表3-2-3、図3-2-1参照）

表 3 - 2 - 1 推進すべき施策

大分類	中分類	施策の項目
発生源対策	発生源規制	○自動車単体制制の強化 自動車排出ガス規制の強化 自動車騒音規制の強化
		○使用過程車の規制の拡充
	低公害車の開発普及	○低公害車の普及促進策の確立
		○低公害車の技術開発
		○最新規制適合車の普及促進
交通対策	交通管理 (自動車交通) (円滑化対策)	○交通管制の拡充
		○駐車・保有の整序化
		○交通情報提供システムの整備拡充
		○交通規制
		○街頭検査指導・取り締まりの強化
	交通量抑制策 (人流対策) (物流対策)	○公共交通機関の整備
		○公共交通機関の利便性の向上
		○自動車利用の適正化
		○共同輸配送の促進
		○貨物自動車利用の適正化
		○物流施設の整備
		○鉄道・海上輸送等の高度化
道路沿道対策	道路対策	○道路構造の改善
		○道路網の整備
		○道路面の整備
	沿道対策	○住居環境の保全
		○沿道土地利用の適正化
啓発	キャンペーン	○広報媒体等によるPR
		○季節対策の実施
		○イベントの開催・参画
	環境教育	○講演会・研修会の開催 社会・学校教育の推進

表3-2-2 窒素酸化物排出量と道路沿道環境基準達成状況

予測年度	排出量及び濃度予測条件		NO _x 排出量 (トン/年)	道路沿道環境基準達成状況
	排出ガス規制	交通量(万台キロ/日)		
昭和60年度 (1985年度)	現状 昭和60年	約 2,000	10,400	10 ^(%)
平成12年度 (2000年度)	本計画 規制強化後	約 2,200	5,000	90

表3-2-3 窒素酸化物低減量の内訳(計画策定時)

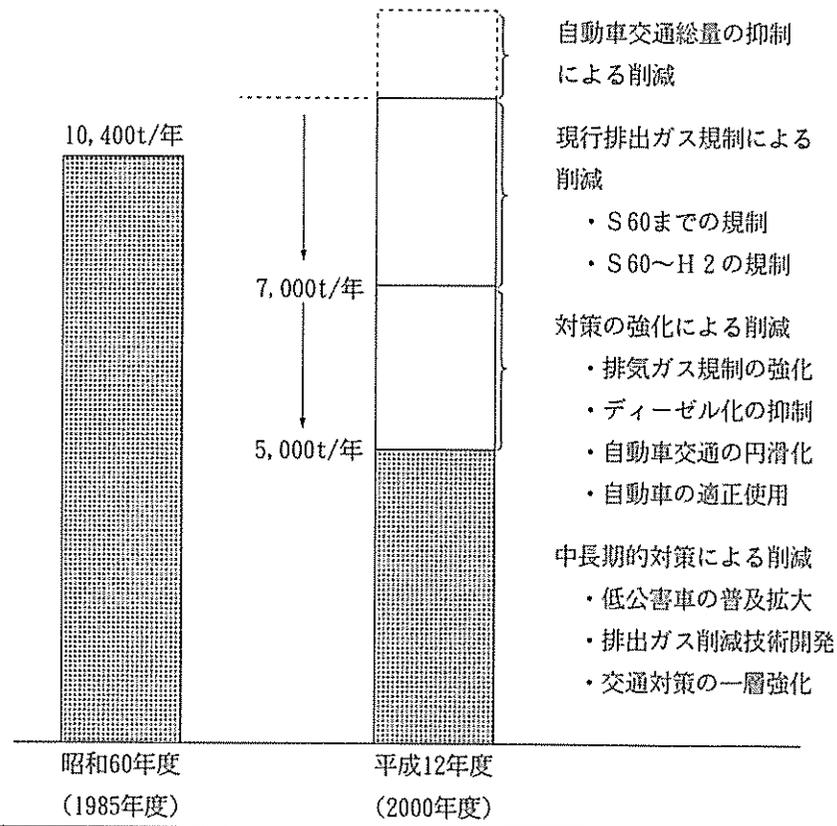
削減策		低減量 (トン/年)	低減率 (%)
自動車交通総量の抑制(公共交通機関等への転換)		—	10
発生源対策	ディーゼル車の現行規制(平成2年度まで)	1,000	10
	ディーゼル車の排出ガス規制強化 *1	800	8
	ガソリン車・LPG車の現行規制(平成2年度まで)	1,900	18
	ガソリン車・LPG車の規制モード適正化と強化 *2	1,100	11
	ディーゼル化・直噴化抑制策 *3	400	4
自動車交通の円滑化対策		—	5
合計		*4 5,200	50

- *1 重量規制とし、副室式は63・元年規制車からさらに約20%規制強化
直噴式は63・元年規制車からさらに約30%規制強化
- *2 高速走行時・渋滞時においても、10モード走行時の低減効果の確保
- *3 ディーゼル化・直噴化傾向を抑制し、昭和60年当時のガソリン車・副室式ディーゼルの車種構成比率に維持
- *4 合計には自動車交通総量の抑制、自動車交通の円滑化対策の低減量を含めていない。

図3-2-1 自動車からの窒素酸化物（NO_x）排出量の削減(計画策定時)

自動車からの窒素酸化物排出量[昭和60年]……10,400t/年

- 自動車交通総量の抑制による削減……公共交通機関等への転換分削減
- 現行排出ガス規制による削減……約 7,000t/年まで削減
- 対策の強化による削減……約 5,000t/年まで削減
- 中長期的対策による削減……更に低水準にむけて一層の削減



第3節 環境情報システムの整備

今日の環境行政は、市民の健康保護を中心に、社会経済の構造変化、発生源の多様化および市民ニーズの変化等に対応して、従来の発生源規制にとどまらず、関連する施策を総合的に推進し、快適でうるおいのある環境の創造をめざして適正な環境管理を積極的に推進させることが求められている。

こうした状況を踏まえ本市では、環境の現況を適確に把握するとともに環境に関連した幅広い情報を体系的に収集整理し、現況解析や将来予測等の基礎資料として活用できる環境・発生源常時監視システムならびに環境データ処理システムの整備を図っている。

今後、さらにシステムの拡充を図るとともに、環境に関する知識の普及や情報の提供、環境影響評価を効果的に運用しうる総合的な環境情報のシステム化の構築をめざしている。

1. 環境・発生源常時監視システム

大気・水質等の環境汚染に係る発生源、環境質、影響についての現況の監視・測定を体系的に実施するため、テレメータによる常時監視システムを整備している。

本システムから得られる環境の現況に関する情報によって、環境汚染を早期に発見し、適切な対策に結合させるとともに事前に防止するうえからも有効な手法といえる。

なお、これら環境情報は環境データ処理システムに蓄積され、環境汚染の現況解析や将来予測等の基礎資料として幅広く活用されるものである。

(1) 大気汚染常時監視システム

昭和40年度から大気汚染常時監視機構の整備を進め、現在、大気常時測定局26局（一般環境測定局14局・自動車排出ガス測定局11局・タワー測定局1局）で常時観測を行っている。環境情報センター内に設置する中央監視局では、テレメータシステムを平成4年度に更新し、市内における主要な大気汚染物質濃度や気象関係データを常時監視するとともに、映像システム（大型プロジェクター）等により市民に対し、様々なデータをもとに環境情報の啓発を行っている。（図3-3-1）

本システムによる常時監視データは、環境データ処理システムに転送・蓄積するとともに、大気汚染の緊急時対策としての光化学スモッグ注意報等の発令や多角的な監視データの統計解析等により、有効適切な大気汚染対策の推進に役立てている。

大気常時測定局は、その目的によって次のとおり区分できる。

① 一般環境測定局

測定位置は地上15m前後で、二酸化硫黄（ SO_2 ）、窒素酸化物（ NO 、 NO_2 ）、浮遊粒子状物質（ SPM ）、光化学オキシダント（ O_x ）などの広域的な大気汚染状況と汚染現象と密接に関係する気象条件（風向・風速など）を測定している。

② 自動車排出ガス測定局

測定位置は地上2m～5mの道路との境界で、一酸化炭素（ CO ）、窒素酸化物（ NO 、 NO_2 ）、炭化水素（ HC ）など、主として自動車排出ガスによる汚染状況を測定している。この他に、高所（大阪タワーの高さ120m付近の位置）における風向・風速および温度、湿度を観測するタワー測定局がある。

：大気汚染常時測定局配置図（図3-3-2）

(2) 大気発生源常時監視システム

昭和47年度から発生源常時監視機構の整備、拡充を進め、市内主要発生源工場にテレメータ装置ならびに同時通報装置を設置し、燃料使用量、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物排出量などを集中的に常時監視するとともに、緊急時の発令に伴う排出量削減状況のチェックを行っている。

本システムの整備によって、主要発生源における汚染物質排出状況の時間的把握並びに排出量抑制のための規制・指導の手段として活用が図られている。

なお、平成5年度に本システムを更新し、対象施設は70工場・事業場となった。

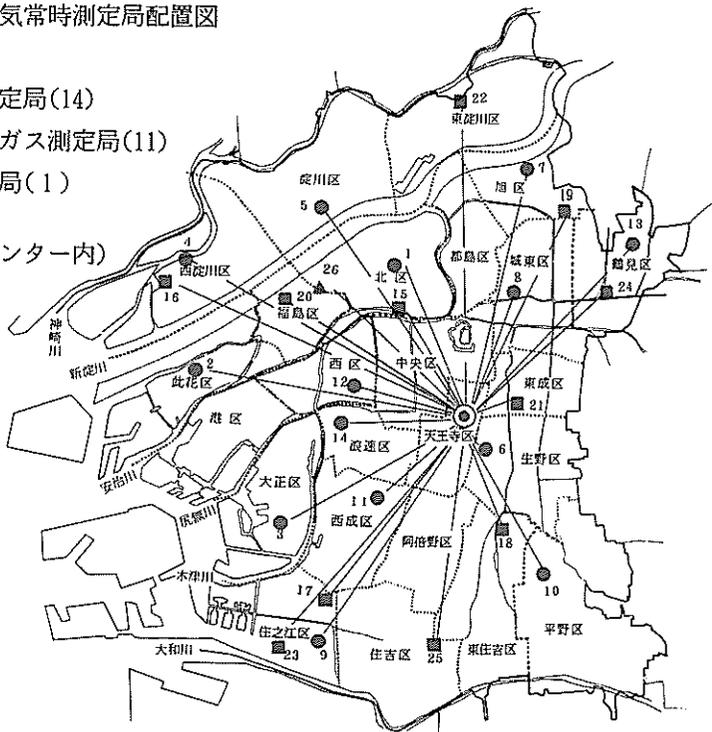
本システムは、現在、次の機能を有している。

- ① 硫黄酸化物総量規制にもとづく監視
- ② 窒素酸化物総量規制にもとづく監視
- ③ 光化学スモッグ緊急時における発令状況の連絡および汚染物質排出量削減状況の監視

- ④ 排煙脱硫装置の稼働状況および脱硫効率の監視
- ⑤ 燃料使用量、汚染物質排出量などの集計、解析および環境データ処理システムへの監視データの転送・蓄積

図3-3-2 大気常時測定局配置図

- 一般環境測定局(14)
- 自動車排出ガス測定局(11)
- ▲ タワー測定局(1)
- 中央監視局
(環境情報センター内)



一般環境測定局							
測定局	SO ₂	SPM	NO NO _x	HC	O ₃	風向 風速	日射量 温度 湿度
1 北区富町中学校	○	○	○			○	○
2 此花区此花区役所	○	○	○	○	○	○	○
3 大正区平尾小学校	○	○	○	○	○	○	○
4 西淀川区淀中学校	○	○	○		○	○	
5 淀川区淀川区役所	○	○	○	○	○	○	
6 生野区基山中学校	○	○	○		○		
7 旭区大宮中学校	○	○	○		○		
8 城東区聖賢小学校	○	○	○		○		
9 住之江区南枝中学校	○	○	○		○		
10 平野区摂陽中学校	○	○	○		○	○	
11 西成区今宮中学校	○	○	○		○		
12 西区堀江小学校	○	○	○		○		
13 鶴見区栗田北小学校	○	○					
14 浪速区難波中学校					○		

自動車排出ガス測定局						
測定局	SO ₂	SPM	NO NO _x	CO	HC	交通量
15 北区梅田新道	○	○	○	○		
16 西淀川区出来島小学校	○	○	○	○	○	
17 住之江区北粉浜小学校	○	○	○	○	○	
18 東住吉区杭全町交差点	○	○	○			
19 旭区新設小路小学校	○	○	○			
20 福島区南老江西小学校	○	○	○			
21 東成区今里交差点	○	○	○			
22 東淀川区上新庄交差点						
23 住之江区住之江交差点				○		
24 鶴見区美田中学校	○					○
25 住吉区長居小学校				○		

測定局	風向 風速	温度 湿度
26 北区大股タワー	○	○

(3) 水質常時監視

本市では河川の水質汚濁状況を把握する目的で、45年度から50年度にかけて市内主要河川の10地点に、自動測定装置による河川水質の常時測定を行う河川観測局を整備してきた。

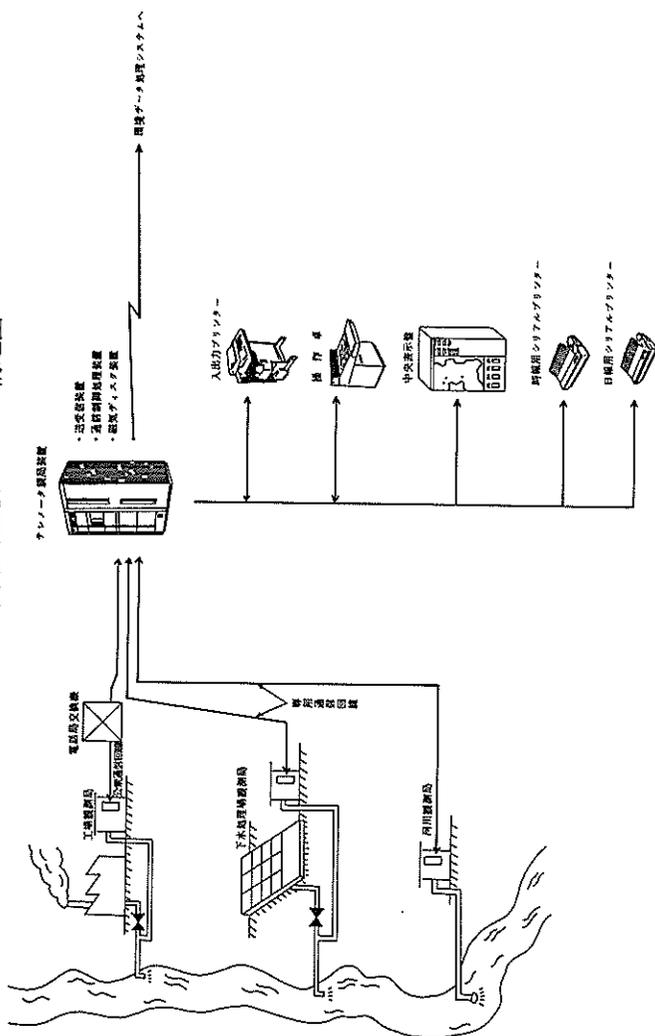
また、昭和53年6月13日に水質汚濁防止法および瀬戸内海環境保全臨時措置法が一部改正されCODに係る水質総量規制が実施されることとなったのにもない、各事業場の総量規制基準遵守状況を監視する目的で、自動測定機による計測が義務づけられている工場（日排水量400㎡以上）と、下水処理場の排水データをテレメータ装置により中央監視局に収集し、集中的に常時監視するシステム整備を53年度に全国に先がけて着手した。同時に既設の河川観測局についてもデータの伝送を行うテレメータ化を実施し、河川および発生源のデータを環境情報センター内の中央監視局で常時収集し、集中的に常時監視をする「水質常時監視システム」を56年度に完成させた。

本システムの構成は図3-3-3のとおりで、工場観測局7局、下水処理場観測局12局、河川観測局10局の計29局の観測局と環境情報センター内にある中央監視局で構成されており、各観測局の位置は図3-3-4のとおりである。

測定および監視している項目は、発生源についてはCOD濃度、排水量、COD負荷量（総量）であり、各事業場がCOD総量規制基準を遵守しているか否かを常時監視するとともに、市内におけるCOD排出負荷量を把握し水質汚濁防止対策の基礎資料としている。なお本システムで市内のCOD排出負荷量のほぼ全量を把握している。

一方、河川観測局については、COD、溶存酸素、pH、濁度、電気伝導度等を測定しており、河川水質を常時監視するとともに、データの統計処理により汚濁状況や水質変動などを把握して、環境水質定点調査結果とともに水質汚濁防止対策の基礎資料としている。

図 3-3-3 水質常時監視システム構造図

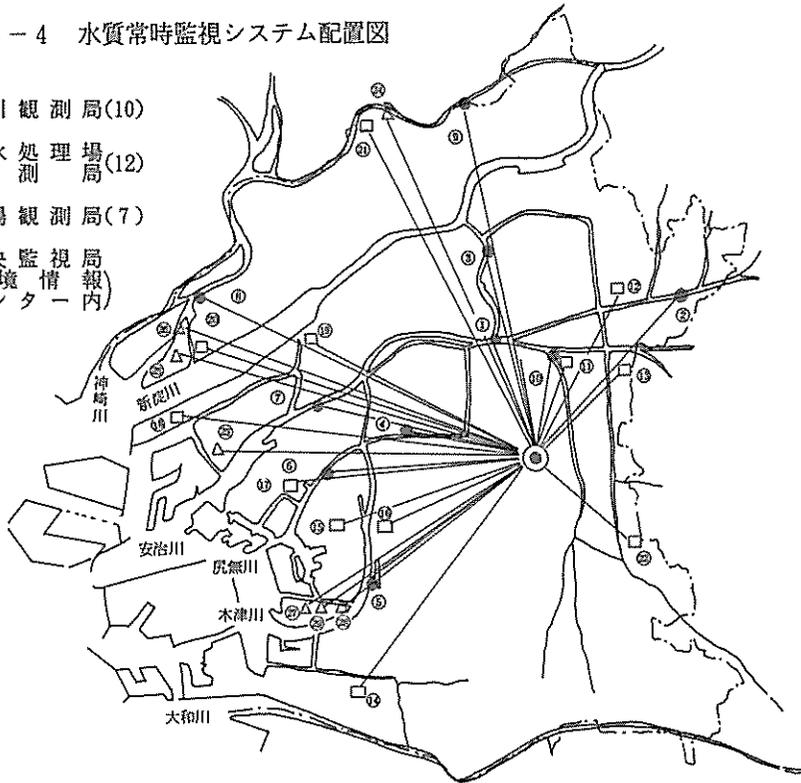


(注) 水質常時監視システムにおいて、自動分析を行っている観測局には、工場観測局、下水処理場観測局及び河川観測局の3種類があり、それぞれ電話回線によりテレメータ装置(親局装置)につながっている。

この装置を用いて一定時間ごとに自動的に取りこまれるデータは、中央表示盤に即時表示されるほか、テレメータ親局装置、環境データ処理システム内の磁気ディスクや磁気テープに蓄積され、各種出力装置から種々の表やグラフとして出力することができる。

図3-3-4 水質常時監視システム配置図

- 河川観測局(10)
- 下水処理場観測局(12)
- △ 工場観測局(7)
- ◎ (中央監視局環境情報センター)



河川観測局				下水処理場観測局				工場観測局			
局名	測定項目①	測定機設置年	テレメータ化年度	局名	測定又は演算項目②	測定機設置年	テレメータ化年度	局名	測定又は演算項目③	測定機設置年	テレメータ化年度
①京橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	48	53	⑩中浜	Q, C(UV), L	53	53	⑭(7局)	Q, C(COD又はB ₅), L	53	53
②今津橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, CL	45	53	⑪今福	Q, C(UV), L	53	53	⑮		56	56
③大川	COD, DO, WT, pH, TB, EC, CL	50	53	⑫放出	Q, C(UV), L	55	55	⑯			
④大黒橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	45	53	⑬住之江	Q, C(UV), L	54	54				
⑤千本松	COD, DO, WT, pH, TB, NH ₃	48	53	⑭千島	Q, C(UV), L	55	56				
⑥尻無川	COD, DO, WT, pH, TB, NH ₃	49	54	⑮津守	Q, C(UV), L	55	55				
⑦安治川	COD, DO, WT, pH, TB, NH ₃	47	55	⑯市岡	Q, C(UV), L	55	56				
⑧出京島	COD, DO, WT, pH, TB	46	54	⑰此花	Q, C(TOC), L	55	56				
⑨下新任	COD, DO, WT, pH, TB, EC, NH ₃	46	54	⑱海老江	Q, C(UV), L	55	56				
⑩南門橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, NH ₃	47	54	⑲大野	Q, C(UV), L	55	56				
				⑳十八条	Q, C(TOC), L	55	55				
				㉑平野	Q, C(UV), L	55	56				

① 河川観測局項目について
 COD…化学的酸素要求量 D O…溶存酸素
 WT…水 温 P H…水素イオン濃度
 T B…濁 度 E C…電気伝導度
 ORP…酸化還元電位 C L…塩素イオン
 NH₃…アンモニア

② 下水処理場及び工場観測局の項目について
 Q …排水流量
 C(UV)…紫外線照射光度による濃度
 C(COD)…化学的酸素要求量 “
 C(TOC)…有機体炭素 “
 (但し、UV及びTOCはCOD値に換算して)
 L …COD負荷量の計算等に用いる。
 “ …COD負荷量

(4) 環境データ処理システム

環境汚染状況の解析、環境計画の立案、計画実現性の再評価、環境影響評価等を行うため、昭和62年3月に環境データ処理システムを導入した。

大阪市環境データ処理システムは環境汚染の中でも、特に大気汚染及び水質汚濁に関する情報処理を中心としたシステムである。大気汚染源、水質汚濁源に関するデータ管理、環境における大気汚染および水質汚濁状況の把握並びに解析を行うとともに、大気汚染に関しては、個々の開発事業の環境へ与える影響の事前評価はもとより、大阪市を中心とした地域全体の環境汚染濃度を各種条件に対応して予測計算することが可能である。さらに、環境の汚染濃度を一定の汚染水準まで低減させるための汚染物質排出量削減計算システム、自動車交通量動的予測システムを有している。

今後、地球環境問題や環境教育及び総合的な視点に立った環境行政など新たな問題に対応できるよう、また、環境アセスメント制度や環境に係る計画策定等の支援をより強化できるよう、システムを拡充させる計画である。

環境データ処理システムは、図3-3-5に示すとおり、以下のサブシステムで構成されている。

ア. 環境汚染発生源データ管理システム

(ア) 大気発生源管理システム

工場・事業場、一般家庭、自動車、船舶、航空機の各汚染源に関する基礎データを用いて大気汚染物質の排出量を算出している。特に工場・事業場に設置されているばい煙発生施設については、届出書、施設使用状況調査（燃料調査）、常時監視データ（発生源テレメータ）をネットワーク構造により一括管理し、データの精度向上を図るとともに、「施設ネットワーク図」からの容易なデータ検索を可能にしている。また、施設の設置位置については地図上で場所を指示するだけで、自動的に座標が読み込めるようになっている。

(イ) 水質発生源管理システム

水質汚濁源としては、工場及び下水処理場を対象に、水質試験結果及び自動連続測定機による常時監視データを用いて、河川への汚濁負荷量を算出している。

イ. 環境測定データ管理システム

大気汚染関係について、本市が設置する常時監視局（テレメータ化局および非テレメータ化局）における常時測定データおよび大阪管区気象台日報を用いて、大気汚染濃度の集計・解析及び濃度予測計算に必要な気象情報の処理を行っている。

また、水質汚濁に関しては、市内の主要河川および大阪港湾で測定されたデータの処理を行っている。

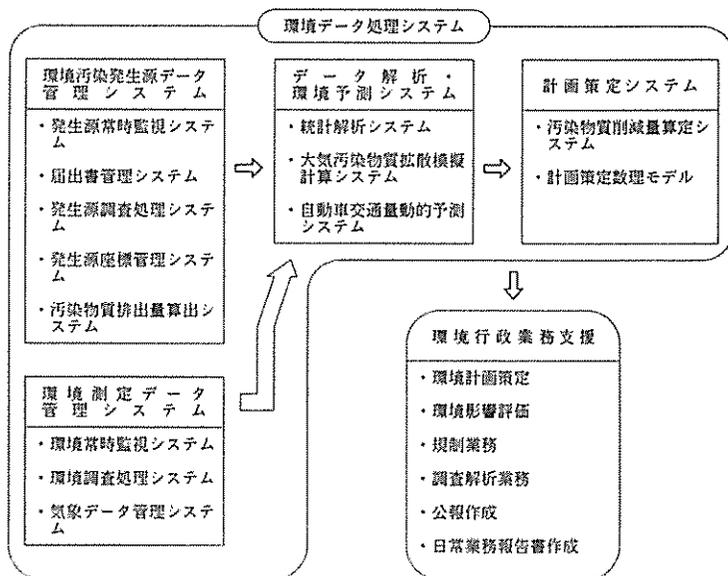
ウ. データ解析・環境予測システム

環境汚染発生源データと環境測定データを基に、各種大気拡散模擬計算モデル及び統計解析手法により、大気汚染物質の環境における濃度を予測計算する。

エ. 計画策定システム

拡散計算結果による汚染濃度を一定の濃度水準にまで低減するための、汚染源における汚染物質排出量の必要削減量を計算する。

図3-3-5 環境データ処理システムの概念図



第4節 環境アセスメント

環境アセスメントとは環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業の実施に際し、事前に十分に調査、予測および評価するとともに、準備書の縦覧等によってその結果を公表し、関係地域住民の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じる事により、環境への悪影響を未然に防止しようとするものである。

国においては昭和59年8月に「環境影響評価の実施について」の閣議決定をし、国の関与する大規模な事業を対象にした「環境影響評価実施要綱」を定めた。その後、この要綱の実施に向けて各省庁では環境アセスメントが適正に行われるために必要な技術指針や評価指針を策定する等の必要な措置がとられてきた。

最近では、新たな地球環境問題に対応した環境基本法が平成5年11月に成立し、その中で環境アセスメントが位置づけされるとともに、今後の法制化については、国内外で調査研究を行い、その結果をふまえ社会経済情勢の変化等も勘案したうえで、所要の見直しを行うこととされた。

一方、地方公共団体においても環境アセスメントに関する独自の条例や要綱を制定する等の取り組みが行われている。

大阪府では昭和59年4月に「大阪府環境影響評価要綱」を制定し、この制度によって環境アセスメントを実施している。

当該要綱の対象事業は表3-4-1に示すとおり道路の建設等18項目の大規模な開発事業となっている。また、環境アセスメントの手続きの流れは図3-4-1に示すとおりであり、その主な内容は次のとおりとなっている。

- ① 事業者は、事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価することによって環境影響評価準備書を作成し、知事に提出するとともに、準備書について関係地域住民に対する説明会を行う。
- ② 知事は、準備書及び関係地域決定の公告を行うとともに、準備書の縦覧を行い必要に応じて公聴会を開催する。また、準備書について関係市町村長の意見照会を行うとともに住民意見、公聴会の公述意見を聴いたうえ、知事意見書を作成する。
- ③ 事業者は、知事意見書の内容、関係住民意見書の概要、事業者の見解を記載した環境影響評価書を作成し、知事に提出するとともに関係市町村長に送付する。
- ④ 知事は、環境影響評価書の公告、当該評価書の写しの縦覧を行う。

本市では、大阪府環境影響評価要綱の制度のもとで環境アセスメントを実施しているが、準備書の内容を専門的・技術的に検討し、市長意見を形成するため、昭和59年3月に「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」を制定し、それに基づき学識経験者で構成する「大阪市環境影響評価専門委員会」を設置している。

昭和59年から、これまで大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した本市域での環境アセスメントに係る開発事業は表3-4-2に示すとおりである。本市では、今後21世紀にむけ新たな環境づくりを進めるとともに、よりきめ細かな対応を行うため、平成4年4月23日本市公害対策審議会に「環境影響評価制度のあり方」について諮問し、平成5年8月3日付で市長あて答申をうけた。現在、同答申をふまえ具体的な制度策定作業を進めている。

表3-4-1 大阪府環境影響評価要綱の対象事業

番号	事業の種類	要件	
		内 容	規 模
1	道路の建設	高速自動車国道又は自動車専用道路の新設又は改築	全事業
		道路又は自動車道（高速及び専用道路を除く）の新設又は改築	4車線以上で5km以上
2	ダムの建設	河川に関するダムの新設	湛水面積100ha以上
3	鉄道又は軌道の建設	鉄道、地方鉄道又は軌道の新設又は改良	区間の長さ3km以上
4	飛行場の建設	陸上飛行場及び陸上ヘリポート並びに自衛隊が設置する陸上飛行場及び陸上ヘリポートの新設又は改良	全事業
5	発電所の建設	水力、火力又は原子力を動力とする電気工作物の新設又は増設	水力 3万kW以上 火力 15万kW以上 原子力 全事業
6	公有水面の埋立	埋立て及び干拓	50ha以上
7	土地区画整理事業	土地区画整理事業	100ha以上
8	新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発事業	100ha以上
9	工業団地の造成	工業団地造成事業	50ha以上
10	新都市基盤整備事業	新都市基盤整備事業	100ha以上
11	流通業務団地造成事業	流通業務団地造成事業	50ha以上
12	工場又は事業場の建設	製造業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の新設、増設	平均排水水量 10,000m ³ /日以上又は 最大排出ガス量 40,000N m ³ /時以上
13	宅地の造成又は住宅団地の建設	一団地の住宅の建設又はその付帯施設の建設に係る土地の造成	100ha以上
14	廃棄物処理施設の建設	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の新設又は増設（ごみ処理施設、し尿処理施設、産業廃棄物中間処理施設及び最終処分場に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設 200 t / 日以上 ・し尿処理施設 100 tℓ / 日以上 ・産業廃棄物中間処理施設 工場、事業場と同じ ・最終処分場 面積 10ha以上 海域埋立 50ha以上
15	下水道終末処理場の建設	終末処理場の新設又は増設	計画処理人口10万人以上
16	土石又は砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	掘採面積20ha以上
17	レクリエーション施設の建設	ゴルフ場、総合遊園地等のレクリエーション施設の建設	50ha以上
18	前各項に定めるもののほか、これらと同程度に環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が認めた事業		

図 3-4-1 大阪府環境影響評価要綱手続の概要

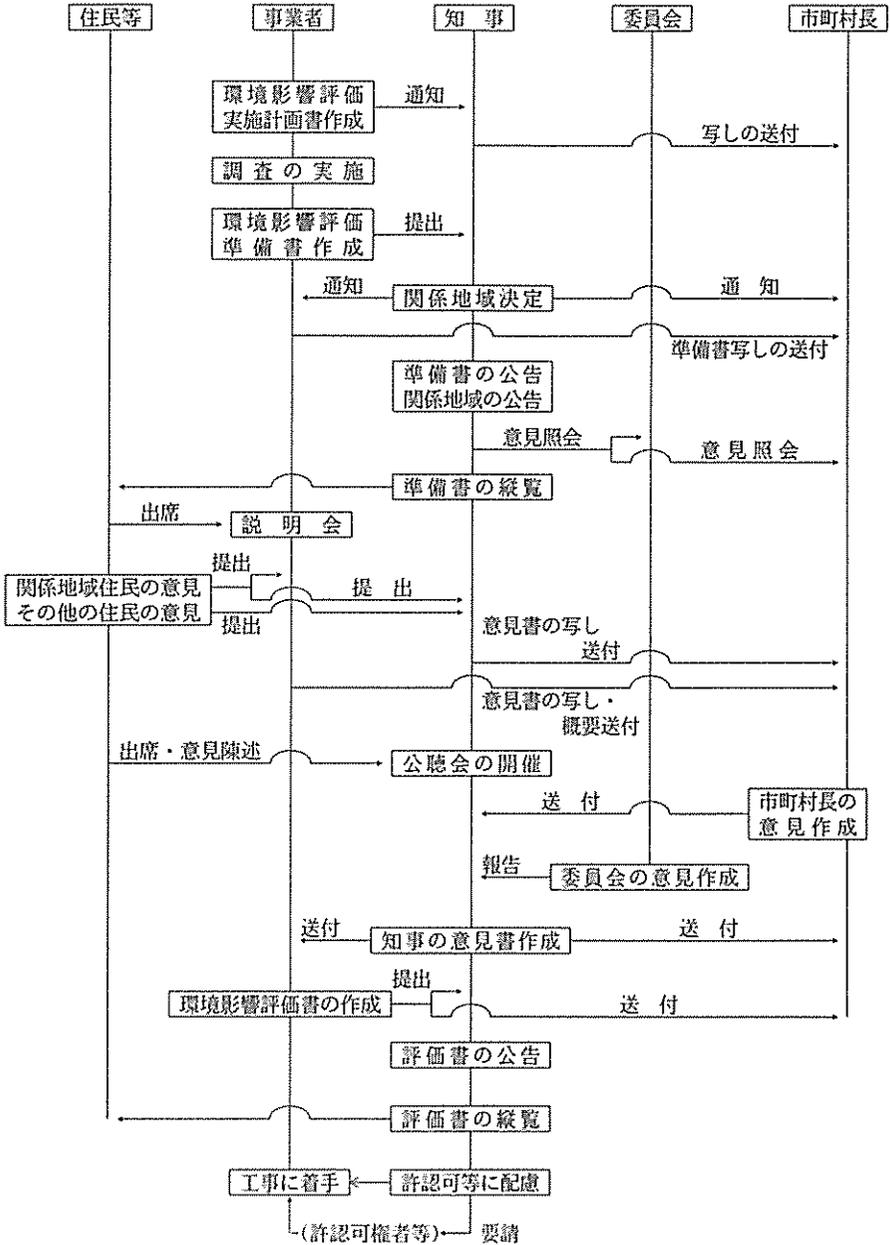


表 3 - 4 - 2 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した開発事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	報告	備考
59	南港発電所建設事業	出力 180万KW	59. 4. 18	59. 9. 7	府要綱 (市長意見) (59. 10. 6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	処理能力 600トン/日	59. 9. 7	60. 1. 23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備 事業(大阪基地)	泉大津沖埋立面積 203ha 〔大阪基地取扱 可能廃棄物量 12,000トン/日〕	60. 5. 29	60. 9. 20	府要綱 (市長意見) (60. 9. 30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	区間の長さ 5.7 km	60. 12. 27	61. 5. 13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号 線京橋～鶴見緑地間建設事 業	区間の長さ 5.6 km	61. 2. 24	61. 5. 13	都市計画 (知事決定)
61	大阪港南港(北地区)埋立 事業	埋立面積 67.1ha	62. 2. 23	62. 6. 23	府・国要綱 (運・建) (市長意見) (62. 6. 30)
63	南港・港区連絡線建設事業	区間の長さ 3.6 km	63. 8. 17	63. 11. 1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建 設事業	区間の長さ 11.1km	63. 8. 17	63. 11. 1	都市計画 (知事決定)
平成 2	大阪市環境事業局西淀工場 建替事業	処理能力 600トン/日	2. 4. 23	2. 11. 6	府要綱 (市長意見) (2. 11. 16)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建 設事業	区間の長さ 5.6 km	2. 11. 6	3. 3. 7	都市計画 (知事決定)
4	舞洲スポーツアイランド計 画事業	埋立面積 130 ha	4. 6. 11	4. 11. 27	府要綱 (市長意見) (4. 12. 15)
	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	区間の長さ 4.3 km	4. 10. 26	大阪市環境影響評価専門委 員会で審議中	

第 2 部

環境汚染の現況と対策

第2部 環境汚染の現況と対策

第1章 大気汚染

第1節 大気汚染の現況

市内における大気汚染の現況については、大気汚染常時監視システムによる常時監視と各種大気汚染調査により把握に努めている。

大気常時測定局における主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化は、図1-1-1に示すとおりである。

また、平成5年度の測定結果を項目別にその概要についてまとめると、表1-1-1および表1-1-2のとおりである。

なお、項目別の大気汚染の現況については、以下のとおりである。

図1-1-1 主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化

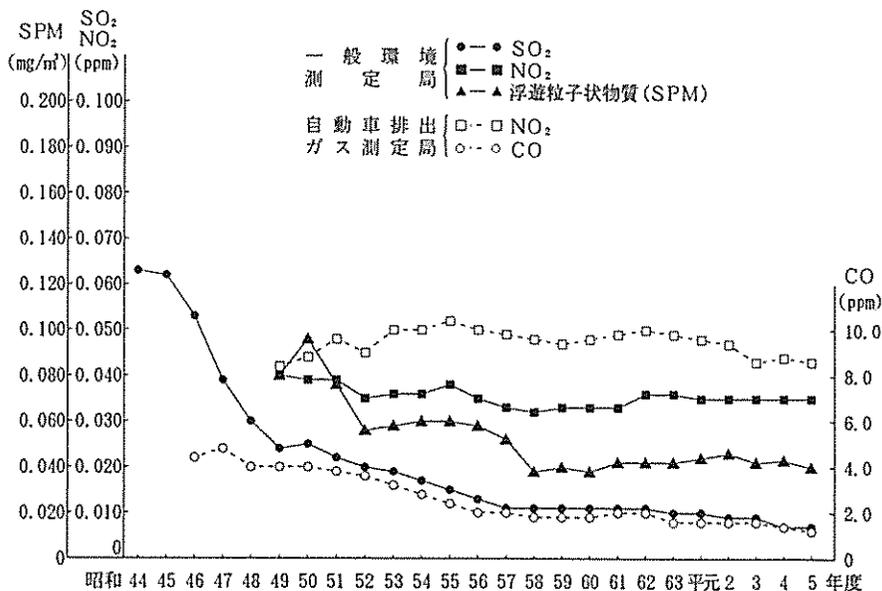


表 1-1-1 測定結果の概要 (一般環境測定局)

平成 5 年度

測定局名	SO ₂			NO _x			SPM			O ₃		
	年平均値	日平均の 2% 除外値	環境基準 との 適合 状況	年平均値	日平均の 98% 間値	環境基準 との 適合 状況	年平均値	日平均の 2% 除外値	環境基準 との 適合 状況	昼間の 時間 平均値	昼間の 時間 最高値	環境基準 との 適合 状況
	ppm	ppm	適○否×	ppm	ppm	適○否×	㎍/m ³	㎍/m ³	適○否×	ppm	ppm	適○否×
扇町中学校	0.007	0.015	○	0.034	0.060	○	0.041	0.103	×	—	—	—
此花区役所	0.009	0.018	○	0.037	0.064	×	0.045	0.106	×	0.025	0.126	×
平尾小学校	0.009	0.020	○	0.037	0.070	×	0.050	0.111	×	—	—	—
淀中学校	0.007	0.017	○	0.033	0.060	○	0.046	0.109	×	0.026	0.124	×
淀川区役所	0.007	0.016	○	0.034	0.060	○	0.038	0.100	×	0.024	0.125	×
勝山中学校	0.007	0.016	○	0.031	0.056	○	0.043	0.102	×	0.026	0.125	×
大宮中学校	0.007	0.014	○	0.032	0.058	○	0.043	0.100	×	0.027	0.157	×
聖賢小学校	0.006	0.014	○	0.033	0.062	×	0.043	0.107	×	0.026	0.129	×
南稜中学校	0.008	0.018	○	0.037	0.065	×	0.047	0.111	×	0.024	0.119	×
摂陽中学校	0.007	0.016	○	0.035	0.062	×	0.050	0.114	×	0.027	0.138	×
今宮中学校	0.008	0.018	○	0.037	0.063	×	0.048	0.111	×	0.023	0.114	×
堀江小学校	0.007	0.017	○	0.037	0.067	×	0.041	0.094	×	0.023	0.106	×
茨田北小学校	0.006	0.014	○	—	—	—	0.041	0.105	×	0.026	0.152	×
難波中学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.023	0.117	×
市内平均	0.007	—	13/13	0.035	—	5/12	0.044	—	0/13	0.025	—	0/12

(注) 環境基準との適合状況は、長期的評価による。

表 1-1-2 測定結果の概要 (自動車排出ガス測定局)

平成 5 年度

測定局名	SO ₂			NO _x			SPM			CO		
	年平均値	日平均の 2% 除外値	環境基準 との 適合 状況	年平均値	日平均の 98% 間値	環境基準 との 適合 状況	年平均値	日平均の 2% 除外値	環境基準 との 適合 状況	年平均値	日平均の 2% 除外値	環境基準 との 適合 状況
	ppm	ppm	適○否×	ppm	ppm	適○否×	㎍/m ³	㎍/m ³	適○否×	ppm	ppm	適○否×
梅田新道	—	—	—	0.045	0.071	×	0.052	0.113	×	1.4	2.6	○
出来島小学校	0.011	0.023	○	0.042	0.077	×	0.054	0.114	×	1.4	2.2	○
北粉浜小学校	0.010	0.019	○	0.044	0.069	×	0.058	0.137	×	1.6	2.5	○
杭全町交差点	—	—	—	0.046	0.075	×	0.066	0.136	×	1.9	3.3	○
新森小路小学校	—	—	—	0.044	0.077	×	0.062	0.131	×	1.7	3.3	○
海老江西小学校	0.011	0.021	○	0.046	0.076	×	0.054	0.123	×	2.0	3.8	○
今里交差点	—	—	—	0.049	0.078	×	0.059	0.128	×	2.1	3.5	○
上新庄交差点	—	—	—	0.038	0.062	×	—	—	—	—	—	—
住之江交差点	—	—	—	0.045	0.077	×	—	—	—	—	—	—
茨田中学校	0.007	0.015	○	0.041	0.072	×	—	—	—	—	—	—
長居小学校	—	—	—	0.044	0.071	×	—	—	—	—	—	—
市内平均	0.010	—	4/4	0.044	—	0/11	0.058	—	0/7	1.7	—	7/7

(注) 環境基準との適合状況は、長期的評価による。

1. 二酸化硫黄（SO₂）濃度

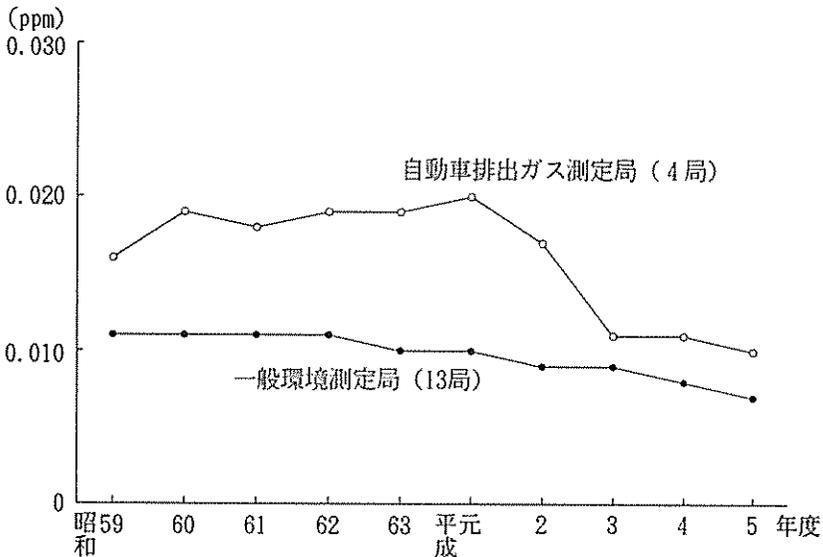
二酸化硫黄濃度は溶液導電率法により、13か所の一般環境測定局及び4か所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っている。昭和59年度からの一般環境測定局における市内平均値の経年変化は、図1-1-2、表1-1-3に示すとおり平成5年度の市内平均値は0.007ppmであり、ここ数年低濃度で推移している。

また、自動車排出ガス測定局における市内平均値は0.010ppmであり、前年度に比べほぼ横ばいであった。

平成5年度における二酸化硫黄の環境基準対比は、表1-1-4に示すとおり一般環境測定局、自動車排出ガス測定局とも全局で適合している。

なお、これらの常時監視を補完するため、市内6か所において1～2カ月間の二酸化硫黄濃度を測定している。

図1-1-2 二酸化硫黄濃度経年変化（市内平均値）



(注) 自動車排出ガス測定局は、平成2年度までは、2局である。

表1-1-3 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度経年変化

(単位: ppm)

測定局		年度									
		昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5
一般環境測定局	北扇区 北扇町中学校	0.011	0.010	0.010	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
	此花区 此花区役所	0.013	0.012	0.013	0.013	0.013	0.013	0.011	0.011	0.009	0.009
	大正区 平尾小学校	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.011	0.010	0.009	0.008	0.009
	西淀川区 淀中学校	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010	0.010	0.008	0.007
	淀川区 淀川区役所	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010	0.008	0.007
	生野区 勝山中学校	0.012	0.012	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007
	旭区 大宮中学校	0.010	0.010	0.011	0.011	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007
	城東区 聖賢小学校	0.012	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006
	住之江区 南稜中学校	0.010	0.011	0.011	0.011	0.012	0.012	0.009	0.009	0.008	0.008
	平野区 摂陽中学校	0.010	0.009	0.010	0.009	0.009	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
	西成区 今宮中学校	0.011	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008
	西堀江区 堀江小学校	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.011	0.008	0.007
	鶴見区 茨田北小学校	(0.008)	0.009	0.009	0.009	0.008	0.009	0.008	0.007	0.006	0.006
	市内平均	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
	自動車排出ガス測定局	西淀川区 出来島小学校	0.018	0.021	0.019	0.020	*0.020	0.022	*0.021	0.012	0.014
住之江区 北粉浜小学校		-	-	-	-	-	-	-	0.012	0.011	0.010
福島区 海老江西小学校		0.014	0.016	0.016	0.018	0.017	0.017	0.012	0.012	0.009	0.011
鶴見区 茨田中学校		-	-	-	-	-	-	-	0.010	0.008	0.007
市内平均		0.016	0.019	0.018	0.019	0.019	0.020	0.017	0.012	0.011	0.010

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。
 2. ()は測定時間が6,000時間未満のため参考値とする。
 3. *印は、環境基準(長期的評価)を超えた局。

表1-1-4 二酸化硫黄(SO₂)環境基準対比

(平成5年度)

測定局		年平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた 日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値0.04 ppmを超えた 日が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値 0.04ppmを 超えた日数
			ppm	時間	%	日				
一般 環境 測定 局	北 扇 町 中 学 校	0.007	0	0	0	0	0.036	0.015	○	0
	此 花 区 役 所	0.009	0	0	0	0	0.043	0.018	○	0
	大 正 区 平 尾 小 学 校	0.009	0	0	0	0	0.058	0.020	○	0
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.007	0	0	0	0	0.045	0.017	○	0
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.007	0	0	0	0	0.045	0.016	○	0
	生 野 区 勝 山 中 学 校	0.007	0	0	0	0	0.043	0.016	○	0
	旭 大 宮 中 学 校	0.007	0	0	0	0	0.040	0.014	○	0
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.006	0	0	0	0	0.033	0.014	○	0
	住 之 江 区 南 綾 中 学 校	0.008	0	0	0	0	0.041	0.018	○	0
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	0.007	0	0	0	0	0.032	0.016	○	0
	西 成 区 今 宮 中 学 校	0.008	0	0	0	0	0.051	0.018	○	0
	西 堀 江 小 学 校	0.007	0	0	0	0	0.039	0.017	○	0
	鶴 見 区 茨 田 北 小 学 校	0.006	0	0	0	0	0.031	0.014	○	0
自 測 動 車 排 定 出 ガ ス 局	西 淀 川 区 出 來 島 小 学 校	0.011	0	0	0	0	0.057	0.023	○	0
	住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	0.010	0	0	0	0	0.046	0.019	○	0
	福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.011	0	0	0	0	0.058	0.021	○	0
	鶴 見 区 茨 田 中 学 校	0.007	0	0	0	0	0.033	0.015	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通して、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

2. 二酸化窒素（NO₂）濃度及び一酸化窒素（NO）濃度

二酸化窒素濃度及び一酸化窒素濃度については、ザルツマン試薬を用いる吸光度法により12か所の一般環境測定局及び11か所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っている。

(1) 二酸化窒素

二酸化窒素の昭和59年度からの市内平均値の経年変化は図1-1-3に示すとおり、一般環境測定局、及び自動車排出ガス測定局とも最近数年は横ばい傾向で推移し、平成5年度もほぼ前年度と同様であった。

平成5年度の一般環境測定局の市内平均値は0.035ppmで、最高値は此花区此花区役所など5局の0.037ppm、最低値は生野区勝山中学校の0.031ppmとなっている。

また、自動車排出ガス測定局の市内平均値は0.044ppmで、最高値は東成区今里交差点の0.049ppm、最低値は東淀川区上新庄交差点の0.038ppmとなっている。（表1-1-5）

平成5年度における二酸化窒素の環境基準対比は表1-1-6に示すとおり、一般環境測定局では12局の内5局が適合した。また、日平均値の年間98%値をみると、一般環境測定局での最高値は大正区平尾小学校の0.070ppm、最低値は生野区勝山中学校の0.056ppmで、環境基準以下の測定局は5局となっている。

一方、自動車排出ガス測定局では昨年度と同じく全測定局で環境基準不適合となっており、日平均値の年間98%値の最高値は東成区今里交差点の0.078ppm、最低値は東淀川区上新庄交差点の0.062ppmとなっている。

なお、表1-1-7に示すとおり平成5年度は年間を通じて日平均値が0.060ppmを超えた日数の市内平均は一般環境測定局で9.9日（2.7%）、自動車排出ガス測定局で39.4日（10.8%）であった。

また、月別濃度変化は図1-1-4に示すとおりで、春先と冬季に高くなっている。

表1-1-5 二酸化窒素 (NO₂) 濃度経年変化

(単位: ppm)

測定局		年 度									
		昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5
一 般 環 境 測 定 局	北扇町中学校	0.032	0.033	*0.034	*0.039	*0.036	0.034	*0.033	*0.034	0.033	0.034
	此花区役所	*0.038	0.034	0.035	*0.036	*0.036	0.035	*0.033	0.033	*0.036	*0.037
	大正区役所	*0.035	*0.033	*0.034	*0.036	*0.037	*0.036	*0.035	*0.035	*0.035	*0.037
	淀川区役所	0.032	0.033	0.033	0.032	0.034	0.034	0.033	*0.034	0.033	0.033
	淀川区役所	*0.037	0.034	0.035	*0.039	*0.036	0.035	*0.036	*0.036	*0.037	0.034
	生野区役所	0.024	0.032	0.032	*0.034	*0.034	*0.034	*0.033	0.032	*0.033	0.031
	旭大宮中学校	0.030	0.031	0.031	*0.034	*0.035	0.033	*0.033	*0.033	0.033	0.032
	城東区役所	0.032	0.034	*0.035	*0.034	0.034	*0.035	0.033	0.033	0.032	*0.033
	聖賢小学校	*0.038	*0.037	*0.035	*0.039	*0.039	*0.037	*0.034	*0.036	*0.035	*0.037
	住野中学校	0.034	0.033	*0.032	0.034	*0.036	*0.036	0.033	*0.034	0.033	*0.035
	平野中学校	*0.036	*0.038	0.036	*0.038	*0.040	*0.038	*0.037	*0.035	*0.036	*0.037
	西宮中学校	*0.038	*0.036	*0.038	*0.041	*0.040	*0.037	*0.036	*0.038	*0.036	*0.037
	今堀小学校	0.034	0.034	0.034	0.036	0.036	0.035	0.034	0.034	0.034	0.035
	市内平均	0.034	0.034	0.034	0.036	0.036	0.035	0.034	0.034	0.034	0.035
	自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	北梅田新区	*0.042	*0.044	*0.046	*0.048	*0.049	*0.046	*0.045	*0.043	*0.045
西淀川区役所		*0.051	*0.053	*0.054	*0.050	*0.054	*0.053	*0.052	*0.045	*0.048	*0.042
住之江区役所		*0.044	*0.046	*0.045	*0.053	*0.051	*0.048	*0.047	*0.046	*0.045	*0.044
東住吉区役所		*0.042	*0.048	*0.052	*0.052	*0.046	*0.048	*0.048	*0.043	*0.045	*0.046
旭新森小路小学校		*0.045	*0.048	*0.048	*0.049	*0.049	*0.045	*0.046	*0.042	*0.045	*0.044
福島区役所		*0.051	*0.052	*0.051	*0.056	*0.052	*0.050	*0.045	*0.044	*0.046	*0.046
東今里交差点		*0.052	*0.051	*0.052	*0.056	*0.054	*0.052	*0.052	*0.049	*0.053	*0.049
東淀川区役所		*0.044	*0.043	*0.044	*0.049	*0.048	*0.046	*0.045	*0.043	*0.040	*0.038
住之江区役所		*0.048	*0.047	*0.047	*0.049	*0.050	*0.046	*0.047	*0.045	*0.044	*0.045
鶴見区役所		*0.047	*0.049	*0.050	*0.052	*0.050	*0.048	*0.044	*0.042	*0.044	*0.041
住吉区役所		*0.048	*0.050	*0.050	*0.052	*0.051	*0.047	*0.044	*0.045	*0.045	*0.044
市内平均		0.047	0.048	0.049	0.051	0.050	0.048	0.047	0.044	0.045	0.044

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。
 2. ザルツマン係数は0.84。
 3. *印は、環境基準値(長期的評価)を超えた局。

表1-1-6 二酸化窒素 (NO₂) 環境基準対比

(平成5年度)

測定局		年平均値 ppm	日平均値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日数とその割合		年平均値の年間98%値 ppm	98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数	※日平均値が0.02 ppmを超えた日数とその割合 (ザルツマン係数=0.72)		
			日	%	日	%			日	%	
											日
一般環境測定局	北扇町中学校区	0.034	6	1.7	98	27.3	0.060	0	331	92.2	
	此花区役所	0.037	12	3.3	139	38.1	0.064	5	351	96.2	
	大正区	0.037	18	4.9	128	35.1	0.070	11	343	94.0	
	平尾小学校区	0.033	7	1.9	102	27.9	0.060	0	333	91.2	
	淀川区役所	0.034	6	1.6	108	29.6	0.060	0	343	94.0	
	生野区	0.031	5	1.4	88	24.1	0.056	0	317	86.8	
	旭山中学校区	0.032	5	1.4	100	27.4	0.058	0	333	91.2	
	城東区	0.033	8	2.2	91	25.2	0.062	1	336	93.1	
	住之江区	0.037	12	3.4	126	36.0	0.065	5	335	95.7	
	南野区	0.035	11	3.0	109	30.1	0.062	4	344	95.0	
	平野区	0.037	11	3.0	120	33.1	0.063	4	352	97.2	
	西宮区	0.037	18	4.9	128	35.1	0.067	11	352	96.4	
	自動車排出ガス測定局	北梅田新区	0.045	40	11.0	207	56.7	0.071	33	364	99.7
		西淀川区	0.042	37	10.2	158	43.8	0.077	30	360	99.7
出来島区		0.044	28	7.7	209	57.4	0.069	21	361	99.2	
住之江区		0.046	42	11.5	207	56.9	0.075	35	363	99.7	
東住吉区		0.044	43	11.8	175	48.2	0.077	36	363	100.0	
新森小路小学校区		0.046	50	13.8	186	51.2	0.076	43	363	100.0	
福島区		0.049	66	18.1	208	57.1	0.078	59	363	99.7	
東今里交差点		0.038	11	3.0	141	38.7	0.062	4	362	99.2	
東淀川区		0.045	51	14.0	172	47.1	0.077	44	362	99.2	
住之江区		0.041	33	9.0	150	41.1	0.072	26	362	99.2	
住之江交差点		0.044	32	8.8	203	55.6	0.071	25	365	100.0	
鶴見区											
住吉区											
長屋小学校区											

- (注) 1. ザルツマン係数=0.84。
 2. (98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数)とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えたものの日数である。
 3. ※改定前環境基準(市クリーンエアプラン'73目標)対比。

表 1-1-7 二酸化窒素の日平均値が0.06ppmを超えた日の割合(市内平均)
(単位：%)

年度 測定局	昭和 59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5
一般環境 測定局	2.6	2.2	2.2	4.3	3.6	2.5	2.6	2.8	2.5	2.7
自動車排出 ガス測定局	15.5	18.3	20.2	27.4	22.4	18.2	14.5	11.1	13.3	10.8

図 1-1-3 二酸化窒素濃度経年変化(市内平均値)

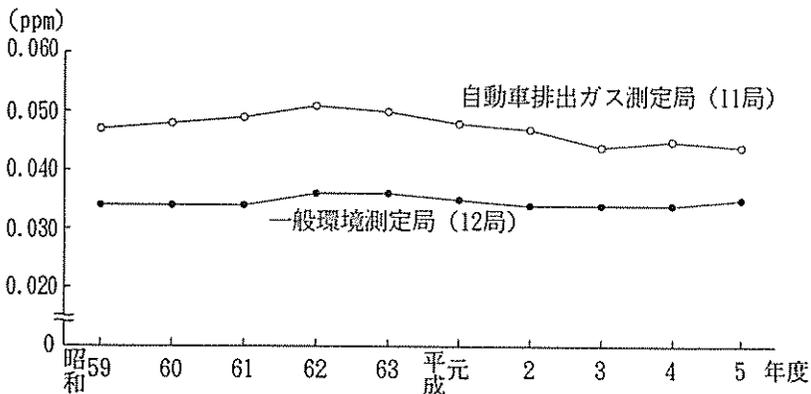
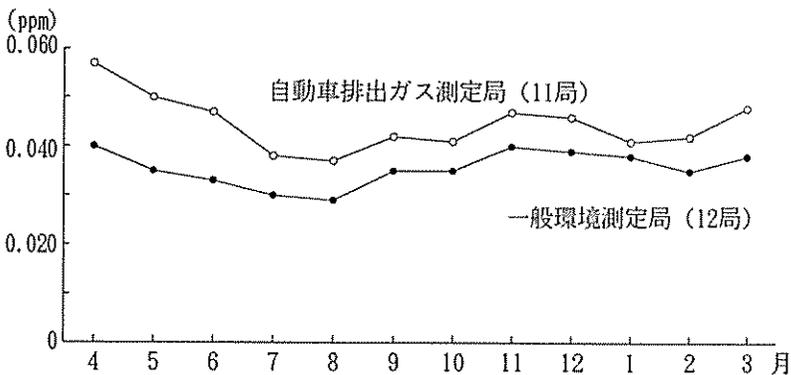


図 1-1-4 二酸化窒素濃度月別平均濃度(平成5年度)



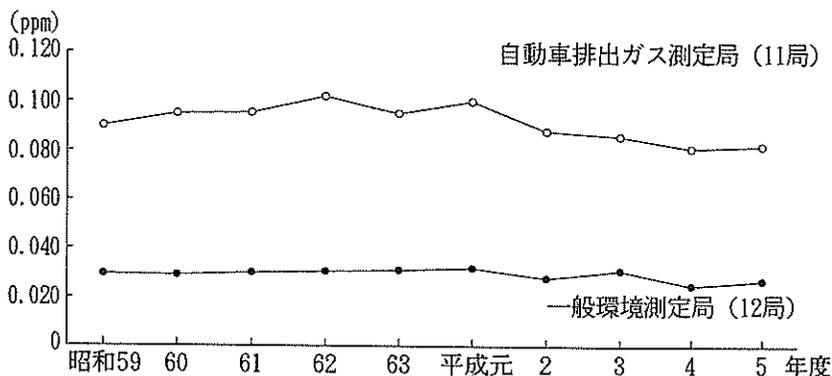
(2) 一酸化窒素及び窒素酸化物

一酸化窒素の昭和59年度からの市内平均値の経年変化は図1-1-5に示すとおり、一般環境測定局では横ばい傾向で推移していたが、4年度にやや減少し5年度はほぼ横ばいとなっている。また、自動車排出ガス測定局では平成元年度以降減少傾向を示していたが、5年度はほぼ横ばいとなっている。

一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果は表1-1-8に示すとおりで、一酸化窒素濃度の年平均値を見ると、一般環境測定局での市内平均値は0.027ppmで、最高値は此花区此花区役所の0.037ppm、最低値は西淀川区淀中学校の0.022ppmとなっている。また、自動車排出ガス測定局での市内平均値は0.082ppmで、最高値は旭区新森小路小学校の0.109ppm、最低値は鶴見区茨田中学校の0.055ppmとなっている。

なお、窒素酸化物($\text{NO} + \text{NO}_2$)に占める二酸化窒素(NO_2)の比率は、一般環境測定局では50.4~59.6%の範囲にあり、自動車排出ガス測定局では29.0~43.6%の範囲にある。

図1-1-5 一酸化窒素濃度経年変化(市内平均値)



これらの常時監視のほか、地域濃度分布を把握するため市内103か所においてTEA(トリエタノールアミン)バッジを取付け、毎月10日間大気中に放置した後回収し、二酸化窒素濃度を測定している。

また、常時監視を補完するため市内12か所において1か月間、一酸化窒素、二酸化窒素濃度を測定している。

表1-1-8 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

(平成5年度)

測定局	測定局	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO ₂)				
		年平均値	1時間の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	% (NO+NO ₂)
一般環境測定局	北扇町中学校区	0.023	0.300	0.094	0.057	0.384	0.146	59.1	
	此花区役所	0.037	0.436	0.117	0.074	0.541	0.175	50.4	
	大平尾小学校区	0.026	0.351	0.110	0.062	0.464	0.165	58.8	
	西淀川区	0.022	0.298	0.083	0.055	0.393	0.136	59.6	
	淀川区役所	0.027	0.382	0.097	0.061	0.450	0.146	56.0	
	生野区	0.024	0.460	0.095	0.055	0.558	0.143	56.0	
	旭宮中学校区	0.025	0.372	0.095	0.058	0.466	0.145	56.1	
	大城聖賢小学校	0.023	0.431	0.088	0.056	0.536	0.144	58.4	
	住南陵之江中学校区	0.028	0.405	0.106	0.065	0.504	0.157	56.4	
	平野区	0.029	0.494	0.107	0.064	0.603	0.165	54.6	
	西今宮中学校区	0.029	0.391	0.107	0.066	0.468	0.165	55.8	
	西堀江小学校区	0.027	0.327	0.105	0.065	0.434	0.170	57.8	
	市内平均	0.027	—	0.100	0.062	—	0.155	56.6	
	自動車排出ガス測定局	北梅田新道区	0.058	0.406	0.141	0.103	0.488	0.196	43.6
西淀川区		0.079	0.517	0.176	0.121	0.591	0.231	34.9	
住之江区		0.072	0.458	0.136	0.116	0.577	0.189	38.1	
東住吉区		0.093	0.503	0.204	0.140	0.602	0.263	33.2	
旭新森小路小学校区		0.109	0.555	0.235	0.153	0.649	0.295	29.0	
福島区		0.092	0.516	0.212	0.138	0.601	0.275	33.1	
東今成区		0.095	0.508	0.204	0.145	0.601	0.269	33.9	
東淀川区		0.077	0.549	0.180	0.116	0.651	0.227	33.2	
住之江区		0.087	0.508	0.188	0.132	0.591	0.256	34.1	
鶴見区		0.055	0.525	0.165	0.096	0.609	0.227	43.1	
住吉区		0.087	0.484	0.197	0.131	0.568	0.259	33.8	
長居小学校		0.082	—	0.185	0.126	—	0.244	35.5	

(注) 1. ザルツマン係数=0.84、酸化効率70%である。
 2. (日平均値の年間98%値)とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値である。

3. 浮遊粒子状物質（SPM）濃度

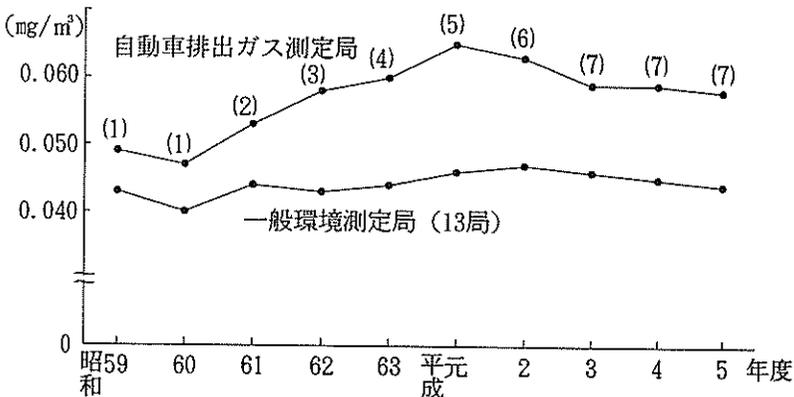
浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粉じんのうち粒径10ミクロン以下のものをいい、測定方法としては、従来からの方法であるローボリュームエアサンプラーとデジタル粉じん計との両測定結果から算出する方法と、昭和56年6月に追加された圧電天びん法およびβ線吸収法の3種類があるが、平成5年度においては、一般環境測定局（13局）及び自動車排出ガス測定局（7局）でβ線吸収法により測定した。

図1-1-6に市内平均値の経年変化を示すが、一般環境測定局では平成2年度から微減傾向を示しており、平成5年度は前年度に比べほぼ横ばいである。また、自動車排出ガス測定局は、平成3年度以降ほぼ横ばいである。

平成5年度の市内平均値は、一般環境測定局では $0.044\text{mg}/\text{m}^3$ であり、最高値は大正区平尾小学校、平野区摂陽中学校の $0.050\text{mg}/\text{m}^3$ で、最低値は淀川区淀川区役所の $0.038\text{mg}/\text{m}^3$ である。自動車排出ガス測定局では平均値は $0.058\text{mg}/\text{m}^3$ であり、最高値は東住吉区杭全町交差点の $0.066\text{mg}/\text{m}^3$ で、最低値は北区梅田新道の $0.052\text{mg}/\text{m}^3$ である。（表1-1-9）

平成5年度における浮遊粒子状物質の環境基準対比は、表1-1-10に示すとおり、一般環境測定局、自動車排出ガス測定局ともに全測定局で不適合となっている。

図1-1-6 浮遊粒子状物質濃度経年変化（市内平均値）



注：自動車排出ガス測定局の（ ）内数字は測定局数。

表1-1-9 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度経年変化

(単位: ㎍/㎥)

測定局		年度										
		昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	
一般環境測定局	北町中学校区	* 0.039	* 0.036	* 0.041	* 0.042	* 0.041	* 0.041	* 0.042	* 0.046	0.042	* 0.041	
	此花区役所	* ☆ 0.039	☆ 0.036	* ☆ 0.042	* ☆ 0.045	* ☆ 0.045	* ☆ 0.045	0.041	* 0.042	* 0.045	* 0.045	
	大正小学校区	* 0.050	* ☆ 0.045	* ☆ 0.050	* ☆ 0.053	* ☆ 0.054	* ☆ 0.054	* 0.053	* 0.048	* 0.043	* 0.050	
	淀川中学校区	☆ 0.039	☆ 0.035	* ☆ 0.041	* ☆ 0.050	☆ 0.039	☆ 0.036	0.037	* 0.039	* 0.048	* 0.046	
	淀川区役所	* 0.044	* 0.040	* 0.045	* 0.042	* 0.037	* 0.050	* 0.044	* 0.043	* 0.043	* 0.038	
	生野区役所	* 0.051	* 0.045	* ☆ 0.051	* ☆ 0.049	* ☆ 0.052	* ☆ 0.051	* 0.050	* 0.047	* 0.043	* 0.043	
	旭区役所	* 0.041	* 0.039	* 0.045	* 0.041	* 0.051	* 0.050	* 0.050	* 0.048	* 0.043	* 0.043	
	城東区役所	* 0.044	* 0.038	* 0.043	* 0.041	* 0.048	* 0.049	* 0.051	* 0.048	* 0.044	* 0.043	
	住之江区役所	☆ 0.033	(☆ 0.038)	* ☆ 0.038	* ☆ 0.033	* ☆ 0.041	☆ 0.043	* 0.053	* 0.049	* 0.047	* 0.047	
	平野区役所	* 0.050	* 0.044	* 0.046	* 0.045	* 0.040	* ☆ 0.046	* 0.041	* 0.046	* 0.048	* 0.050	
	西成区役所	* ☆ 0.040	(☆ 0.041)	* ☆ 0.042	* ☆ 0.035	* ☆ 0.042	* ☆ 0.044	* 0.057	* 0.055	* 0.050	* 0.048	
	西堀江小学校区	* 0.044	* 0.039	* 0.041	* ☆ 0.036	☆ 0.035	☆ 0.036	* 0.046	* 0.046	0.042	* 0.041	
	鶴見区役所	(☆ 0.046)	* ☆ 0.043	* ☆ 0.047	* ☆ 0.049	* ☆ 0.048	* ☆ 0.048	* 0.046	* 0.043	* 0.041	* 0.041	
	市内平均	0.043	0.040	0.044	0.043	0.044	0.046	0.047	0.046	0.045	0.044	
	自動車排出ガス測定局	北梅田新区	* ☆ 0.048	* ☆ 0.046	* ☆ 0.046	* ☆ 0.048	* ☆ 0.048	* ☆ 0.053	* 0.052	* 0.050	* 0.055	* 0.052
		西淀川区出来島小学校	--	--	--	--	* ☆ 0.073	* ☆ 0.078	* 0.078	* 0.060	* 0.059	* 0.054
		住之江区北粉浜小学校	--	--	--	* ☆ 0.069	* ☆ 0.068	* ☆ 0.066	* 0.069	* 0.063	* 0.060	* 0.058
		東住吉区抗全町交差点	--	--	--	--	--	--	--	* 0.070	* 0.064	* 0.066
		旭区新森小路小学校	--	--	--	--	--	--	* 0.067	* 0.065	* 0.063	* 0.062
福島区海老江西小学校		--	--	--	--	--	* ☆ 0.073	* 0.048	* 0.051	* 0.058	* 0.054	
東成区今里交差点		--	--	* ☆ 0.057	* ☆ 0.055	* ☆ 0.051	* ☆ 0.054	* 0.063	* 0.054	* 0.053	* 0.059	
市内平均		0.048	0.046	0.052	0.057	0.060	0.065	0.063	0.059	0.059	0.058	

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の値である。

2. ()内は測定時間数が6,000時間未満のため参考値とする。

3. ☆印は、 β 線吸収法、その他は従来の方法。但し平成2年度以降は全て β 線吸収法。

4. *印は、環境基準値(長期的評価)を超えた局。

表 1-1-10 浮遊粒子状物質 (SPM) 環境基準対比

(平成5年度)

測定局	年平均値	1時間値が 0.2 mg / m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.10 mg / m ³ を超えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2 % 除外値	日平均値0.10 mg / m ³ を超え た日が2日以 上連続したこ との有無	環境基準 の長期的 評価による日平均 値0.10mg / m ³ を超 えた日数			
		mg / m ³	時間	%	日					%	mg / m ³	mg / m ³
												有(×)無(○)
一般環境測定局	北扇町中学校	0.041	6	0.1	9	2.6	0.283	0.103	×	6		
	此花区役所	0.045	3	0.0	11	3.1	0.211	0.106	×	8		
	大正小学校	0.050	23	0.3	11	3.2	0.280	0.111	×	10		
	西淀川区役所	0.046	5	0.1	13	3.6	0.234	0.109	×	10		
	淀川区役所	0.038	4	0.0	7	2.0	0.255	0.100	×	3		
	生野区役所	0.043	14	0.2	9	2.5	0.246	0.102	×	6		
	旭宮中学校	0.043	3	0.0	7	1.9	0.246	0.100	×	5		
	城東小学校	0.043	16	0.2	11	3.0	0.233	0.107	×	10		
	住之江区役所	0.047	17	0.2	11	3.2	0.278	0.111	×	9		
	平野区役所	0.050	28	0.3	12	3.3	0.306	0.114	×	10		
	摂陽中学校	0.048	16	0.2	11	3.0	0.279	0.111	×	9		
	西堀江小学校	0.041	8	0.1	6	1.7	0.282	0.094	×	4		
	鶴見区北小学校	0.041	11	0.1	10	2.8	0.240	0.105	×	8		
自動車排出ガス測定局	北梅田新道	0.052	21	0.2	21	5.9	0.308	0.113	×	20		
	西淀川区出来島小学校	0.054	13	0.2	18	5.0	0.245	0.114	×	15		
	住之江区北粉浜小学校	0.058	40	0.5	27	7.5	0.282	0.137	×	25		
	東住吉区抗全町交差点	0.066	65	0.8	45	12.6	0.362	0.136	×	42		
	旭新森小路小学校	0.062	61	0.7	43	12.4	0.330	0.131	×	42		
	福島区海老江西小学校	0.054	24	0.3	24	6.6	0.254	0.123	×	22		
	東成区今里交差点	0.059	43	0.5	34	9.4	0.263	0.128	×	32		

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.10mg / m³を超えず、かつ年間を通じて日平均値が0.10mg / m³を超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

4. 一酸化炭素（CO）濃度

一酸化炭素濃度は、非分散型赤外線吸収法（NDIR法）により7か所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っている。昭和59年度からの市内平均値の経年変化については、図1-1-7に示すとおりで、平成元年度以降微減傾向である。

平成5年度の市内平均値は1.7ppmで、最高値は東成区今里交差点の2.1ppm、最低値は北区梅田新道、西淀川区出来島小学校の1.4ppmとなっている。（表1-1-11）

平成5年度における一酸化炭素の環境基準対比は表1-1-12に示すとおり、日平均値及び8時間値とも全測定局で適合している。

図1-1-7 一酸化炭素濃度経年変化（市内平均値）

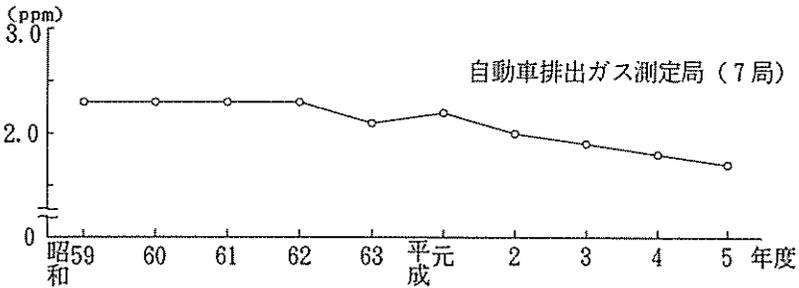


表1-1-11 一酸化炭素（CO）濃度経年変化

—自動車排出ガス測定局—
(単位：ppm)

測定局	年度	昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5
北梅田新道区		1.8	1.8	1.9	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.3	1.4
西淀川区		1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	1.5	1.5	1.4
住之江区		2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.7	1.6
東粉浜区		2.7	2.4	2.4	2.0	1.9	2.2	2.1	2.1	1.8	1.9
旭森小路区		2.4	2.7	2.6	2.6	2.5	2.4	2.5	2.3	2.3	1.7
福海老江区		2.2	2.4	2.3	2.4	2.3	2.2	1.2	1.5	1.5	2.0
成東区		2.6	2.8	3.0	2.8	2.4	2.7	2.5	2.3	2.2	2.1
市内平均		2.3	2.3	2.3	2.3	2.1	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

表 1-1-12 一酸化炭素 (CO) 環境基準対比

-自動車排出ガス測定局-
(平成5年度)

測定局	年平均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が10 ppmを超えた 日が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値 10ppmを超え た延日数
		ppm	回	%	日				
北 区 梅田新道	1.4	0	0	0	0	7.0	2.6	○	0
西淀川区 出来島小学校	1.4	0	0	0	0	5.7	2.2	○	0
住之江区 北粉浜小学校	1.6	0	0	0	0	7.4	2.5	○	0
東住吉区 杭全町交差点	1.9	0	0	0	0	9.0	3.3	○	0
旭 区 新森小路小学校	1.7	0	0	0	0	10.1	3.3	○	0
福 島 区 海老江西小学校	2.0	0	0	0	0	9.6	3.8	○	0
東 成 区 今里交差点	2.1	0	0	0	0	8.3	3.5	○	0

- (注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が10ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。
2. 8時間値とは、0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値をいう。

5. 光化学オキシダント(Ox)濃度

光化学オキシダント濃度は、光化学反応によって発生する大気汚染の状況を示す重要な指標の一つであり、12か所の一般環境測定局で中性ヨウ化カリウム吸光度法を用いて常時監視を行っている。平成元年度からの昼間の市内平均値の経年変化は図1-1-8に示すとおりで、微増傾向を示している。

平成5年度の測定結果及び環境基準対比は表1-1-13のとおりであり、環境基準値(1時間値が0.06ppm)を超えた時間数の最高は、平野区摂陽中学校の375時間、最低は西淀川区淀中学校の163時間となっており、環境基準対比で全測定局が不適合である。

図1-1-8 光化学オキシダント濃度経年変化（一般環境測定局）

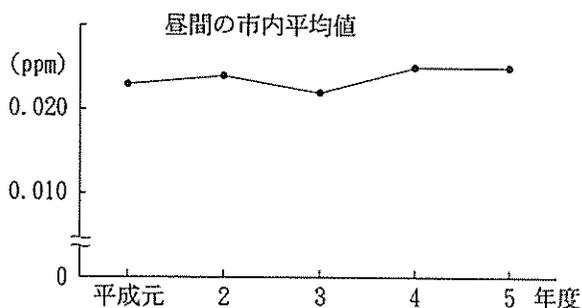


表1-1-13 光化学オキシダント（Ox）測定結果及び環境基準対比

測定局	昼間の年平均値 (ppm)					1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数※ (平成5年度)	
	平成元	2	3	4	5	日数	時間数(超過率%)
此花区此花区役所	0.022	0.023	0.022	0.025	0.025	60	230 (4.28)
西淀川区淀中学校	0.023	0.024	0.021	0.026	0.026	48	163 (3.04)
淀川区淀川区役所	0.019	0.022	0.020	0.023	0.024	52	166 (3.09)
生野区勝山中学校	0.025	0.026	0.024	0.027	0.026	58	244 (4.56)
旭区大宮中学校	0.023	0.025	0.023	0.027	0.027	58	249 (4.72)
城東区聖賢小学校	0.023	0.024	0.021	0.025	0.026	63	269 (5.09)
住之江区南稜中学校	0.023	0.023	0.022	0.025	0.024	57	200 (3.87)
平野区摂陽中学校	0.026	0.028	0.024	0.029	0.027	74	375 (7.00)
西成区今宮中学校	0.021	0.021	0.018	0.023	0.023	51	167 (3.10)
西区堀江小学校	0.021	0.022	0.020	0.024	0.023	49	188 (3.50)
鶴見区茨田北小学校	0.024	0.026	0.025	0.027	0.026	63	262 (4.87)
浪速区難波中学校	0.022	0.023	0.020	0.024	0.023	51	180 (3.36)
市内平均	0.023	0.024	0.022	0.025	0.025	-	———

(注) 1. ※環境基準との比較は昼間（6時～20時）のデータをもって行い、1時間値が0.06 ppmを超える時間数が0であること。

2. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

6. 炭化水素（HC）濃度

大気中の炭化水素は、光化学オキシダント生成の主要な要因物質であることから一般環境測定局3局において、水素炎イオン化検出法（FID法）を用いて常時監視を行っている。

平成5年度の非メタン炭化水素の測定結果は、表1-1-14のとおりであり、環境庁指針値（6～9時の3時間平均値0.2ppmC～0.31ppmC）を全測定局で上回っている。

表1-1-14 非メタン炭化水素（NMHC）測定結果

測定局	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
			最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
此花区此花区役所	0.33	0.40	1.20	0.06	267	76.3	200	57.1
淀川区淀川区役所	0.36	0.39	1.16	0.09	303	84.2	207	57.5
平野区摂陽中学校	0.67	0.72	1.81	0.13	331	97.6	297	87.6

表1-1-15 全炭化水素（THC）測定結果

測定局	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間平均値	
			最高値	最低値
	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)
此花区此花区役所	2.12	2.19	3.23	1.77
淀川区淀川区役所	2.14	2.18	3.18	1.80
平野区摂陽中学校	2.46	2.55	3.87	1.91

図1-1-9 非メタン炭化水素濃度経年変化（6～9時の市内平均値）

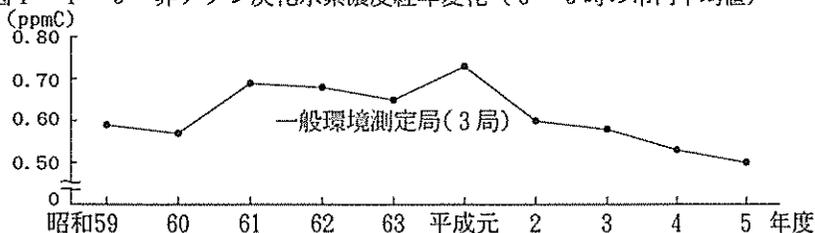


表1-1-16 炭化水素（HC）濃度経年変化

非メタン炭化水素（NMHC）

① 年平均値

（メタン換算）単位：ppmC

測定局	年度	昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5
此花区 此花区役所		0.46	0.45	0.48	0.46	0.47	(0.49)	0.44	0.39	0.32	0.33
淀川区 淀川区役所		0.48	0.45	0.51	0.56	0.47	0.47	0.43	0.42	0.38	0.36
平野区 摂陽中学校		0.65	0.55	(0.83)	0.79	0.79	(0.95)	0.74	0.77	0.71	0.67

注（ ）内は測定時間数が6,000時間未満。

② 3時間平均値（6～9時）の年平均値

（メタン換算）単位：ppmC

測定局	年度	昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5
此花区 此花区役所		0.55	0.57	0.60	0.55	0.56	(0.57)	0.52	0.46	0.40	0.40
淀川区 淀川区役所		0.49	0.47	0.55	0.59	0.51	0.51	0.46	0.44	0.42	0.39
平野区 摂陽中学校		0.73	0.63	(0.91)	0.89	0.88	(1.10)	0.81	0.83	0.76	0.72

注（ ）内は測定時間数不足

全炭化水素（THC）

③ 年平均値

（メタン換算）単位：ppmC

測定局	年度	昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5
此花区 此花区役所		2.30	2.32	2.35	2.33	2.37	(2.43)	2.38	2.18	2.10	2.12
淀川区 淀川区役所		2.28	2.29	2.35	2.30	2.19	2.21	2.16	2.18	2.16	2.14
平野区 摂陽中学校		2.48	2.37	(2.72)	2.56	2.51	(2.68)	2.45	2.47	2.41	2.46

注（ ）内は観測時間数が6,000時間未満

7. 粒子状物質濃度

(1) ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん濃度及び重金属成分

ハイボリュームエアサンプラー（吸引流量約1,200ℓ/分）は、大気中の浮遊粉じん濃度及び粉じん中の成分量を測定するために用いられ、20cm×25cmの石英ろ紙を用いて毎週1回24時間大気を吸引採取している。

平成5年度の浮遊粉じん濃度及び浮遊粉じん中の重金属成分は表1-1-17に示すとおりで、一般環境測定局における浮遊粉じん濃度の市内平均値は72 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、最高値は平野区摂陽中学校の75 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、最低値は北区扇町中学校の68 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。

表1-1-17 浮遊粉じん濃度及び重金属成分

測定局	測定地点	浮遊粉じん濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Ni	Mn	Fe	Pb	Cd	Cr	V	Cu
			(ng/m^3)	(ng/m^3)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(ng/m^3)				
一般環境測定局	北区 扇町中学校	68	15.1	56	1.50	51	1.47	13.6	9.8	80
	西淀川区 淀中学校	74	21.3	91	2.30	97	2.07	23.5	12.0	96
	城東区 聖賢小学校	72	14.8	58	1.68	57	2.09	12.8	9.1	167
	住之江区 南稜中学校	72	18.7	75	2.09	53	1.84	13.1	13.8	102
	平野区 摂陽中学校	75	13.9	57	1.65	53	2.07	13.6	10.2	105
	市内平均	72	16.8	67	1.84	62	1.91	15.3	11.0	110
	自排局	西淀川区 出来島小学校	108	24.5	123	3.30	111	2.27	23.7	15.2

(注) 1. $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 市内平均は一般環境測定局各測定地点の年平均値の平均である。

(2) ローボリュームエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分
 ローボリュームエアサンプラー（吸引流量約20ℓ/分）は、粒径10ミクロン以下の粉じんを捕集して大気中の浮遊粒子状物質濃度及び浮遊粒子状物質中の成分量を測定するために用いられ、1週間ごとに年間を通じて大気を吸引採取している。

平成5年度の浮遊粒子状物質濃度及び浮遊粒子状物質中の重金属成分は表1-1-18に示すとおりで、一般環境測定局における浮遊粒子状物質濃度の市内平均値は36 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、最高値は西淀川区淀中学校の40 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、最低値は北区扇町中学校の32 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。

表1-1-18 浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分

測定局	測定地点	浮遊粒子状物質濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Ni	Mn	Fe	Pb	Cd	Cr	V	Cu
			(ng/m^3)	(ng/m^3)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(ng/m^3)				
一般環境測定局	北区 扇町中学校	32	8.6	26	0.69	57	2.0	9.7	4.8	28
	西淀川区 淀中学校	40	12.4	45	0.88	138	3.3	8.0	6.2	34
	城東区 聖賢小学校	33	6.9	28	0.71	65	2.3	6.4	3.9	28
	住之江区 南稜中学校	39	9.9	43	0.87	70	2.6	6.0	6.2	33
	平野区 摂陽中学校	37	7.0	29	0.67	66	2.6	7.2	4.0	31
	市内平均	36	9.0	34	0.76	79	2.6	7.5	5.0	31
自排局	西淀川区 出来島小学校	48	13.2	43	0.88	111	3.3	7.5	6.2	38

(注) 1. $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 市内平均は一般環境測定局各測定地点の年平均値の平均である。

(3) 降下ばいじん量

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち重力や雨によって降下する比較的粒径の大きいばいじん、粉じん等である。測定は、採取器具を用いて1か月間検体を採取し、その重量の秤量により行っている。

降下ばいじん量の経年変化は表1-1-19のとおりで、平成5年度の市内平均値は2.30トン/㎥/月で、最高値は大正区南恩加島小学校の4.26トン/㎥/月、最低値は東淀川区北淀高校の1.10トン/㎥/月となっている。

表1-1-19 降下ばいじん量の経年変化（ダストジャー法による）

(単位：トン/㎥/月)

地域	年度 測定地点	昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5
		工業系	(此花区)川崎重工業	3.88	3.78	2.71	2.96	-	-	-	-
(此花区)此花区役所	2.23		2.58	1.84	1.87	2.10	2.25	1.81	1.99	1.63	1.57
(大正区)南恩加島小学校	5.33		6.68	5.51	5.34	5.70	4.64	4.95	4.38	3.96	4.26
(大正区)平尾小学校	3.93		3.62	3.13	2.85	3.19	2.93	2.74	3.06	2.75	3.38
(西淀川区)淀中学校	5.09		6.50	5.97	5.79	2.78	2.39	2.69	2.65	2.42	2.38
(此花区)島屋小学校	-		-	-	-	4.61	3.67	4.00	4.15	4.08	3.25
(生野区)勝山中学校	4.38		3.95	3.13	2.32	3.13	1.94	1.93	2.02	2.09	1.78
(城東区)聖賢小学校	2.82		2.85	2.42	2.62	2.70	1.87	1.47	1.93	2.34	2.19
(西成区)今宮中学校	3.73		4.34	3.25	3.57	3.53	2.80	3.64	3.13	3.47	2.51
(北区)扇町中学校	2.72		3.12	2.64	4.24	3.13	2.71	2.91	2.91	3.07	2.37
商業系	(西区)堀江小学校	2.52	3.79	4.08	3.00	2.61	2.29	2.31	2.37	2.35	1.87
	(淀川区)淀川区役所	2.96	3.57	2.48	2.77	2.69	1.88	2.33	***	2.60	1.46
	(東淀川区)北淀高校	2.29	1.83	1.30	1.45	1.63	1.46	1.32	1.76	1.35	1.10
住居系	(旭区)大宮中学校	2.18	2.29	2.33	1.98	2.48	2.00	1.90	1.99	1.84	2.16
	(住之江区)南稜中学校	3.65	4.49	3.60	3.29	3.16	3.29	3.10	2.54	2.26	2.65
	(平野区)祺陽中学校	2.17	2.79	2.14	1.74	2.26	1.65	1.42	1.82	1.69	1.58
	市内平均	3.33	3.75	3.10	3.05	3.05	2.52	2.57	2.62	2.53	2.30

- (注) 1. 市内平均は地点の年平均値の平均である。
 2. 63年度からは(此花区)川崎重工業は観測していない。
 3. (此花区)島屋小学校は63年度から観測を開始した。
 4. *は欠測

8. その他の大気汚染物質濃度

(1) アスベスト

本市では、発ガン性等の健康影響の問題があるアスベストによる大気汚染状況を把握するため、平成元年度から一般環境5か所、道路沿道2か所において環境モニタリングを実施している。

平成2年度からの経年変化は表1-1-20のとおりで、平成5年度のモニタリング結果は、一般環境地域では住居系・商業系・工業系地域で環境濃度の幾何平均値が0.73本/ℓ、また道路沿道地域では幾何平均値が0.97本/ℓとなっている。

表1-1-20 アスベストモニタリング結果

単位：本/ℓ

測定場所・地域		年 度				
		平成2	3	4	5	
一般環境	扇町中学校(北区)	商業系	0.75	0.79	0.69	0.93
	平尾小学校(大正区)	工業系	0.75	0.81	0.61	0.72
	淀中学校(西淀川区)	工業系	0.72	0.83	0.60	0.71
	大宮中学校(旭区)	住居系	0.63	0.64	0.60	0.69
	摂陽中学校(平野区)	住居系	0.81	0.79	0.87	0.63
	幾 何 平 均			0.73	0.77	0.67
道路沿道	梅田新道(北区)		0.77	0.79	0.65	1.00
	出来島小学校(西淀川区)		0.81	0.73	0.63	0.93
	幾 何 平 均			0.78	0.78	0.64

(注) 各測定場所ごとの幾何平均値である。

(2) 有機塩素系物質

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン等の有機塩素系物質は、金属部品等の脱脂洗浄やドライクリーニングなどに広く用いられているが、発ガン性の恐れのある物質として問題となっている。

本市では、これらの物質の大気中の濃度について平成元年度から市内5か所においてモニタリング調査を実施している。

なお、平成5年度の調査結果は表1-1-21のとおりであり、平成2年度からの経年変化は表1-1-22のとおりである。

表1-1-21 有機塩素系物質調査結果（平成5年度）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

物質名 測定 時期	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		クロロホルム	
	平成5年 11月	平成6年 3月	平成5年 11月	平成6年 3月	平成5年 11月	平成6年 3月
測定地点 此花区役所 (此花区)	8.13 7.41	3.10 3.96	7.26 9.11	3.75 4.15	1.50 1.34	0.51 0.60
淀川区役所 (淀川区)	6.22 6.37	3.00 3.32	6.00 8.43	4.00 4.40	1.10 1.47	0.43 0.64
摂陽中学校 (平野区)	7.61 7.11	2.16 3.49	7.14 6.15	3.16 5.00	1.21 1.34	0.60 0.51
今宮中学校 (西成区)	5.71 7.69	3.00 3.04	6.40 7.12	3.30 3.96	1.31 1.20	0.46 0.54
今里交差点 (東成区)	6.33 6.10	3.14 4.04	7.10 7.10	3.76 4.11	1.43 1.48	0.50 0.86

(注) 測定は各月2回実施。

表1-1-22 有機塩素系物質調査結果（経年変化）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

物質名 測定 時期	2		3		4		5	
	平成2年 10・11月	平成3年 3月	平成3年 11月	平成4年 3月	平成4年 11月	平成5年 3月	平成5年 11月	平成6年 3月
トリクロロ エチレン	8.64～ 17.4	4.74～ 9.24	3.90～ 10.1	2.84～ 4.91	4.10～ 9.13	2.89～ 5.10	5.71～ 8.13	2.16～ 4.04
テトラクロロ エチレン	2.36～ 5.90	2.94～ 5.76	6.00～ 9.82	2.13～ 10.40	4.15～ 10.00	4.00～ 7.16	6.00～ 9.11	3.16～ 5.00
クロロホルム	1.54～ 2.40	1.63～ 3.96	1.00～ 1.66	0.40～ 1.10	1.00～ 1.53	0.40～ 0.96	1.10～ 1.50	0.43～ 0.86

(注) ND : $0.05 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

9. 風向・風速

大気汚染物質の輸送・拡散に大きな影響を与える風向・風速は、市内12か所の一般環境測定局とタワー測定局（高さ120m）で常時測定している。

表1-1-23に、一般環境測定局とタワー測定局における月別平均風速を示すが、高度差100mで、ほぼ2倍近い風速となっている。

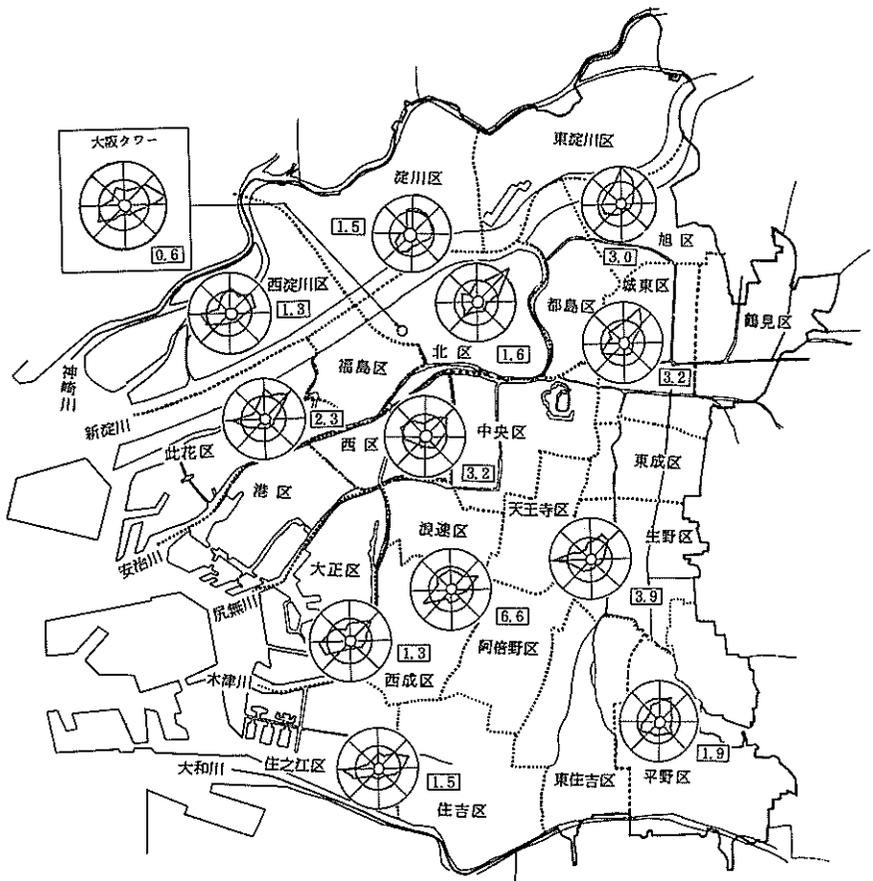
また、図1-1-10に年間の風配図を示すが、市域内では西寄りの風および北東寄りの風の頻度が多くなっている。

表1-1-23 平均風速（平成5年度）

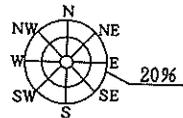
（単位：m/sec）

月 局名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度 平均
市内12 局平均	2.2	2.0	2.0	2.2	2.1	1.9	2.0	2.0	2.0	1.8	2.3	2.2	2.1
大阪 タワー	4.2	3.4	3.7	3.7	3.5	3.0	3.3	3.4	3.5	3.2	4.3	3.6	3.6

図 1 - 1 - 10 測定局別年間風配図 (平成 5 年度)



(注) □内はカームの%
CALMとは0.3m/sec以下である。



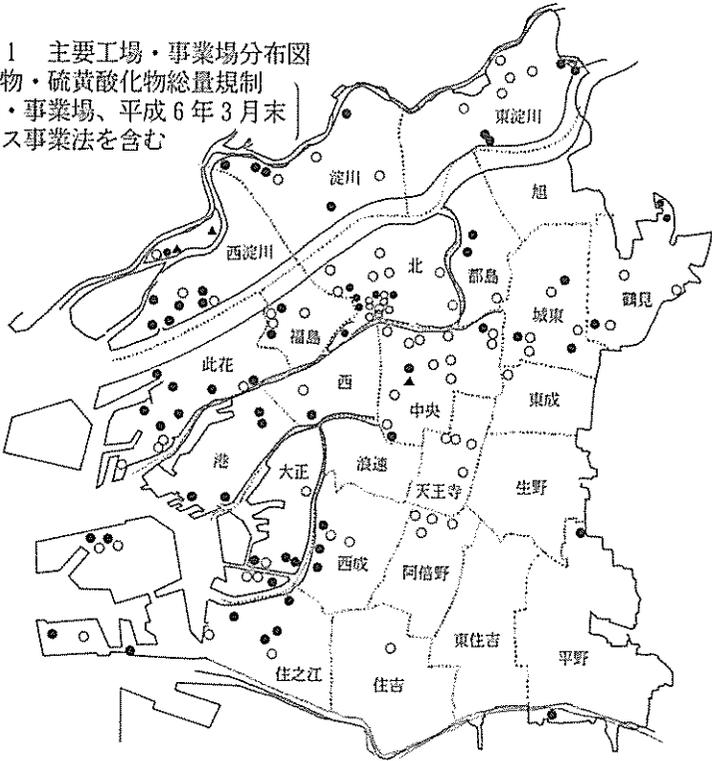
第2節 発生源の現況

1. 届出工場・事業場数等

大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づき、届出が必要とされているばい煙発生施設等を有する主要工場・事業場分布は図1-2-1に示すとおり、西部臨海部（住之江、大正、此花、西淀川）から北部（福島、北、淀川、東淀川）及び东北部（都島、城東、鶴見）にかけて分布しているが、比較的大規模の工場は西部臨海部に立地している。また、工場・事業場数は表1-2-1に示すとおりであるが、このうち大気汚染防止法によるばい煙発生施設・粉じん発生施設の施設数を表1-2-2、表1-2-3に法律・条例別届出状況を表1-2-4に示す。

図1-2-1 主要工場・事業場分布図

（窒素酸化物・硫黄酸化物総量規制
特定工場・事業場、平成6年3月末
電気・ガス事業法を含む）



凡例

- | | | |
|---|-----------------------------|------|
| ● | 窒素酸化物及び硫黄酸化物に係る総量規制特定工場・事業場 | 64工場 |
| ○ | 硫黄酸化物についてのみの総量規制特定工場・事業場 | 76工場 |
| ▲ | 窒素酸化物についてのみの総量規制特定工場・事業場 | 3工場 |

表 1 - 2 - 1 区別届出対象工場事業場数

(平成 6 年 3 月末)

項目 区別	大 気 汚 染 防 止 法				計
	ば い 煙		粉 じ ん		
	工 場	事業場	特 定	一 般	
北	23	330			353
都 島	13	33			46
福 島	15	23			38
此 花	22	29	1	10	62
中 央	2	515			517
西	3	130		1	134
港	9	24		11	44
大 正	23	12		8	43
天 王 寺	3	46			49
浪 速	7	38			45
西 淀 川	86	25	1	15	127
淀 川	58	97		1	156
東 淀 川	40	38		4	82
東 成	20	30			50
生 野	31	13		1	45
旭	13	19			32
城 東	45	41		1	87
鶴 見	26	23	1		50
阿 倍 野	2	29			31
住 之 江	32	46		5	83
住 吉	3	17			20
東 住 吉	7	17	2		26
平 野	31	26	3	2	62
西 成	26	20	1	3	50
総 計	540	1, 621	9	62	2, 232
	2, 161		71		

(注) 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。

2. 大気汚染防止法の総計及び行政区別の小計は「ばい煙」、「粉じん」の延数。

表1-2-2 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

（平成6年3月末）

項目 區別	一 般 粉 じ ん					特定粉じん	
	1	2	3	4	5	施設数 合計	施設数
	コークス炉	堆積場	ベルトコンベア バケツコンベア	破碎機 磨砕機	ふるい		
北							
都 島							
福 島							
此 花	1	19	124	6	6	156	1
中 央							
西			2			2	
港		8	25	4		37	
大 正	2	10	147	21	25	205	
天 王 寺							
浪 速							
西 淀 川		13	73	20	6	112	1
淀 川			2		2		
東 淀 川		3	11			14	
東 成							
生 野			2			2	
旭							
城 東			1			1	
鶴 見							13
阿 倍 野							
住 之 江		5	7	6	1	19	
住 吉							
東 住 吉							7
平 野			2	1		3	33
西 成		4	15		1	20	3
計	3	62	411	58	39	573	58

（注） 電気・ガス事業法関係施設を含む。

表 1 - 2 - 3 ばい煙発生施設設置状況 (大気汚染防止法)

項番号	1	2	3				4			5
施設名	ボ イ ラ	ガ加 ス 発熱 生 炉炉	焙 焼 炉	焼 結 炉	煨 焼 炉	ペ レ ット 焼 成 炉	溶 鉱 炉	転 炉	平 炉	金 属 溶 解 炉
北	522(484)									13
都 島	65(43)									
福 島	62(38)									
此 花	102(40)	4								5
中 央	694(692)									
西	135(133)									1
港	47(28)									
大 正	39(12)		1	1			2	2		28
天王寺	78(76)									
浪 速	47(44)									4
西淀川	128(25)		3	1			1	2		15
淀 川	248(138)									8
東淀川	135(47)									
東 成	64(37)									2
生 野	51(14)									1
旭	51(27)									
城 東	81(42)									9
鶴 見	66(16)									15
阿倍野	65(58)									
住之江	118(80)									14
住 吉	35(32)									
東住吉	34(26)									
平 野	55(24)									6
西 成	47(23)									2
計	2,969(2,179)	4	4	2			3	4		123

(注) 1. 電気・ガス 事業法関係を含む。

2. () 内は事業場関係。

(6年3月現在)

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
金属 加熱 炉	石油 加熱 炉	触媒 再生 塔	燒溶 成融 炉	反直 応火 炉	乾 燥 炉	電 氣 炉	燒 棄 物 炉	銅溶 ・解 鉛 炉	乾 燥 施 設	塩 素 冷 却 施 設	塩 化 鉄 溶 解 炉	活 性 炭 反 応 炉
10			6				1(1)		7			
						1	1					
			5		8		2(1)					
130	7		4		19	3	8					1
	1						3(3)					
30	3		1		15	4	3(3)					
							2(2)					
			1									
86			6		28	5	6(6)					
17	5		3		4		8(3)					
7				3	1		3(3)					
10				6	5		1(1)					
					1							
			3				1(1)					
4			9		4	1	9(9)					
14					1		6(5)					
23			1	3	10	5	10(7)					
			1									
5	1		2	1	3		8(8)					
19			4		6		4(4)					
355	17		46	13	105	19	76(57)		7			1

項番号	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	2
施設名	塩吸 素収 反施 応設	アルミ 電解 炉	磷焼 成 肥 料 炉	弗凝 縮 施 用 設	ト乾 リ ボリ 燥 燐 酸 炉	鉛精 錬 溶 解 炉	鉛溶 畜 電 池 炉	鉛顔 料 溶 解 炉	硝酸 吸 収 施 設	コ ー ク ス 炉	ガ ス タ ー ビ ン 用
北						6					6(6)
都 島											
福 島	1										
此 花	2									1	2
中 央											
西											
港						2					
大 正	9		1							2	1
天王寺						2					
浪 速						8					
西淀川						14					1
淀 川											5
東淀川											2
東 成											
生 野						2					
旭											
城 東											1
鶴 見						2					
阿倍野											
住之江											2(2)
住 吉											
東住吉											
平 野											
西 成											
計	12		1			36				3	20(8)

- (注) 1. 電気・ガス 事業法関係を含む。
2. () 内は事業場関係。

(6年3月末現在)

9	30		31		32		33	施 設 計	工 場 数	事 業 場 数	計
ガ ス タ ー ビ ン 常 用	デ ィ ゼ ル 機 関 用	デ ィ ゼ ル 機 関 用	ガ ス エ ン ジ ン 常 用	ガ ス エ ン ジ ン 常 用	ガ ソ リ ン 常 用	ガ ソ リ ン 非 常 用	そ の 他				
25(25)	—	168(166)	12(12)					776(694)	23	330	353
—	—	25(25)	4(4)					96(72)	13	33	46
5(5)	—	16(16)						99(60)	15	23	38
1	—	28(19)	6(1)					323(60)	22	29	51
35(35)	2(2)	201(201)	8(8)					940(938)	2	515	517
8(8)	—	74(74)	6(6)					224(221)	3	130	133
2(2)	1	7(7)	6(6)					69(46)	9	24	33
—	—	12(10)						154(25)	23	12	35
4(4)	—	23(23)						109(105)	3	46	49
2(2)	—	18(18)	2(2)					82(66)	7	38	45
2(1)	2	33(26)	5					338(58)	86	25	111
7(7)	1	57(57)	5(4)					368(209)	58	97	155
3(3)	—	18(18)	2					174(71)	40	38	78
—	—	10(10)						98(48)	20	30	50
—	—	5(5)						60(19)	31	13	44
1(1)	—	6(6)						62(35)	13	19	32
3(3)	—	38(37)	2(2)					161(93)	45	41	86
2(2)	—	24(24)						130(47)	26	23	49
1(1)	—	3(3)						69(62)	2	29	31
3(3)	—	20(20)	3(3)					212(115)	32	46	78
—	—	1(1)						36(33)	3	17	20
—	—							35(26)	7	17	24
—	—	11(11)						92(43)	31	26	57
—	—	6(6)						88(33)	26	20	46
104(102)	6(2)	804(783)	61(48)					4,795(3,179)	540	1,621	2,161

表1-2-4 法律・条例届出状況

区分	種類 許 可 申請	設置届	使用届	構 造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	事故届	合 計
大気汚染防止法		126	2	39	181	233	21		602
大阪府公害防止条例	8	98	0	35	37	8	1	0	187
合 計	8	224	2	74	218	241	22	0	789

2. 窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数等

窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間あたり2.0kl以上の工場・事業場(「特定工場等」と称する)に、従来の排出基準にあわせ総量規制基準が適用されている。

特定工場数は67工場・事業場(表1-2-6)である。また、窒素酸化物対策状況を表1-2-5に示す。

表1-2-5 窒素酸化物対策実施状況

(平成6年3月末)

施設名	対策方法 燃料種別	①	②	③	④	⑤	その他	合 計
		低NOx バーナー等 (注1)	外部排ガス 再循環	水又は 蒸気噴霧 (注2)	①②③ の組合せ	脱硝装置		
ボ イ ラ	都市ガス	402	162	23	79	8	40	714
	LPGガス	1	2	1				4
	灯油	32	18	45	19		1	115
	重油	15	4	13	3	5		40
	その他	10	2	6				18
	計	460	188	88	101	13	41	891
加 熱 炉 等	都市ガス	115		9	1	11	7	143
	LPGガス	9			1	1		11
	灯油	14		2	3		7	26
	重油	6			3	3		12
	廃棄物	1						1
	その他	5		1	1	3	1	11
計	150		12	9	18	15	204	
合 計	610	188	100	110	(注3)31	56	1,095	

(注1) 低NOxバーナー(混合促進型、分割火炎型、自己再循環型等)及び段階的燃焼(二段燃焼、濃淡燃焼等)を含む。

(注2) エマルジョン燃焼を含む。

(注3) 排煙脱硝装置実数 23基

表1-2-6 窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数

(平成6年3月末現在)

種 別 区 別	製 造 業														電 力 事 業 場	ガ ス 事 業 場	事 業 場	合 計
	食製 料造 品業	織 維 工 業	木工 材・木 製 品業	パ加 ル工 ブ・ 紙業	化 学 工 業	石製 油・ 造 石 炭業	ゴ ム・ 皮 革 業	窯製 業・ 造 土 石業	鉄 鋼 業	非金 属 鉄 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	そ 製 の 造 他 業	電 気 業				
北																6	6	
都 島				1												1	2	
福 島				1				1									2	
此 花					1			2	1					1	2		7	
中 央																4	4	
西																1	1	
港	1															3	4	
大 正								3								1	4	
天王寺																		
浪 速																		
西淀川				1	2			4			1					1	9	
淀 川				1	4												5	
東淀川		2		1												1	4	
東 成																		
生 野																		
旭																		
城 東	1															2	3	
鶴 見					1											2	3	
阿倍野																		
住之江								2						2		4	8	
住 吉																		
東住吉																		
平 野																2	2	
西 成								1	1							1	3	
合 計	2	2		5	8			2	12	1		1		3	2	29	67	

(注) 電気・ガス事業法を含む

3. 硫黄酸化物総量規制対象工場・事業場数等

硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間あたり0.8kl以上の工場・事業場(「特定工場等」と称する)に、従来からの排出基準にあわせ総量規制基準が適用されている。

特定工場等の数は、140工場・事業場(表1-2-8)である。また、排煙脱硫装置の設置状況は表1-2-7のとおりである。

表1-2-7 排煙脱硫装置設置状況

(平成6年3月末)

施設名 排ガス量 (Nm ³ /h)	排煙脱硫 装置数	排煙脱硫装置設置施設数				
		ボイ ラ	加熱炉	焼却炉	その他	施設数 合計
10万以上	11	3		3	5	11
4万～10万	4	3		2	1	6
1万～4万	24	19	3	4	8	34
5,000～1万	2	1		1		2
5,000未満	4	1		2	1	4
合計	45	27	3	12	15	57

表1-2-8 硫黄酸化物総量規制対象工場・事業場数

(平成6年3月末現在)

種 別 区 別	製 造 業														電 気 ガ ス 事 業 場		事 業 場	合 計
	食製	織	木工	パ加	化	石製	ゴ	窯製	鉄	非金	金	機	そ製	電	ガ			
	料造	維	材	ル	学	油	ム	業	鋼	属	属	機	の	電	ス			
	品業	業	品業	工・ 紙業	業	造・ 灰業	・ 皮革業	・ 土 石業	業	業	業	具製 造業	造業 他業	業	業			
北				1	1								1			20	23	
都 島		1		1												1	3	
福 島				1	2			1								1	5	
此 花					1			1	2	1		1	1	1	2	1	11	
中 央																14	14	
西																2	2	
港	1															3	4	
大 正					2			1	4							1	8	
天王寺																4	4	
浪 速																		
西淀川				2	2				3		1					2	10	
淀 川				1	6											1	8	
東淀川		6		1	1											1	9	
東 成																1	1	
生 野																		
旭																		
城 東	1				3											3	7	
鶴 見					2					1						3	6	
阿倍野																4	4	
住之江			1						2					2		8	13	
住 吉																1	1	
東住吉																		
平 野																2	2	
西 成							1	1	1							2	5	
合 計	2	7	1	7	20		1	4	12	2	1	1	2	3	2	75	140	

(注) 電気、ガス事業法を含む。

4. 燃料使用量

市域内における燃料・原料使用量を把握するため、毎年、大気汚染防止法対象工場等約2,200工場について、アンケート方式により燃料・原料使用状況調査を実施している。

燃料使用量等の推移は、表1-2-9及び図1-2-2のとおりである。平成4年度の各区別燃料使用量は表1-2-10に示すとおりで、臨海地域において原・重油の6割、都市ガスの8割が消費されている。

表1-2-9 燃料使用量（年度推移）

燃 料	年 度										
	58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	
原・重油（千 kℓ）	972	819	650	556	576	726	594	596	506	318	
灯・軽油（千 kℓ）	165	155	147	141	152	150	156	143	125	128	
燃料石炭（千トン）	11.1	11.2	15.5	10.6	13.9	17.8	20.3	21.8	23.2	26.3	
コークス（千トン）	1,044	1,131	1,116	1,066	1,032	1,024	1,083	1,097	1,103	974	
都市ガス（10 ⁶ N m ³ ）	333 (93)	325 (130)	315 (176)	304 (190)	304 (197)	282 (240)	301 (291)	1,147 (378)	1,952 (390)	1,960 (479)	

(注) 都市ガスとは、13A、6C、LNGの合計である。
ただし、()内は13Aの使用量を示す。

図1-2-2 燃料使用量等の推移

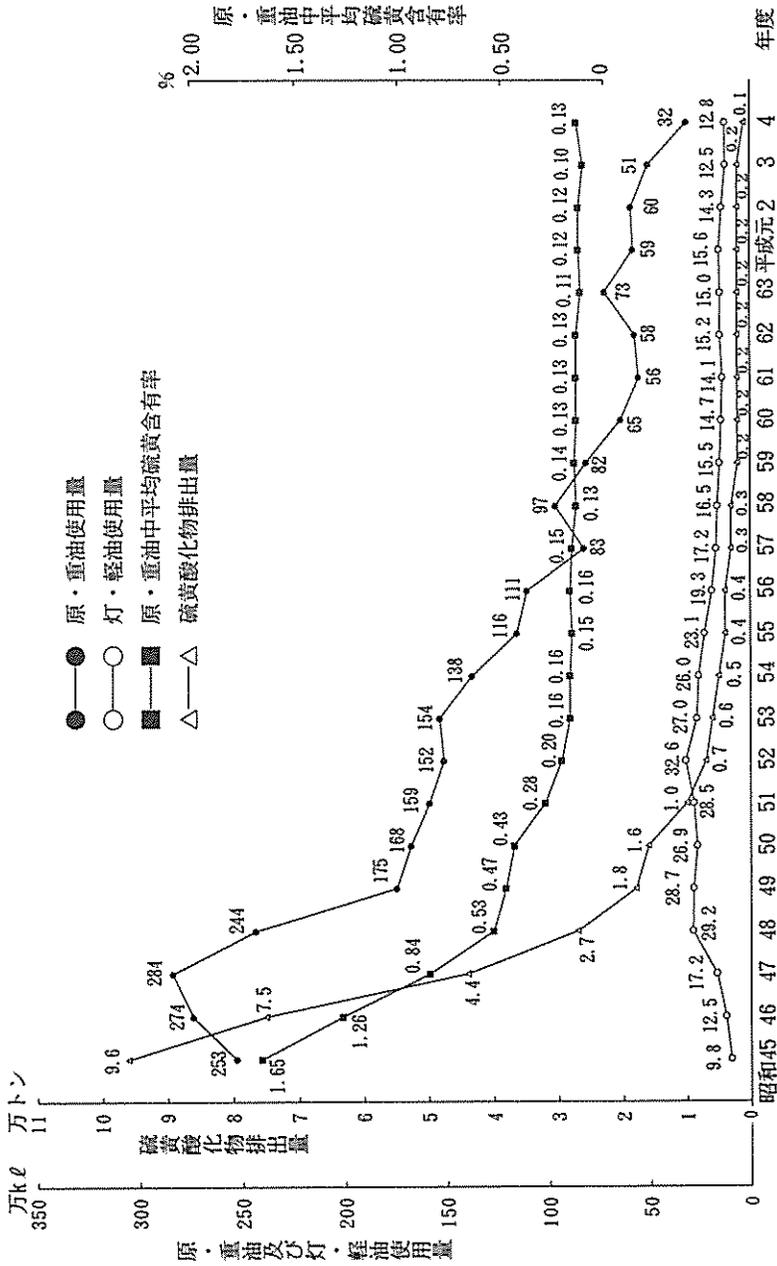


表 1 - 2 - 10 燃料使用量 (区別)

(平成 4 年度)

項目 区別	原・重油 (<i>kl</i>)	灯・軽油 (<i>kl</i>)	石 炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (10 ³ N m ³)
北	15,912	8,731			45,098
都 島	1,857	892			44,555
福 島	6,907	5,515			24,713
此 花	59,050	5,913			75,214
中 央	10,036	5,712			34,001
西	2,378	2,460			12,374
港	1,109	3,124		14	7,937
大 正	7,381	16,358		658,640	30,078
天 王 寺	1,957	3,569			5,202
浪 速	2,058	326			1,248
西 淀 川	29,717	13,991	70	306,063	45,404
淀 川	11,841	11,239			49,836
東 淀 川	25,027	6,839			35,529
東 成	2,815	573			2,788
生 野	3,217	605			948
旭	1,949	254			5,502
城 東	8,184	7,261	8		10,333
鶴 見	7,860	3,909			6,400
阿 倍 野	2,950	816			3,175
住 之 江	107,490	7,082		9,636	1,508,605
住 吉	1,201	401			3,163
東 住 吉	1,103	233			1,113
平 野	2,049	3,639			2,109
西 成	3,880	18,197	26,183	40	5,163
計	317,928	127,639	26,261	974,393	1,960,488

(注) 都市ガスとは、L3A、LNGの合計である。

第3節 大気汚染対策（固定発生源対策）

本市の固定発生源対策は、大気汚染防止法・大阪府公害防止条例に基づく規制の遵守はもとより、「大阪市環境管理計画（EPOC21）」に基づき大気汚染物質ごとに削減指導を行っている。

近年、大気汚染防止法では、ばいじんの排出基準の強化（昭和57年6月施行）、窒素酸化物排出基準の強化（昭和58年9月・第5次規制）、小型ボイラーの規制対象施設への追加（昭和60年9月施行）、ディーゼル機関等の規制対象施設への追加（昭和63年2月施行）、ガス機関等の規制対象施設への追加（平成3年2月施行）等が行われ、今後ともこれらの基準の遵守徹底を強力に推進する。

また、本市の独自の施策として、「固定発生源に係る窒素酸化物対策のあり方」（平成4年4月策定）に基づき、平成4年10月に策定した「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」を基に、更なる対策の推進を図っている。

さらに、浮遊粒子状物質粒子状については、平成3年5月に策定した「当面の指導指針」により対策を実施してきている。

1. 窒素酸化物対策

昭和48年8月、窒素酸化物排出基準が設定されて以来、昭和50年12月の第2次規制、昭和52年6月の第3次規制、昭和54年8月の第4次規制、昭和58年9月の第5次規制と大気汚染防止法の中で段階的に基準の強化と対象施設の拡大が図られ、現在では、ほとんどのばい煙発生施設が規制対象となっている。

窒素酸化物の総量規制の導入については、昭和56年6月、大気汚染防止法施行令の一部が改正され、現行の排出基準のみによっては大気環境基準の確保が困難と認められる地域として、東京都、神奈川県及び大阪府の各一部地域が指定された。さらに、同年9月30日大気汚染防止法施行規則が一部改正され、適用対象となる特定工場等の規模、総量規制基準の設定等に関する基本的事項が定められた。

これを受けて大阪府では、昭和57年10月29日窒素酸化物総量削減計画と総量規制基準及び特別の総量規制基準を告示した。同告示では総量規制が適用される工場・事業場は、窒素酸化物に係るばい煙発生施設で使用される原料・燃料の量を重油の量に換算したものの合計が1時間当たり2.0kl以上であるもの（「特定工場等」）とされ、基礎排出量算定方式という基準式によって総量規制基準が設定された。

① 総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 (N m³/h)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴ N m³/h、乾き、O₂ 0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C_i：特定工場等に昭和57年11月1日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i：特定工場等に昭和57年11月1日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴ N m³/h、乾き、O₂ 0%換算値)

これによって昭和57年11月1日以降新設される特定工場等については設置の日から、既設の特定工場等は昭和60年3月31日から総量規制基準が適用されている。なお、特定工場等以外の工場・事業場についても、有効適切な窒素酸化物排出量の削減指導を行うこととしている。

さらに、昭和60年6月大気汚染防止法施行令が改正され、ボイラーでは「伝熱面積10㎡以上」が規制対象であったものに、「又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの」が追加された。

また、昭和62年10月30日に「ガスタービン及びディーゼル機関」、平成2年12月1日に「ガス機関及びガソリン機関」が追加され、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり各々50ℓ、35ℓ以上がばい煙発生施設の規制対象となった。

なお、非常用の施設については、規制基準は、当分の間適用しないこととなっている。

このように大気汚染防止法が改正されたが、今後、コージェネレーションシステムの普及により、さらに市内の固定型内燃機関の設置数が急激に増加するものとする。

そこで、これらの固定型内燃機関に対して、本市における窒素酸化物汚染状況を考慮して、大気汚染防止法による全国一律の基準に対して、対象規模を拡大し、法を上回る基準を設定した「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を平成元年2月に策定し、これらの施設に対して厳しく指導している。

指導要領では、指導基準、設備基準、窒素酸化物排出量の測定等を定めている。

排出濃度の指導基準を表1-3-1に示す。

表1-3-1 固定型内燃機関の排出濃度の指導基準値（第4条第1項関係）

固定型内燃機関		指導基準値（ppm：O ₂ =0%換算）	
		平成4年3月31日まで	平成4年4月1日以降
ガスタービン	2,000KW未満	200	150
	2,000KW以上	150	100
ディーゼル機関		500	300
ガス機関		300	200

備考) 1. この要領の施行日までに設置された固定型内燃料機関については、当分の間適用しない。

2. 燃料の燃焼能力が重油換算で30ℓ/h以上50ℓ/h未満のガス機関については、当分の間500ppm（O₂=0%）とする。

注) 「平成4年3月31日まで」とは、同日までに設置される施設、「平成4年4月1日以降」とは、同日以降に設置される施設を意味する。

また、これまでの対策を更に充実するため、「大阪市環境管理計画」（平成3年7月）を踏まえ、平成4年10月に「大阪市窒素酸化物対策指導要領（昭和60年4月）を改定し、「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」を策定した。種々の対策を推進することにより、平成12年を目途に固定発生源における目標量の達成を図っていく。新指導要領では燃焼施設を有するすべての工場・事業場を対象とし「削減のための措置の遵守等」の事項と「削減のための措置協力等」の事項に区分し、窒素酸化物の削減指導を図っている。

〔削減のための措置の遵守等〕

① 窒素酸化物削減計画書の提出

窒素酸化物総量規制対象工場・事業場に対し、平成7年度を中間年度として、平成12年度までの削減計画書を提出させた。なお、平成7年度には、必要に応じて削減計画を見直すこととした。

② ばい煙発生施設の指導基準値の改定

既設のばい煙発生施設の排出濃度の指導基準値を見直し強化した。また、新設のボイラーに対しても、排出濃度の指導基準値を設定し、窒素酸化物の抑制に努めている。

③ 軽質燃料（クリーンエネルギー）への転換促進

NO_x発生の少ない都市ガスや灯油（軽質燃料）への転換を促進する。とくに、法・条例の該当施設を設置する場合には、原則として、軽質燃料を使用するよう指導する。

④ 対策技術の遅れている施設への指導強化

対策技術の開発や導入が遅れている施設については排煙脱硝技術等の速やかな導入を指導している。

⑤ テレメータシステムの拡充と有効利用

テレメータシステムを拡充し、NO_x排出量と濃度等の管理抑制のため有効利用を図っていく。

〔削減のための措置協力等〕

① 省資源・省エネルギー化

NO_xの排出量の抑制の観点から、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の主旨にそって省資源・省エネルギーに努めるものとする。

② 群小発生源対策

大阪市が実施する低NO_x機器の普及及び地域冷暖房の適正な導入の促進に協力し、可能な限り汚染負荷の抑制に努めるものとする。

なお、大阪市においては、平成5年度から大阪府等と共に「低NO_x機器普及促進懇談会」を定期的に開催し、普及・啓発事業を推進していくこととしている。

③ 燃料管理の適正化

工場・事業場等は、ボイラー等のばい煙発生施設の適正な燃焼管理に努めるものとする。

④ 季節大気汚染防止対策

NO_xの冬期高濃度期である11月から翌年の1月までを季節大気汚染防止対策の重点期間として、大阪市が実施するNO_x排出抑制の協力要請や立ち入り検査及び講演会・キャンペーン等種々の事業に協力するものとする。

⑤ 工場等への環境教育の推進

工場・事業場の従業員に対し、環境保全に関する意識の高揚を図るため、環境教育の推進に努めるものとする。

2. 浮遊粒子状物質対策

平成3年5月策定した「当面の指導指針」により対策を推進してきた。その結果、気体燃料・灯油等軽質燃料の使用が進み、さらに集じん装置の更新、増強により、ばいじんの排出量はかなりの削減をみている。

平成6年度に「大阪市環境管理計画（EPOC21）」の目標量との関係を精査し、その進捗をみて指導指針の見直しを図る。

（参考）「固定発生源浮遊粒子状物質対策当面の指導指針」

- ① 法・条例の規制基準の遵守徹底
- ② 新設施設等への最善技術の導入による排出抑制
- ③ 既設施設に対し、施設及び集じん装置・防じん装置の適正な維持管理の推進等による排出抑制

3. 光化学オキシダント対策

(1) 緊急時対策

大気汚染が急激に著しくなり、人の健康などに被害の生ずるおそれのある場合には、法律・条例による緊急時として、汚染物質ごとの環境濃度や気象条件にしたがって、予報、注意報、警報等を発令して一般に周知するとともに、主要工場や自動車に対し必要な措置を講じることになっている。

これらの措置は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及びオキシダントの5項目について、大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱に基づいて実施されるが、このうち、光化学スモッグについては、オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領に基づいて措置している。

① オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策

大阪府下の7つの発令地域のうち市域は4つの発令地域に含まれており、表1-3-2の発令基準によって予報等が発令される。表1-3-3、図1-3-2は発令地域と測定点を示している。予報等が発令されると表1-3-4による措置を講じるとともに、被害の訴えがあった時は、表1-3-5によって健康調査など適切な措置をとることとしている。

なお、市内の主要工場については、緊急時の発令に際し、テレメータシステムの活用をはかっている。

なお、市内の主要工場については、緊急時の発令に際し、テレメータシステムの活用をはかっている。

表 1 - 3 - 2 発令区分と発令基準

区 分	オキシダント濃度 (ppm)
予 報	0.08
注 意 報	0.12
警 報	0.24
重 大 緊 急 警 報	0.40

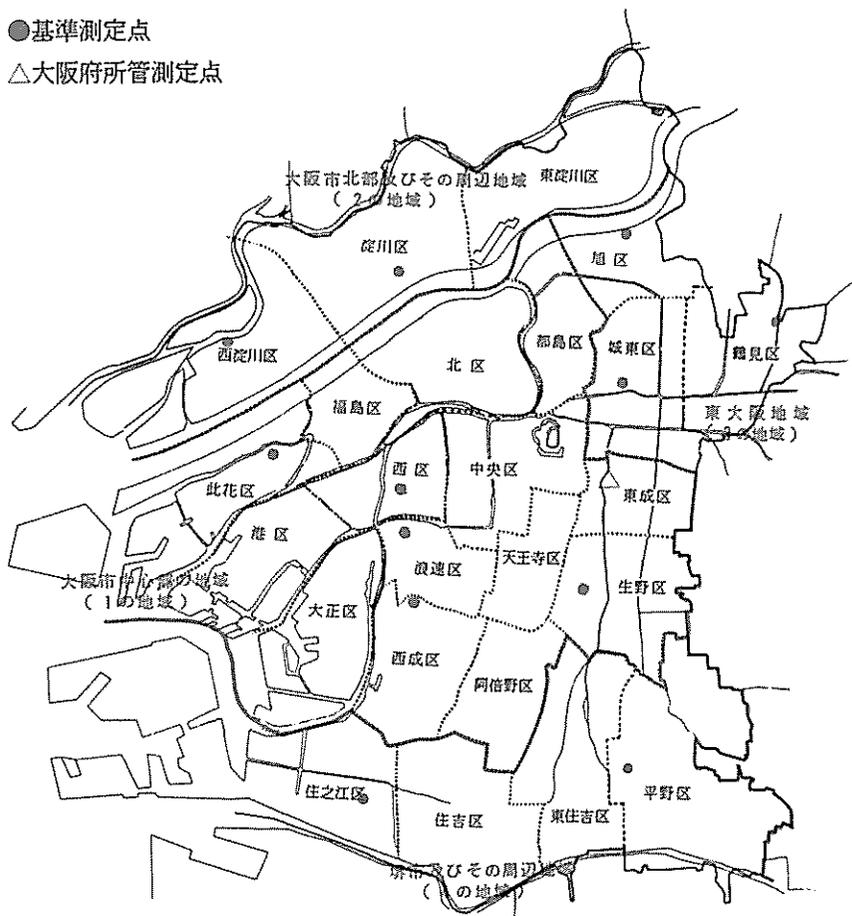
表 1 - 3 - 3 発令地域と測定点

	地 域 名	基準測定点数
1の地域	大阪市中心部の地域	6
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域(西淀川、淀川、東淀川)	4
3の地域	東大阪地域(旭、城東、鶴見)	8
4の地域	堺市及びその周辺地域(住之江、住吉、平野、東住吉)	9
5の地域	北 大 阪 地 域	4
6の地域	南 河 内 地 域	2
7の地域	泉 南 地 域	3
	計	36

図1-3-2 光化学スモッグ発令地域（大阪市関係）及び基準測定点

●基準測定点

△大阪府所管測定点



測定点名（市内のみ）	
東 成（府センター）	淀 川（淀川区役所）
西 （堀江小学校）	旭 （大宮中学校）
生 野（勝山中学校）	城 東（聖賢小学校）
西 成（今宮中学校）	鶴 見（茨田北小学校）
此 花（此花区役所）	住之江（南稜中学校）
浪 速（難波中学校）	平 野（摂陽中学校）
西淀川（淀中学校）	

表1-3-4 発令時の措置

	発生源における措置	学童、住民における措置	広報等の方法
予報	(1) 緊急時対象工場（注）に対し、注意報に備えて注意報の措置が行える体制をとるよう要請する。 (2) 緊急時対象工場のうち特別対象工場（市内5工場）は排出ガス量（又は窒素酸化物排出量）を通常時の20%削減。 (3) 不要、不急の自動車を使用しないよう要請する。	(1) テレビ、ラジオ等の報道に注意。 (2) 屋外での過激な運動をさける。 (3) 目やのどに刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。	(1) テレビ、ラジオでの報道や保健所における提示。
注意報	(1) 緊急時対象工場は、排出ガス量（又は窒素酸化物排出量）を通常時の20%削減。 (2) 特別対象工場は警報にそなえ一部操業停止などが行える体制。 (3) 不要、不急の自動車を使用しない。	(1) 学校等においては、できるだけ屋外の運動をさける。 (2) 目やのどに刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。	(1) 上記に加え、広報車が出動することもある。 (2) 工場パトロール。
警報	(1) 上記の徹底。 (2) 重大緊急警報にそなえ一部操業停止などが行える体制。 (3) 特別対象工場は排出ガス量（又は窒素酸化物排出量）を通常時の40%削減。 (4) 自動車の使用をさける。	(1) 屋外になるべく出ない。 (2) 学校等においては屋外の運動をやめる。 (3) 目やのどに刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。	(1) 上記に加え消防広報車による広報も加わる。 (2) 工場パトロール。
重大警報	(1) 排出ガス量（又は窒素酸化物排出量）を40%削減。 (2) 公安委員会へ交通規制要請。	(1) 屋外に出ない。 (2) 目やのどに刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。	上に同じ

（注）緊急時対象工場とは、原料及び燃料の量を、窒素酸化物の排出特性等を勘案し、重油の量に換算して毎時2キロリットル以上使用する工場・事業場である。

表1-3-5 被害の訴えがあったときの措置

保健所緊急調査	保健所において環境、健康調査
局緊急調査	必要に応じ、環境部、保健部、環境科学研究所が保健所緊急調査班と共同で実施

② 発令状況及び被害の訴え状況

光化学スモッグ予報等の市内における発令状況は、表1-3-6に示すとおり平成5年度は、予報13回、注意報9回であり、4年度の予報14回、注意報6回と比べると予報は減少したが、注意報では増加した。

また、市内における被害の訴え状況は、表1-3-7に示すとおり、平成5年度はなかった。

表1-3-6 年度別・地域別光化学スモッグ予報等発令状況

(単位：回数)

地域	地域名	01年度		02年度		03年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
1	大 阪 市 中 心 部	8	0	12	3	3	1	11	3	11	6	3	0	0	0	3	2
2	大阪市北部とその周辺	5	1	12	6	3	0	6	1	13	8	2	1	4	2	3	3
3	東 大 阪	13	9	21	12	7	3	15	8	21	18	7	4	10	4	5	5
4	堺とその周辺	13	7	22	11	11	6	16	8	24	20	9	5	8	4	13	9
5	北 大 阪	11	7	16	10	4	2	10	3	10	11	2	1	11	5	1	1
6	南 河 内	10	6	22	10	5	2	13	7	15	9	2	0	12	6	12	8
7	泉 南	7	2	11	2	3	0	8	3	14	9	0	0	0	0	3	3
	市内発令回数	16	12	25	18	11	6	17	10	27	24	10	8	14	0	13	9
	府下発令回数	17	16	25	21	11	8	17	10	28	27	10	8	19	11	14	11

(注) 1. 警報、発令回数は0。

2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数をいう。

表1-3-7 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地域	地域名	01年度		02年度		03年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		訴え件数	訴え人数														
1	大 阪 市 中 心 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	東 大 阪	0	0	1	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
4	堺とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 内 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	府 下 合 計	0	0	1	166	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 炭化水素類排出抑制対策

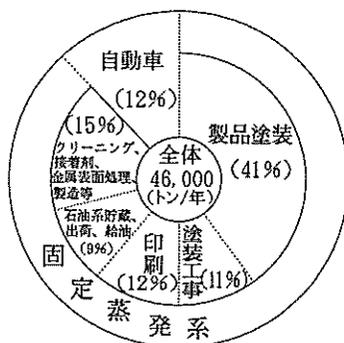
光化学オキシダントの生成を抑えるためには、窒素酸化物と非メタン炭化水素の両方の削減が必要であるがそのためには当面、窒素酸化物については、二酸化窒素の環境基準を、非メタン炭化水素については環境庁によって設定された「光化学オキシダント生成防止のための大気中の非メタン炭化水素濃度指針値」の「朝6時から9時までの3時間平均値が0.20から0.31ppmC」を目標としているが、年間で3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数の割合は6割から9割程度となる。

大阪市で推定した非メタン炭化水素の主な発生源は塗装によるものが全体の約5割を占め、その他印刷、石油系貯蔵、クリーニング等の固定の蒸発系発生源及び自動車排出ガスである。(図1-3-3)

発生源対策としては、緊急時対策として光化学スモッグ発令時の大規模工場のNOx排出量の削減指導とともに工場・事業場に対しては、条例に基づき非メタン炭化水素の排出規制・指導を行ってきたが、非メタン炭化水素の発生源の大半を占める塗装、印刷等の蒸発系発生源の対策が遅れており、特に塗装については、低公害塗料の使用などの対策が必要である。

今後の対策としては、①非メタン炭化水素の排出量削減のための規制強化について、国等へ要望を行う。②非メタン炭化水素の排出量削減のため条例による炭化水素類の排出基準・設備基準の一層徹底した事業者に対する指導を行う。③低公害塗料の使用促進等、事業者に対する指導を行う。

図1-3-3 大阪市における非メタン炭化水素推定排出量(昭和60年度)



4. 硫黄酸化物対策

硫黄酸化物対策は、大気汚染防止法・大阪府公害防止条例に基づく排出基準、設備基準、燃料使用基準等の遵守・徹底を基本としている。

昭和49年6月、大気汚染防止法の一部改正により、硫黄酸化物等の指定ばい煙について、法律で定める既存の排出基準では環境基準の確保が困難な地域に総量規制が適用されることになり、昭和52年9月30日、大阪府知事は、硫黄酸化物総量削減計画を告示するとともに総量規制基準及び燃料使用基準を定めた。これによって、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kl以上の工場・事業場（「特定工場等」という）に、従来からの排出基準にあわせ総量規制基準が適用されることになった。また、これ以外の工場・事業場には燃料使用基準が定められ、大阪市域では、加重平均硫黄分として0.35%以下するよう義務づけられた。

特定工場等の数は、市域内には140工場・事業場あり、総量規制基準及び燃料使用基準は昭和53年3月31日から施行されている。

① 大阪市の区域における総量規制基準

$$Q = 2.0 \times W^{0.85}$$

ただし、52年10月1日以降に新增設がある場合は

$$Q = 2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} Q : \text{SO}_x \text{ 排出量 (Nm}^3\text{/h)} \\ W : \text{原料及び燃料使用量 (kl/h)} \\ W_i : \text{新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量} \\ \hspace{15em} \text{(kl/h)} \end{array} \right.$$

② 大阪市の区域における燃料使用基準

原料及び燃料の使用量が0.8kl/h未満の工場等

0.35%（硫黄含有率）

さらに、昭和53年3月、「大阪市硫黄酸化物対策指導要領」を定め、環境保全目標を維持するよう規制・指導及び監視に努めるとともに、以下の施策を推進している。

ア. 大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づく排出基準等の遵守徹底を図る。

イ. 新設または増設する施設については、原則として、気体燃料・灯油等軽質燃

(5) 燃料使用量、硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量などの集計、解析
 常時監視を行っている工場の分布及び測定器の種類と台数は、図1-3-5、
 表1-3-8に示すとおりであり、これにより、市内の大気汚染防止法対象
 工場等におけるNO_x排出量の約65%を常時把握し、規制・指導の手段とし
 て活用を図っている。

図1-3-5 発生源常時監視工場分布図

● 発生源常時監視工場

◎ 中央監視局

(環境情報センター内)

() 内は工場数

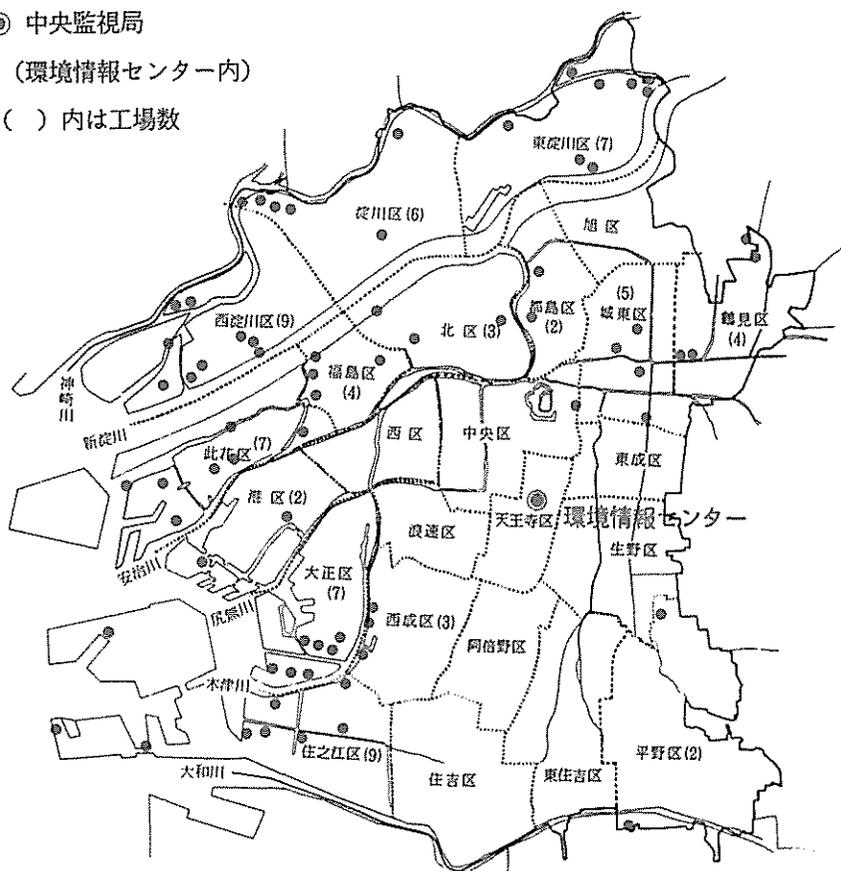


表1-3-8 発生源常時監視75工場における測定器の種類と台数

(平成6年6月末現在)

測定器の種類	台数(台)	測定器の種類	台数(台)
煙道中硫黄酸化物濃度計	47	燃料油流量計	115
“ 酸素濃度計	125	燃料油中硫黄分分析計	2
“ 窒素酸化物濃度計	113	燃料ガス流量計	135
煙道排ガス流量計	27	発電電力量計	9
		石炭計量計	3

6. 立入指導等の状況

年々規制強化されてきている法律・条例による規制基準の遵守徹底を図りながら、工場・事業場に対して、軽質燃料の使用、汚染物質削減技術の導入等を指導し、新增設の届出施設に対しては、新設にかかる各種の基準を遵守させ、汚染物質をできるだけ排出させない指導を行っている。

硫黄酸化物については、総量規制制度の推進をはかるため、主要工場に対しては使用燃料の硫黄分分析や、排煙脱硫装置の効率判定及び維持管理状況のチェックを実施し、また、中小発生源に対しては、保健所を中心とする使用燃料の抜取検査により燃料基準の遵守状況を確認している。

窒素酸化物については、昭和57年11月1日から施行された総量規制に基づき、主要工場に対し、窒素酸化物濃度及び排出量の削減指導と確認を実施してきた。

また排出基準の強化（昭和58年9月10日施行）に伴い工場・事業場に対し、測定義務の励行及び排出基準の遵守を啓発・指導してきた。

とりわけ、冬季を中心とした時期には、窒素酸化物の高濃度日が多くなるため、平成元年度から、11月～1月に「季節大気汚染防止対策」を実施し、とくに、窒素酸化物総量規制対象工場およびビル暖房用ボイラー設置事業場等の特別立入指導を行っている。

ばいじん対策については、排出基準の強化（昭和57年6月1日施行）にともない、工場・事業場に対し、測定義務の励行及び排出基準の遵守を啓発指導してきた。また、市内法対象工場にばいじん測定結果の実態調査を行い、基準との照合、自主管理の徹底についてもあわせて実施してきた。

なお、大気汚染に係る住民からの苦情陳情に対しては、保健所と協力して現場調査を実施して発生源指導を行うとともに、経済的に制約のある中小企業に対しては、本市の公害防止設備資金融資制度の活用のもとに防止対策を指導し、苦情の解決に努めている。（表1-3-9～表1-3-11）

表1-3-9 環境保全課による立入指導等の状況

（平成5年度）

内容 種別	立 入 指 導						呼出指 導件数	措 置	
	立 入 内 容					立 入 件数計		命 令	指 示
	届出	融資	陳情	規制	その他				
ばい煙	49	5	19	530	23	626	395	0	0
有害物質	11		2	50	7	71	153	0	0
粉じん	15	11	15	63		104	31	0	0
合 計	75	16	36	643	30	801	579	0	0

表1-3-10 保健所における立入指導等の活動状況

（平成5年度）

種 別	内 容	立入指導件数	測定検査件数
法	律	990	14
条	例	936	17
そ	の 他	302	2
計		2,228	33

表1-3-11 季節大気汚染防止対策に係る立入調査結果（平成5年度）

① 窒素酸化物総量規制対象工場・事業場及びその他大規模工場

立 入 工 場 ・ 事 業 場 数	調 査 施 設 数	NOx総量 規 制 対 象	そ の 他 工 場 ・ 事 業 場	規 制 基 準 等		重 油 抜 取 件 数
				適	否	
98	501	66	32	496	5	21

② ビル暖房用ボイラー設置事業場

立入事業場数	調査施設数	規制基準の 遵守状況		測定なし	交 付		重油抜 取件数
		適	否		指示書	勸奨文	
399	547	347	0	169	121	71	9

- <注> 1.指示書は排ガス測定の実施を指示
 2.勸奨文は適正な空気比での燃焼を勧奨

第2章 交通公害

交通公害としては、自動車排出ガスによる大気汚染、それと自動車、鉄道、航空機による騒音・振動に大別できる。

大気汚染対策としては、自動車排出ガス規制の強化により自動車単体からの汚染物質排出量を低減させることが基本であるが、自動車交通が集中する都市域においては、自動車交通量を抑制したり、局地的な大気汚染が発生している地域においては、交通対策や沿道対策等が必要である。

一方、騒音・振動対策としては、自動車では騒音に係る単体規制の他に走行状態の改善、沿道環境の整備などが有効である。また、鉄道では車両の音源対策の他、防音壁の設置や民家防音・防振工事が、さらに航空機では低騒音機の導入や運行便数、時間の制限などの発生源対策や民家防音工事等の周辺対策が必要である。

特に、自動車対策としては、「大阪市自動車公害防止計画」を策定し（平成元年2月）、排出ガス等規制の強化、低公害車の普及促進、最新規制適合車への代替促進等発生源対策をはじめ、人流・物流両面にわたる自動車交通量の抑制策等、実効ある施策について関係機関の協力のもとに積極的に推進している。

第1節 交通公害の現況

1. 自動車公害

(1) 自動車交通等

自動車保有台数は図2-1-1のとおり市内では平成3年からやや減少をはじめ、平成5年3月末では前年同期と比べて1.1%減少し93万台となっている。また、大阪府域においては増加率が低下しているものの依然増加を示しており、平成5年12月末で約355万台となっている。車種別自動車保有台数は表2-1-1のとおり、大阪市内域内では乗用車が約 $\frac{1}{2}$ 、貨物車が約 $\frac{1}{4}$ を占めている。

また、図2-1-2のとおり、主要交差点における自動車交通量はこの3年わずかに増加している。また、阪神高速道路交通量（日交通量）は数年前まではかなりの増加を示していたが、この数年は増加率が減少している。

車種別のディーゼル化率の推移を図2-1-3に示すが、乗用車、小型貨物車のディーゼル車への転換は顕著である。

図 2 - 1 - 1 自動車保有台数の推移

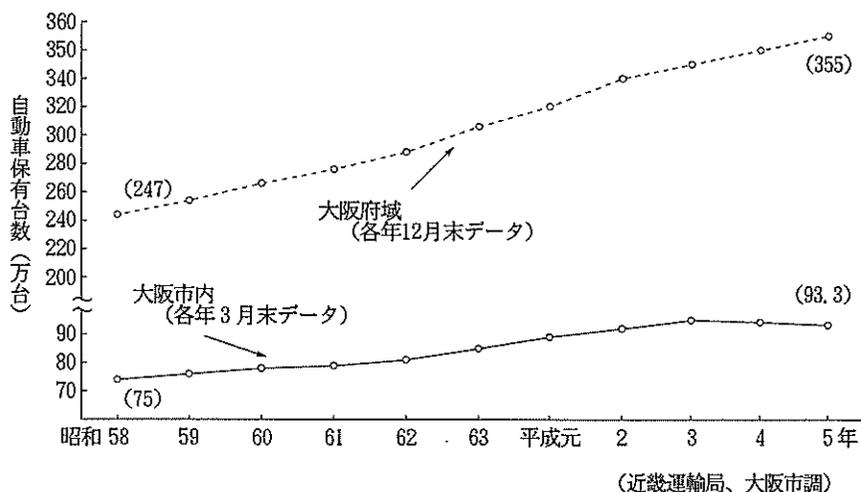


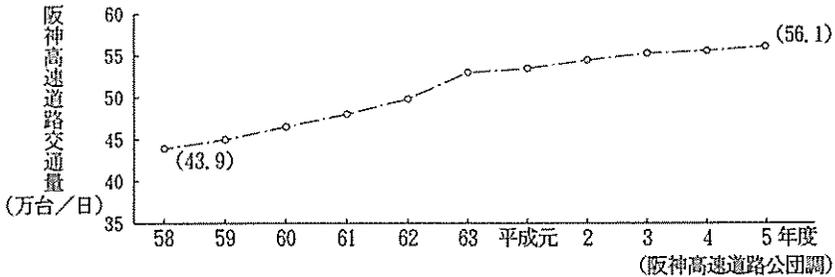
表 2 - 1 - 1 大阪府域・大阪市内における車種別自動車保有台数

種 類	大 阪 府 域		大 阪 市 域 内		
	台 数	車種構成比 (%)	台 数	車種構成比 (%)	
乗 用	普通車	358,037	10.1	90,964	9.7
	小型四輪車	1,642,423	46.2	400,854	42.9
	小 計	2,000,460	56.3	491,818	52.6
貨 物 用	普通車	144,743	4.1	154,830	16.6
	小型四輪車	381,909	10.7		
	小型三輪車	284	0.0		
	小 計	526,936	14.8	200,498	21.5
そ の 他	特殊用途車	38,339	1.1	15,221	1.6
	大型特殊車	12,412	0.3	5,643	0.6
	小型特殊車	10,492	0.3	8,081	0.9
	小型二輪車	76,082	2.1	18,194	1.9
	軽自動車	870,561	24.5	186,493	20.0
	乗合車	9,881	0.3	3,346	0.4
	被けん引車	7,638	0.2	4,072	0.4
	小 計	1,025,405	28.9	241,050	25.8
合 計	3,552,801	100.0	933,366	100.0	

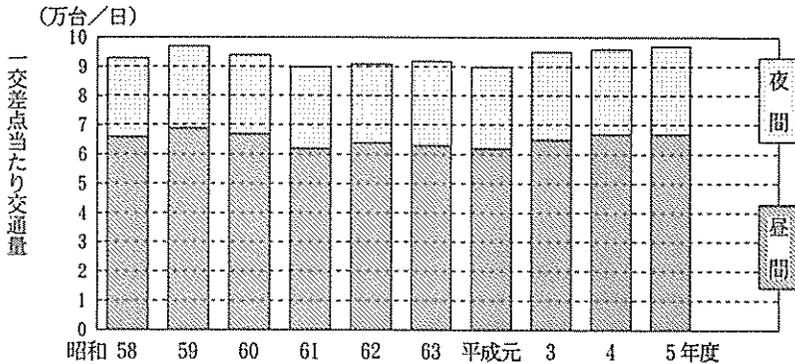
注 1. 大阪府域には、大阪市内を含む。
 2. 大阪市内の軽自動車・小型特殊車は、大阪市の資料による。

図 2 - 1 - 2 自動車交通量及び渋滞時間の推移

① 阪神高速道路交通量（大阪府域の各年度末データ）



② 大阪市内主要交差点における交通量（日交通量）



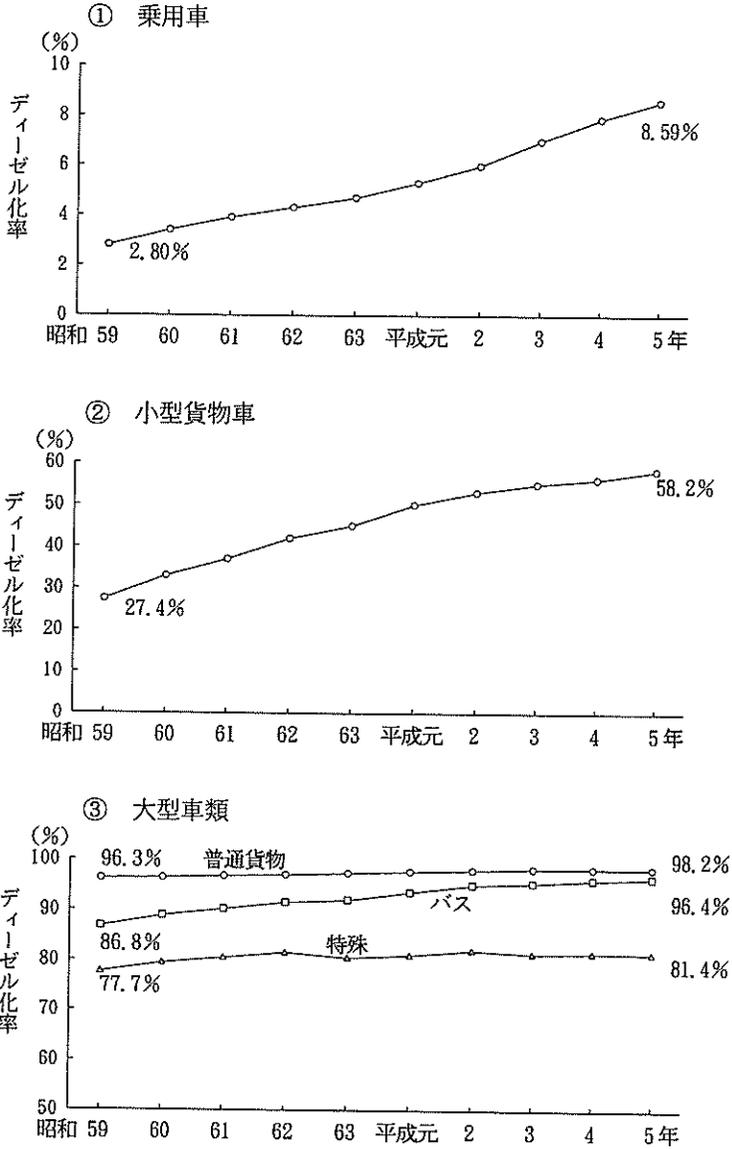
- 注 1 調査時間 昼間：午前 7 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～翌日午前 7 時まで
 2 調査箇所 1.梅田新道 2.大和田西 3.蒲生 4丁目 4.杭全町 5.玉出 6.弁天町駅前
 3 平成 2 年度分（平成 3 年 2 月）は夜間測定を行っていないため、グラフに表示しない。

③ 大阪市内交差点における 1 交差点当たりの 1 日平均渋滞時間数

平成 2 年	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年
1.17 時間	1.03 時間	0.91 時間	1.00 時間

- 注 1 上記の値は、市内 115 地点の 1 日平均渋滞数の合計を 115 で割って 1 交差点平均を算出したもの
 2 交通渋滞とは 500m 以上の車列が 30 分以上継続している状態

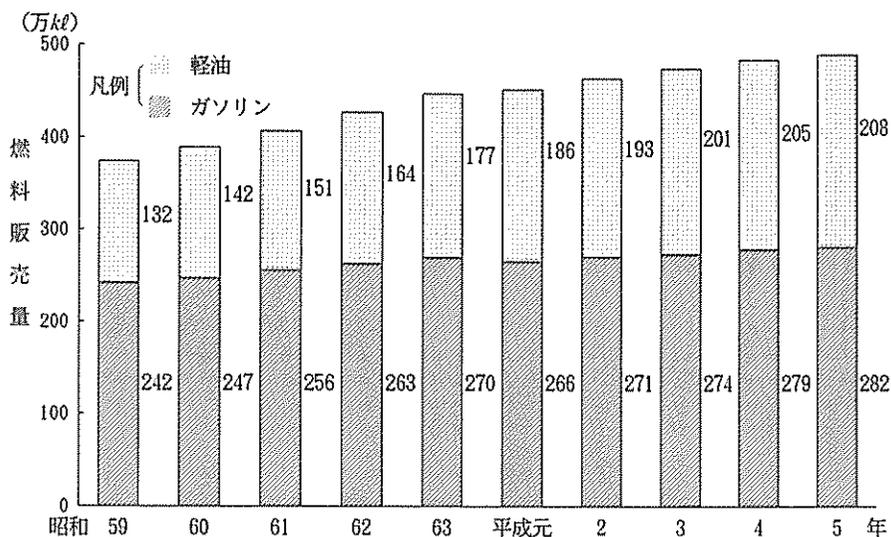
図 2 - 1 - 3 大阪府域における車種別ディーゼル化率の推移（各年12月末）



(近畿運輸局調)

大阪府域における自動車用燃料の販売量の推移は、図2-1-4に示すとおり毎年増加傾向を示している。特に、軽油の伸び率が大きくなっているのは、ディーゼル車の増加によるものと考えられる。

図2-1-4 自動車用燃料の販売量の推移（大阪府域）



(注) 本図の数値は、年間（1月～12月）燃料販売量である。（通商産業省調）

(2) 大気汚染

道路沿道におけるNO₂（二酸化窒素）濃度は、自動車からのNO_x（窒素酸化物）の排出量や風速等の気象条件により変動すると考えられるが、自動車排出ガス測定局（11局）におけるNO₂及びNO_xの経年変化は図2-1-5に示すように昭和62年度以降やや低減の傾向にある。また、自動車排出ガス測定局における平成3、4年度のNO₂日平均濃度は図2-1-6のとおり40～49ppbを中心に分布しており、平成4年度は3年度に比べて高濃度での比率が若干増加している。なお、自動車排出ガス測定局（11局）においては、これまで全局でNO₂濃度が環境基準に不適合となっている。

また、大阪市におけるNO_x排出量の発生源別割合については、図2-1-7のとおり、自動車が50%を占めている。

図2-1-5 自動車排出ガス測定局のNO₂・NO_x年平均値及びNO₂の日平均値の98%値経年変化

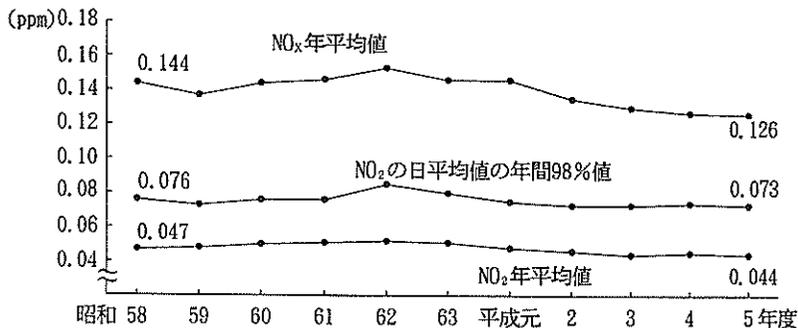


図2-1-6 自動車排出ガス測定局のNO₂日平均濃度分布

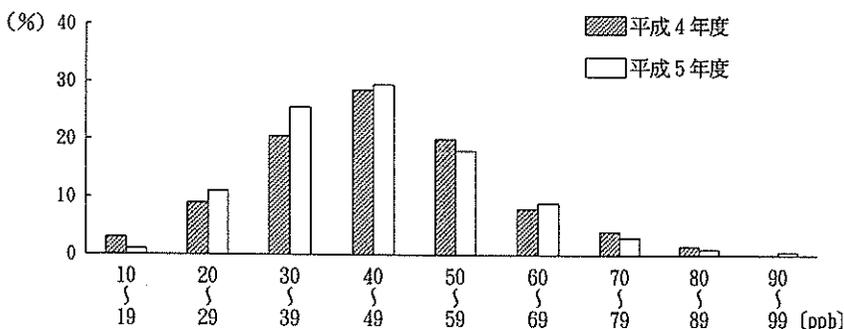
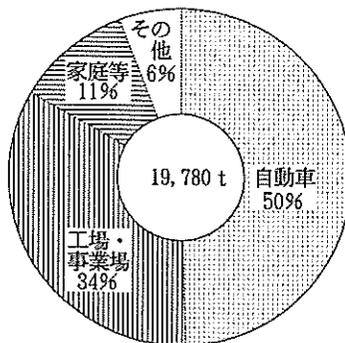


図2-1-7 大阪市におけるNO_x排出量発生源別割合 (昭和63年度)



(3) 騒音・振動

市内の高速道路を除く一般幹線道路における自動車騒音は、全般的に高く、図2-1-8に示すとおり騒音の大きさは昼間でおおむね61~75dB(A)の範囲にあり、平均値は68.7dBで、昭和51年度以来ほぼ横ばいの状況である。また夜間については、おおむね56~70dBの範囲で、平均値は63.0dBとなっており、昼間と比較して5dB程度低減している。

路線別にみた騒音レベルは、図2-1-9に示すとおり、昼間では築港深江線、大和川北岸線の路線の一部で76dB以上の高い値を示すところがあるが、夜間では全般に騒音レベルが低くなっている。

一方、市内の高速道路沿道における騒音レベルは、図2-1-10に示すとおり、平均値は昼間では65.7dB、夜間では60.4dBであり、一般幹線道路にくらべ騒音レベルはやや低くなっている。

なお、環境基準の適合状況は、一般幹線道路では昼間10%、夜間16%と、夜間の適合率が上昇するのに対し、高速道路では、夜間における騒音レベルの低下が、一般幹線道路と比較すると小さいため、昼間の適合率32%が、夜間では18%と逆に低下している。

図2-1-8 一般幹線道路の騒音レベル

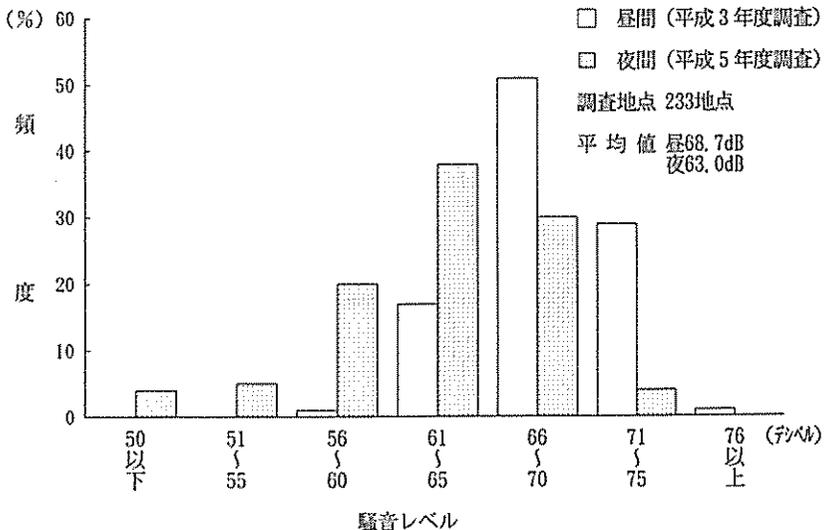


図2-1-9 一般幹線道路の路線別騒音レベル

1) 平成3年度調査(昼間)



2) 平成5年度調査(夜間)

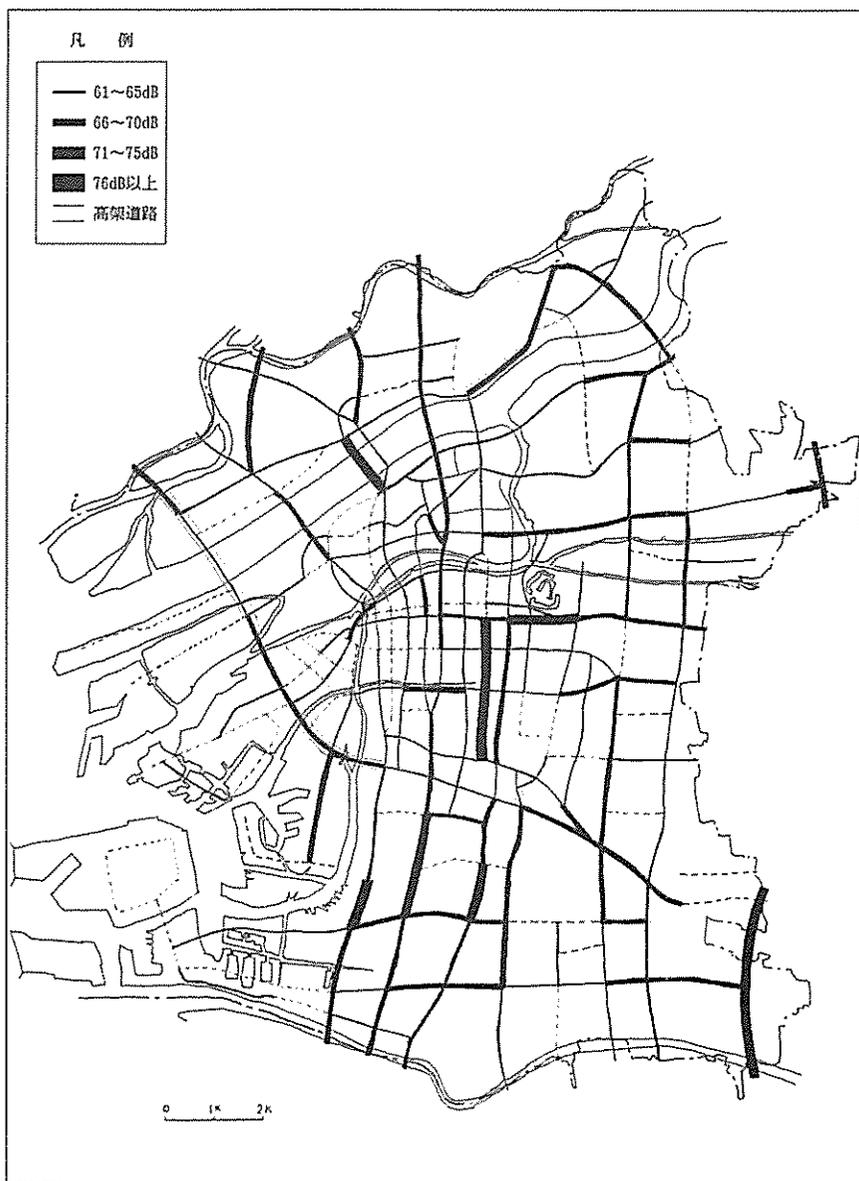


図 2 - 1 - 10 高速道路の騒音レベル（一般幹線道路との競合路線は除く）

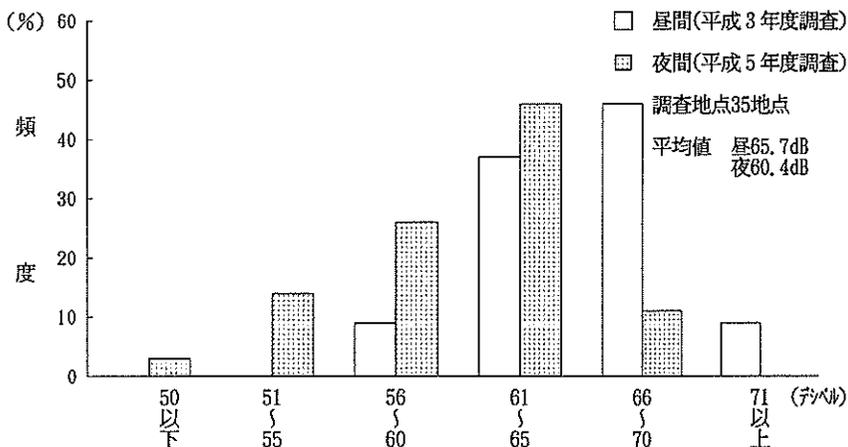
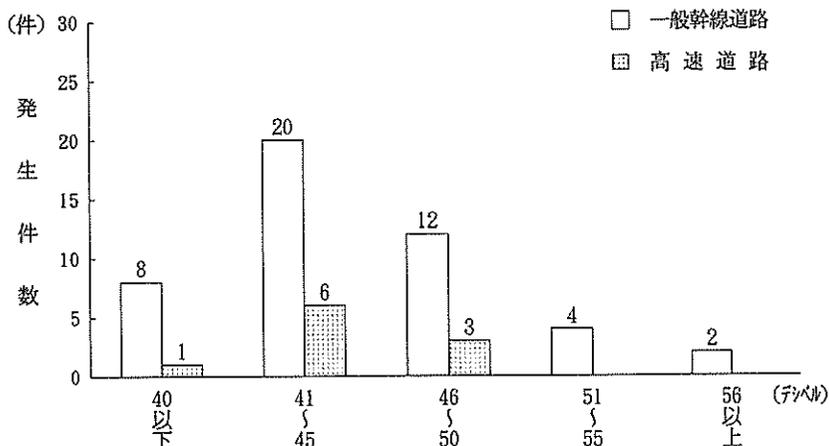


図 2 - 1 - 11は、過去 5 年間の市民からの苦情により測定した道路振動のレベルを示したものであり、一般幹線道路では50dB以下、高速道路では41～45dBの範囲の苦情が最も多い。

平成 5 年度における交通騒音振動苦情の発生件数は20件であり、とくに大型車の走行が大きな原因となっている。

図 2 - 1 - 11 振動苦情発生件数（平成元～5年度）



2. 鉄道・航空機公害

(1) 鉄道公害

市内における鉄道網は都心部では市営地下鉄が主であるが、都心部から放射線状にJR在来線と私鉄各線が、また、市域北部には新幹線が敷設されている。

市内の鉄道網は、図2-1-12に示すとおりであり、立体交差事業により高架部分が年々多くなっている。また、輸送需要が増加するにしたがい、便数や編成車両数の増加、高速化などがみられる。

鉄道騒音の発生原因は、車輪の転動音の主たるものであるが、鉄橋部分やレールの継ぎ目、ポイント等の原因により局地的に大きな騒音が発生するケースが多くみられる。

鉄道騒音の大きさについては、東海道新幹線、山陽新幹線とも概ね70～75dBであるが、一部橋梁部分で80dBを超えるところもみられる。

一方JR在来線及び私鉄各線では、一般に、平地区間で概ね75dB前後であり、高架区間では平地区間よりやや低い程度である。また、鉄橋やポイント付近では、騒音の大きい箇所もあり、85dBを超えるものもみられる。

(2) 航空機公害

大阪国際空港における航空機騒音被害は、昭和39年のジェット機の就航に伴って空港周辺住民に深刻な影響を及ぼしはじめた。

そこで、国は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」を昭和42年に制定し、空港周辺地域の住宅等の移転補償などを実施した。昭和48年には航空機騒音に係る環境基準が制定され、昭和49年「大阪国際空港周辺整備機構」（現在の空港周辺整備機構）を設立し、民家防音工事を行ってきた。

騒音被害に悩む住民は、昭和44年から5次にわたる大阪国際空港公害訴訟を提起し、第1次から第3次までの訴訟では、昭和56年に最高裁判所において過去の損害賠償請求について認容されたが、他の請求は却下された。また、第4次、第5次訴訟では、昭和59年に大阪地方裁判所において和解により終了した。

また、別途住民から公害等調整委員会に対して空港撤去等を求める申請が提起され、数回の部分調停成立の後、昭和61年に損害賠償についての調停成立に

より法的な紛争は事実上終結した。

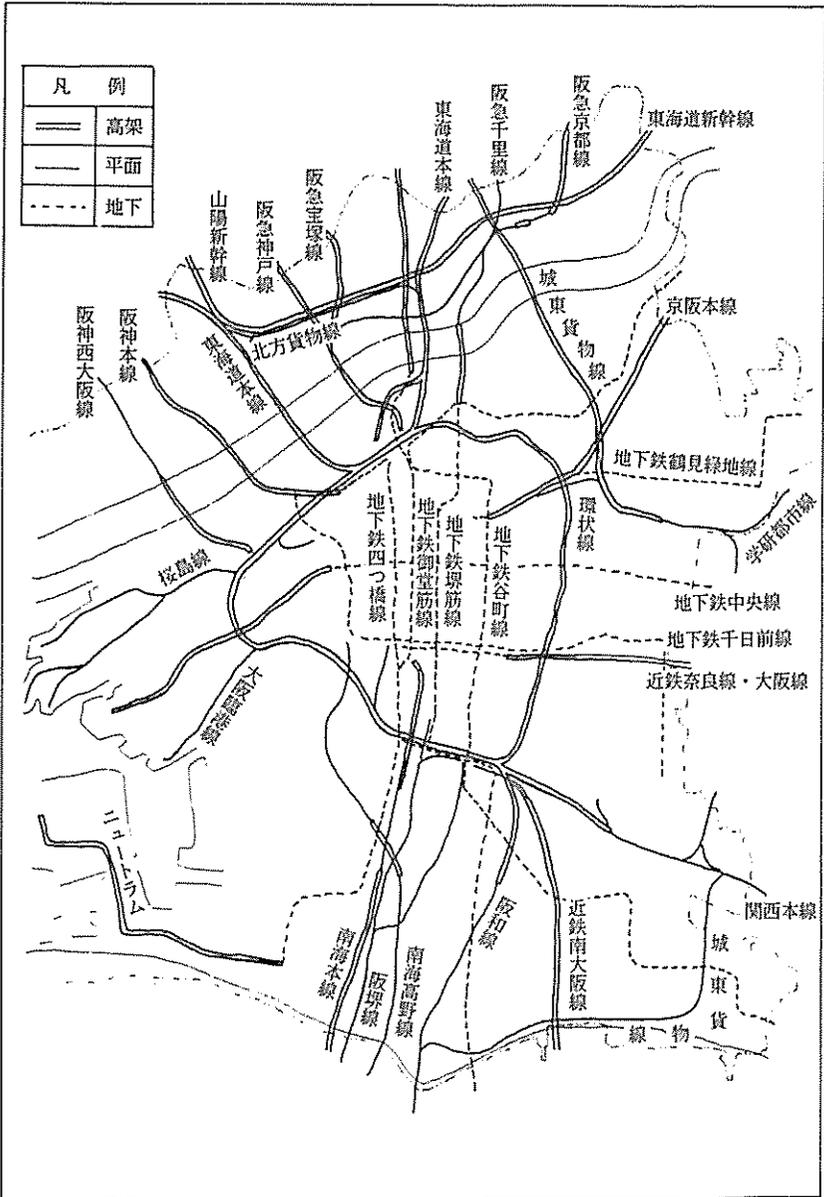
一方、航空機騒音公害に対応するために、空港周辺市による「大阪国際空港騒音対策協議会」（11市協）が昭和39年に結成され、国との折衝により騒音対策の推進を図り被害住民の救済を行ってきた。

国は、大阪国際空港の存廃問題について、「国が必要な調査を行い、国の責任において決定する。」という取り決めに基づき、昭和58年から、一連の調査を行い、平成2年に「総合評価調査」がまとめられ、11市協及び調停団等に意見を求めた後、国として大阪国際空港存続の意向を明らかにした。平成2年末、国は、11市協及び調停団との間で「大阪国際空港の存続及び今後の同空港の運用等に関する協定」の締結により、国の責任において、大阪国際空港は関西国際空港開港後も存続することが決定され、永年にわたる空港の存廃問題に終止符が打たれた。

また、関西国際空港の開港を平成6年9月にひかえて、平成5年末に国は、11市協及び調停団との間で「大阪国際空港と関西国際空港との機能分担」についての協議を終え、大阪国際空港においては、定期便は全て（特別便を除く）国内線となり、関西国際空港開港当初のジェット便は、200発着となった。

更に、国際線の関西国際空港離発着は、大阪国際空港周辺の航空機騒音減少につながるものと期待されている。

図 2 - 1 - 12 大阪市内鉄道路線網



第2節 交通公害対策

1. 自動車公害対策

(1) 自動車排出ガス及び騒音・振動規制に係る法体系

① 自動車排出ガス

自動車排出ガスに係る法規制については、発生源対策として、大気汚染防止法に基づき排出ガス量の許容限度が設定されている。この許容限度を確保するために道路運送車両法に基づき保安基準として規制されており、これを受けて道路交通法では、許容限度を超える車両を整備不良車として運転を禁止している。

また、平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x法）が公布され、平成4年12月に施行された。

この法律では、自動車の交通が集中している地域で、これまでの措置によっては環境基準の確保が困難であると認められる地域を特定地域として定め、特定地域内を使用の本拠とするトラック、バス等について特定自動車排出基準を定めて、基準に適合しない自動車に対しては自動車検査証を交付しない（車種規制）等の措置を定めている。

さらに、大気汚染防止法に基づき大気汚染が一定の基準を超える場合には、公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請し（表2-2-1）、道路管理者には道路構造の改善等の意見を述べるができることとなっている。

なお、自動車排出ガス規制の法体系図を、図2-2-1に示す。

② 騒音・振動

自動車騒音については、道路に面する地域を対象とした「騒音に係る環境基準」が設定されており、この達成を目標として、各種の施策が講じられている。（図2-2-2参照）

まず、自動車本体から発生する騒音については、騒音規制法により許容限度を定めると規定されているが、自動車の構造等と不可分な関係にあることから、道路運送車両法に基づく保安基準により確保されている。

また、騒音規制法によって自動車騒音の限度（要請基準）が表2-2-2

のように定められており、この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会に対し、道路交通法に則った交通規制の措置をとることを要請し、また、道路管理者には道路構造の改善等の意見を述べることができることとなっている。

これら騒音規制法による対策に加え、昭和55年には、道路交通騒音による障害を防止するとともに、道路周辺の土地利用の適正化を目的として、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（図2-2-3参照）が公布され、幹線道路沿道における緩衝建築物の誘導等に関する検討が進められることになった。

表2-2-1 測定に基づく要請及び緊急時の措置（要請基準）

要請の種別	物質名	要請基準	手続	関係法	
測定に基づく要請	一酸化炭素	一時間値の月平均値 10ppm	都道府県知事（政令市長）は自動車排出ガスによる大気汚染を測定し、公安委員会に対し交通規制を要請	大気汚染防止法第21条第1項 総理府令第1条	
緊急時の措置	一般的協力要請	一酸化炭素	1時間値30ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は気象条件等により大気の汚染が著しくなり人の健康等に被害を生ずる恐れのある事態が発生したとき一般に周知させるとともにドライバー等に対し自動車運行自粛について協力を求める	大気汚染防止法第23条第1項 大気汚染防止法施行令第11条
		二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		
	公安委員会への要請	一酸化炭素	1時間値50ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は大気汚染が急激に悪化し、人の健康等に重大な被害を生ずる事態が発生したときは、それが自動車排出ガスに起因する場合は公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請	大気汚染防止法第23条第4項 大気汚染防止法施行令第11条
		二酸化窒素	1時間値1ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		

図 2 - 2 - 1 自動車排出ガス規制の法体系

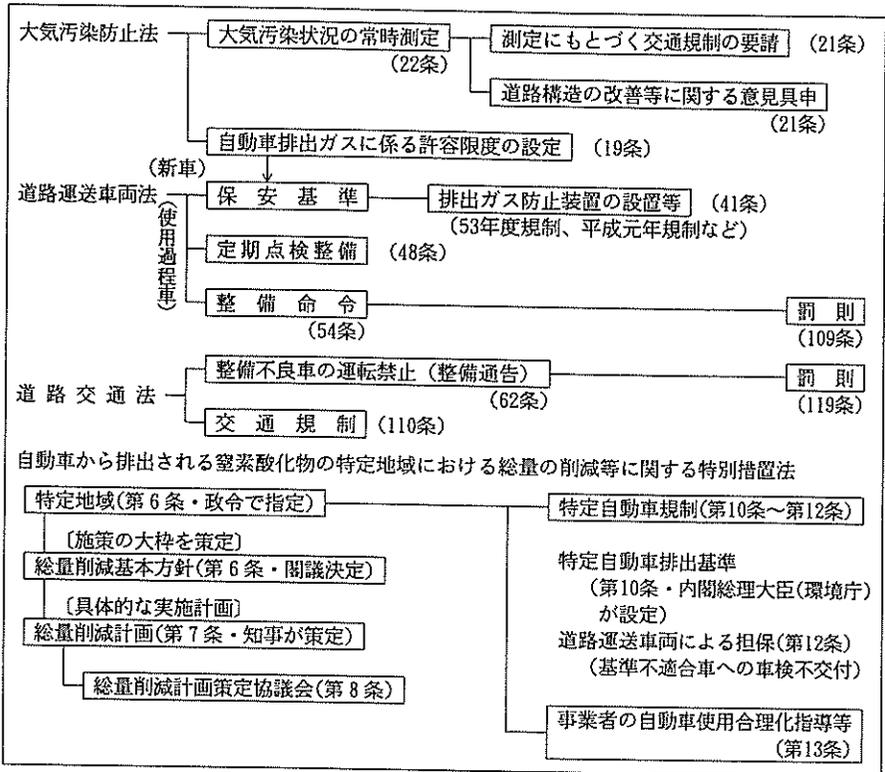


図 2 - 2 - 2 道路交通騒音に関する法体系

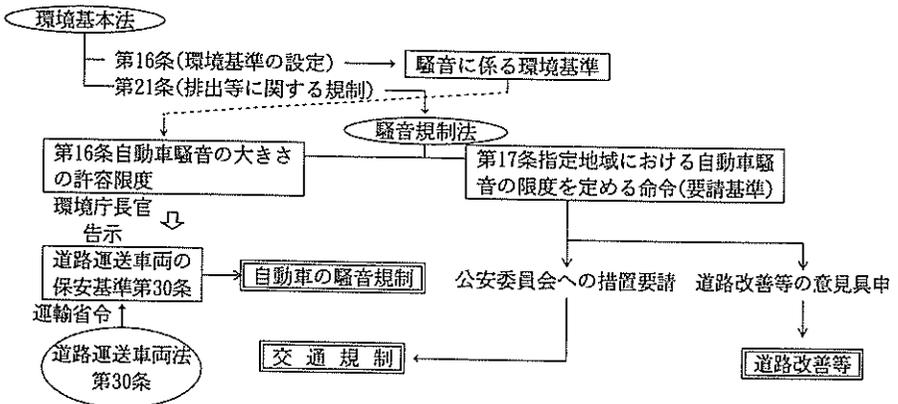


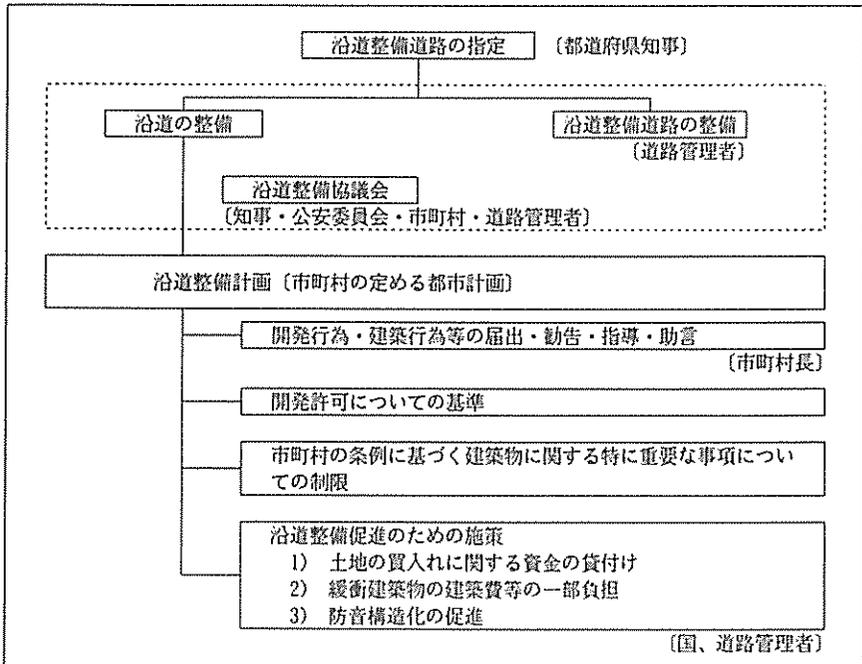
表 2 - 2 - 2 自動車騒音の限度 (要請基準)

中央値 (単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	車線数の別	朝	昼間	夕	夜間
			(午前6時～午前8時)	(午前8時～午後6時)	(午後6時～午後9時)	(午後9時～翌日の午前6時)
第2種区域	第2種住居専用地域 住居地域	1車線を有する	55	60	55	50
		2車線を有する	65	70	65	55
		2車線をこえる	70	75	70	60
第3種区域 及び 第4種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 (工業専用地域)	1車線を有する	65	70	65	60
		2車線を有する	70	75	70	65
		2車線をこえる	75	80	75	65

- (注) 1. (工業専用地域) は大阪府公害防止条例のみ適用。
2. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

図 2 - 2 - 3 沿道整備法の概要



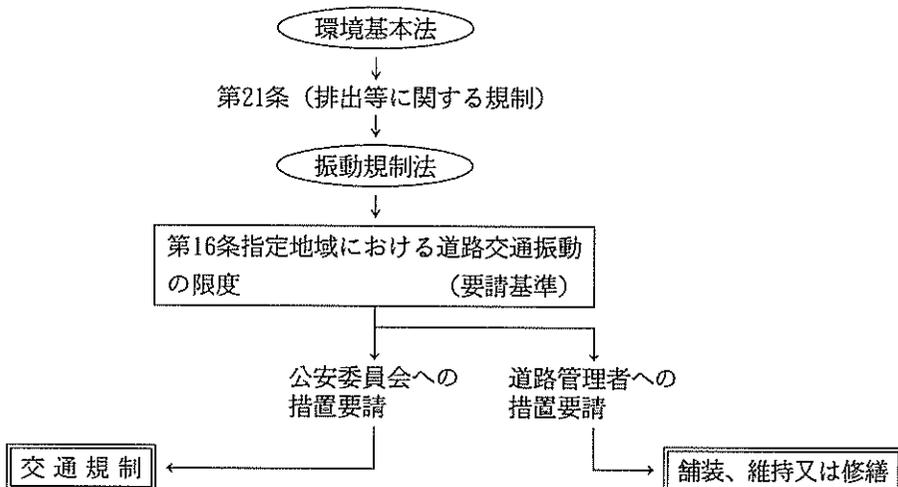
一方、道路交通振動については、振動規制法により道路交通振動の限度（要請基準）が表2-2-3のように決められており、この限度を超えて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、道路管理者に対して道路補修等の措置をとるべきことを要請し、または公安委員会に対して道路交通法の規定による交通規制の措置を要請することができることとなっている。（図2-2-4参照）

表2-2-3 道路交通振動の限度（要請基準）

区域の区分	用途地域	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日の午前6時)
第1種区域	第2種住居専用・住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業・商業・準工業・工業・（工業専用）地域	70	65

- (注) 1. (工業専用地域)は大阪府公害防止条例のみ適用。
2. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

図2-2-4 道路交通振動に関する法体系



(2) 自動車単体制制

① 排出ガス規制

大気汚染防止法では、一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、鉛化合物、窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（ディーゼル黒煙）の5物質を「自動車排出ガス」として定めており、その中の鉛化合物は、49年9月通産省の省議決定により、ガソリンの無鉛化対策が実施されている。残る4物質については、表2-2-5に示すとおり新車にかかる規制が強化されてきている。

窒素酸化物の自動車排出ガス規制について、未規制時に比べてみると、乗用車では、ガソリン・LPG車が92%の削減、ディーゼル車が74～79%の削減となっている。貨物車、バスでは、平成元年12月の中央公害対策審議会答申で示された窒素酸化物に関する自動車排出ガス規制の短期目標値が平成4年、5年、6年規制として告示され、未規制時に比べて、ガソリン・LPG車が80～92%、ディーゼル車が直接噴射式で65～74%、副室式で53～76%削減された。

また、平成5年9月に、上記答申で示された長期目標値のうちガソリン・LPG車については平成6、7年規制として告示され、貨物車・バスの中量車・重量車について各々87%、83%削減されることとなった。

残るディーゼル車に関する長期目標値による規制の早期実施について、国に対して引き続き要望をしている。

なお、平成5年12月1日から自動車NO_x法に基づく使用車種規制が実施され、大阪市を含む特定地域においては、バス・トラックについては特定排出基準適合車でなければ新規登録できなくなった。また、現在使用中の車については、一定の猶予期間を過ぎると車検証が交付されないこととなり特定排出基準適合車に転換する必要がある。

表2-2-4 特定排出基準

車両総重量区分	特定排出基準
1.7トン以下	最新規制ガソリン車並
1.7トン越え2.5トン以下	最新規制ガソリン車並
2.5トン越え5トン以下	最新規制副室式車並
5トン越え	最新規制直噴式車並

表2-2-5 新車規制

(1) 窒素酸化物

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車の排出量 (平均値)	48年度規制	49年度規制	50年度規制	51年度規制	52年度規制	53年度規制	54年度規制					
	乗用車	軽貨物車	軽自動車														
乗用車	乗用車 (乗車定員10人以下)	ガソリン (4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) (29)		1.60(1.20) (61)	※1 t以下 0.84(0.80) (80)			0.48(0.25) (92)						
		L P G		3.13	3.00(2.19) (30)		1.60(1.20) (62)	※1 t超 1.20(0.85) (73)		0.48(0.25) (92)							
		ガソリン (2サイクル)		0.33	0.50(0.30) (9)		0.50(0.30) (9)										
	軽貨物車 (軽自動車の貨物車)	ガソリン (4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) (29)		2.30(1.80) (41)					1.60(1.20) (61)					
		L P G		3.17	3.00(2.19) (30)		2.30(1.80) (42)			1.60(1.20) (62)							
		ガソリン (2サイクル)		0.33	0.50(0.30) (9)												
	軽自動車 (車両総重量1.7 t以下)	ガソリン (4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) (29)		2.30(1.80) (41)					1.40(1.00) (67)					
		L P G		3.17	3.00(2.19) (30)		2.30(1.80) (42)			1.40(1.00) (68)							
		ガソリン (2サイクル)		0.33	0.50(0.30) (9)												
	中量車 (車両総重量1.7 t超2.5 t以下)	ガソリン	g/km	3.07	3.00(2.18) (29)		2.30(1.80) (41)					1.60(1.20) (61)					
		L P G		3.17	3.00(2.19) (30)		2.30(1.80) (42)			1.60(1.20) (62)							
		ガソリン		0.33	0.50(0.30) (9)												
重量車 (車両総重量2.5 t超)	ガソリン	ppm	2626(1933)	2260(1833) (30)						1850(1550) (41)		1390(1100) (58)					
	L P G																
乗用車 (乗車定員10人以下)	乗用車 (等価慣性重量1.25 t以下)	ppm	562.5		590 (450) (20)				500 (380) (32)		450 (340) (40)						
													乗用車 (等価慣性重量1.25 t超)				
	直接排気 軽自動車 (車両総重量1.7 t超2.5 t以下)	中量車 (車両総重量1.7 t超2.5 t以下)	ppm	962.5		1000 (770) (20)				830 (650) (32)		700 (540) (44)					
		重量車1 (車両総重量2.5 t超3.5 t以下)															
		重量車2 (車両総重量3.5 t超)															
	軽自動車 (車両総重量1.7 t以下)	軽自動車 (車両総重量1.7 t以下)	ppm	562.5		670 (510) (20)				500 (380) (32)		450 (340) (40)					
		中量車 (車両総重量1.7 t超2.5 t以下)															
		重量車1 (車両総重量2.5 t超3.5 t以下)															
		重量車2 (車両総重量2.5 t超)															

(注) 1. 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。
 2. 規制値の()内の数値は、平均値である。
 3. 規制値の[]内の数値は、削減率である。
 4. ※は、等価慣性重量である。
 5. 走行モードは、車種ごとに10・15モード、13モード、ディーゼル13モード(改訂前は10モード、6モード、ディーゼル6モード)が定められている。
 6. g/kmは、決められた測定モードにしたがって走行した場合の1km走行当たりの排出重量の単位である。
 7. ppmは、測定モードによりエンジンを回転させた場合に排出させる自動車排出ガスの濃度の単位(100万分の1)である。
 8. g/kWhは、測定モードによりエンジンを回転させた場合のエンジンが行った仕事量1kWh当たりの排出重量の単位である。

56年 規 制	57年 規 制	58年 規 制	61・62年 規 制	63年 規 制	平成元年 規 制	2年 規 制	4年 規 制	5年 規 制	6年 規 制	7年 規 制	長期目標値
	1.26(0.99) (71) 1.26(0.99) (71)					0.74(0.59) (84) 0.74(0.59) (84)					
0.84(0.69) (81) 0.84(0.69) (81)				0.49(0.23) (92)							
1.26(0.99) (71) 1.26(0.99) (71)					0.99(0.70) (77) 0.99(0.70) (78)				g/kwh 0.63(0.49) (67)		g/km (0.40) (67)
	990 (759) (71)				850 (659) (75)		g/kwh 7.2(5.5) (69)			g/kwh 5.9(4.59) (63)	g/kwh (4.59) (63)
	200 (209) (49)		g/km 0.98(0.70) (71)			g/km 0.72(0.59) (79)					g/km (0.40) (64)
			g/km 1.26(0.99) (63)				g/km 0.84(0.69) (74)				
		610 (470) (51)		500 (389) (60)			g/km 1.82(1.59) (74)				g/km (0.70) (66)
				520 (409) (58)					g/kwh 7.89(6.09) (65)		g/kwh (4.59) (74)
					(大型トラクタ、クレーン車除く) 520 (409) (58)	(大型トラクタ、クレーン車のみ) 520 (409) (58)					
				g/km 1.26(0.99) (64)			g/km 0.84(0.69) (74)				g/km (0.40) (64)
	350 (269) (49)			350 (269) (53)			g/km 1.82(1.59) (53)				g/km (0.70) (75)
					(大型トラクタ、クレーン車除く) 350 (269) (53)	(大型トラクタ、クレーン車のみ) 350 (269) (53)			g/kwh 6.69(5.09) (53)		g/kwh (4.59) (59)

(2) 一酸化炭素、炭化水素、粒子状物質

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	従来車の排出量 (平均値)	47年度制	48年度制	49年度制	50年度制	61・62年制	63年制	4年制	5年制	6年制	長期目標値
	乗用車 (乗車定員10人以下)	軽貨物車 (軽自動車の貨物車)												
一酸化炭素	ガソリン	乗用車 (乗車定員10人以下)	ガソリン (4サイクル)	20.5		26.0(18.4)		2.70(2.10)						
			L P G	11.6		18.0(10.4)		2.70(2.10)						
			ガソリン (2サイクル)	20.4		26.0(18.3)		2.70(2.10)						
		軽貨物車	ガソリン	20.5		26.0(18.4)		17.0(13.0)						
			L P G	11.6		18.0(10.4)		17.0(13.0)						
			ガソリン (2サイクル)	20.4		26.0(18.3)		17.0(13.0)						
	ディーゼル	軽自動車 (車両総重量1.7t以下)	ガソリン (4サイクル)	20.5		26.0(18.4)		17.0(13.0)			2.70(2.10)			
			L P G	11.6		18.0(10.4)		17.0(13.0)			2.70(2.10)			
			ガソリン (2サイクル)	20.4		26.0(18.3)		17.0(13.0)			2.70(2.10)			
		中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)	ガソリン	20.5		26.0(18.4)		17.0(13.0)						
			L P G	11.6		18.0(10.4)		17.0(13.0)						
			ガソリン (2サイクル)	20.4		26.0(18.3)		17.0(13.0)						
ディーゼル	重量車 (車両総重量2.5t超)	ガソリン	1.34		1.6 (1.2)									
		L P G	0.93		1.1 (0.8)						g/kwh 136(102) 105(76)			
ディーゼル車	乗用車、貨物車、バス	ppm	632				960 (790) (5)		乗用車、車両総重量1.7t以下 2.70(2.10) g/km				g/kwh 9.2(7.4) (重量車)	
二酸化炭素	ガソリン	乗用車 (乗車定員10人以下)	ガソリン (4サイクル)	3.74		3.80(2.94)		0.39(0.25)						
			L P G	2.94		3.20(2.30)		0.39(0.25)						
			ガソリン (2サイクル)	18.9		22.5(16.6)		0.39(0.25)						
		軽貨物車	ガソリン	3.74		3.80(2.94)		2.70(2.10)						
			L P G	2.94		3.20(2.30)		2.70(2.10)						
			ガソリン (2サイクル)	18.9		22.5(16.6)		15.0(12.0)						
	ディーゼル	軽自動車 (車両総重量1.7t以下)	ガソリン (4サイクル)	3.74		3.80(2.94)		2.70(2.10)			0.39(0.25)			
			L P G	2.94		3.20(2.30)		2.70(2.10)			0.39(0.25)			
			ガソリン (2サイクル)	18.9		22.5(16.6)		15.0(12.0)			0.39(0.25)			
		中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)	ガソリン	3.74		3.80(2.94)		2.70(2.10)						
			L P G	2.94		3.20(2.30)		2.70(2.10)						
			ガソリン (2サイクル)	18.9		22.5(16.6)		15.0(12.0)						
ディーゼル	重量車 (車両総重量2.5t超)	ガソリン	514		520 (416)									
		L P G	485		440 (352)						g/kwh 7.9(6.2) 6.9(5.4)			
ディーゼル車	乗用車、貨物車、バス	ppm	567				670 (510) (27)		乗用車、車両総重量1.7t以下 0.62(0.40) g/km				g/kwh 3.8(2.9) (重量車)	
粒子状物質 (PM)	ディーゼル車	乗用車											g/km 0.34(0.2)	g/km
		軽量車 (車両総重量1.7t以下)											g/km 0.34(0.2)	
		中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)											g/km 0.43(0.25)	g/km
		重量車 (車両総重量2.5t超)											g/kwh 0.96(0.7)	g/kwh
ディーゼル車	ディーゼル車	乗用車												
		軽量車 (車両総重量1.7t以下)											40%	
		中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)											40%	25%
		重量車 (車両総重量2.5t超)											40%	

図 2 - 2 - 5 自動車排出ガス規制強化の推移 (一台当たりのNOx排出量平均値)

① 乗用車

ア. ガソリン・LPG車

100%	48/4前 (未規制)
71%	48/4 (48年度規制)
33%	50/4 (50年度規制)
27%	51/4 (等価換算重量1tを超えるもの) (51年度規制)
23%	51/4 (等価換算重量1t以下のもの) (51年度規制)
18%	53/4 (53年度規制) (0.25g/km)

イ. ディーゼル車

100%	49/9前 (未規制)
83%	49/9 (49年度規制)
63%	52/8 (52年度規制)
60%	54/4 (54年度規制)
52%	57/1 (57年度規制)
37%	(等価換算重量1.25tを超えるもの) { 手動変速付車両91/10(61年規制)
23%	(等価換算重量1.25t以下のもの) { 自動変速付車両62/10(62年規制)
28%	4/10 (等価換算重量1.25tを超えるもの) (4年規制)(0.6g/km)
21%	2/12 (等価換算重量1.25t以下のもの) (2年規制)(0.5g/km)
16%	(長期・0.4g/km)

② 貨物車・バス

ア. ガソリン・LPG車

軽貨車 (車両総重量1.7t以下)

100%	48/4前 (未規制)
71%	48/4 (48年度規制)
59%	50/4 (50年度規制)
32%	54/1 (54年規制)
19%	56/1 (56年規制)
13%	63/12 (63年規制) (0.25g/km)

中重車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)

100%	48/4前 (未規制)
71%	48/4 (48年度規制)
59%	50/4 (50年度規制)
39%	54/1 (54年規制)
29%	55/12 (55年規制)
23%	元/10 (元年規制)(0.7g/km)
13%	6/12 (6年規制)(0.4g/km)

軽貨物車

100%	48/4前 (未規制)
71%	48/4 (48年度規制)
59%	50/4 (50年度規制)
39%	54/1 (54年規制)
29%	57/1 (57年規制)
16%	2/10 (2年規制) (0.5g/km)

重貨車 (2.5t超)

100%	48/4前 (未規制)
70%	48/4 (48年度規制)
59%	52/8 (52年度規制)
42%	54/1 (54年規制)
29%	57/1 (57年規制)
25%	元/10 (元年規制)(0.5g/km)
20%	4/10 (4年規制)(5.5g/kWh)
17%	7/12 (7年規制)(4.5g/kWh)

イ. ディーゼル車

直接噴射式 (車両総重量1.7t超2.5t以下)

100%	49/9前 (未規制)
80%	49/9 (49年度規制)
68%	52/8 (52年度規制)
56%	54/4 (54年規制)
49%	58/8 (58年規制)
43%	63/12 (63年規制) (380ppm)
26%	5/10 (5年規制) (1.3g/km)
14%	(長期・0.7g/km)

副室式 (車両総重量1.7t以下)

100%	49/9前 (未規制)
80%	49/9 (49年度規制)
68%	52/8 (52年度規制)
60%	54/4 (54年規制)
52%	57/10 (57年規制)
38%	63/12 (63年規制)(0.8g/km)
24%	5/10 (5年規制)(0.6g/km)
16%	(長期・0.4g/km)

直接噴射式 (車両総重量2.5t超)

100%	49/9前 (未規制)
80%	49/9 (49年度規制)
68%	52/8 (52年度規制)
56%	54/4 (54年規制)
49%	58/8 (58年規制)
42%	(車両総重量3.5t以下のもの) 63/12 (63年規制)(400ppm)
35%	(車両総重量3.5tを超えるもの) 元/10 (元年規制)(400ppm)
26%	(大型トラック・トレーラ車) 12/10 (2年規制)(400ppm)
	6/10 (6年規制)(6.0g/kWh)
	(長期・4.5g/kWh)

副室式 (車両総重量1.7t超)

100%	49/9前 (未規制)
80%	49/9 (49年度規制)
68%	52/8 (52年度規制)
60%	54/4 (54年規制)
52%	57/10 (57年規制)
47%	(車両総重量1.7tを超える2.5t以下のもの) 63/12 (63年規制)(760ppm)
47%	(車両総重量2.5tを超えるもの) 元/10 (元年規制)(260ppm)
41%	(車両総重量2.5tを超えるもの) 18/10 (6年規制)(5.0g/km)
25%	(車両総重量2.5tを超えるもの・長期・4.5g/kWh)
	(車両総重量1.7tを超える2.5t以下のもの・長期・0.7g/km)

(注) 表中の長期は、平成元年12月の中央公害対策審議会答申における目標値である。

使用過程車に対する自動車排出ガス規制は、一酸化炭素、炭化水素、粒子状物質、ディーゼル黒煙について実施されており、その規制値は表2-2-5のとおりである。

表2-2-6 使用過程車規制

排出ガスの種類	自動車の種類		測定方法	実 施 時 期									
				45年 8月1日	47年 10月1日	48年 5月1日	48年 10月1日	50年 1月1日	50年 5月1日	平成5年 10月1日	6年 10月1日		
一酸化炭素(CO)	ガソリン・LPG車		アイドリング時	5.5%	4.5% (軽自動車除く)	48年度規制以前の車：排出ガス減少装置又は点火時期調整の義務付け	軽自動車						
炭化水素(HC)	ガソリン・LPG車	4サイクル	アイドリング時					乗用車のみ 1,200ppm	乗用車以外 1,200ppm				
		特殊エンジン						3,300ppm	3,300ppm				
		2サイクル						7,800ppm	7,800ppm				
ディーゼル煙	ディーゼル車		無負荷加速時					50%		軽・中量車 40%	乗用車・重機車 40%		

② 騒音規制

自動車本体から発生する騒音の許容限度については、昭和46年に定常走行及び排気騒音、加速走行騒音について細かく定められた。その後、加速走行騒音については、段階的に規制の強化がなされ、昭和51年6月の中央公害対策審議会の答申をうけて、当面の目標とされた第1段階規制が昭和54年に実施された。さらに第2段階の規制も逐次導入され、昭和62年規制によってすべての車種に対する導入が完了した。

一方、排気騒音については、昭和60年に、二輪自動車及び原動機付自転車を対象として、新たに近接排気騒音規制が導入され、昭和63年には、対象をその他の自動車に拡大し、排気騒音の面でも規制の強化がなされた。

これら騒音規制の経緯については、表2-2-6に示すとおりである。

また、環境庁では幹線道路沿道地域で環境基準の達成率が依然として低いことから、平成3年6月に諮問した「今後の自動車騒音低減対策のあり方について」、平成4年11月に中央公害対策審議会から自動車の単体対策を中心とした中間答申が行われた。今回の中間答申は、加速走行騒音について許容限度の低減目標が示され、車種により1～3ホン低減を図り、達成期限を6

表2-2-7 自動車騒音規制の経緯

① 定常走行及び加速走行騒音

(単位：デシベル)

規制内容	定常走行及び加速騒音		加 速 走 行 騒 音							第2段階規制の適用時期		
	昭和26年	46年規制	51・52年規制	54年規制	57年規制	58年規制	59年規制	60年規制	61年規制	62年規制	新 規 制	従 生 産 車 車
自動車の種類	26. 7.28 第67号	45.12. 4 第91号	50. 9. 5 第35号	53. 2. 4 第5号	55. 9.11 第27号	56. 8.27 第39号	57. 9.30 第31号	58.10.29 第46号	59.10.19 第34号	60. 9.25 第50号	60. 9.25 第50号	60. 9.25 第31号
規格年												
環境庁告示												
運輸省令												
普通自動車、 軽自動車、 小型自動車 及び軽自動車 (荷ら乗用の 用に供する乗 車定員10人以 下の自動車及 び二輪自動車 を除く。)		80	89	86			83	83				59.10 60. 9
車高総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力を超えるもの												60.10 61. 9
車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力以下のもの												61.12 62.11
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く)		74	85	81			78	78				58.10 59. 9
二輪の小型自動車及び軽自動車(総排気量が125ccを超えるもの)		70	84	82	81	78						59.10 60. 9 60.10 61. 9
原動機付自転車(総排気量が125cc以下のも)		74	86	83	78					75	75	57.10 58. 9 62.10 63. 9 60.10 61. 9
全ての自動車(常時)		70	82	79	75					72	72	61.10 62. 9 59. 4 60. 3

(備考) 表□□は、「自動車騒音の許容限度の長期的設定方針」に基づく第2段階規制の達成を示す。

定常走行騒音 原動機の回転数が最高出力時の60% (または3500r/min) で走行時の騒音 (測定位置は、車両中心から左方7.0 m、高さは1.2 m)

排気騒音 原動機の回転数が最高出力時の60%で無負荷運転時の騒音 (測定位置は、排気管の後方20 m、高さは1.2 m)

加速走行騒音 原動機の回転数が最高出力時の75% (または5000r/min) で走行時の騒音 (測定位置は、車両中心から左方7.5 m)

近接排気騒音 原動機の回転数が最高出力時の75% (二輪自動車及び原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5千回転を超えるものは50%) で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に閉じる場合における騒音 (測定位置は、排気管の外側1.0 m、高さは排気管中心と同じ (排気管蓋さが0.2 m未満は0.2 m))

なお、近接排気騒音の規制は、国産車は昭和46年4月に厚生院された新製車及び新製車及び新車を対象になっており、国産車は昭和61年6月から、輸入車は平成元年4月から適用される。

※近接排気騒音規制を受ける車種については、排気騒音規制から近接排気騒音規制に移行。

② 排気騒音及び近接排気騒音

(単位：デシベル)

規制内容	排気騒音※		近接排気騒音	
	昭和28年	46年規制	50. 9. 25 第50号	63. 1. 29 第1号
現場庁告示	26. 7. 28 第67号	45. 12. 4 第91号	50. 9. 25 第31号	63. 1. 29 第1号
運輸省令	自動車の種類			
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力を超えるもの	大型バス 大型貨物 大型特殊	107	
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力以下のもの	中型車	105	元 6
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5トン以下のもの	小型車 小型全輪 原動車	103	
二輪の小型自動車及び軽自動車(総排気量が125ccを超えるもの)	軽	乗用車	103	63. 6
原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)	排気量 51cc以上 排気量 50cc以下	74	89	61. 6 元. 4
全ての自動車(常時)		85		

【備考】 近接排気騒音：二輪自動車及び原動機付自転車において原動機の回転数が最高出力時の50%（二輪自動車及び原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数は毎分5千回転を超えるものは50%）で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は取り弁を急速に閉じる場合における騒音（測定位置は、排気管の外側45度、排気管から0.5m、高さは排気管中心と同じ（排気管高さが0.2m未満は0.2m））
その他の自動車については、原動機の回転数が最高出力時の75%で一定に保った状態からスロットルが急速に閉じられる場合の最大騒音レベル（測定位置は、排気管の外側45度、排気管から0.5m、高さは排気管中心と同じ）

※近接排気騒音規制を受ける車種については、排気騒音規制から近接排気騒音規制に移行。

年から10年以内に達成するよう努めるものとしている。今後は、平成6年度を目標に交通流対策、道路構造対策、沿道対策等を含めた最終答申が出される見込である。

(3) 低公害自動車の普及促進

「自動車公害防止計画」の中では、自動車公害対策の最も重要な柱として、自動車1台あたりの排出ガス量・騒音量を低減させる発生源規制の強化をあげている。従って、自動車排出ガス・騒音規制の強化はもとより、電気自動車などの低公害自動車の普及促進も重要な課題である。そのため、大阪市では次に示すような施策を実施している。

① 電気自動車走行性能調査の実施

大阪市では、電気自動車の普及促進を図るため、本市の公害パトロール車等の公用車に電気自動車を導入し（平成5年度末現在33台）、日常業務に使用するとともに、普及拡大に向けた基礎データの収集に努めている。

電気自動車の一充電走行距離は蓄電池の容量アップ等電池性能の向上による改善の結果、昭和54年度車では平均45kmであったのが、昭和61年度車では平均87kmと1.9倍の伸びが得られた。また、最高速度については昭和54年度車で74km/h、昭和61年度車で78km/hと都市内走行上十分な速度が得られている。

また、電気自動車が広く普及するためには、クーラー装着等快適性の向上が必要であることから、平成元～2年度に環境庁からの受託事業として、電気自動車用クーラー搭載走行調査を実施した。その結果、一充電走行距離が市街地走行で平均17.3%、高速走行で平均6.3%減少するものの、クーラーの実用性及び車の走行性については特に問題がないという結論が得られた。

電気自動車の騒音面では、同タイプのガソリン車と比較した場合、道路運送車両法の規定する定常走行騒音で3dB、加速走行騒音で8dB電気自動車の方が低く、騒音対策上の効果が期待できる。また、定速走行騒音についても、電気自動車の方がガソリン車より1～6dB低くなっている。

表2-2-8は、電気自動車の使用実績についての調査結果であり、電気自動車の走行費用については、1日当たりの走行距離が増加するにつれて、1km当たりの電気代が低下するという結果が得られている。

本市では、以上のような電気自動車利用の実績をもとに「電気自動車運転管理マニュアル」を作成し、利用者に対して電気自動車の特徴、適正な運転方法や維持管理方法についての情報提供を行っている。

大阪市の公害パトロール車



表 2-2-8 大阪市における電気自動車の導入状況

導入年度	導入した部局	導 入 内 容
昭和47	交 通 局 環 境 保 健 局	電気バス 2 台による実運用試験の開始 業務用車両として小型貨物車 2 台を導入
54~55	環 境 保 健 局	公害パトロール車として 3 台を導入
61	環 境 保 健 局	公害パトロール車として 2 台を更新
62	環 境 保 健 局	公害パトロール車として 1 台を更新
63	環 境 保 健 局	公害パトロール車として 10 台を導入
平成元	環 境 保 健 局	公害パトロール車として 2 台を導入
2	環 境 保 健 局	公害パトロール車として 2 台を導入
3	交 通 局 環 境 保 健 局	施設パトロール車として 1 台を導入 作業車として 1 台を導入
4	環 境 保 健 局	公害パトロール車として 8 台を導入
5	下 水 道 局 環 境 保 健 局	監督用車両として 1 台を導入 動物管理指導車として 4 台、生活昆虫指導車として 1 台を導入、公害パトロールとして 2 台を更新

(備考) 平成 6 年 3 月現在、33 台稼働している。(全て軽自動車バンタイプ)
なお、47 年度に導入した電気自動車は廃車している。

表2-2-9 電気自動車使用実績調査結果

種 別	年度	走行日数 (日)	走行距離 (km)	電気又は ガソリン 使用量 (KWh, ℓ)	電気又は ガソリン代 (円)	1km走行当 電気代又は ガソリン代 (円/km)	1日平均 走行距離 (km/日)	
電 気 自 動 車	軽四輪貨物 (4人乗り 100kg積) A 車	63	201	7,887	2,578	99,203 (37,463)	12.6 (4.7)	39.2
		H.1	156	6,163	1,712	86,619 (24,879)	14.1 (4.0)	39.5
		2	199	8,294	2,487	97,881 (36,141)	11.8 (4.4)	41.7
		3	209	10,337	3,280	100,530 (39,966)	9.7 (3.9)	49.4
		4	211	9,524	3,163	100,962 (40,398)	10.4 (4.2)	45.1
	5	213	11,869	3,806	114,819 (54,255)	9.7 (4.6)	55.7	
	軽四輪貨物 (4人乗り 100kg積) B 車	63	126	2,765	1,203	79,221 (17,482)	28.7 (6.4)	21.9
		H.1	128	2,949	1,293	80,530 (18,790)	27.3 (6.4)	23.0
		2	163	4,226	1,471	83,117 (21,377)	19.7 (5.1)	25.9
		3	129	3,544	1,226	75,502 (14,938)	21.3 (4.2)	27.4
		4	123	2,978	1,124	74,920 (14,356)	25.2 (4.8)	24.2
	5	96	2,395	921	73,693 (13,129)	30.7 (5.5)	24.9	
	軽四輪貨物 (4人乗り 100kg積) C 車	63	106	2,244	1,155	78,524 (16,784)	35.0 (7.5)	21.2
		H.1	101	2,038	1,052	77,028 (15,288)	37.8 (7.5)	20.2
		2	122	3,167	1,189	79,019 (17,279)	25.0 (5.5)	26.0
3		103	2,095	907	71,615 (11,051)	34.1 (5.3)	20.3	
4		116	2,193	1,002	73,362 (12,798)	33.5 (5.8)	18.9	
5	78	1,561	616	69,345 (8,781)	44.4 (5.6)	20.0		
ガソ リン 車	軽四輪貨物 (4人乗り 150kg積) G 車	62	191	5,341	580 (ℓ)	69,600	13.0	28.0
		63	170	4,737	570 (ℓ)	68,400	14.4	27.9
		H.1	196	5,675	734 (ℓ)	88,080	15.5	29.0
		2	204	6,969	836 (ℓ)	108,680	15.6	34.2
		3	150	2,720	322 (ℓ)	40,250	8.4	18.1
4	109	2,175	250 (ℓ)	30,000	13.7	19.9		

- 注 1. 電気代算出基準=基本料+使用料+税金
 基本料=980円/KW×設置要領(5KW)=4,900/月
 使用料=562~H2:13,84円/KWh、H3:11,83円/KWh、H4:12.40円/KWh
 税金=(基本料+使用料)×0.05(0.03)
 ()は平成3、4年度の電気代算出に使用した数値である。
2. ()は、基本料金を含まない電気料金である。
3. ガソリン代算出基準 昭和62・63年度及び平成元、4年度は120円/ℓ
 平成2年度は130円/ℓ、平成3年度は125円/ℓ
4. A、B車62・63年度、C車63年度データは、車両更新後のデータである。
5. C車は、62年度の結果は4人乗り150kg積仕様のものである。
6. G車(ガソリン車)の廃車(平成5年3月31日)につき、ガソリン車の平成5年度の記録は記載しません。

② 低公害車助成・融資制度による普及促進

自動車による窒素酸化物の削減を図るためには、電気自動車等の低公害車の普及促進、および排出量の少ない車両への代替促進が必要である。

そこで、大阪市においては、平成元年度から市内の事業者を対象に、窒素酸化物排出量のより少ない自動車を購入した場合、その購入資金の一部を助成する「低公害車普及助成制度」を実施している。助成対象となる車種、台数及び助成金額は毎年度定めている。

また同時に中小企業を対象に低公害車の購入に対する融資制度も実施している。

なお両制度は平成6年度も継続実施している。

低公害車助成・融資実績

区分		年度	元年	2年	3年	4年	5年
助成	電気自動車		8台	1台	5台	5台	1台
	副室式ディーゼル車等		127	81(1)	31(1)	85	218
融資	電気自動車		2	0	0	0	0
	副室式ディーゼル車等		1	16	23	6	45

(注) ()はメタノール車の内数である。

③ 「大阪市低公害車普及促進検討会」による検討

大阪市等大都市にふさわしい新たな都市型低公害車とその普及方を確立するため、平成元年6月学識経験者、関係団体、行政機関からなる「大阪市低公害車普及促進検討会」を設置し、2か年にわたり電気自動車をはじめメタノール・天然ガス自動車等の普及拡大方策などの検討を進めてきたところであり、平成3年6月に報告書としてとりまとめられた。

報告書の提言の概要は以下に示すとおりである。

ア. 低公害化の基本方針

都市部における自動車利用の実態をもとに、現時点での電気自動車、メタノール自動車及び天然ガス自動車等を中心とする低公害車の技術開発の動向や、それらの実用化への取り組み状況を勘案し、低公害性が十分に発揮できる車種へ積極的に転換していくことを普及の基本方針とし、地球環

境問題や石油代替問題への対応にもつながる自動車交通のための新たな基盤整備を念頭に、都市型低公害車種の提案、普及目標台数の設定および普及拡大方策の提言が示されている。

イ. 都市型低公害車種の提案

当面、電気自動車には軽貨物車を、メタノール自動車及び天然ガス自動車には小型・中型貨物車を提案し、長期的にそれぞれ小型乗用・貨物車、大型貨物車・バスを対象車種に加えることとしている。

ウ. 普及目標台数の設定

現在の技術開発レベル等を勘案し、普及目標の時期を短期（2～3年後）、中期（5～6年後）、長期（10年以降）の3段階に分けて、電気自動車、メタノール自動車及び天然ガス自動車について、21世紀初頭には大阪市域で2万台程度の目標台数を目指し、その普及に取り組むこととしている。

エ. 普及拡大方策の提言

低公害車の特性にあった普及分野を開拓するなど普及活動を積極的に展開していくとともに、購入価格の低廉化や燃料供給面、車両のサービス体制の整備を図るなど購入しやすく、また利用しやすい環境づくりを進めることとしている。

④ 電気自動車コミュニティシステム事業

前項の「大阪市低公害車普及促進検討会」の提言を受けて、電気自動車が普及するための条件整備のあり方を検証する「電気自動車コミュニティシステム事業」を、平成3年度から5年度までの3カ年事業として、関連企業と連携しながら実施した。

この事業は、市内適所に10カ所の急速充電スタンドを設置し、これらを125台規模の電気自動車で共同利用することにより、電気自動車の利用分野の拡大を旨とするものであった。年度別の事業内容は表2-2-10のとおりであり、平成5年度の総合評価で実用性を確認することができた。

なお、平成6年度以降はこの事業を拡充し、低公害車全般の普及を図るための「低公害自動車コミュニティシステム事業」を実施することとしている。

表2-2-10 電気自動車コミュニティシステム・年度別の事業内容

年度 区分	平成3年度	平成4年度	平成5年度
製 作	<ul style="list-style-type: none"> ・急速充電スタンドを7カ所設置。 ・電気自動車30台を製作し、一般事業所に貸出し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・急速充電スタンドを3カ所設置。 ・電気自動車55台を製作し、一般事業所に貸出し。 ・既存の電気自動車約40台を急速充電できるように改造。 	
使 用		<ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度に設置した7カ所の急速充電スタンドを、30台の電気自動車で共同利用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10カ所の急速充電スタンドを125台規模の電気自動車で共同利用し、総合評価。

急速充電スタンド



⑤ メタノール自動車試乗モニター等調査の実施

メタノール自動車は、窒素酸化物排出量が少なく、黒煙が出ない等低公害性を有すること、また、燃料であるメタノールの主原料が天然ガスであり、従来、運輸部門、特に自動車部門においては、100%石油に依存していたエネルギーの多様化を図るという観点からも注目されており、運輸省を中心に普及に取り組んでいるところである。

大阪市は、大阪府、大阪府トラック協会と共同で、昭和61年度から4年間にわたり、メタノール自動車試乗モニター等調査を実施した。その結果は次のとおりである。

ア. 走行テスト車両等

種 別	車 両 概 要	台数	走行テスト期間
ガソリン タイプ車	三菱デリカバン (1600cc 1トン積み)	5	昭和62年9月～ 平成元年12月 (28カ月)
ディーゼル タイプ車	トヨタ ダイナ (3300cc 2トン積み)	5	昭和62年12月～ 平成2年1月 (26カ月)

イ. 走行実績 (単位: km)

種 別	昭和62	63	平成元	3カ年計	月平均
ガソリンタイプ車	8,857	14,790	10,618	34,265	1,224
ディーゼルタイプ車	5,995	18,208	11,434	35,637	1,371

ウ. メタノール自動車の普及のための課題

(ア) 技術的課題

- ⑦ガソリンタイプ車 気化器の目詰まり
- ⑧ディーゼルタイプ車 メタノール用エンジンの開発、耐久性の高い部品の開発 (点火プラグ、触媒)、排出ガス中のホルムアルデヒド、未燃メタノール対策 (低温時の触媒の性能の向上)、燃費の改善

(1) 経済的課題

⑦ 車両価格の低廉化

⑧ 燃料費・維持費の経済性の向上

⑥ 天然ガス自動車

天然ガス自動車は、メタノール車同様、窒素酸化物排出量が少なく、黒煙が出ないという低公害性を有しており、また、燃料は大都市内で都市ガスとして供給されているので入手しやすいことから、ディーゼル車の代替として技術開発、普及が期待されている。

本市では平成4年度から、ガス会社の協力を得て、天然ガス自動車実用化調査を実施しており、小型貨物(バン)1台、ごみ収集車1台を運行している。

(4) 交通対策及び沿道対策

本市のように自動車交通の集中している地域の自動車公害対策としては、自動車単体制制や低公害自動車の普及促進に加えて、自動車交通の円滑化と総量を抑制するための総合的な交通対策並びに有効な沿道環境の整備が必要であり、本市では関係機関と協力して、次のような対策を推進している。

① 交通量の抑制

交通量を抑制するためには、市民・事業者の協力が不可欠であることから、様々な機会をとらえて、マイカー通勤・通学の自粛や業務用自動車の運行合理化等自動車公害の防止について、関係機関と連携しながら、クリーンドライビングキャンペーンと名付けた啓発活動を積極的に展開している。

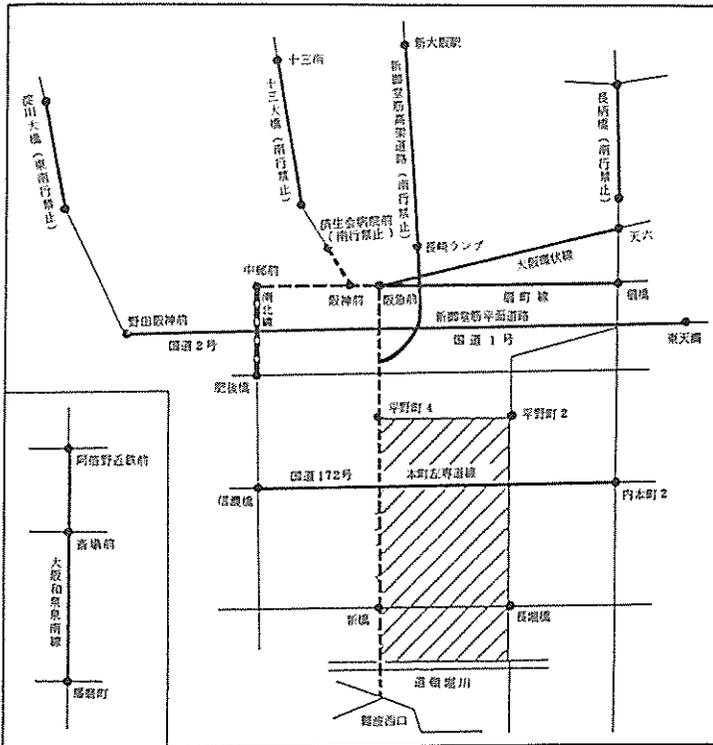
また、大阪府と協力して、平成2年4月から毎月20日を「ノーマイカーデー」と定め、マイカー通勤の自粛や業務用車両の持ち帰り自粛について、市民に対し、機関誌、ポスター等を通じて広報啓発を行っている。

さらに、公共交通機関を整備するとともに利便性の向上を図ることにより、マイカー通勤・通学等から公共交通機関への転換を促進し、自動車交通総量の抑制を図っている。

② 交通規制の実施

自動車利用の適正化を促進するため、大型車通行規制、生活ゾーン規制、バス優先・専用レーンの設置等、交通規制の拡充による自動車交通の円滑化を図っている。図2-2-6は、都心部幹線道路等における大型車両等の通行禁止の状況を示したものである。

図2-2-6 都心部幹線道路等における大型車両等の通行禁止
(日曜、休日を除く)



	大型自動車及び大型特殊自動車の通行禁止（本町左専道線、南久宝寺町通、三休橋筋、築港深江橋高架部分、国道308号、周防町通を除く） 9時～19時
	大型貨物自動車及び大型特殊自動車の通行禁止 9時～19時
	大型自動車及び大型特殊自動車の通行禁止 国道1・2号、国道172号、本町左専道線、扇町線、大阪環状線、長橋橋、新御堂筋、十三大橋、荒川大橋、9時～19時 大阪和泉泉南線（斎場前～播磨町） 8時～10時 16時～18時 大阪和泉泉南線（阿倍野近鉄前～斎場前） 8時～20時

③ 沿道対策

道路交通騒音による障害防止と道路周辺の土地利用の適正化を目的として、昭和55年に「幹線道路の沿道の整備に関する法律」が公布されているこ

とから、幹線道路沿道における緩衝建築物の誘導等に関する検討を進めていく。

また、阪神高速道路公団においては、沿道の民家防音工事の助成を昭和51年度から実施しており、その実施状況は表2-2-11のとおりである。

表2-2-11 交通騒音の障害防止対策（民家防音工事助成）

項目	根拠法令等	民家防音工事助成対象	実施戸数 (本市分)
自動車騒音 (阪神高速道路)	「高速自動車国道等の周辺における自動車交通騒音に係る障害防止について」 昭和51年建設省都市局長、道路局長通達	夜間60デシベル 以上 (中央値)	5,844戸 (昭51～ 平5年度)

(5) 各種会議の活動

① 大阪自動車公害対策推進会議の活動

「大阪自動車公害対策推進会議」は、昭和43年に一酸化炭素汚染防止のため広く市民運動として展開したアイドリング調整運動をきっかけとして、大阪市、大阪府、大阪府警察本部、近畿運輸局などの在阪官公庁及び在阪自動車関係諸団体の参加により、当初は「大阪自動車排出ガス対策推進会議」として発足し、自動車排出ガス防止にかかる諸活動を推進してきた。

しかしながら、一酸化炭素汚染は改善されたものの都市部における二酸化窒素汚染は依然として顕著な改善がみられず、今後の自動車排出ガス対策としては、自動車交通需要の抑制、沿道環境の整備等中長期的な展望に立った総合的な施策が必要となってきたことから、昭和57年6月に現行名称に改め、共通の課題をもつ自動車騒音等も含めた自動車公害問題全般を対象に活動を行っている。

平成5年度の同推進会議の活動状況は次のとおりである。

ア. 排出ガス防止のための技術診断・街頭検査の実施

(表2-2-12は平成5年度の街頭検査結果)

イ. 自動車の運行自粛、業務用自動車の運行合理化、定期点検整備と適正走行の徹底及び電気自動車等の低公害車の普及などについてリーフレットによる啓発及び文書による協力要請の実施

- ウ. マイカー通勤の自粛を啓発する活動の実施
- エ. 自動車の使用自粛等についてポスター等による市民への協力要請
- オ. 「ノーマイカーデー」の推進
- カ. 自動車排出ガス規制及び騒音に係る発生源規制の強化、自動車交通総量の抑制、道路構造の改善及び沿道対策の推進、電気自動車・メタノール自動車の普及促進、並びにディーゼル自動車からの硫黄酸化物の削減について国へ要望
- キ. 自動車排出ガス及び騒音の低減に関する技術開発、実用化について自動車メーカーに要望

表 2-2-12 自動車排出ガス街頭検査結果 (平成 5 年度)

(単位:台)

	検査台数	合格	警告	整備通告	告知
一酸化炭素	3,879 (100%)	3,739 (96.4%)	89 (2.3%)	44 (1.1%)	7 (0.2%)
炭化水素	3,794 (100%)	3,777 (99.6%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	2 (0.1%)
ディーゼル黒煙	174 (100%)	151 (86.8%)	19 (10.9%)	4 (2.3%)	0 (0.0%)

(大阪市・大阪府調)

(注) ()内は、検査台数に対する指数(パーセント)を示す。

警告…警告書又は口頭により警告したもの。

整備通告…整備通告書を交付し、早急に整備するよう通告したもの。

(ただし、告知の整備通告は除く)

告知…整備通告書を交付するとともに反則金の対象としたもの。

② 七大都市自動車技術評価委員会

七大都市(東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市)では自動車公害対策が都市公害対策の最重要課題の一つであるという認識から「七大都市自動車技術評価委員会」を組織し、自動車排出ガスの低公害技術の開発状況を継続的に把握し、自動車公害対策に関する情報の交換を行っている。

平成5年度における主な活動状況は以下のとおりである。

- ・電気自動車用電池の開発状況について（日本電池、新神戸電池）
- ・低公害車普及の取り組みについて（運輸省）
- ・エコステーション計画の取り組みについて（通産省）
- ・LPG車メーカーヒアリング
（トヨタ、LPガス協会、LPガススタンド協会）
- ・「自動車NO_x法」に基づく「削減計画」及び低公害車の普及計画について
（環境庁）

③ 道路交通公害対策連絡会

「道路交通公害対策連絡会」は、昭和60年に「道路交通騒音振動対策連絡会」として発足したものであり、当初は騒音・振動を対象として、道路管理者や大阪府警察本部の参加を得て、具体的な防止対策の検討や、問題発生に対する円滑な処理を図るための情報、意見の交換を行ってきた。

その後、騒音・振動にとどまらず、排出ガス問題も含めた道路交通公害対策をより総合的、計画的に協議検討することが必要になってきていることから、昭和63年に「道路交通公害対策連絡会」として発展改組した。

今後、本連絡会では、平成元年に策定された「大阪市自動車公害防止計画」の目標達成のための、騒音・振動及び排出ガス対策となる具体的な施策の検討を含めた種々の活動を実施する方針である。

2. 鉄道・航空機公害対策

(1) 鉄道公害対策

鉄道騒音振動対策のうち、新幹線鉄道騒音については、昭和50年7月に「新幹線騒音に係る環境基準」が設定され、発生源者の責務として音源対策による環境基準の達成、もしくはその達成が困難な場合には、障害防止対策として民家防音工事の助成が実施されることになった。これを受けてJR各社では、防音壁の設置、バラストマットの敷設、鉄橋の防音化や車両自体の改善等の音源対策を実施し、また昭和54年からは民家防音工事の助成に着手している。

また、振動については、騒音対策と並行してバラストマットの敷設、レールの削正等の発生源対策を実施するとともに、振動の発生が著しい区域については、障害防止対策として民家防振工事の助成がなされている。

これらの民家防音・防振工事助成の実施状況は表2-2-13に示すとおりであり、市内の対象家屋については、概ね助成の実施を終了している。

一方、在来線鉄道については、法令による基準等の設定はないが、発生源者である鉄道側において、騒音振動の低減につとめており、本市においても鉄橋等の特に騒音の著しい箇所については有道床化等の改善の指導を行っている。

表2-2-13 鉄道騒音・振動の障害防止対策

種 別	根 拠 法 令 等	対 象 地 域	実 施 戸 数 (本市分)
新幹線鉄道騒音 (東海道・山陽 新幹線)	「新幹線鉄道騒音対策要綱」 昭和51年 閣議了解	76ホン以上 (上位半数パ ワー平均)	2,352 戸 (昭和54年度 ～平成5年度)
	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動 について(勧告)」 昭和51年 環境庁長官勧告	71dB以上 (上位半数平 均)	77 戸 (昭和55年度 ～平成5年度)

(2) 航空機公害対策

航空機騒音の影響は、大阪国際空港に近い淀川区や東淀川区等の市内北部で大きく、これらの地域の飛行コース直下ではWECPNL(うるささ指数)がおおむね75を上回っているが、低騒音機の導入、運行に関する制限等の発生源対策の進捗によって、大阪国際空港におけるWECPNL75以上の騒音影響地域は、昭和48年の基準設定当時に比べて昭和63年の時点では面積で約70%以上縮小している。また、「大阪国際空港と関西国際空港との機能分担協議」において、関西国際空港に騒音の大きい国際線が全て移行するため、更に縮小されると思われる。

一方、周辺対策の民家防音工事については、昭和49年度から実施され、昭和60年度末でおおむね完了し、その件数は表2-2-14に示すとおりである。また、平成元年度からは、民家防音工事で設置された空調機器の機能回復事業等が新たに実施されており、本市においても、平成3年度より国の機能回復事業における住民負担分についての助成制度を制定して事業の推進を行っている。

また、大阪国際空港の存続により、国は、さらなる環境対策として、告示日後に一定の防音対象地域内に建設された住宅に対して防音工事の実施、アルミサッシ補修の助成、消防施設の充実、航空機の落下物に対する被害の補償等の実施のため、大阪国際空港周辺対策基金を国、航空関連会社、周辺自治体等の拠出により設立した。

なお、本市としては、航空機騒音による住民被害のさらなる軽減を図るため、大阪国際空港騒音対策協議会（11市協）加盟各市と協力しながら、国に対して環境対策・安全対策等の諸対策のなお一層の積極的な推進を要望していく予定である。

また、共同利用施設については、昭和48年度以来、国の補助を受けて10施設を建設し、地域住民に開放されている。

表 2 - 2 - 14 航空機騒音の障害防止防止対策（民家防音工事）

種 別	根 拠 法 令 等	民家防音工事 対 象 地 域	実 施 戸 数 (本市分)
航 空 機 騒 音 (大阪国際空港)	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」 昭和42年 法律第110号	WECPNL 75以上	17,128 戸 (昭和49年度 ～平成5年度)

第3章 水質汚濁

第1節 水質汚濁の現況

本市では、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の定期観測（環境水質定点調査）及び地下水の監視（概況調査、定期モニタリング調査等）を実施している。

また、法及び条例の規定に基づき工場・事業場からの排出水、地下浸透水に対する規制を実施するとともに、自動測定装置及びテレメータシステムにより、河川水及び工場・事業場の排出水の常時監視を実施している。

本市域公共用水域の水質汚濁の状況は、ここ数年、概ね横ばいの傾向にある。また、大部分の地点で環境基準を達成しているものの、上流域の影響を受けやすい一部の水域では未だ環境基準を達成できていないため、今後もさらなる水質改善を進めていく必要がある。

また、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が近年新たな問題となっているが、本市域においても、一部汚染井戸が確認されており、原因追求調査、監視体制の充実を図っている。

1. 市内河川の概況

大阪市域内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、淀川本流は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川が流れ、毛馬水門から分流して旧淀川である大川、堂島川、安治川が流れている。また、大阪平野東部から大阪府下の群小河川を合して、京橋で大川と合流する寝屋川水系もこれに属している。一方、本市の南端には大和川水系がある。市内河川管理図を図3-1-1に示す。

大 阪 市 内 河 川 分 類 表

淀川水系	本 流	淀川		
	派 流	神崎川水系	神崎川 左門殿川 中島川 西島川 安威川	
		旧 淀 川	大川 堂島川 安治川	
			支 流	寝屋川 第二寝屋川 城北川 平野川 平野川分水路 今川 駒川等（以上、寝屋川水系） 東横堀川
派 流	土佐堀川、尻無川、木津川、道頓堀川			
大 和 川 系 大 水	本 流	大和川		
その他の 市内河川	正蓮寺川 六軒家川 住吉川 細江川 十三間川			

淀川を除いた河川は、概して自己流量に乏しく大部分が感潮区間であるため、よどみがちで自浄作用にも限度がある。しかも、本市はこれらの河川の最下流部に位置するため、上流域の影響を受けやすく、特に上流域の急速な市街化にともなう生活排水等の増大と、これに対する対策の遅れ等が相まって、本市域の水質汚濁を著しくしてきた。

市内河川の水質汚濁は、工場排水規制の強化や下水道整備等により徐々に改善されつつあるが、一部の河川等においては、堆積したヘドロの有機物等による底質汚染がみられ、悪臭発生や降雨時における河川水の黒濁化など河川環境の悪化をもたらしている。

一方、大阪湾は閉鎖性水域であるため、富栄養化に伴う赤潮が発生しやすく、大阪港湾水域でもその影響を受けている。

2. 定期観測結果（環境水質定点調査）

本市では主要河川及び港湾区域において、図3-1-2に示す50地点で定期観測（環境水質定点調査）を実施している。定期観測では、水質汚濁防止法の規定により大阪府知事が作成した「公共用水域の水質測定計画」に基づく地点の他、水質監視上重要な地点を定点としている。

水質汚濁に係る環境基準としては「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」の2種類がある。

前者については、全ての公共用水域に一律に適用されるものであり、従来はカドミウム、シアン等9項目について環境基準値が設定されていたが、最近の公共

用水域における汚濁物質の検出状況等を踏まえ、平成5年3月環境庁告示第16号をもって水質汚濁に係る環境基準の改正がなされた。その結果、トリクロロエチレン等15の新規項目の追加、有機磷の削除により、現在23項目について環境基準値が設定されている。

後者については、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）等の基準が定められており、河川、湖沼及び海域毎に利用目的等を考慮して段階的な水域類型を設定し、それに応じた基準値を設ける方式が採用されている。

本市域内を流れる河川はB、C、D及びE類型に指定されているが、類型未指定の河川も一部にある。大阪港は「大阪湾(1)水域」に属し、海域のC類型に指定されている。

生活環境項目のうち、河川での代表的な汚濁指標とされているBOD（但し、海域ではCODが代表的汚濁指標）の平成5年度の環境基準達成状況及び平均値は、図3-1-3に示すとおりで、淀川、神崎川及び大阪港湾水域では環境基準を達成したが、大阪市内河川水域の一部、寝屋川水域及び大和川では、環境基準を達成できなかった。また、BOD（またはCOD）の環境基準達成状況の推移は表3-1-1に示すとおりであり、平成4年度以降河川の環境基準達成率が低下しているが、これは平成4年2月、大阪府による河川の類型指定の見直しがあり、環境基準値の新設・強化がなされたこと等の理由によるものである。

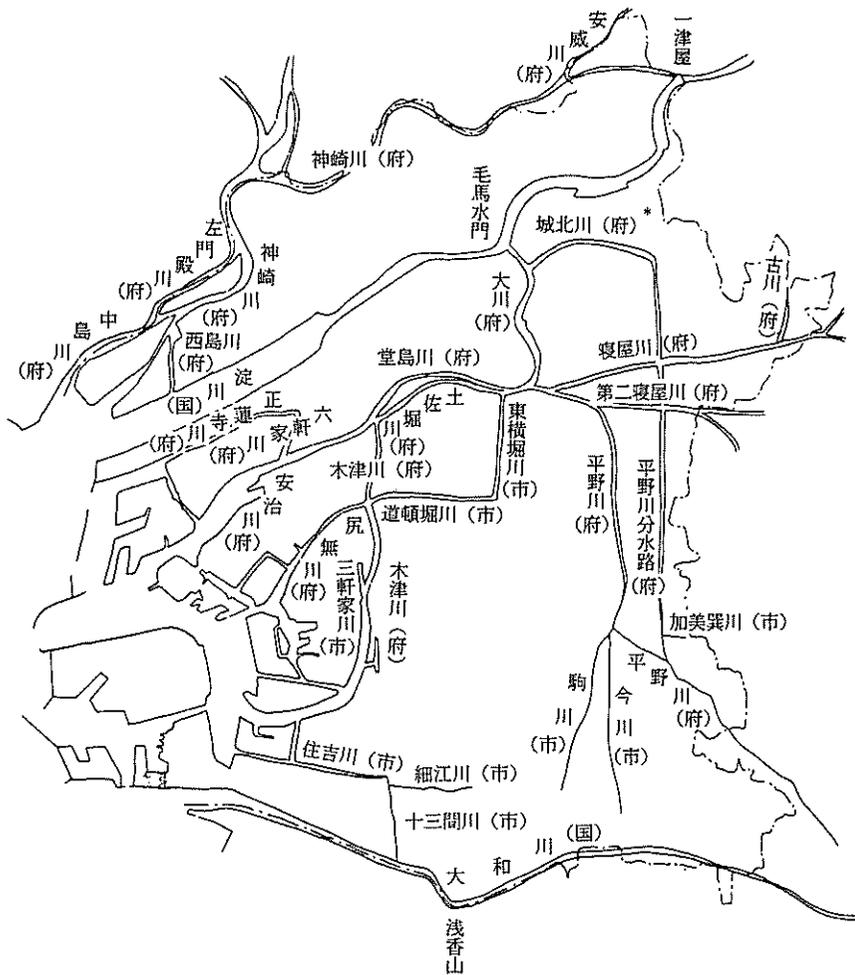
健康項目は43地点で測定しており、城見橋（平野川）においてジクロロメタンが1回、環境基準値を超えて検出された以外は、全ての地点で環境基準を達成している。

表3-1-1 河川、海域におけるBODまたはCODの環境基準達成状況の推移について

年度 項目	平成元		平成2		平成3		平成4		平成5	
	a/b	達成率								
河川	22/31	71%	23/31	74%	24/31	77%	23/35	66%	22/35	63%
海域	12/12	100	12/12	100	12/12	100	12/12	100	12/12	100
合計	34/43	79	35/43	81	36/43	84	35/47	74	34/47	72

- 注1. 河川はBOD、海域はCODで基準評価をしている。
2. a/bは、環境基準達成地点数/測定地点数を示している。
3. なお、大阪市域における総測定地点数は50地点であるが、類型未指定、測定回数不足地点については集計から省いている。

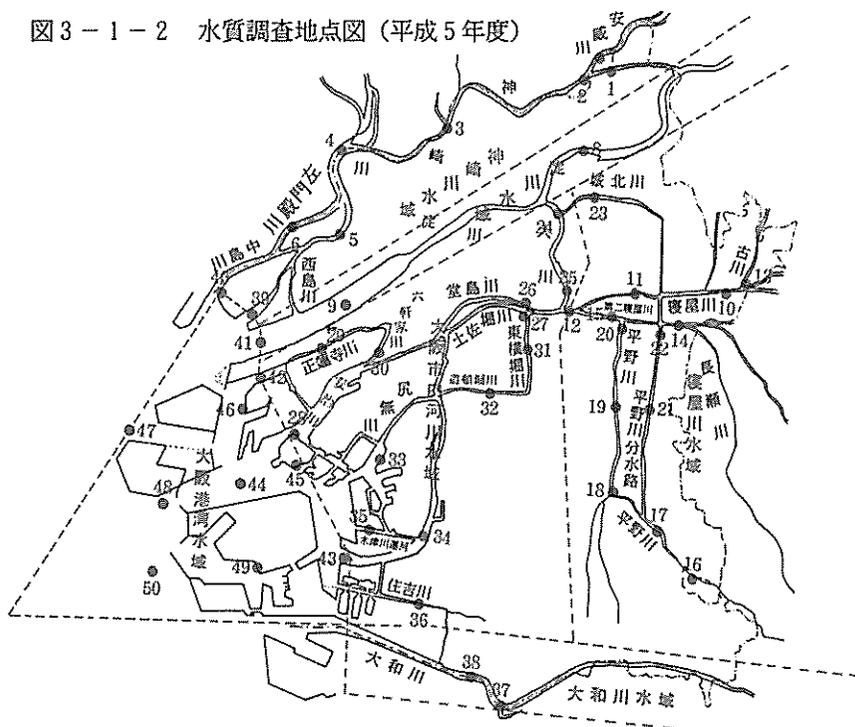
図3-1-1 大阪市内河川管理図



(注) (国) : 建設大臣管理河川
 (府) : 大阪府知事管理河川
 (市) : 大阪市長管理河川

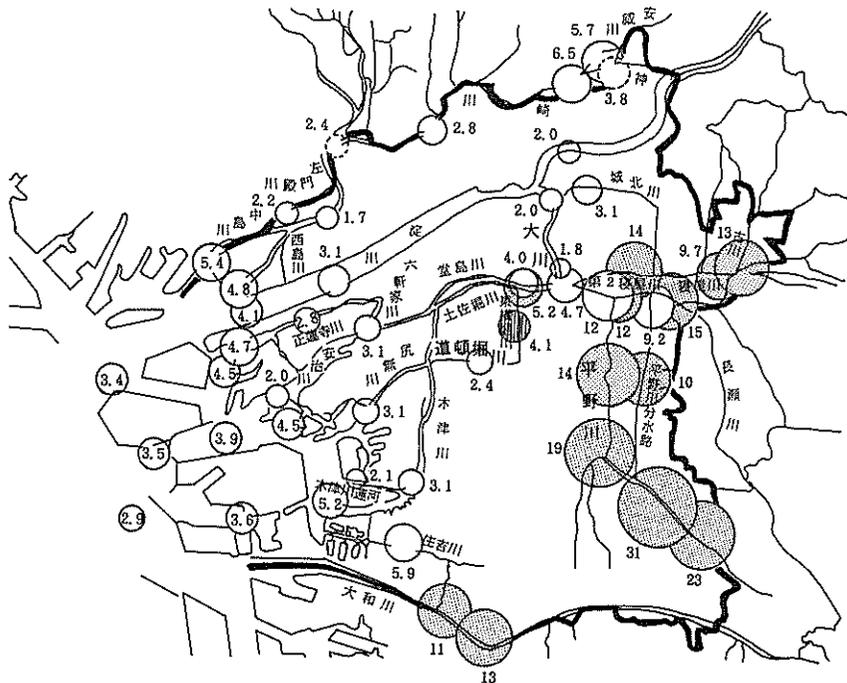
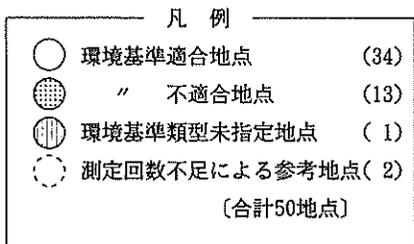
*……城北川は旧城北運河のことで、昭和60年4月1日付けで一級河川となり名称も変更となった。

図3-1-2 水質調査地点図(平成5年度)



No	地点名	河川名	No	地点名	河川名	No	地点名	河川名
1	小松橋	神崎川	17	安泰橋	平野川	34	千本松渡	木津川
2	吹田橋	"	18	陸橋	"	35	船町渡	木津川運河
3	新三園橋	"	19	南井天橋	"	36	住之江大橋	住吉川
4	神崎橋	"	20	城見橋	"	37	浅香新取水口	大和川
5	千船橋	"	21	片一橋	平野川分水路	38	遠里小野橋	"
6	辰己橋	(左門殿川)	22	天王田大橋	"	39	神崎川河口中央	大阪港(大阪湾)
7	新京阪橋	安殿川	23	赤川橋	城北川	40	中島川	"
8	J R赤川鉄橋 (柴島)	淀川	24	毛馬橋	大川	41	淀川	"
9	伝法大橋	"	25	桜宮橋	"	42	正蓮寺川	"
10	今津橋	寝屋川	26	天神橋(右)	堂島川	43	木津川	"
11	新喜多大橋	"	27	天神橋(左)	土佐堀川	44	№5パイ跡	"
12	京橋	"	28	天保山渡	安治川	45	第一号岸壁	"
13	徳栄橋	古川	29	北港大橋	正蓮寺川	46	№25ドルフィン	"
14	阪東小橋	第2寝屋川	30	春日出橋	六軒家川	47	北港沖1000m	"
15	下城見橋	"	31	本町橋	東横堀川	48	関門外1200m	"
16	中竹淵橋	平野川	32	大黒橋	道頓堀川	49	南港	"
			33	甚兵衛渡	尻無川	50	大阪湾C-3	"

図3-1-3 大阪市内水質汚染図（BOD又はCOD）（平成5年度）



- (注) 1. 数字は年平均値 (mg/ℓ)
 2. 河川河口地点では海域とし、CODで評価した。
 3. 環境基準適合とは年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

各水域ごとの地理的な条件及びBOD（またはCOD）の調査結果は以下のとおりである。

(1) 神崎川水域

神崎川は淀川の一津屋で分流し、吹田、茨木、摂津市等を流域にもつ安威川及び池田、箕面市等を流域にもつ猪名川と合流し、大阪湾へ注いでいる。神崎川（左門殿川、中島川を含む）及び安威川の本市内の区間はE類型に指定されている。

神崎川水域におけるBODの経年変化を表3-1-2、図3-1-4に示す。

本水域の水質は流域に点在する製紙・染色工業等の工場排水や、北摂地区の開発に伴う汚濁源の増加により、昭和43年ごろまでは悪化の一途であったが、その後下水道整備等の水質汚濁防止対策の推進により水質改善が著しく、ここ10年間のBODの推移をみても、横ばいないしは漸減傾向にある。また、環境基準達成状況についてみると、神崎川は昭和55年度以降、また安威川は61年度以降環境基準を達成している。健康項目については、すべての地点で環境基準を達成している。

表3-1-2 神崎川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/ℓ)

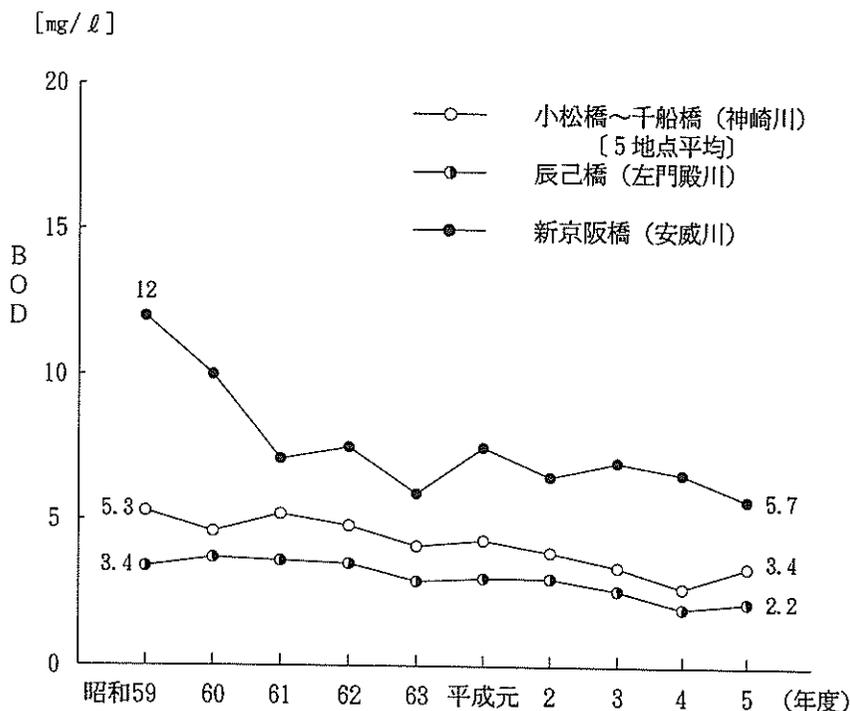
No.	調査地点	河川・海域名	類型	S. 59	S. 60	S. 61	S. 62	S. 63	H. 1	H. 2	H. 3	H. 4	H. 5
1	小松橋	神崎川	E	4.9	3.7	3.8	5.9	3.2	3.8	3.6	3.1	1.2	3.8
2	吹田橋	"	E	7.2	5.5	8.4	6.0	5.8	6.3	4.9	5.1	5.6	6.5
3	新三国橋	"	E	5.0	5.2	6.2	4.9	4.3	4.5	4.2	4.0	2.6	2.8
4	神崎橋	"	E	5.7	5.0	4.2	3.7	4.3	3.8	3.8	2.3	2.0	2.4
5	千船橋	"	E	3.8	3.6	3.4	3.6	3.1	2.9	2.8	2.3	1.9	1.7
6	辰巳橋	" (左門殿川)	E	3.4	3.7	3.6	3.5	2.9	3.0	3.0	2.6	2.0	2.2
7	新京阪橋	安威川	E	12※	10※	7.1	7.5	5.9	7.5	6.5	7.0	6.6	5.7

注1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準を超えたことを表している。

3. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

図3-1-4 神崎川水域におけるBODの経年変化



(2) 淀川水域

淀川は琵琶湖に源を発し、京阪神の水源として極めて重要な河川である。

本市域に属する区間は、長柄堰までのB類型〔淀川下流(1)〕と、これより下流のD類型〔淀川下流(2)〕に指定されている。

淀川水域におけるBODの経年変化を表3-1-3、図3-1-5に示す。

ここ10年間のBODの推移をみると、昭和61、62年度をピークとして漸減傾向にあったが、ここ数年は横ばいの状況にある。

また、環境基準達成状況を見ると、JR赤川鉄橋においては平成2年度以降、伝法大橋においては昭和63年度以降、環境基準を達成している。なお、健康項目についてはすべて環境基準を達成している。

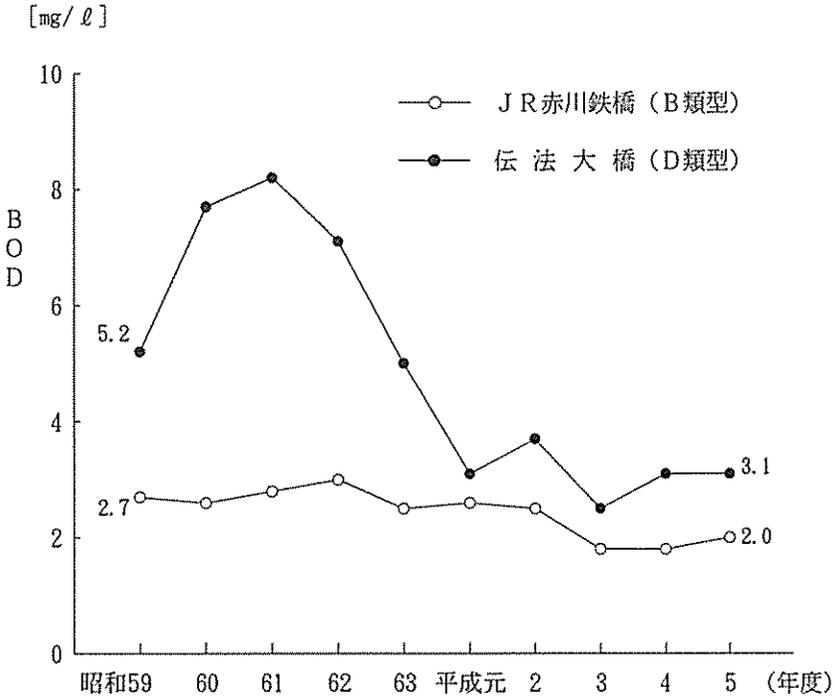
表3-1-3 淀川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/ℓ)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	S. 59	S. 60	S. 61	S. 62	S. 63	H. 1	H. 2	H. 3	H. 4	H. 5
8	JR 赤川鉄橋	淀川	B	2.7	2.6	2.8	※3.0	2.5	※2.6	2.5	1.8	1.8	2.0
9	伝法大橋	淀川	D	5.2	※7.7	※8.2	※7.1	5.0	3.1	3.7	2.5	3.1	3.1

- 注1. 数字は年平均値である。
 2. ※印は、環境基準を超えたことを表している。
 3. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

図3-1-5 淀川水域におけるBODの経年変化



(3) 寝屋川水域

寝屋川は淀川水系に属する一級河川で、その流域は東を生駒山脈、西を上町台地で区切られ、北と南は淀川と大和川で分水されており、流域面積は約270㎢である。流域の主な河川のうち、市内を流れる河川は寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路（以上E類型）などで、これらを流下した水は京橋で大川（旧淀川）に合流し、大阪湾へ注いでいる。

寝屋川水域は、流域の急激な市街化とこれに伴う家庭や中小工場等の排水の増加のため、流域の下水道整備が追いつかず、本市域では水質汚濁の最も著しい水域となっている。

寝屋川水域におけるBODの経年変化を表3-1-4、図3-1-6に示す。

寝屋川では平成2年度を除き、環境基準を達成できていない。

第2寝屋川では、下城見橋において環境基準を達成したが、阪東小橋では環境基準を達成できなかった。

平野川は寝屋川水域の中で最も水質汚濁が著しく、5地点とも環境基準を達成できなかった。

また、平成4年度から大阪府による類型指定の見直しにより、古川、平野川分水路がE類型に、城北川はC類型に指定された（平成4年2月26日 大阪府告示第209号）が、城北川では環境基準を達成したものの、古川、平野川分水路においては達成できなかった。

なお、全般的にみて、5年度は昨年度と比較すると、降雨による影響もあり、BOD年平均値が高くなっている。

一方、健康項目については、水銀等の従来項目はすべての地点で達成しているが、新規に追加された15項目のうち、ジクロロメタンが城見橋（平野川）で環境基準値を超過した。

表3-1-4 寝屋川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/l)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	S. 59	S. 60	S. 61	S. 62	S. 63	H. 1	H. 2	H. 3	H. 4	H. 5
10	今津橋	寝屋川	E	15※	14※	12※	16※	11※	11※	11	11※	11※	※9.7
11	新喜多大橋	"	E	14※	12※	14※	11※	12※	10	9.3	9.5	11※	14※
12	京橋	"	E	6.3	6.6	7.5	5.9	5.8	5.5	5.7	5.1	4.4	4.7
13	徳栄橋	古川	E	18	20	17	19	13	17	10	11	11※	13※
14	阪東小橋	第2寝屋川	E	13※	11※	13※	※9.7	11※	12※	11※	10※	13※	15※
15	下城見橋	"	E	9.5	8.4	10	7.7	7.3	7.5	7.0	6.5	7.2	12
16	中竹淵橋	平野川	E	48※	34※	37※	28※	30※	27※	23※	25※	23※	23※
17	安泰橋	"	E	45※	32※	35※	28※	35※	29※	27※	34※	29※	31※
18	睦橋	"	E	31※	19※	24※	17※	28※	21※	22※	21※	18※	19※
19	南弁天橋	"	E	23※	14※	17※	16※	19※	18※	12※	18※	15※	14※
20	城見橋	"	E	※9.0	7.8	8.7	8.3	8.8	9.8	※9.4	8.1	8.1	12※
21	片一橋	平野川分水路	E	16	12	14	10	8.6	9.7	9.0	8.6	11	10※
22	天王田大橋	"	E	8.3	9.5	10	10	7.5	8.2	6.1	5.5	5.3	9.2
23	赤川橋	城北川	C	2.4	2.8	3.1	3.1	3.1	2.8	2.5	2.9	2.8	3.1

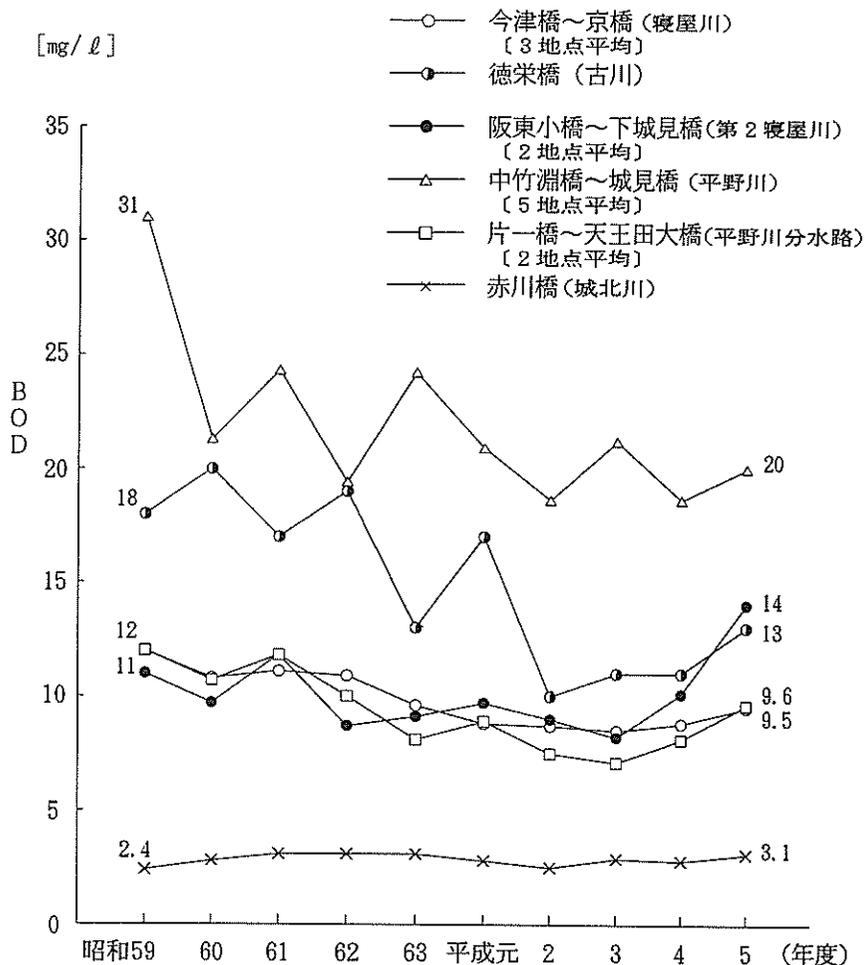
注1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準を超えたことを表している。

3. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

4. 古川、平野川分水路は平成4年2月、新たに類型指定されたものである。

図3-1-6 寝屋川水域におけるBODの経年変化



(4) 大阪市内河川水域

大阪市内河川水域は毛馬水門から分流した大川、堂島川、安治川とこれから分流する土佐堀川、道頓堀川、木津川、尻無川（以上C類型）、東横堀川（類型未指定）からなる水系、また正蓮寺川、六軒家川からなる水系、及び南西部の住吉川（以上C類型）等で構成される。

大阪市内河川水域におけるBODの経年変化を表3-1-5、図3-1-7に示す。

同水域に係る河川は、平成4年2月の大阪府による類型指定の見直しにより、魚の生息に良好な水質環境にしていく目的から、従来のD、E類型からC類型へと強化された。それに伴い、土佐堀川では平成4年度以降環境基準を達成できていない。なお、土佐堀川において環境基準を達成できていない理由としては、大川や堂島川と比べて寝屋川の影響を受けているためと考えられる。また、最近10年間のBODの推移をみると、全体的にみて概ね横ばいの状況である。

健康項目については、すべての地点で環境基準を達成している。

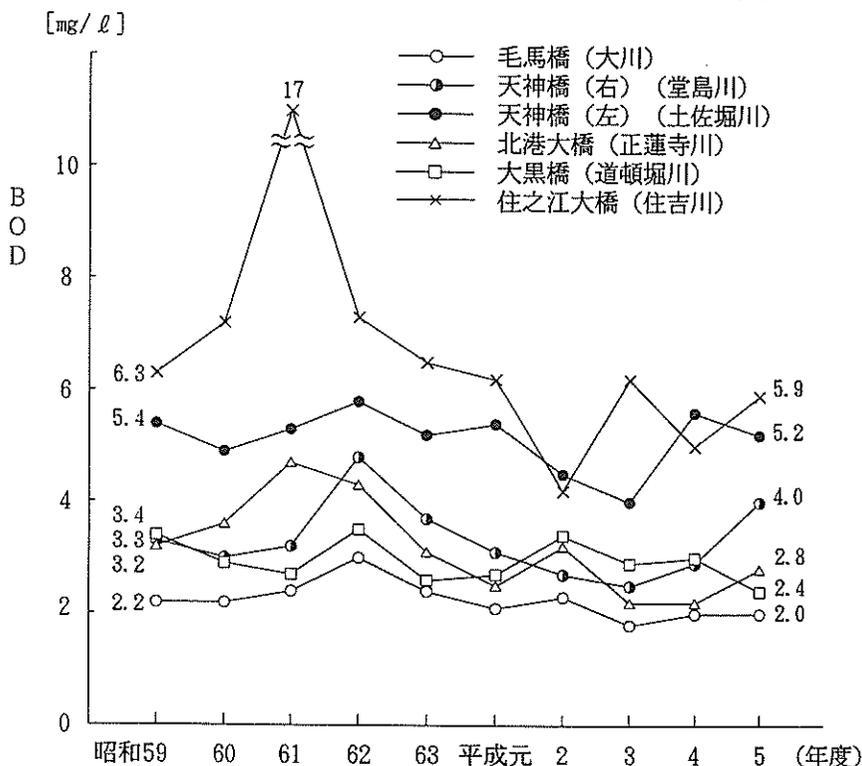
表3-1-5 大阪市内河川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/l)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	S.59	S.60	S.61	S.62	S.63	H.1	H.2	H.3	H.4	H.5
24	毛馬橋	大川	C	2.2	2.2	2.4	3.0	2.4	2.1	2.3	1.8	2.0	2.0
25	桜宮橋	〃	C	2.6	2.4	2.6	3.1	2.8	2.3	2.5	2.1	1.9	1.8
26	天神橋(右)	堂島川	C	3.3	3.0	3.2	4.8	3.7	3.1	2.7	2.5	2.9	4.0
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	5.4	4.9	5.3	5.8	5.2	5.4	4.5	4.0	※5.6	※5.2
28	天保山渡	安治川	C	1.9	2.1	1.8	2.1	1.8	1.7	2.0	1.8	1.7	2.0
29	北港大橋	正蓮寺川	C	3.2	3.6	4.7	4.3	3.1	2.5	3.2	2.2	2.2	2.8
30	春日出橋	六軒家川	C	2.6	2.6	3.3	3.2	2.7	2.8	2.6	2.1	2.2	3.1
31	本町橋	東横堀川	—	3.4	3.4	4.2	4.7	3.8	3.8	3.6	3.2	3.8	4.1
32	大黒橋	道頓堀川	C	3.4	2.9	2.7	3.5	2.6	2.7	3.4	2.9	3.0	2.4
33	甚兵衛渡	尻無川	C	2.7	2.8	2.8	3.5	2.5	2.8	2.8	2.2	2.5	3.1
34	千本松渡	木津川	C	3.1	3.3	4.0	3.8	3.5	3.5	3.1	2.6	2.7	3.1
35	船町渡	木津川運河	C	2.7	2.6	3.0	2.9	2.8	2.9	2.7	2.3	2.2	2.1
36	住之江大橋	住吉川	C	6.3	7.2	17※	7.3	6.5	6.2	4.2	6.2	※5.0	5.9

- 注1. 数字は年平均値である。
 2. ※印は、環境基準を超えたことを表している。
 3. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。
 4. 類型は平成4年度以降のものである。

図3-1-7 大阪市内河川水域における主な地点のBODの経年変化



(5) 大和川水域

大和川は奈良盆地の東端に源を発し、奈良盆地の諸河川を合して大阪平野に流入し、大阪湾に注いでいる。本市域内では本川の他、支流に今井戸川がある。本市域内の大和川は浅香山までのC類型と、ここから下流のD類型に区分されている。

大和川水域におけるBODの経年変化を表3-1-6、図3-1-8に示す。

BODの推移をみると、62年度以降低減傾向にあったが、平成3年度以降は逆に増加の傾向にある。また、BODの環境基準達成状況を見ると、最近10年間は平成3年度における遠里小野橋を除いて、依然として達成できていない

状況が続いている。これについては、支流の西除川、東除川、今井戸川による影響が大きいと考えられる。

健康項目についてはすべて環境基準を達成している。

表 3-1-6 大和川水域における BOD の経年変化

(単位: mg/ℓ)

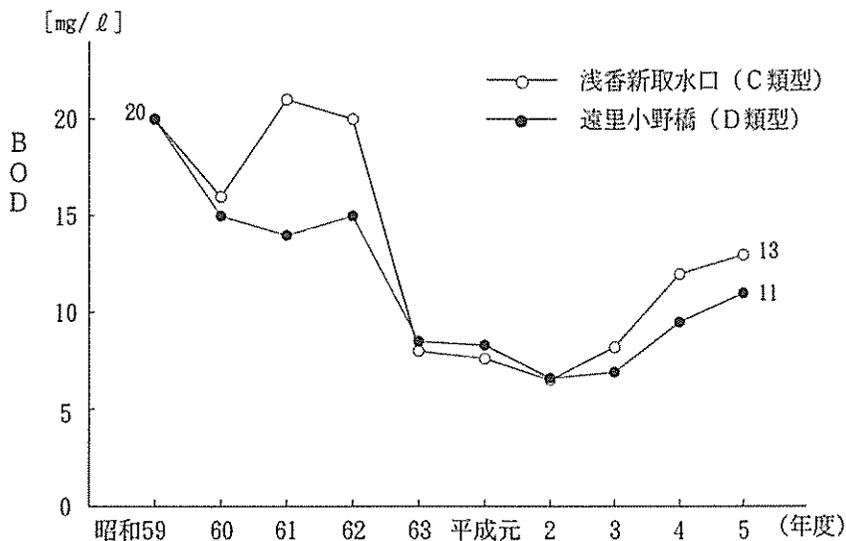
No	調査地点	河川・海域名	類型	S. 59	S. 60	S. 61	S. 62	S. 63	H. 1	H. 2	H. 3	H. 4	H. 5
37	浅香 新取水口	大和川	C	20※	16※	21※	20※	※8.0	※7.6	※6.5	※8.2	12※	13※
38	遠里小野橋	大和川	D	20※	15※	14※	15※	※8.5	※8.3	※6.6	6.9	※9.5	11※

注 1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準を超えたことを表している。

3. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

図 3-1-8 大和川水域における BOD の経年変化



(6) 大阪港湾水域

大阪港は大阪湾奥部の大阪湾(I)水系に属し、環境基準類型はC類型に指定されている。

大阪港湾水域におけるCODの経年変化を表3-1-7、図3-1-9に示す。CODは各地点で環境基準が達成、維持されている。

健康項目については、すべての地点において環境基準を達成している。

また、大阪湾の赤潮発生件数の推移は表3-1-8に示すとおりである。

表3-1-7 大阪港湾水域におけるCODの経年変化

(単位: mg/ℓ)

No.	調査地点	類型	S.59	S.60	S.61	S.62	S.63	H.1	H.2	H.3	H.4	H.5
39	神崎川河口	C	5.2	5.9	4.6	5.1	4.9	4.9	5.1	4.9	4.7	4.8
40	中島川河口	C	5.4	6.1	5.3	5.3	5.3	4.9	5.0	5.1	5.0	5.4
41	淀川河口	C	5.4	5.5	4.2	5.1	4.8	4.1	4.8	4.1	4.0	4.1
42	正蓮寺川河口	C	5.5	5.2	5.0	5.2	5.3	4.5	4.8	5.2	4.7	4.7
43	木津川河口	C	4.9	4.9	4.3	4.7	4.5	5.1	4.8	4.7	4.8	5.2
44	No.5 ブイ跡	C	4.4	4.1	3.2	4.0	3.6	3.7	3.7	3.8	3.5	3.9
45	第一号岸壁	C	4.5	4.2	3.9	4.0	3.7	4.0	4.6	4.0	4.1	4.5
46	No.25ドルフィン	C	4.7	4.4	3.8	4.2	4.4	4.0	5.0	4.1	4.1	4.5
47	北港沖1,000m	C	4.0	4.3	3.0	3.0	3.8	3.0	3.7	3.9	3.3	3.4
48	関門外1,200m	C	4.2	4.3	3.0	3.2	3.5	3.1	3.4	3.7	3.3	3.5
49	南港	C	4.2	4.1	2.8	3.6	3.6	3.5	4.0	3.8	3.6	3.6
50	大阪湾C-3	C	3.7	4.7	3.7	3.9	3.7	3.3	4.3	3.3	3.3	2.9

(注) 数字は年平均値である。

図3-1-9 大阪港湾水域におけるCODの経年変化

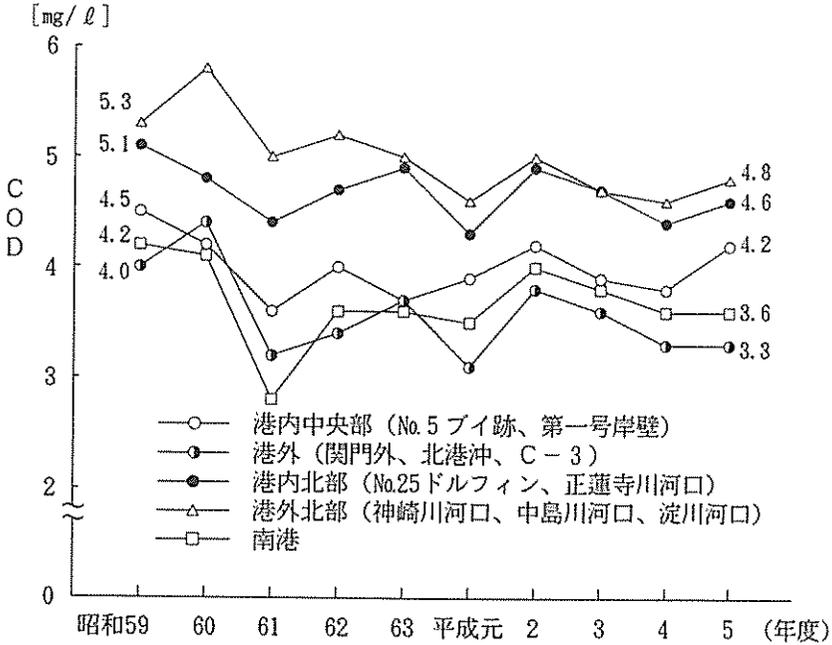


表3-1-8 大阪湾月別赤潮発生件数の推移

年	発 生 件 数												年計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
昭和59	1	-	2	2	4	8	6	6	5	3	4	-	41
60	1	1	1	5	5	5	5	6	3	4	3	-	39
61	2	2	3	1	2	2	7	4	4	3	2	-	32
62	-	1	2	3	5	2	4	6	3	1	-	-	27
63	1	-	1	5	5	2	8	3	4	2	-	-	31
平成元	1	1	2	2	4	8	5	5	2	3	2	-	35
2	-	1	1	2	6	3	3	8	4	2	-	-	30
3	1	1	1	2	4	3	2	4	2	1	2	-	23
4	1	1	1	4	2	5	2	3	2	1	-	-	22
5	1	1	1	5	3	3	4	5	3	1	-	-	27

(注) 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所調べ

なお、平成5年度大阪市内公共用水域における水質調査結果については、表3-1-9に示すとおりである。

表3-1-9 大阪市内公共用水域における水質調査結果（平成5年度）

1. 河川（38地点）

No.	調査地点	河川・海域名	類型	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)
1	小松橋	神崎川	E	7.0～7.9	8.8	3.8	6.4	24
2	吹田橋	〃	E	7.0～7.4	7.5	6.5	6.9	21
3	新三国橋	〃	E	7.0～7.7	6.7	2.8	6.9	15
4	神崎橋	〃	E	7.1～7.5	6.1	2.4	7.2	18
5	千船橋	〃	E	6.9～7.8	6.0	1.7	6.4	11
6	辰巳橋	〃（左門殿川）	E	7.0～7.5	6.4	2.2	6.7	10
7	新京阪橋	安威川	E	7.1～8.4	8.3	5.7	9.4	16
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.1～7.5	9.0	2.0	4.6	13
9	伝法大橋	〃	D	7.3～8.7	9.3	3.1	5.4	12
10	今津橋	寝屋川	E	6.8～7.3	2.0	9.7	12	13
11	新喜多大橋	〃	E	6.9～7.1	1.6	14	14	18
12	京橋	〃	E	6.8～7.6	5.7	4.7	8.7	11
13	徳栄橋	古川	E	6.8～7.3	1.1	13	14	21
14	阪東小橋	第2寝屋川	E	6.7～7.0	3.1	15	14	13
15	下城見橋	〃	E	6.6～7.3	2.3	12	13	16
16	中竹淵橋	平野川	E	6.8～7.4	3.1	23	22	32
17	安泰橋	〃	E	6.9～7.8	2.3	31	26	45
18	睦橋	〃	E	6.8～7.2	2.3	19	17	28
19	南弁天橋	〃	E	6.8～7.3	1.2	14	16	21
20	城見橋	〃	E	6.9～7.4	2.3	12	14	18
21	片一橋	平野川分水路	E	6.6～7.4	3.2	10	12	11
22	天王田大橋	〃	E	6.7～7.3	2.8	9.2	14	13
23	赤川橋	城北川	C	7.0～7.6	8.3	3.1	4.6	14

No.	調査地点	河川・海域名	類型	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)
24	毛馬橋	大川	C	6.9~7.6	9.1	2.0	4.1	13
25	桜宮橋	〃	C	6.3~7.3	9.2	1.8	4.4	15
26	天神橋(右)	堂島川	C	6.4~7.2	7.4	4.0	6.3	17
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	6.5~7.2	5.4	5.2	8.6	15
28	天保山渡	安治川	C	6.9~7.7	6.1	2.0	4.0	5
29	北港大橋	正蓮寺川	C	6.8~8.3	6.3	2.8	5.4	6
30	春日出橋	六軒家川	C	6.6~7.9	6.6	3.1	5.6	10
31	本町橋	東横堀川	-	6.7~7.4	5.5	4.1	7.3	11
32	大黒橋	道頓堀川	C	6.5~7.3	4.8	2.4	5.4	8
33	甚兵衛渡	尻無川	C	6.7~7.4	4.7	3.1	6.0	10
34	千本松渡	木津川	C	6.7~7.5	4.5	3.1	5.8	8
35	船町渡	木津川運河	C	6.9~7.8	5.4	2.1	4.5	5
36	住之江大橋	住吉川	C	6.7~7.5	3.7	5.9	9.4	11
37	浅香新取水口	大和川	C	7.2~7.7	6.4	13	12	18
38	造里小野橋	〃	D	7.2~7.7	6.9	11	11	17

2. 海 域 (12地点)

No.	調査地点	類 型	pH	DO (mg/ℓ)	COD(mg/ℓ)		BOD (mg/ℓ)	油分 (mg/ℓ)
					酸性法	7日加性法		
39	神崎川河口	C	6.9～7.8	5.9	4.8	—	2.5	ND
40	中島川河口	C	7.3～7.9	5.7	5.4	—	3.9	ND
41	淀川河口	C	7.0～8.8	8.6	4.1	—	2.3	ND
42	正蓮寺川河口	C	7.4～8.3	7.0	4.7	—	3.6	ND
43	木津川河口	C	6.6～7.6	5.2	5.2	—	2.9	ND
44	No. 5 ブイ跡	C	6.9～8.0	6.9	3.9	1.9	1.7	ND
45	第一号岸壁	C	7.4～8.1	6.0	4.5	2.1	3.1	ND
46	No.25ドルフィン	C	7.5～8.5	7.6	4.5	2.3	3.5	ND
47	北港沖1,000 m	C	7.4～8.5	7.6	3.4	1.4	1.7	ND
48	関門外1,200 m	C	7.4～8.3	7.2	3.5	1.7	1.8	ND
49	南 港	C	7.1～8.1	6.0	3.6	1.7	1.9	ND
50	大阪湾 C-3	C	7.8～8.4	7.8	3.4	1.9	—	ND

注1. 河口中央の調査地点は昭和55年度から海域として評価している。

2. 大阪湾C-3は、表層での調査結果である。

3. 底質調査結果

水中の浮遊物は、河床等に沈澱しヘドロとなって底質を汚染する。また、汚染された底質は河川水の流動等により水中へまき上がり、溶存酸素を消費したり、濁りや悪臭の原因となる。水質汚濁と底質汚染は、表裏一体の関係にある。

底質調査は主要地点において年1回実施しているが、底質汚染に関する環境基準はなく、一部の項目について暫定除去基準が設けられている。

平成5年度の底質調査結果を表3-1-10に示す。底質は採取位置のわずかな相違によって変動が激しいので、経年的な傾向は把握しにくい、有機物の堆積は依然として続いている。

表3-1-10 大阪市内河川底質調査結果

(ドライ値)

項目 地点名	含水率 (%)	pH	COD (ppm)	強熱減量 (%)	硫化物 (ppm)	カドミウム (ppm)	シアン (ppm)
天神橋(右)	25	7.2	7,000	2.8	380	1.6	2.1
天神橋(左)	61	5.6	26,000	13	1,300	5.5	36
大黒橋	56	7.4	39,000	11	3,600	6.2	2.7
春日出橋	53	6.1	29,000	11	2,900	5.4	2.0
城見橋	70	7.4	56,000	17	3,700	7.0	110
本町橋	49	6.5	32,000	10	1,100	6.9	110
天王田大橋	25	7.3	5,000	2.4	280	2.3	17
睦橋	26	4.6	4,000	1.9	560	1.5	4.2
今津橋	25	7.4	6,000	3.0	420	2.0	2.6
京橋	22	6.9	3,000	1.3	110	0.89	< 0.1
神崎橋	19	7.6	4,000	2.4	570	1.5	< 0.1

項目 地点名	EPN (ppm)	鉛 (ppm)	六価クロム (ppm)	砒素 (ppm)	総水銀 (ppm)	アルキル水銀 (ppm)
天神橋(右)	< 0.1	41	< 0.1	1.0	0.17	< 0.01
天神橋(左)	< 0.1	100	< 0.1	6.2	1.6	< 0.01
大黒橋	< 0.1	406	< 0.1	16	1.6	< 0.01
春日出橋	< 0.1	108	< 0.1	3.6	1.7	< 0.01
城見橋	< 0.1	230	< 0.1	17	1.5	< 0.01
本町橋	< 0.1	237	< 0.1	6.3	0.86	< 0.01
天王田大橋	< 0.1	59	< 0.1	3.0	0.44	< 0.01
睦橋	< 0.1	32	< 0.1	1.5	1.1	< 0.01
今津橋	< 0.1	35	< 0.1	0.23	0.16	< 0.01
京橋	< 0.1	10	< 0.1	0.93	0.58	< 0.01
神崎橋	< 0.1	52	< 0.1	0.51	0.10	< 0.01

(資料採取：平成5年6月15日)

4. 常時監視測定結果

(1) 河川観測局における測定結果

本市では市内10地点に河川観測局を設置し、自動測定機による常時監視を実施している。河川観測局における測定項目は、COD、溶存酸素、水温、pH、濁度、電気伝導度、酸化還元電位、塩素イオン、アンモニアの9項目である。CODは有機物による汚濁を示す指標で少ないほどよい。溶存酸素は水生生物に不可欠なもので多いほどよい。pHは酸性、アルカリ性を示すもので河川ではほぼ中性である。濁度は河川水の濁りの状態の指標で少ないほどよい。電気伝導度は水中に溶けている電解性の物質の総体的な量で、海水等の影響を受けない場合は、水質が良いほど低い値を示す。酸化還元電位は水中の状態が酸化状態か還元状態かを示す指標で水質が良いほど高い値を示す。塩素イオンは海水の逆流による影響を、アンモニアは生活排水等の影響を把握する指標である。

昭和59年度からの経年変化は表3-1-11、主要項目についての経年変化と月別変化は図3-1-10と図3-1-11に示すとおりである。

平成5年度の測定結果を水域別で比較すると神崎川水域、市内河川においては、CODが概ね5mg/l前後であり、CODが概ね10mg/l以上ある寝屋川水域の水質より良い状態である。地点別に見ると寝屋川水域の衛門橋はCOD14mg/l、溶存酸素1.0mg/lで依然として汚れているが、市内河川の大川ではCOD4.0mg/l、溶存酸素8.6mg/lで本市域内の河川ではもっともきれいな水質である。

一方、経年変化でみると、近年は寝屋川水域において若干CODの減少がみられるが、全般的にはほぼ横ばい状態である。

また、月別変化をみると、CODについては寝屋川水域の衛門橋で、12月から3月にかけて悪化の傾向にある。

これは、当該水域がもともと流水量が乏しい上に、上流からの生活排水による汚濁が激しいため、降水量等の影響を受けやすいためと考えられる。

なお、溶存酸素については、水温が低くなると水中の飽和溶存酸素量が増加し酸素が溶けやすい状態になるため、全般的に冬季に高い値を示している。

(2) 発生源観測局における測定結果

本市では、各事業場からのCOD排出負荷量を把握するため、56年度に発生

源の水質常時監視システムを完成させ、12下水処理場と7工場の排水量、COD濃度、COD負荷量について、自動測定機による常時監視を実施し、市内COD排出量のほぼ全量を把握している。

水域別には、寝屋川水域（4下水処理場）、神崎川水域（2下水処理場、3工場）、市内河川（6下水処理場、4工場）に大別されており、BODの環境基準未達成の寝屋川水域の排出負荷量は、市内河川より少ないが、府下上流の都市からの生活雑排水等の影響により汚染が最も進んだ水域である。

昭和59年度からの各水域別COD排出負荷量の経年変化は、図3-1-12、表3-1-12に示すとおりである。

全般的にみると、昭和59年度から平成5年度にかけて全市的にみたCOD排出負荷量はほぼ横ばい状態である。

表 3 - 1 - 11 河川観測局における水質経年変化 (年平均値)

(単位: C O D、溶存酸素、濁度、塩素イオン: mg/ℓ、水温: °C、
電気伝導度: μS/cm、酸化還元電位: mV、アンモニア: mg/ℓ)

水域	観測局	年度 項目	昭和	60	61	62	63	平成 元年	2	3	4	5	
			59										
神 崎	下新庄 (神崎川)	C O D	7.5	7.1	7.8	8.1	7.0	6.5	6.4	6.1	5.8	5.9	
		溶存酸素	4.9	5.8	4.3	4.8	6.2	5.9	5.7	6.3	6.7	7.2	
		水温	17	17	17	17	17	17	19	18	18	17	
		p H	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2	7.2	
		濁度	23	28	29	30	37	34	34	28	26	25	
		電気伝導度	380	320	440	387	337	340	337	349	340	343	
		酸化還元電位	+ 10	+ 38	+ 2	+ 22	+ 27	-	-	-	-	-	
	アンモニア	-	-	-	-	-	2.5	2.0	1.8	1.9	2.3		
	川	出来島 (神崎川)	C O D	7.3	7.1	5.9	6.2	6.2	6.1	6.3	5.5	5.2	5.2
			溶存酸素	3.4	3.5	3.5	3.4	3.5	3.6	3.9	3.5	3.8	4.4
			水温	18	18	18	19	18	19	19	19	19	18
			p H	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.3	7.4	7.4	7.3
			濁度	38	27	18	15	21	31	29	23	14	17
			電気伝導度	(21)	17	15	19	16	15	15	(17)	14	12
塩素イオン			-	-	-	85	86	64	86	(142)	99	68	
坂 屋	今津橋 (寝屋川)	C O D	(21)	17	15	19	16	15	15	(17)	14	12	
		溶存酸素	(1.2)	1.3	1.1	0.8	1.8	1.6	1.1	(0.9)	0.5	0.7	
		水温	(11)	18	19	19	18	19	20	(12)	19	21	
		p H	(7.1)	7.1	7.1	7.0	7.1	7.0	7.0	(7.1)	7.0	6.9	
		濁度	(61)	40	44	35	42	38	35	(42)	35	30	
		電気伝導度	(680)	530	530	597	475	419	486	(655)	519	446	
		塩素イオン	-	-	-	85	86	64	86	(142)	99	68	
	川	京橋 (寝屋川)	C O D	12	11	12	11	11	11	11	10	9.4	9.2
			溶存酸素	2.6	3.3	2.9	2.5	3.0	3.3	3.8	3.7	3.8	3.8
			水温	19	18	18	23	20	18	19	19	19	19
			p H	7.0	7.0	7.0	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
			電気伝導度	31	36	33	33	36	32	30	29	27	28
			電気伝導度	630	500	610	439	432	410	417	421	426	412
			酸化還元電位	▲ 1	+ 1	▲ 11	▲ 11	▲ 2	+ 4	+ 9	+ 21	+ 11	+ 9
川	衛門橋 (金野川)	C O D	15	15	14	14	15	15	16	16	15	14	
		溶存酸素	1.2	1.2	0.9	0.8	0.7	0.6	0.8	0.8	0.9	1.0	
		水温	19	19	20	20	19	20	20	20	19	19	
		p H	7.1	7.1	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		濁度	56	79	56	29	36	34	28	19	18	16	
		電気伝導度	630	620	620	654	589	548	545	555	528	539	
		酸化還元電位	▲ 47	▲ 63	▲ 71	▲ 51	▲ 122	▲ 137	-	-	-	-	
アンモニア	-	-	-	-	-	-	10.7	10.7	9.2	8.4			

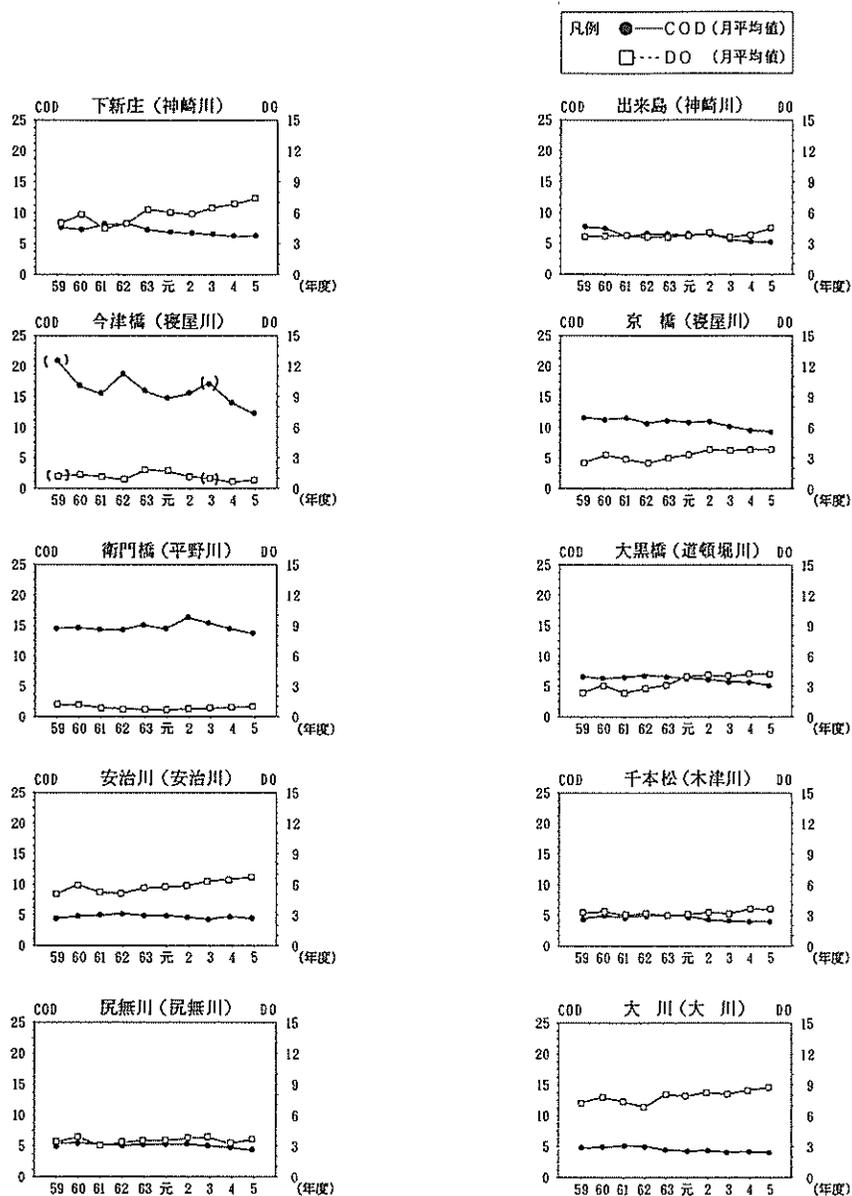
注 ①-は非測定 ②()は有効測定日数(1日あたり12時間以上の測定の日)が年間1/3未満
③酸化還元電位の▲はマイナス

(単位：C O D、溶存酸素、濁度、塩素イオン：mg/l、水温：℃、
電気伝導度：μS/cm、酸化還元電位：mV、アンモニア：mg/l)

水域	観測局	年度 項目	年度					平成元	2	3	4	5	
			昭和59	60	61	62	63						
大	大黒橋(道橋橋用)	C O D	6.6	6.2	6.5	6.8	6.6	6.3	6.1	5.8	5.7	5.2	
		溶存酸素	2.3	3.1	2.3	2.8	3.1	4.0	4.1	4.0	4.2	4.2	
		水温	18	18	18	18	17	18	18	18	18	17	
		pH	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
		濁度	18	19	18	20	24	19	20	15	14	17	
		電気伝導度	*9,000	*4,200	*3,790	*3,644	*2,909	*3,223	*2,656	*3,121	*3,332	*3,250	
	酸化還元電位	▲ 47	+ 30	+ 6	+ 1	+ 12	+ 10	+ 24	+ 18	+ 17	+ 19		
	坂	安宿川(安宿川)	C O D	4.7	5.1	5.2	5.4	5.1	5.1	4.7	4.4	4.8	4.5
			溶存酸素	5.2	6.1	5.3	5.2	5.7	5.8	5.9	6.3	6.5	6.7
			水温	18	17	18	18	17	17	19	18	18	17
			pH	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
			濁度	18	18	16	15	29	28	31	18	18	20
アンモニア			-	-	-	-	-	-	-	1.9	1.8	1.9	
市	千本松(木津川)	C O D	4.6	5.1	4.8	5.2	5.2	5.1	4.5	4.3	4.3	4.3	
		溶存酸素	3.3	3.4	3.1	3.3	3.1	3.2	3.4	3.3	3.8	3.8	
		水温	17	18	18	18	18	18	19	19	18	18	
		pH	7.4	7.3	7.3	7.2	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4	7.3	
		濁度	19	20	14	14	18	14	14	12	11	10	
		アンモニア	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	2.7	
内	尻無川(尻無川)	C O D	5.4	5.6	5.3	5.2	5.3	5.3	5.3	5.0	4.7	4.3	
		溶存酸素	3.4	3.9	3.1	3.3	3.5	3.5	3.7	3.8	3.2	3.6	
		水温	18	18	18	18	18	18	18	18	19	17	
		pH	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.1	7.3	
		濁度	23	24	21	19	21	22	20	17	15	16	
		アンモニア	-	-	-	-	-	-	-	-	(2.3)	2.4	
川	大川(大川)	C O D	4.8	4.9	5.2	5.1	4.5	4.3	4.4	4.1	4.2	4.0	
		溶存酸素	7.4	7.9	7.5	6.9	8.2	8.0	8.4	8.2	8.6	8.8	
		水温	17	16	17	18	16	17	17	17	17	16	
		pH	7.1	7.2	7.2	7.1	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	
		濁度	33	34	39	32	35	33	31	27	23	26	
		電気伝導度	216	180	200	196	167	167	161	167	171	168	
		酸化還元電位	+ 81	+ 86	+ 77	+ 95	-	-	-	-	-	-	
		塩素イオン	-	-	-	-	19	17	18	20	23	20	

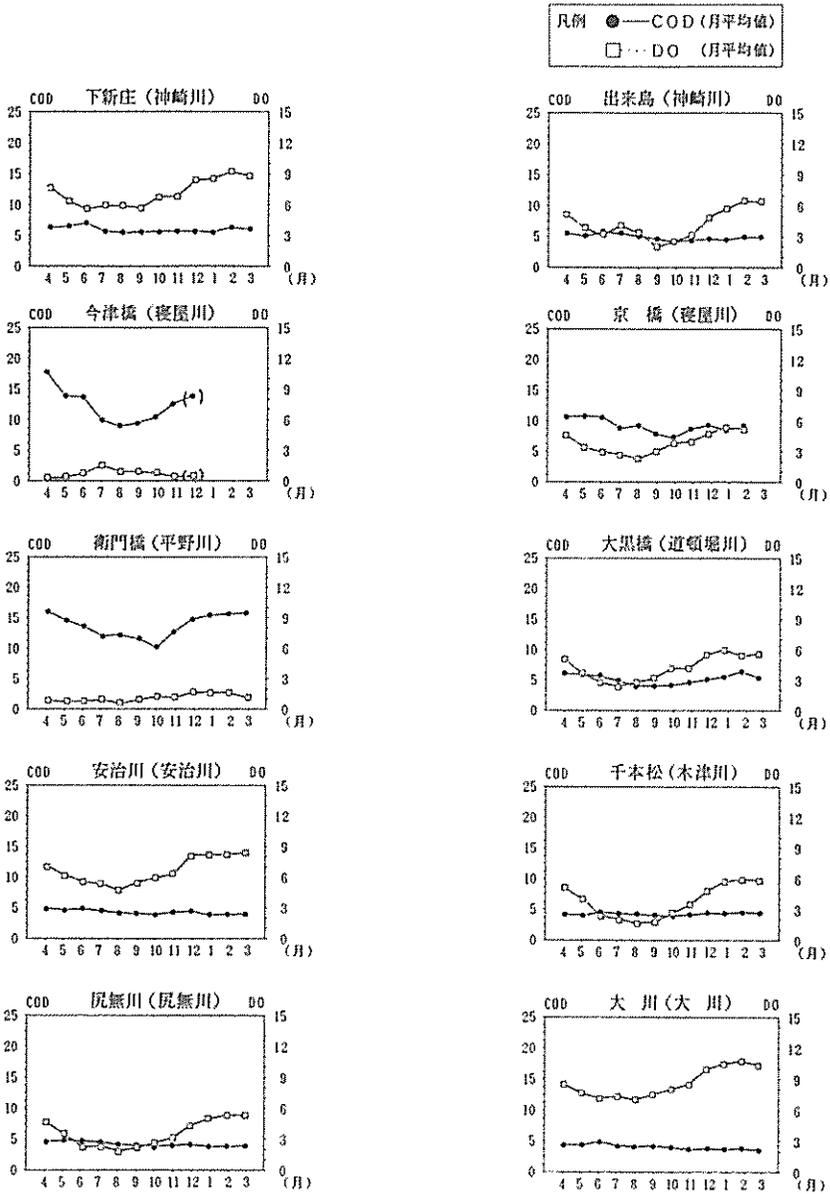
注 ①-は非測定 ②()は有効測定日数(1日あたり12時間以上の測定の日)が年間以未満
③*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当 ④酸化還元電位の▲印はマイナス

図3-1-10 河川観測局による測定結果の経年変化



(注) ()は有効測定日数が1/2未満

図3-1-11 河川観測局による測定結果の月別変化（平成5年度）



(注) ()は有効測定日数が1/2未満

図3-1-12 発生源事業場におけるCOD負荷量経年変化（日平均値）

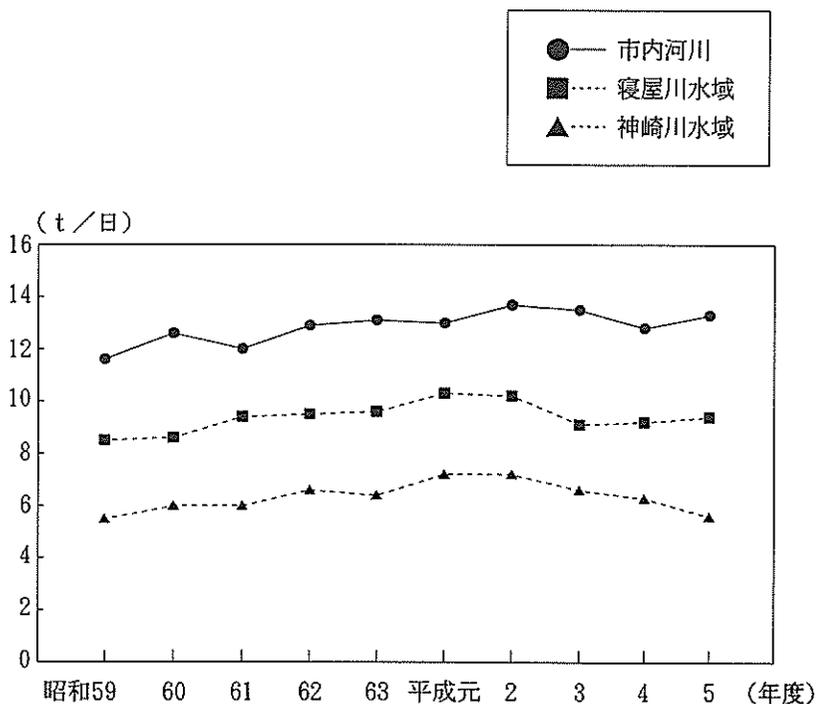


表3-1-12 発生源事業場におけるCOD負荷量経年変化

(単位: t/日)

年度	昭和59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5
市内河川	11.607	12.560	12.056	12.894	13.161	13.083	13.714	13.536	12.820	13.305
寝屋川	8.519	8.632	9.447	9.548	9.565	10.330	10.160	9.126	9.241	9.428
神崎川	5.488	6.014	6.047	6.581	6.401	7.179	7.200	6.618	6.338	5.600
大和川	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	1.003	0	0
合計	25.619	27.209	27.552	29.025	29.129	30.594	31.076	29.283	28.399	28.333

第2節 水質汚濁対策

1. 下水道整備

(1) 下水道の普及状況

本市の下水道普及状況は表3-2-1のとおりであり、下水処理区域及びその推移を図3-2-1、図3-2-2に示す。

表3-2-1 下水道の普及状況

(平成6年3月末現在)

	数量	備 考
処 理 面 積	18,673ha	排水処理区域面積普及率98.9% (市陸地面積18,876ha)
下水管渠延長	4,544km	
処 理 場	12カ所	処理能力2,844,000m ³ /日 (他都市分122,000m ³ /日を含む)
抽 水 所	60カ所	

図3-2-1 下水処理区域図

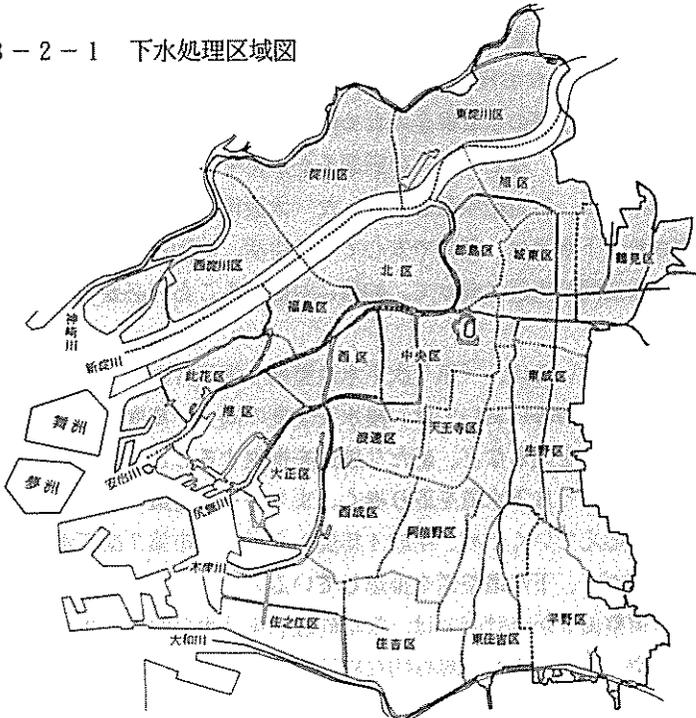
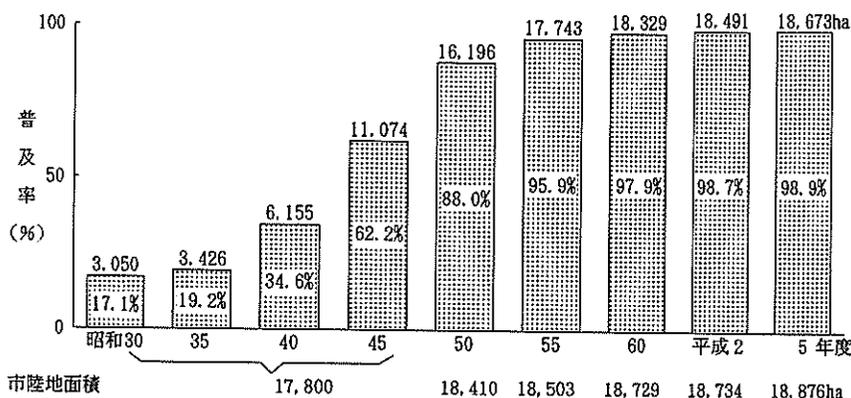


図3-2-2 下水処理区域の推移（年度末状況）



(2) 下水道整備計画

本市の下水道は、早くからその整備に努めて来た結果、人口普及率は、99.9%（平成5年度末）となっているが、雨水排水整備率は、全国平均を上回ってはいるものの、全市域を平均して67.1%（平成5年度末・12年確率降雨）で、集中豪雨時には、今なお浸水が発生しており、その解消が強く求められている。また、公共用水域の水質保全のための下水処理施設の充実、老朽施設のリフレッシュ対策など、なお、多くの課題をかかえている。

また、本市では、21世紀中葉を展望した「大阪市総合計画21」が平成2年10月に策定され、下水道は、健康で安心できる生活、確固たる都市基盤及びアメニティ豊かな空間の実現に向けて、的確に対応することが必要となってきている。

さらに、国においては、「第7次下水道整備5箇年計画」が平成3年度からスタートし、大都市等においては、浸水安全度の向上、高度処理の導入等の下水道の質的な向上を図るなど、新たな施策を推進することが必要となってきた。

そこで、このような下水道を取り巻く、まちづくり施策の動向や新たなニーズに積極的に応えていくため、平成4年度から「大阪市第7次下水道整備5か年計画」に基づき、下水道整備を推進している。

この下水道整備5か年計画では、基本的理念を「水の都のにぎわいをつくる支える下水道」とし、また、具体的な施策として、浸水のない快適な都市の形

成を図るために、浸水安全度の向上と降雨情報の把握等をめざした「浸水対策」、より清らかな水環境の創出を図るために、下水の安全かつ適正な処理とより一層の処理水質の向上等をめざした「水質保全対策」、及び環境を保全し、また、施設周辺の環境との調和を図るため、下水道が有する資源や施設の上部空間の有効利用等をめざした「アメニティ対策」の三つの施策を重点として推進する。

計画の年次と事業費

ア. 計画年次

平成4～8年度

イ. 計画総事業費

2,750億円（公共下水道事業 2,600億円、
他事業関連事業 150億円）

計画の内容（公共下水道事業）

ア. 雨に強いまちづくりに寄与するアクア・レインプラン

（浸水対策事業） 1,490億円

イ. 清らかな川・豊かな海を甦らせるアクア・クリーンプラン

（水質保全対策事業） 400億円

ウ. 市民に親しまれ魅力のあるアクア・アメニティプラン

（アメニティ対策事業） 710億円

2. 工場排水対策

(1) 法律・条例による規制

① 公共用水域への排出水の規制

公共用水域へ排水を排出する工場・事業場は、水質汚濁防止法、大阪府公害防止条例及び瀬戸内海環境保全特別措置法によって規制されている。水質汚濁防止法は、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して、直罰制度、改善命令等の措置、特定施設の設置・構造等を変更する場合の事前届け出制などを規定している。

大阪府公害防止条例は、水質汚濁防止法の規定する特定施設以外にも汚水を排出する施設として届出施設を定め、これを設置する工場・事業場に対して、水質汚濁防止法と同様の規制を行っている。

瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の保全に関する計画の策定等に関し、必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等の措置を講ずることにより、環境の保全を図ることを目的としている。その中で、排水水が最大50m³/日以上の特定事業場に対して、特定施設の設置及び構造等を変更する場合には、許可を必要とし、併せて環境影響事前評価を義務付けている。

市域内で公共用水域へ直接排水を排出し、水質汚濁防止法等の対象となる工場・事業場は平成6年3月末現在で表3-2-2に示す状況にある。

表3-2-2 水域別・行政区別、法律・条例適用工場数及び排水量一覧

(平成6年3月末現在)

① 規制対象

排水量単位：m³/日

水 域	行政区	瀬戸内海環境保全 特 別 措 置 法		水 質 汚 濁 防 止 法		大阪府公害防止条例		合 計	
		工場数	排 水 量	工場数	排 水 量	工場数	排 水 量	工場数	排 水 量
神崎川	西淀川	2	10,927	1	243,000			3	253,927
	淀川	1	1,000	1	159,000			2	160,000
大 阪 市 内 河 川	福 島			1	274,000			1	274,000
	此 花	2	25,400	4	99,088	1	41	7	124,529
	港			1	106,000			1	106,000
	大 正	4	518,466	2	74,001			6	592,467
	東淀川	1(1)	0					1(1)	0
	住之江	1	108,000	1	218,000			2	326,000
	西 成	1(1)	0	1	386,000			2(1)	386,000
寝 屋 川	旭	1	2,000					1	2,000
	城 東	2	28,962	3	562,000			5	590,962
	鶴 見	1(1)	0					1(1)	0
	平 野	1	34	1	238,000			2	238,034
大和川	平 野			7	183			7	183
計		17(3)	694,789	23	2,359,272	1	41	41(3)	3,054,102

備考

1. 瀬戸内海環境保全特別措置法対象工場とは、最大日排水量50m³以上の特定事業場（水質汚濁防止法による特定施設を設置し、公共用水域へ排出する工場）。
2. 水質汚濁防止法による規制対象工場とは、日平均排水量30m³以上（指定地域特定施設にあっては50m³以上）又はカドミウム等の有害物質を排出する特定事業場で1以外のもの。
3. 大阪府公害防止条例による規制対象工場とは、府条例による届出施設を有する非特定事業場であって、日平均排水量30m³以上又はカドミウム等の有害物質を排出するものであって、2以外のもの。
4. ()内は内数で浄水場（通常排水量0m³/日、最大排水量50m³/日以上）を示す。
5. 水域区分は大阪府公害防止条例に基づく。

②届出対象

排水量単位：m³/日

法律・条例		水質汚濁防止法		大阪府公害防止条例		合 計	
水 域	行政区	工場数	排 水 量	工場数	排 水 量	工場数	排 水 量
神 崎 川	西 淀 川	14	0	1	0	15	0
大 阪 市 内 河 川	北	4	46			4	46
	此 花	9	40	2	897,159	11	897,199
	西	1	0			1	0
	大 正	7	60			7	60
	住 之 江	3	23	2	8,600,000	5	8,600,023
	西 成			1	0	1	0
寝 屋 川	鶴 見	1	0			1	0
	平 野	1	4			1	4
大 和 川	平 野	1	0			1	0
計		41	173	6	9,497,159	47	9,497,332

備考

1. 水質汚濁防止法による届出工場とは、日平均排水量が30m³未満で有害物質に無関係の特定事業場。
2. 大阪府公害防止条例による届出工場とは、府条例による届出施設を有する非特定事業場で、日平均排水量が30m³未満のもので有害物質に無関係のもの及び条例で規制が猶予されているもの。
3. 水域区分は大阪府公害防止条例に基づく。

排水基準について、水質汚濁防止法で定める全国一律の基準では環境基準を達成することが困難な地域においては、条例でより厳しい基準（上乘せ排水基準）を設定し得ることになっており、この規定に基づき、府条例では基準を水域別、業種別、水量別に細かく設定している。

また、排水水が平均50m³/日以上の特特定業場（指定地域内事業場）に対しては、濃度規制に加えて、CODに係る総量規制を行っている。

CODに係る水質総量規制は、瀬戸内海をはじめとする広域閉鎖性水域の水質の改善を図るため、産業排水、生活排水、山林農地排水等すべての汚濁負荷量を統一的かつ効率的に削減することを目標として、昭和53年の水質汚濁防止法等の改正により導入されたものである。第1次の総量規制は、昭和59年度を目標年度として実施され、引き続き平成元年度を目標年度とする第2次の総量規制が実施された。しかし、依然としてこれら水域の水質改善が必要であることから、平成6年度を目標年度とする第3次の総量規制を実施することとし、平成3年1月、国において新たな総量削減基本方針が策定された。これに基づき、平成3年3月に府の総量削減計画が策定され、平成3

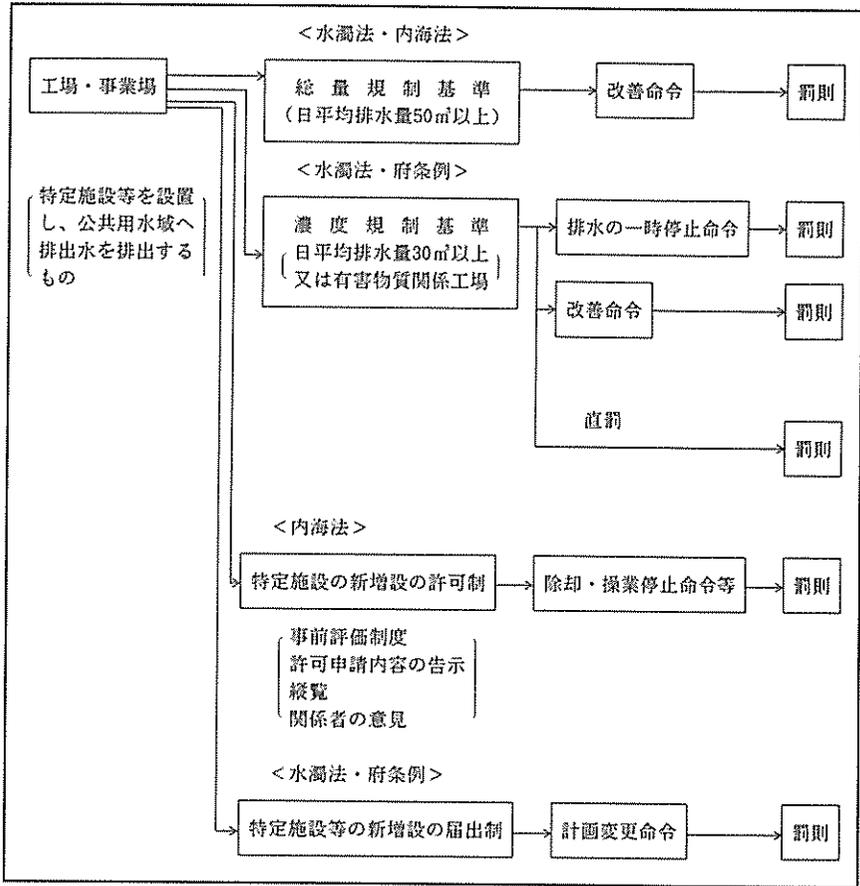
年4月に新しい総量規制基準が示された。

新しい総量規制基準は、既設の工場・事業場については平成6年4月から、新增設については平成3年7月から適用されており、本市域内で総量規制の対象となっているのは、平成6年3月末現在20事業場である。

このほか、総量規制の基準の達成を支える手段として事業場に対して、排出水の汚濁負荷量の測定、記録が義務づけられ、その測定方法については、あらかじめ届けることとなっている。特に、排出水が400㎡/日以上上の工場・事業場は、水量・水質ともに自動計測器により計測することが義務づけられており、平成6年3月現在で、自動計測器を設置し、水量・水質の自動計測を実施している事業場は19事業場となっている。

また、大阪湾における富栄養化による被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、府において磷及びその化合物に係る削減指導方針を策定し、磷及びその化合物の削減指導を行ってきた。第1次の削減指導は昭和59年度を目標年度として実施され、引き続き平成元年度を目標年度とする第2次の削減指導が実施された。しかし、大阪湾の磷濃度は依然として高い状況にあるため、平成6年度を目標年度とする第3次の削減指導方針が平成3年4月に策定され、同年5月より実施されている。さらに、平成5年8月には環境基準に係る環境庁告示の一部改正が行われ、海域における磷及び窒素の排水基準が追加されたのに伴い、同日付けで水質汚濁防止法施行令に磷及び窒素の排水基準が追加された。これにより今後、大阪湾におけるこれらの物質についての富栄養化対策が推進されるものと考えられる。

図3-2-3 水質関係法律・条例による規制の仕組み



- (注) 1. 府条例のみの対象工場は総量規制対象外
 2. 府条例対象工場のうち、上水源地域については許可制
 3. 総量規制対象工場は、濃度規制基準も併用

② 公共下水道への排水の規制

公共下水道へ汚水を排出する工場・事業場の排水規制については、下水道法及び本市下水道条例が適用されている。

特に昭和51年5月の下水道法の改正により、特定施設を有する工場・事業場（特定事業場）に対しては、水質汚濁防止法と同じように、全国一律の排

水基準の設定並びに直罰制度や特定施設の設置、構造等の変更等についての事前届出制が規定されている。

一方、直罰制度が適用されない特定事業場からの排水や、特定事業場以外の工場・事業場からの排水についても、大阪市下水道条例により、一定の基準を越える排水については、排水量の多少にかかわらず、すべての工場・事業場に除害施設の設置を義務づけている。

また、本市では、水質使用料制度を採用しており、BOD（又はCOD）、SSについて、排出量が月1,250㎡以上の工場・事業場に対して、その水質に応じて水質使用料を徴収している。

(2) 立入指導等の状況

① 公共用水域への排水の規制

平成5年度は公共用水域放流工場131工場に対し、有害物質を排出する恐れのあるもの及び大排水量の工場等について重点的に立入調査を実施した。その際、各工場等の排水口から検体採取を行い、必要な検査分析を実施して、排水基準の遵守状況を監視した。基準超過件数を表3-2-3に示す。又、法律・条例に基づく届出受理状況を表3-2-4に示す。

② 下水道に係る工場排水規制

市内公共下水道整備区域内には約35,000の事業場があるが、このうち下水道法等による規制の対象となる事業場数は3,782である。

これらのうち特に、金属製品製造業、化学工業等を重点に立入調査を行い、排水基準の遵守状況も監視した。その結果、基準超過工場について、維持管理の徹底、施設の改善等を指導した。表3-2-5に立入指導状況を示す。また、排水処理施設改善等の資金は、一部、本市の公害防止設備資金融資が利用されている。

③ 検査分析業務

法律・条例に基づく規制業務に伴う工場等に対する立入調査の際採取した検体、環境調査及び公害に係る苦情ならびに事故発生時における原因調査などのため、工場・事業場排水、河海水、底質等について、BOD、COD、油分等の一般項目、水銀、クロム等の重金属、磷、窒素等の栄養塩類について表3-2-6に示す検査分析を行った。

表 3 - 2 - 3 工場立入指導等の状況（公共用水域）

（平成 5 年度）

	立入工場数	基準超過 工場数	排水の一時 停止命令	改善命令	勧告件数	その他指示
法律対象	196	4	0	0	0	4
条例対象	10	1	0	0	0	1
合計	206	5	0	0	0	5

（注） 法律対象：瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法対象工場
（下水処理場を含む）

条例対象：大阪府公害防止条例対象工場

表 3 - 2 - 4 水質関係法律・条例届出受理状況

（平成 5 年度）

区別	法令別	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府公害防止条例
西淀川		3	6	10
淀川		4	0	4
北		0	5	5
此花		3	14	17
西		0	1	1
中央		0	1	1
大正		3	8 (3)	10 (1)
東淀川		1	0	0
住之江		0	3	3
旭		1	0	1
城東		1	0	1
鶴見		1	0	0
平野		1	6	4
計		18	44 (3)	57 (1)

（注）（ ）は内数で指定地域特定施設に係るもの。

表3-2-5 工場立入指導等の状況（下水道）

（平成5年度）

立入工場数	基準超過 工場数	排水の 一時停止命令	改善命令	勧告件数	その他指示
8,073	282	0	1	14	267

表3-2-6 検査検体数及び検査件数

（平成5年度）

検体数	検査項目数			
	工場・事業場排水	河海水	底質	計
5,581	33,483	67	30	33,580

(3) 今後の対策

公共用水域に排水を排出する工場・事業場に対しては、引き続き水質汚濁防止法等による規制・指導に努める。

一方、下水道流入工場については、下水道の整備に伴い公共用水域に排水を排出する工場が少なくなり、水質汚濁防止対策としては下水処理場での処理を適正に行うことがより重要になることから、適正な処理が困難となる有害物質等を含んだ排水を排出しないよう工場排水の規制・指導に努める。

第3節 地下水汚染の現況

地下水は、元来清浄であり、大部分は処理せずに利用できることから、良質の有用水資源である。

しかし、昭和57年度に環境庁が大都市を対象として実施した調査では、発がん性の恐れがあるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び、1,1,1-トリクロロエタンに汚染されている例が判明した。

そこで、本問題の重要性に鑑み、環境庁において昭和62年に「地下水質調査指針」が策定され、本市は国とともに詳細な調査を実施してきた。

この間の調査結果では、地下水汚染は大都市だけでなく、全国的な広がりを見続けていることが確認されたことから、環境庁は全国的な地下水汚染に対処するため、平成元年6月に水質汚濁防止法を改正し（平成元年10月1日施行）、有害物質（カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）を含む地下浸透水の浸透を禁止する等の措置や地下水質の監視測定体制を定めた。

平成5年3月には、人の健康の保護に関する環境基準が9項目から23項目となり、鉛、砒素の基準値が強化された。

1. 地下水汚染調査結果

平成5年度の本市の調査は、水質汚濁防止法の規定により大阪府知事が作成した「地下水質測定計画」に基づき、次に掲げる調査を行った。

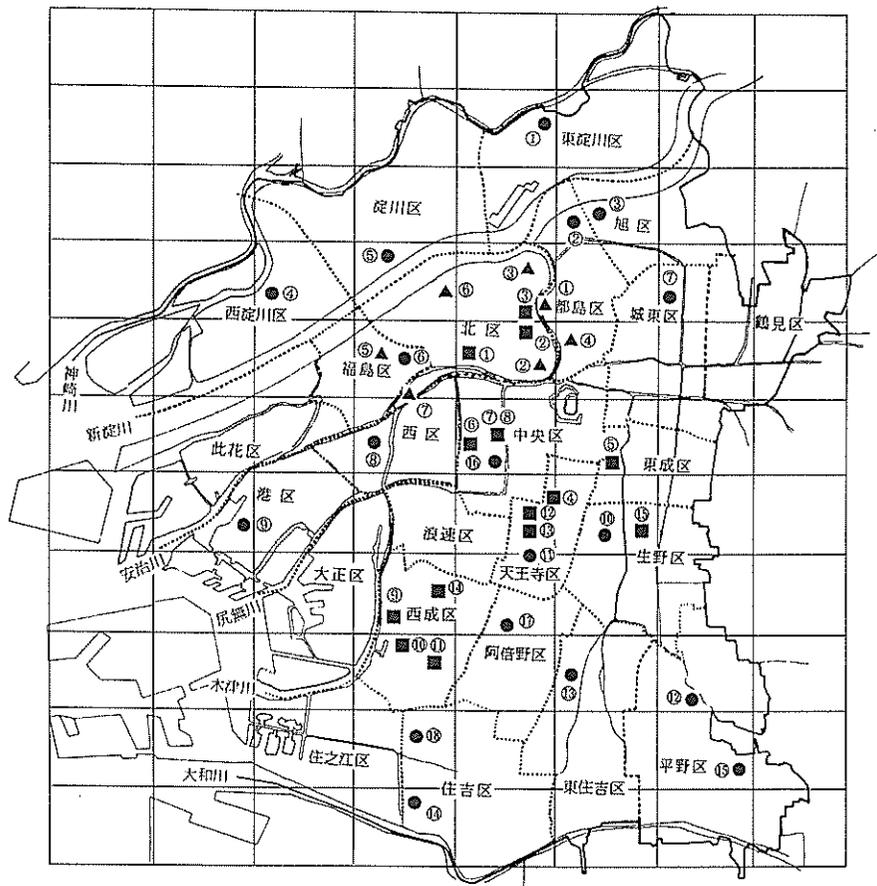
(1) 概況調査

市内の全体的な汚染の概況を調査するため図3-3-1に示すように市内を約2kmメッシュ四方に区分し、そのうちの18地点について調査を行った。

調査の結果は、表3-3-1及び表3-3-2に示すとおりで、鉛を1地点で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの両物質を1地点で検出し、基準値を超過した。また、砒素、シス-1,2-ジクロロエチレンをそれぞれ1地点で検出したが、いずれも基準値を超えていなかった。

その他の項目については検出されなかった。

図3-3-1 地下水汚染調査地点図



- : 概況調査井戸
- : 定期モニタリング調査井戸
- ▲ : 汚染井戸周辺地区調査井戸

表3-3-1 地下水汚染概況調査結果（平成5年度）

項 目	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	検出下限界値	評価基準値
カドミウム	18	0	0	0.001 mg/l	0.01 mg/l 以下
シアン	18	0	0	0.1 mg/l	検出されないこと
鉛	18	1	1	0.005 mg/l	0.01 mg/l 以下
六価クロム	18	0	0	0.04 mg/l	0.05 mg/l 以下
砒素	18	1	0	0.005 mg/l	0.01 mg/l 以下
総水銀	18	0	0	0.0005 mg/l	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	-	-	-	0.0005 mg/l	検出されないこと
P C B	18	0	0	0.0005 mg/l	検出されないこと
ジクロロメタン	18	0	0	0.002 mg/l	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	18	0	0	0.0002 mg/l	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	18	0	0	0.0004 mg/l	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	18	0	0	0.002 mg/l	0.02 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	18	1	0	0.004 mg/l	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	18	0	0	0.0005 mg/l	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	18	0	0	0.0006 mg/l	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	18	1	1	0.002 mg/l	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	18	1	1	0.0005 mg/l	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	18	0	0	0.0002 mg/l	0.002 mg/l 以下
チウラム	18	0	0	0.0006 mg/l	0.006 mg/l 以下
シマジン	18	0	0	0.0003 mg/l	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	18	0	0	0.002 mg/l	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	18	0	0	0.001 mg/l	0.01 mg/l 以下
セレン	18	0	0	0.002 mg/l	0.01 mg/l 以下

- (注) 1. 超過井戸は基準値を超えた井戸。
 2. 超過井戸数は、検出井戸の内数。
 3. アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ分析を行う。

表3-3-2 地下水汚染概況調査における検出地点（平成5年度）

（単位：mg/l）

地点図番号	所在地	調査した項目					調査井戸の諸元		
		鉛	砒素	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	メチル、2 ジクロロエチレン	色相	臭気	用途
10	生野区勝山北	ND	ND	ND	ND	0.022	黄色	無臭	営業用雑用水
11	天王寺区大道	ND	ND	0.030	0.028	ND	無色	無臭	営業用雑用水
13	東住吉区東田辺	ND	0.006	ND	ND	ND	無色	硫化水素臭	営業用雑用水
17	阿倍野区王子町	0.002	ND	ND	ND	ND	無色	無臭	営業用雑用水

（注） NDとは検出限界以下のことである。

(2) 定期モニタリング調査

地下水の汚染が発生した場合、地形等から汚染物質が滞留すると考えられる地域及びこれまでの調査で汚染が判明した地域の経年的変化をみるため、図3-3-1に示す15地点でトリクロロエチレン等について調査を行った。

調査の結果は、表3-3-3に示すとおりで、有害物質については、トリクロロエチレンを5地点で、テトラクロロエチレンを7地点で検出した。このうち、テトラクロロエチレンが2地点で基準値を超えた。

また、1,1,1-トリクロロエタンが2地点で検出されたが、いずれも基準値を超えていなかった。

その他の項目については検出されなかった。

表3-3-3 定期モニタリング調査結果（平成5年度）

地点 図番 号	所在地	調査した項目			調査井戸の諸元		
		トリクロロ エチレン mg/l	テトラクロ ロエチレン mg/l	1,1,1-トリ クロロエタン mg/l	色相	臭気	用途
1	北区西天満	ND	ND	ND	淡灰黄	微硫化水素臭	雑用水
2	北区天神橋	0.012	0.049	ND	無色	微塩素臭	営業用雑用水
3	北区同心	0.002	0.013	0.0024	淡灰黄	微金気臭	工業用洗浄水
4	天王寺区上本町	0.012	0.0009	ND	無色	無臭	営業用雑用水
5	東成区玉津	ND	ND	ND	無色	微硫化水素臭	工業用洗浄水
6	中央区西心斎橋	ND	ND	ND	淡灰黄	微硫化水素臭	営業用雑用水
7	中央区西心斎橋	ND	ND	ND	無色	無臭	営業用雑用水
8	中央区東心斎橋	ND	ND	ND	無色	無臭	営業用雑用水
9	西成区千本北	ND	ND	ND	無色	微藻臭	営業用雑用水
10	西成区千本北	ND	0.0020	ND	無色	無臭	営業用雑用水
11	西成区岸里東	ND	ND	0.0096	無色	無臭	営業用雑用水
12	天王寺区上汐	ND	0.0012	ND	無色	無臭	営業用雑用水
13	天王寺区上汐	0.0034	0.0028	ND	無色	無臭	営業用雑用水
14	西成区鶴見橋	0.0053	0.0029	ND	無色	無臭	冷却水
15	生野区中川	ND	ND	ND	淡灰黄	微硫化水素臭	工業用雑用水

（注）NDとは検出限界以下のことである。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

平成4年度の概況調査の結果、トリクロロエチレン、カドミウムを検出した井戸2本について、図3-3-1に示す7地点で汚染井戸周辺地区調査を行った。

調査結果は、表3-3-4に示すとおりで、1地点で砒素を検出した。

表3-3-4 汚染井戸周辺地区調査結果（平成5年度）

（単位：mg/l）

地点 図 番号	所在地	調査した項目							調査井戸の諸元			
		カドミウム	シアン	鉛	六価 クロム	砒素	トリクロロ エチレン	テトラ クロロ エチレン	111 トリクロロ エタン	色相	臭気	用途
1	都島区 中野町	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	淡灰黄	微硫化水素臭	営業用 雑用水
2	北区 天満	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	黄色	微土臭	工業用 雑用水
3	北区 長柄西	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	黄色	塩素臭	営業用 雑用水
4	都島区 中野町	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	淡灰黄	微硫化水素臭	営業用 雑用水
5	福島区 鷺州	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	淡灰黄	魚アラ臭	営業用 雑用水
6	北区 中津	ND	ND	ND	ND	0.050	—	—	—	黄褐色	塩素臭	営業用 雑用水
7	北区 中之島	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	灰黄色	微金気臭	未使用

（注）NDとは検出限界以下のことである。

第4節 地下水汚染対策

地下水汚染対策については、関係部局（環境保健局、下水道局、環境事業局、水道局）で構成する「大阪市地下水汚染対策連絡会」を昭和62年に設置し、各局が連携を取りながら本市として統一的な対策の推進に努めている。

地下水汚染の原因については、環境庁をはじめ各自治体において、汚染機構の解明について各種の調査が実施されているが、現在のところ、個々の井戸から汚染の原因者を究明していくことは非常に困難である。

したがって、今後、地下水の汚染機構の解明については、知見の収集に努めるとともに、当面、次の対策を実施していく。

1. 工場・事業場の指導

トリクロロエチレン等の地下水汚染問題に係る発生源対策として、本市では、これらの物質を使用する金属製品製造業やクリーニング業等の工場・事業場に対して、立入調査を行い、排水基準の遵守、これらの物質の取り扱いや管理の徹底及び廃棄物の適正な処理を指導し、地下水汚染の防止に努めている。

2. 今後の対応

市域の全般的な地下水質の実態把握に基づき、汚染が確認された地域の地下水質の継続的な監視に努めていく。また、新たな汚染が判明した場合には、汚染範囲や周辺工場・事業場の調査を行い、汚染経路、汚染源の解明に努めるとともに、地下水質の回復に対する適切な対応策を検討していく。

第4章 騒音・振動

第1節 騒音の現況

騒音とは、われわれが耳にする様々な音のなかで、聞く人にとって「好ましくない音」「ない方がよい音」の総称であり、事業活動その他の活動に伴って発生する騒音によって人の健康や生活環境に係る被害を生じるものを騒音公害としている。

騒音公害における被害は主として「うるさい」「不快である」など、感覚的あるいは心理的・情緒的影響や、休養、勉強、睡眠への妨害など日常生活に直接影響を及ぼすもので、振動、悪臭とともに感覚公害として苦情の発生しやすい公害といわれているが、発生源の種類や形態、騒音の影響などに相違があるため、次のとおり分類して、それぞれに応じた規制の仕組みがとられ対策がすすめられている。

- ① 工場・事業場騒音
- ② 建設作業騒音
- ③ 交通騒音
- ④ その他
 - (ア) 生活騒音
 - (イ) 拡声機騒音
 - (ウ) 低周波空気振動（低周波音）

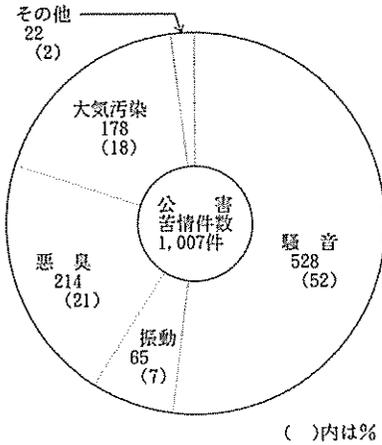
なお、環境庁では、事業場騒音のうち深夜営業騒音の他に、生活騒音、拡声機騒音などを加え、「近隣騒音」と総称している。

騒音公害は、一般的に発生源周辺において局地的に被害を生じるものであるが、とくに都市においては発生源が多種多様にわたっており、過密な都市構造のなかで、騒音公害が多発する傾向にある。本市においても、騒音に係る苦情件数は、図4-1-1のように全苦情件数の52%を占めるに至っている。

騒音公害の苦情件数の推移は、図4-1-2のとおりである。発生源としては、工場・事業場に係るものが多く、次いで建設作業であるが、近年では、カラオケ騒音等、深夜営業騒音に係る苦情件数が増加している。

図4-1-1

公害苦情件数の内訳（平成5年度）



騒音苦情件数の内訳（平成5年度）

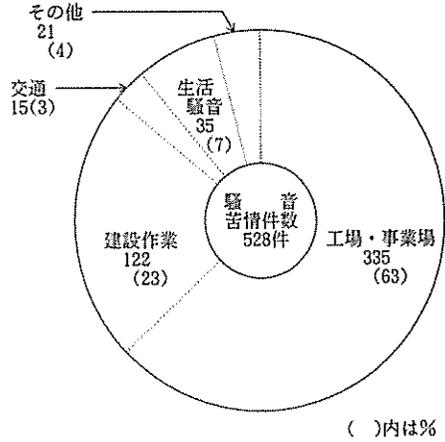
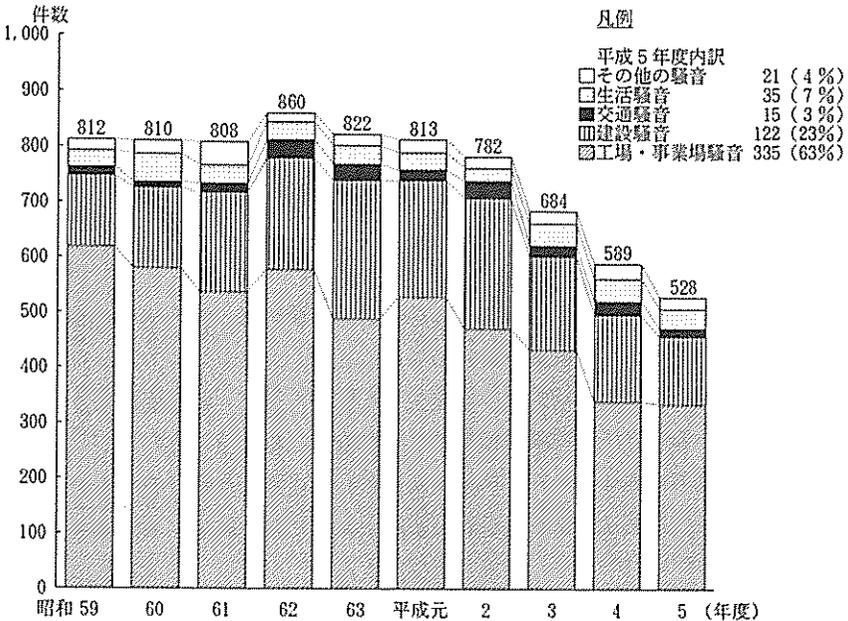


図4-1-2 騒音苦情件数の推移



このような傾向は全国の都市部において共通しているため、環境庁では「住戸を含め近隣の居住地内で行われる事業活動又は生活行動から発生し、比較的狭い範囲に影響を及ぼす騒音」として深夜営業騒音の他に生活騒音、拡声機騒音などを加え「近隣騒音」と総称し、今後の騒音公害の重要な課題として位置付けている。

一方、自動車騒音公害は、苦情件数に占める割合は3%と低いものの、本市の世論調査などでは、約60%の市民が迷惑を受けているといった結果が出ており、潜在的な被害はかなりあるものと思われる。

なお、騒音の大きさの目安として、身近な騒音の例を示せば表4-1-1のとおりである。

表4-1-1 身近な騒音の例と騒音レベル

屋内の騒音	騒音レベル (デシベル)	屋外の騒音
	— 120 —	飛行機のエンジンの近く
	— 110 —	自動車の警笛 (前方2m)
	— 100 —	鉄橋、ガード下
カラオケ (店内中央)	— 90 —	大型トラック
ピアノ (正面1mバイエル)	— 80 —	地下鉄の車内
電話のベル	— 70 —	幹線道路の沿道
テレビ (正面1m夜)	— 60 —	工場の密集地
家庭用クーラー	— 50 —	市街地
図書館の内	— 40 —	静かな住宅地 (昼)
置時計の秒針の音	— 30 —	静かな住宅地 (深夜)

1. 工場・事業場騒音

本市には、約27万の事業所が存在し、産業別内訳では、卸売・小売業、サービス業、製造業の3業種で約9割を占めている。

これら事業所から事業活動に伴い発生する騒音を工場・事業場騒音といい、工場の機械音から事務所の冷暖房機器音まで対象は広範に及んでいる。

発生源のうち、表4-1-2に示すように、特に大きな騒音を発生する施設については、騒音規制法および大阪府公害防止条例で特定施設 (届出施設) として届出が義務付けられており、平成5年度末現在の届出工場・事業場数は、19,918となっている。

表4-1-2 騒音・振動関係特定(届出)施設一覧表

施設名	騒音		振動		備 考	施設名	騒音		振動		備 考
	昼	夜	昼	夜			昼	夜	法	量	
金属加工機械						木材加工機械					
圧延機械	22.5KV	○		○		ドラムパーカー	○	○	○	○	
製管機械	○	○		○		チェンソー	2.25KV	○	2.2KV	2.2KV	
ペンディングマシン	※ 3.75KV	○		○	※ロール式に限る	砕木機	○	○			
産圧プレス	※ ○	※ ○	※ ○	○	※矯正プレスを除く	帯のこ盤	※ ○	○			※製材用15KV 木工用2.25KV
矯正プレス		○				丸のこ盤	※ ○	○			※製材用15KV 木工用2.25KV
機械プレス	※ 301mm	○	○	○	※呼び圧力	かんな盤	2.25KV	○			
せん断機	2.75KV	○	1KV	○		立のこ盤		○			
織造機	○	○	○	○		抄紙機	○	○			
ワイヤーフォーミングマシン	○	○	3.75KV	○		印刷機械	※ ○	○	2.2KV	※	※原動機を用いるもの
ブラスト	※ ○	○			※タンブラスト以外のもので密閉式を除く	合成樹脂用加工機械					
タンブラー	○	○				合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	
自動旋盤		※ ○			※修繕作業用に限る	その他の合成樹脂用成形加工機械		○	○	○	
高速切断機		○				鋳型造型機	※ ○	○	※ ○	※ ○	※ジョルト式に限る
平削盤		○		○		ニューマチックハンマー		○			
型削盤		○		○		遠心分離機	※ 1.2m		※ 1.2m		※直径
研削機		※ ○		※ ○	※工具用を除き、並駆研削機以外は2台以上	かくはん機		○			
自動ナリ目立機		5KV				ロール機		○	※ 30KV	○	※ゴム練用又は合成樹脂用で2台、3台機以外
ノクルラス製造機				○		自動製紙機		○			
圧縮機及び送風機						石材引割機		○			
空気圧縮機及び送風機	7.5KV	3.75KV	※ 7.5KV	※ 7.5KV	※空気圧縮機のみ	織衣機		○			
圧縮機		※ ○	※ 7.5KV	※ 7.5KV	※冷凍機用を除く	ドラムカン洗浄機		○			
粉砕機						ロータリーキルン		○			
土石用の破砕機等	7.5KV	○	7.5KV	○		紙工機械		○		○	
土石用以外の破砕機等		○		○		オイルパーナー		※ ○			※ロータリー、サンタイプを除く
穀物用製粉機	※ 7.5KV	※ 7.5KV		○	※ロール式に限る	キュボラ		○			
穀物用製粉機を除く食品加工用粉砕機		○		○		電気炉		○			
その他の用に供する粉砕機等		○		※ ○	※食品加工用含む	サイジングマシン		○			
織機機械						工業用動力ミシン		※ ○			※3台以上
織機	※ ○	※ ○	※ ○	※ ○	※原動機を用いるもの	ファースナー自動縫付機		○			
汚穢機械		○				スチームクリーナー					
編織機		※ ○			※2台以上	天井走行及び押型走行クレーン		7.5KV		7.5KV	
置糸機		○				クリーニングタワー		0.75KV			
建設用資材製造機械						奥じん装置		○			
コンクリートブロックマシン			※ 2.95KV	※ 2.95KV	※合計出力	溶液機		※ ○		※ 7.5KV	※バックワッシュ型エアーコンプレッショナーを除く
コンクリート管・圧製造機械			※ 10KV	※ 10KV	※合計出力						
コンクリートプラント	※ 0.45m ³	○		○	※混練容量						
アスファルトプラント	※ 200kg				※混練重量						

※印は量単位を示す。
7.5KVは7.5KV以上を意味する。

表4-1-3は行政区別・業種別の届出工場・事業場数であり、金属製品製造業、サービス業・事務所等が全体の約半数を占めている。

なお、平成元年度から平成5年度までの騒音規制法・大阪府公害防止条例に基づく届出状況は表4-1-4のとおりである。

表4-1-3 業種別届出工場数

(平成6年3月末現在)

区別	1 食料品 製造業	2 繊維 工業	3 木材 製造業	4 紙加工 品製造業 ・ パルプ・紙	5 出版 印刷業	6 化学 工業	7 ゴム製 品製造業	8 窯業・ 土石製 品	9 製 造業 窯業	10 鉄 鋼	11 非鉄 金属製 造業	12 金属 製品製 造業	13 機械 器具製 造業	14 その 他の製 造業	15 サ ー ビ ス 業 ・ 事 務 所 等	計
北	58	144	45	24	222	20	6	34	0	9	141	41	179	704	1,627	
都島	15	74	13	27	76	8	3	7	1	6	84	18	45	87	464	
福島	33	164	40	14	52	13	5	8	4	7	146	26	70	117	699	
此花	11	10	15	1	10	15	1	15	2	12	83	50	40	110	375	
中央	51	54	42	80	332	15	4	6	12	11	96	14	275	1,360	2,352	
西	15	12	34	4	59	2	3	4	48	19	217	62	112	284	875	
港	34	5	17	1	5	6	0	26	5	4	216	30	35	81	465	
大正	9	2	68	1	10	20	1	11	26	9	221	74	28	63	543	
天王寺	15	30	19	21	169	9	0	1	0	1	99	10	61	97	532	
浪速	64	12	72	10	65	4	3	7	21	21	123	40	78	160	680	
西淀川	28	27	58	22	21	32	4	25	44	29	483	112	81	56	1,022	
淀川	25	24	27	14	18	57	4	14	54	28	261	213	45	210	994	
東淀川	9	85	15	9	14	25	4	16	5	4	82	30	29	112	439	
東成	22	21	34	31	126	24	19	8	52	20	412	141	64	85	1,059	
生野	124	35	54	54	95	20	46	12	69	24	514	104	180	98	1,429	
旭	72	222	44	46	72	20	2	21	17	8	190	73	58	141	986	
城東	75	151	19	64	100	60	8	37	47	11	353	111	66	145	1,247	
鶴見	28	28	15	26	26	40	9	9	27	16	145	40	44	78	531	
阿倍野	60	33	24	20	59	9	0	5	1	1	57	14	46	93	422	
住之江	59	16	132	5	19	9	1	3	12	3	146	41	62	150	658	
住吉	61	19	11	4	12	5	2	5	0	1	44	3	37	80	284	
東住吉	90	31	35	12	69	11	4	5	1	4	146	16	75	89	588	
平野	34	45	43	35	65	33	14	10	18	11	305	54	110	91	886	
西成	22	13	64	12	31	27	6	19	35	22	311	31	69	99	761	
計	1,014	1,257	940	537	1,727	484	149	317	501	281	4,875	1,348	1,898	4,580	19,918	

表 4 - 1 - 4 騒音規制法・大阪府公害防止条例（騒音）に基づく特定（届出）
施設届出件数

種別	年度 法令 区分	平成元		2		3		4		5	
		法律	条例								
設 置 届		77	103	66	97	63	124	71	85	66	107
使 用 届		5	9	1	3	1	6	2	2		
数 の 変 更 届		15	16	6	21	14	18	9	11	10	19
騒音防止の方法変更届		0	0	0	0	0	0	0	0		
氏 名 等 変 更 届		157	105	94	68	246	228	88	84	371	260
全 廃 届		28	28	7	160	18	19	17	11	21	30
承 継 届		8	3	5	10	4	9	9	10	14	15
計		290	264	179	359	346	404	196	203	482	431

次に、工場・事業場に係る苦情件数の過去5年間の推移は、表4-1-5のとおりであり、平成5年度は335件となっている。

苦情件数を業種別にみると、図4-1-3のように、サービス業等からの騒音が約59%、製造業からの騒音が約40%となっている。なお、苦情解決への措置内容は、図4-1-4のとおりである。

これを発生施設別にみると、図4-1-5のとおり金属加工機械等の届出施設よりも、カラオケ装置や作業音などの割合が多くなっており、これらは届出を要しない等のために規制指導上問題となっている。

とくにカラオケ騒音は、昭和54年頃から苦情が急増し、昭和58年度は「深夜における使用時間制限」規制が施行されたこともあいまって290件に達したが、表4-1-6に示すとおり減少傾向にある。

また、苦情内容を用途地域別、時間帯別、騒音レベル別にみると、図4-1-6～図4-1-8のとおりであり、住居地域、深夜・夜間といった静穏が必要とされる条件下で苦情が多く発生し、騒音レベルについて60デシベル以上になると苦情が多く発生している。

なお、時間帯別苦情内訳において、苦情が深夜（23時以降）に及ぶものはほとんどがカラオケ騒音によるものである。

表 4 - 1 - 5 工場・事業場騒音の苦情件数

年 度	平成元	2	3	4	5
件 数	541	472	433	340	355

表 4 - 1 - 6 カラオケ騒音の苦情件数

年 度	昭和 59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5
件 数	214	155	201	223	199	195	154	129	90	79

図4-1-3 業種別苦情件数（平成5年度）

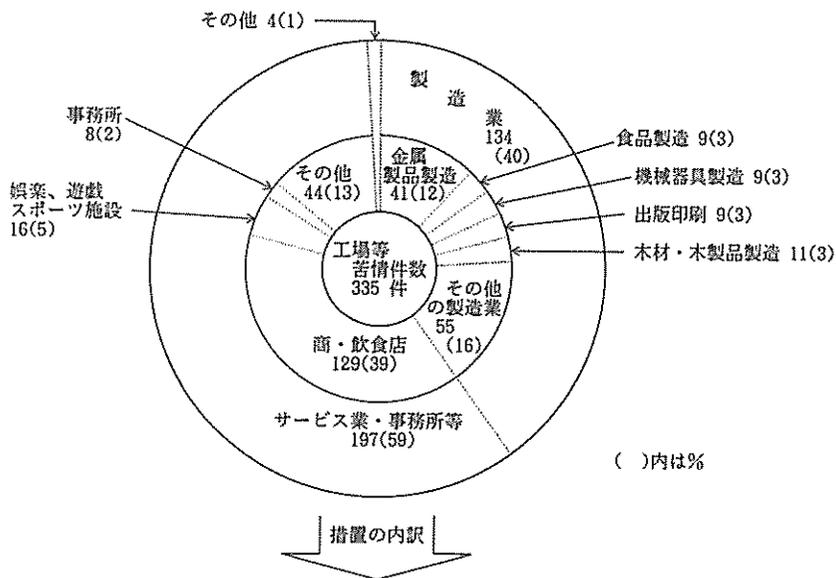


図4-1-4 措置内容

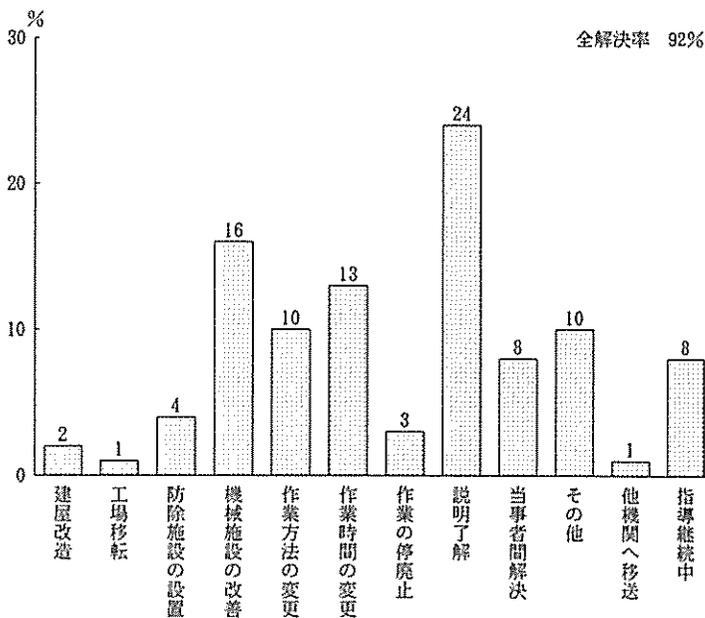


図 4 - 1 - 5 発生施設別苦情件数（平成 5 年度）

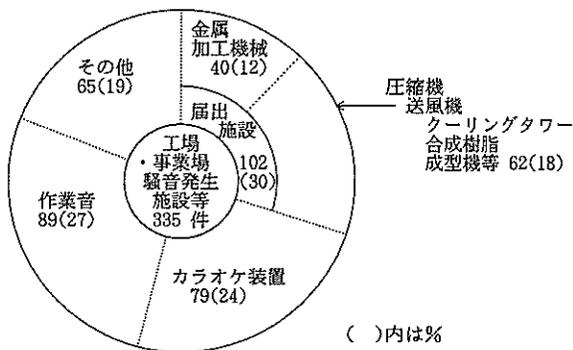


図 4 - 1 - 6 用途地域別苦情内訳

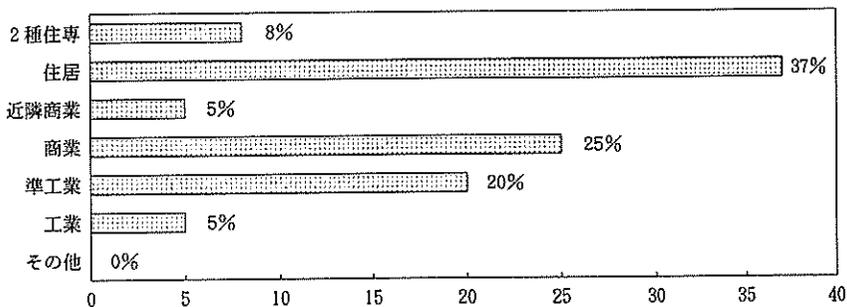
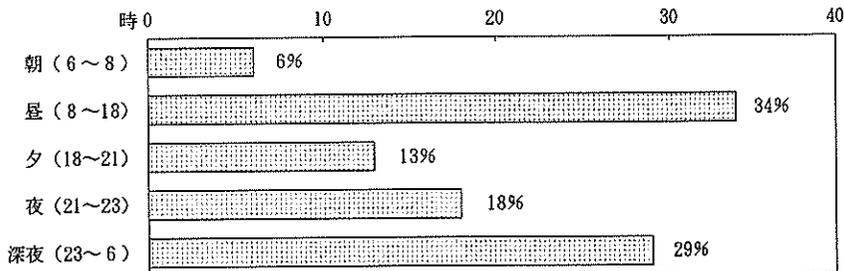
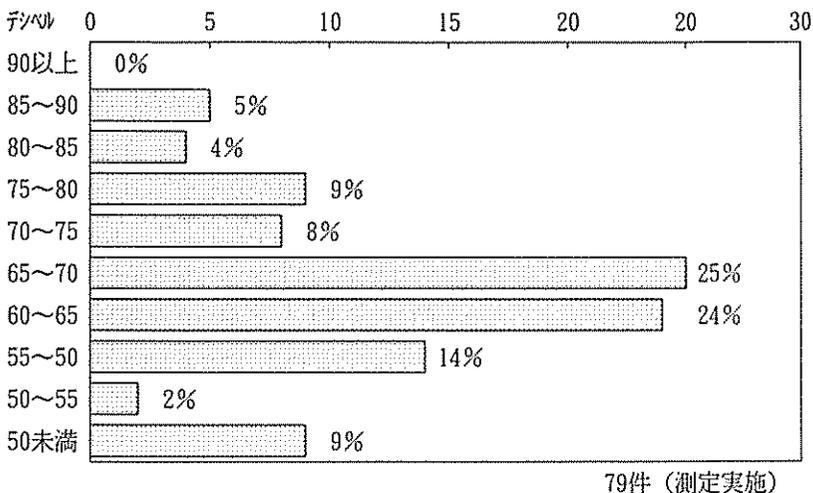


図 4 - 1 - 7 時間帯別苦情内訳



計 461件（重複あり）

図4-1-8 騒音レベル別苦情内訳



2. 建設作業騒音

建設作業には、建築工事、土木工事、解体工事などがあり、さく岩機、ショベル系掘削機などを使用する作業に伴い発生する騒音が問題となっている。

建設作業は、一過性であるが、騒音が著しいため生活環境へ与える影響が大きい。

騒音規制法及び大阪府公害防止条例により規制の対象としている作業（特定建設作業）の届出状況は表4-1-7のとおりとなっている。

また、建設作業騒音に係る苦情件数は、表4-1-8のとおりである。

苦情の作業別内訳は、図4-1-9のとおりであり、作業頻度の高いショベル系掘削機、さく岩機等の占める割合が大きい。

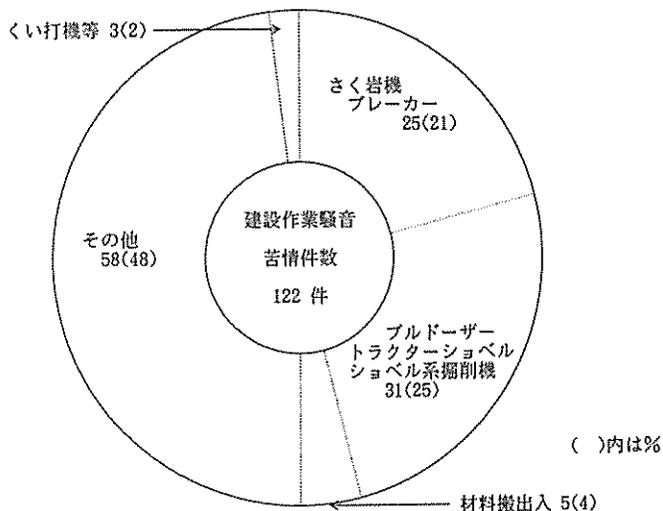
表 4 - 1 - 7 特定建設作業届出件数

特定建設作業の種類	年 度				
	平成元	2	3	4	5
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	179	155	140	125	135
2. びょう打機を使用する作業	1	3	0	3	0
3. さく岩機を使用する作業	2,383	2,374	2,031	1,877	1,424
4. 空気圧縮機を使用する作業	44	35	24	30	18
5. コンクリートプラント・アスファ ルトプラントを設けて行う作業	6	1	1	6	5
6. ブルドーザー又はショベル系掘削 機を使用する作業	3,442	3,341	2,817	2,695	2,818
7. コンクリートカッターを使用する 作業	164	154	186	182	212
8. 鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
計	6,219	6,063	5,199	4,918	4,612

表 4 - 1 - 8 建設作業騒音の苦情件数

年 度	平成元	2	3	4	5
件 数	197	241	169	156	122

図 4 - 1 - 9 建設作業騒音苦情の発生源内訳 (平成 5 年度)



3. 近 隣 騒 音

近隣騒音の発生源は、電気機器、楽器等いたるところに存在しているため、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。生活騒音及び拡声機騒音に係る苦情件数は、表 4 - 1 - 9、表 4 - 1 - 10 に示すとおりであり、今後も問題となっていくものと思われる。

表 4 - 1 - 9 生活騒音苦情件数

項目 年度	電気機器	楽 器 音響機器	人声・足音 給排水管	ベ ッ ト	アイドリング 空ふかし音	そ の 他	計
平成元	3	7	10	1	5	7	33
2	8	3	8	0	2	4	25
3	10	7	9	1	7	6	40
4	20	18	3	0	0	0	41
5	1	5	10	4	5	10	35

表 4 - 1 - 10 拡声機騒音苦情件数

年度	商業宣伝目的			その他の 目的	計
	航空機	自動車	商店等		
平成元	0	2	0	4	6
2	1	1	4	2	8
3	0	1	7	1	9
4	0	0	6	1	7
5	0	0	4	2	6

4. 地域騒音

本市では、市内全域にわたる騒音の概況を把握するために、幹線道路・高速道路の沿道を除く一般の地域における騒音（地域騒音）について環境騒音調査を継続的に実施している。

平成4年度の市内全般にわたる地域騒音の概況は、図4-1-10に示すとおり、昼間はおおむね45デシベルから65デシベルの範囲にあり、平均値は55デシベルとなっている。また、夜間はおおむね40デシベルから55デシベルの範囲にあり、平均値は48デシベルとなっている。

用途地域別の平均値は図4-1-11のとおり、昼間では工業専用地域が62デシベルと最も高く、第二種住居専用地域が49デシベルと最も低くなっている。また、夜間では商業地域が54デシベルと最も高くなっている。

地域騒音の主たる騒音源としては、図4-1-12に示すとおり、自動車音が高い割合を示し、昼間60%、夜間54%を占めている。

また、市内における地域騒音の現状を環境基準と比較すると、図4-1-13に示すとおり適合率は市内全体で昼間65%、夜間57%となっている。

地域別にみると、住居系地域の内とりわけ住居地域では、適合率が低く昼間で37%、夜間では更に低下して22%となっている。一方、商工業系地域では基準の設定がゆるいことから、適合率は昼間、夜間とも80%以上となっている。

これまでの昼間の環境騒音を昭和51年度から経年的に見たものが図4-1-14であり、調査地点の違い等の問題はあがるが、昼間はほぼ横ばい、夜間はやや増加傾向がみられる。

図4-1-10 地域騒音の騒音レベル別頻度（平成4年度調査）

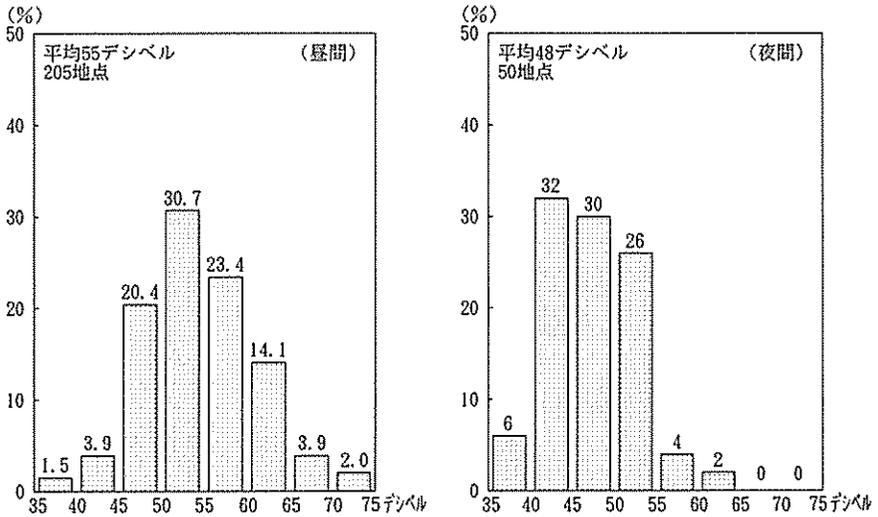


図4-1-11 用途地域別の騒音レベル平均値（平成4年度調査）

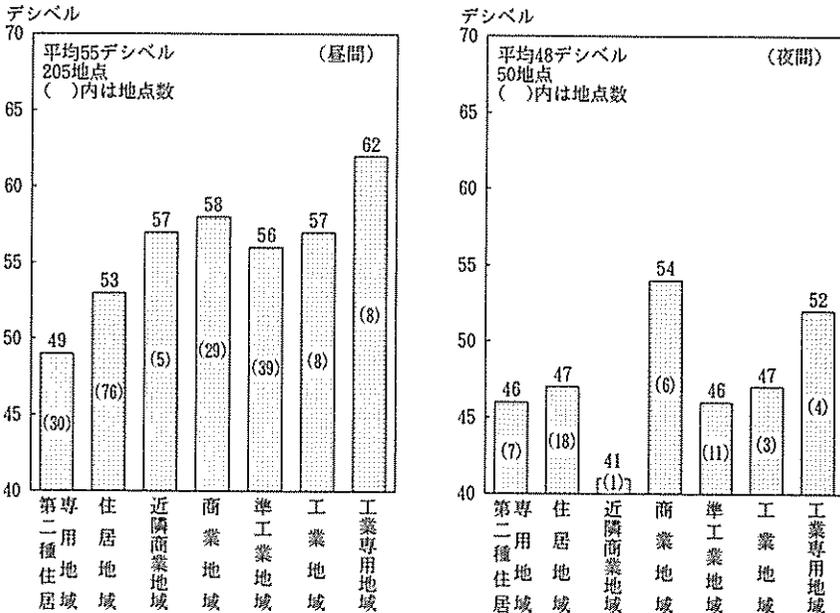


図 4 - 1 - 12 主たる騒音源の比率

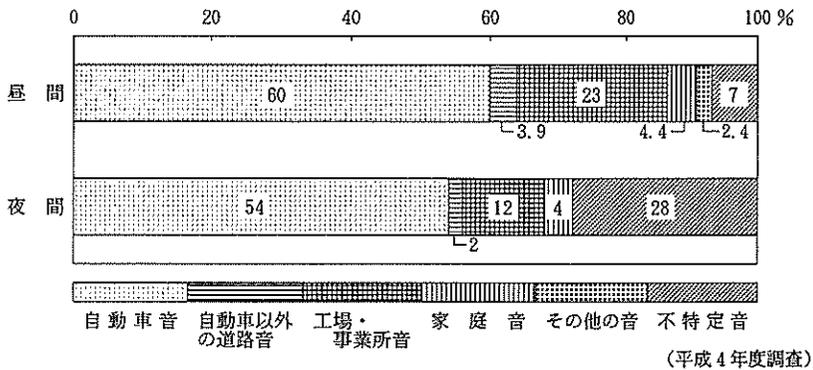


図 4 - 1 - 13 地域騒音の環境基準適合状況

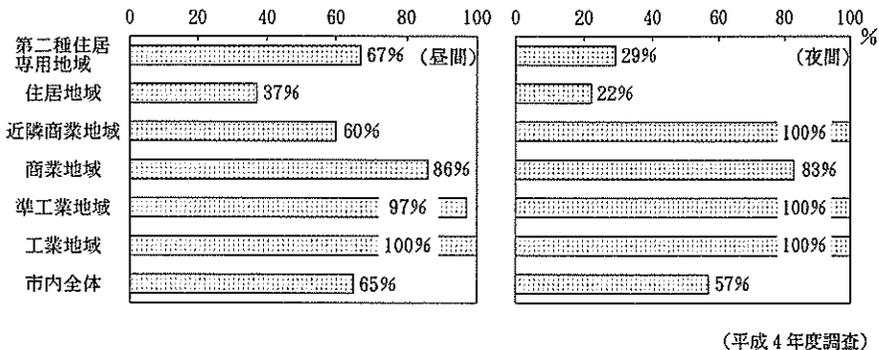
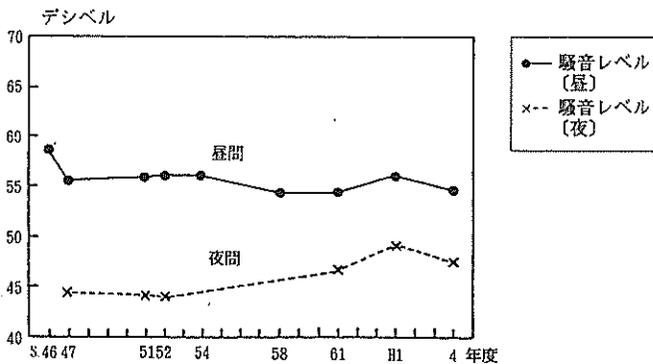


図 4 - 1 - 14 地域騒音の経年変化



第2節 騒音対策

騒音公害は、騒音規制法、大阪府公害防止条例により、工場、事業場、建設作業、自動車等、発生源の種類ごとに、各々の特性に応じた規制がなされており、その仕組みの概要は、図4-2-1のとおりである。

騒音規制法施行令等の改正により、従来、大阪府が行っていた工場・事業場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を、昭和61年4月からは本市において実施している。

騒音公害は局地的被害傾向が強く、その影響はある一定範囲に限定されることが多い。従って、騒音公害を抜本的に解決し静穏な生活環境を築き上げるためには、発生源規制はもとより長期的対策として、工場・事業場と住居の分離等の土地利用の適正化を図ることと、交通施設と整合性のある周辺土地利用の実現を図ることが必要である。

なお、平成5年度における規制指導活動の状況は、表4-2-1、表4-2-2に示すとおりである。

表4-2-1 環境保全課における立入指導等の状況

(平成5年度)

		工場・事業場等			建設作業
		工場等	カラオケ	計	
指導工場等総数		182	298	480	645
内訳	立入指導	123	298	421	171
	呼出指導	59	0	59	474
測定件数		5	0	5	19
措置		0	0	0	0
内訳	改善命令及び改善勧告	0	0	0	0
	指示書交付	0	0	0	0

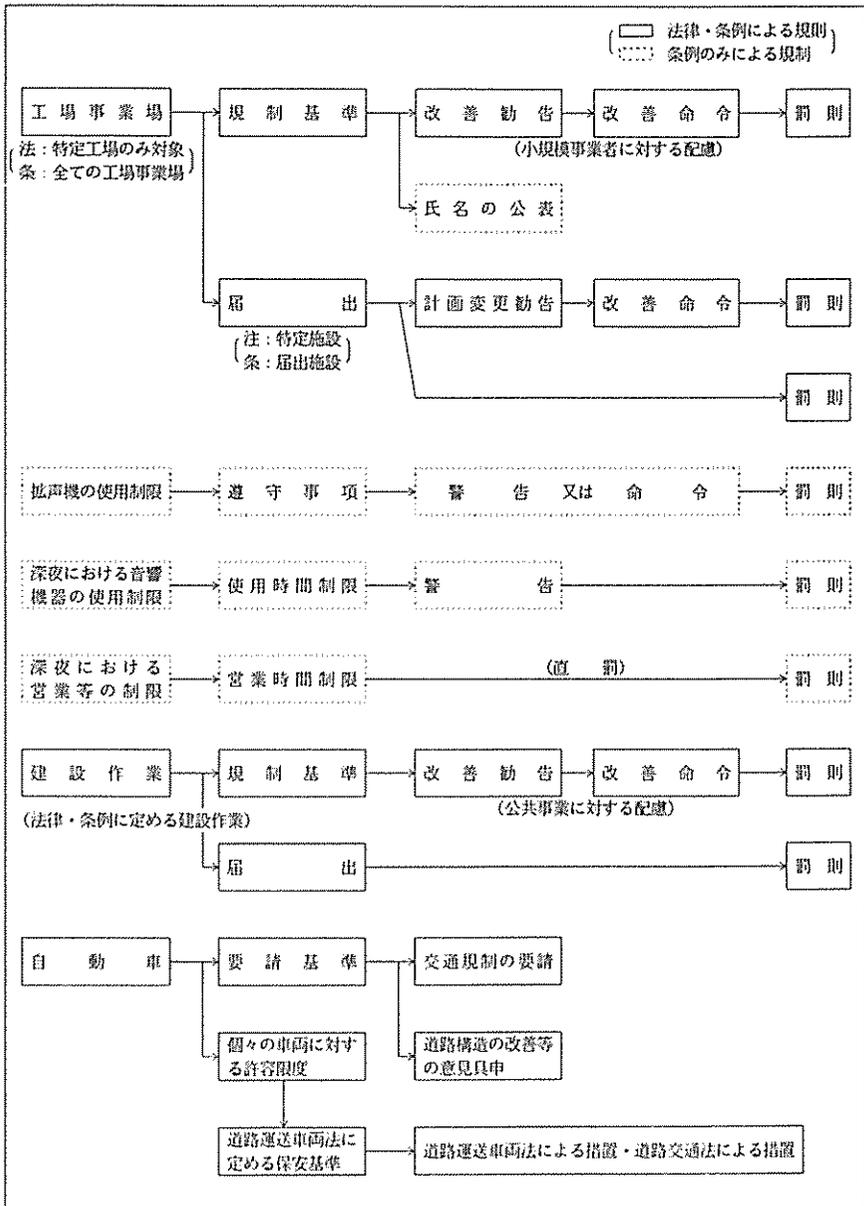
表 4 - 2 - 2 保健所における立入指導等の活動状況

(平成 5 年度)

	立入指導件数	測定件数
法 律	1,230	636
条 例	3,375	2,050
そ の 他	426	306
計	5,031	2,992

(注：建設作業を含む)

図 4 - 2 - 1 騒音規制法・大阪府公害防止条例による規制の仕組み



1. 工場・事業場騒音対策

工場・事業場騒音について、騒音規制法及び大阪府公害防止条例で規制基準が設けられており、事業者に対し基準の遵守義務が課せられている。

また、規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境がそなわれると認められる場合は、改善勧告及び命令を行うことができる。

なお、特定（届出）施設の設置にあたっては、事前に届出義務が課せられている。

本市では、届出の事前審査により騒音公害の未然防止を図るとともに、苦情発生に際しては保健所を中心として工場・事業場への立入調査を実施し、機械の改善、建屋の改善等の防止対策により規制基準の遵守を図るよう規制指導に努めている。

しかし、対策の推進には、市内各所で住工混在が形成されていること、工場の多くは中小零細企業であること、発生源が多様化していることなど種々の問題がある。

(1) 住工分離

特定（届出）施設の届出時に、特に住工混在地域における工場新設、増設については、十分な防音対策を講じ騒音公害が発生しないよう未然防止指導を行っている。

しかしながら最近では、工業系地域の工場跡地にマンションなどが建設されるケースが相当数あり、新たな住工混在問題が生じている。

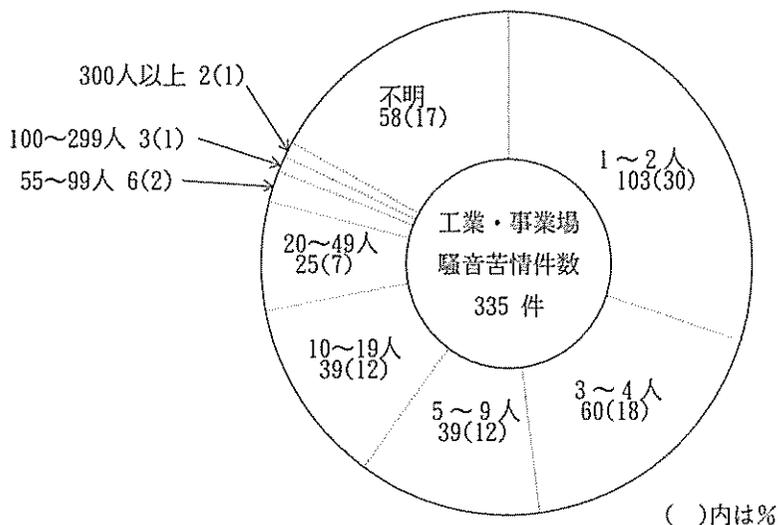
また、住工混在地に立地する工場の適地への移転を促進するために、集団化事業、工場跡地買収事業等が実施されている。

(2) 零細企業

平成5年度に苦情の対象となった工場・事業場の従業員数別内訳は、図4-2-2のとおりであり、従業員1～2名のいわゆる生業的な規模のものが商店・飲食店を中心に約30%、10名未満のものが約60%を占めている。

これら工場・事業場は、資力、経営内容が脆弱であるため自力で改善を講じることが困難であるケースが多く、このような零細企業に対し、経費負担の軽減、改善措置が早期に実施されることなどを目的として、公害防止設備資金融資制度が整備されている。

図4-2-2 工場・事業場騒音苦情件数の従業員数別内訳（平成5年度）



(3) 深夜営業騒音

深夜営業騒音の代表的存在であるカラオケ騒音に対しては、大阪府公害防止条例の改正により、昭和58年4月より「深夜における音響機器の使用時間制限」が実施され、午後11時から翌朝6時までの間、カラオケ装置等の音響機器の使用が原則として禁止されている。また、飲食店舗の許可及び更新時には、カラオケ騒音未然防止に関する指導を行っている。

2. 建設作業騒音対策

特定建設作業は、機種により音量・作業時間・作業日数が規制されており、これらの特定建設作業には事前の届出義務が課せられている。なお、本市では昭和63年4月より「建設作業に係る指導方針」を定め、建設作業に係る公害の未然防止に努めている。

また、作業に伴って発生する騒音が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められる場合には、騒音防止の方法の改善または作業時間の変更について勧告及び命令を行うことができる。

本市では、事業者に対し住居の密集した場所でのディーゼルハンマーや鋼球を使用する作業の自粛を要請するとともに、作業日数・時間等の短縮、周辺住民への事前周知の徹底等、公害の未然防止に重点をおいて指導に努めており、またパトロール、講習会の開催等により啓発強化を行っている。

3. 近隣騒音対策

近年、生活様式の多様化や市民の快適な生活環境に対する要求の高まり等に伴い、拡声機による商業宣伝放送、一般家庭からのピアノ・クーラー等からの生活騒音や拡声機から発生する音に代表される近隣騒音が社会問題となっている。

そこで、環境庁では「近隣騒音対策研究会」を設置し、その検討結果をふまえ、昭和59年9月に今後の取り組み方針を発表している。

その中で、特に生活騒音問題は「法律、条例等による一律の規制になじまず、基本的には一人ひとりのモラル・マナーによるところが大きく、都市における住まい方と密接につながるところから、トラブルが生じにくいような健全な近隣関係の形成が望まれる。このため、今後とも騒音防止に関する啓発活動を進めるとともに、相談窓口等行政側の体制を整備・充実することが必要である。また、中長期的課題としては、家庭用機器あるいは住宅設備の低騒音化、住宅の遮音性能の向上等があげられる。」としている。

本市においても、啓発活動としてパンフレット等の配布やアニメーションビデオを使用した市民啓発をする一方、苦情に対しては、相談を受けている。また、昭和61年度は環境庁の委託を受け、近隣騒音対策モデル事業を実施するとともに、一般市民、市政モニター及び地域の指導者を対象としたアンケート調査により全市的な住民意識や実態の把握を行ったところである。

これら事業の成果を踏まえ平成2年度から平成4年度にかけて、市民の自立性の確立が必要であるとの認識に立ち、集合住宅を中心として、モデル地域を設定し、各管理組合単位での生活騒音防止のルールづくりの誘導・支援を行った。

商業宣伝などの放送をするため拡声機は一般に広く使用されているが、航空機や自動車からの商業宣伝が著しい音量で反復継続される場合等は、騒音と感じられることがある。このため大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年3月公布）においては拡声機の使用について音量、時間帯、場所等の制限を設けており、これに基づいて指導・苦情処理等を行っている。

第3節 振 動

1. 現 況

振動公害は、騒音公害と基本的性質及びその影響など多くの点できわめて類似しており、発生源についても同一施設から同時に発生する場合が多く、発生源の分類、規制の仕組みなどすべての点において、騒音公害の場合とほぼ同様である。

一方、振動公害と騒音公害の相違点では、騒音は家屋内で平均10デシベル以上の減衰が期待できるのに対し、振動は逆に増幅される場合が多い。また、振動による苦情の内容では生活妨害の訴えは騒音の場合と同様であるが、それ以外に壁、タイル等のヒビ割れ、戸、障子等建付のくるいなど物質的な被害がみられるなどの点があげられる。

振動公害の発生源は次のとおり分類される。

- ① 工場・事業場振動
- ② 建設作業振動
- ③ 交通振動

なお、振動の大きさの目安を示せば、表4-3-1のとおりである。

表4-3-1 振動の大きさの目安

振動レベル(dB)	震度階	振動の感じ方等
55以下	0：無震	
55～65	I：微震	静止している人にだけ感じる
65～75	II：軽震	一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く
75～85	III：弱震	家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が分かる
85～95	IV：中震	家屋の動揺が激しく、すわりの悪い器物が倒れる
95～105	V：強震	家屋の壁に亀裂が生じ、墓石、石灯ろうが倒れる
105～110	VI：烈震	木造家屋が30%以下倒壊する
110以上	VII：激震	木造家屋が30%以上倒壊する

振動公害に係る苦情件数をみると、表4-3-2に示すとおり平成5年度では

65件となっており、その内訳は、図4-3-1に示すとおりで工場・事業場及び建設作業に係る苦情が多く71%を占めている。

なお、苦情解決への措置内容は図4-3-2のとおりである。

表4-3-2 振動関係苦情件数

年 度	平成元	2	3	4	5
件 数	125	105	87	96	65

振動公害は振動規制法及び大阪府公害防止条例により規制が行われており、工場・事業場、特定建設作業及び道路交通振動が対象となっている。

工場・事業場及び特定建設作業については、特に大きな振動が発生する施設を特定（届出）施設として定め、届出が義務づけられている。平成5年度における振動規制法及び大阪府公害防止条例に基づく工場・事業場並びに特定建設作業の届出状況は、表4-3-3、表4-3-4に示すとおりとなっている。

表4-3-3 振動規制法・大阪府公害防止条例（振動）に基づく
特定（届出）施設届出件数

種別	年度 法令 区分	平成元		2		3		4		5	
		法律	条例								
設 置 届		21	52	32	46	21	68	28	67	42	62
使 用 届		4	3	1	4	2	0	1	0		
数 の 変 更 届		6	13	5	9	8	11	8	4	8	11
振動防止の方法変更届		0	0	0	0	0	0	0	0		
使用の方法変更届		0	—	0	—	0	—	0	—		
氏 名 等 変 更 届		70	108	72	50	61	99	51	71	147	162
全 廃 届		19	17	5	156	13	10	12	5	17	17
承 継 届		5	5	4	3	3	2	3	10	6	5
計		125	198	119	268	108	190	103	157	220	257

図4-3-1 振動関係苦情件数の内訳（平成5年度）

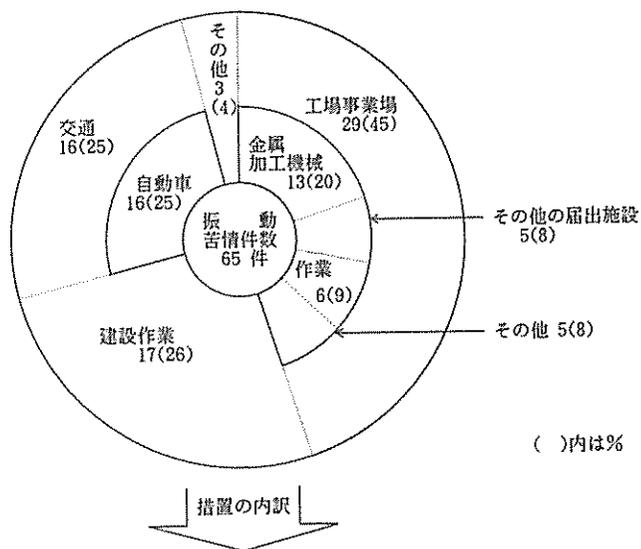


図4-3-2 措置内容

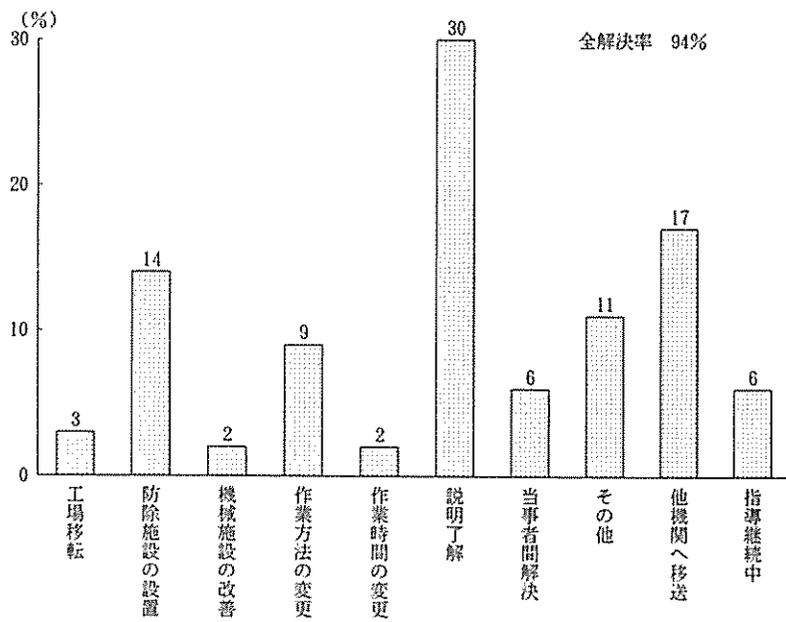


表 4 - 3 - 4 特定建設作業届出件数

特定建設作業の種類	年 度				
	平成元	2	3	4	5
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	179	155	140	125	135
2. 鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	2	5
4. ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業	524	561	516	494	499
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	3,442	3,341	2,817	2,695	2,818
計	4,145	4,057	3,473	3,316	3,457

2. 対 策

振動規制法並びに大阪府公害防止条例による振動に係る規制の仕組みは図 4 - 3 - 3 のとおりである。

昭和61年4月からは、振動規制法施行令等の改正により規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を本市で行っている。

なお、本市では昭和63年4月より「建設作業に係る指導方針」を定め、建設作業に係る公害の未然防止に努めている。

一方、振動公害の防止対策として、工場・事業場振動では防振ゴム・金属パネ・空気パネ・吊基礎等による防振、建設作業振動では建設機械の改良・ベントナイト工法等の低振動工法の採用などが多くみられる。

これらの振動防止のための対策は、同時に、騒音の低減にも有効となる場合が多く、本市では騒音対策とあわせて規制指導を行っているが、今後はさらに各種機械や建設作業に関する振動低減の技術開発など発生源対策や周辺対策をも含めた総合的な対策が望まれる。

なお、平成5年度における規制指導活動状況は表4-3-5、表4-3-6に示すとおりである。

図 4 - 3 - 3 振動規制法・大阪府公害防止条例による規制の仕組み

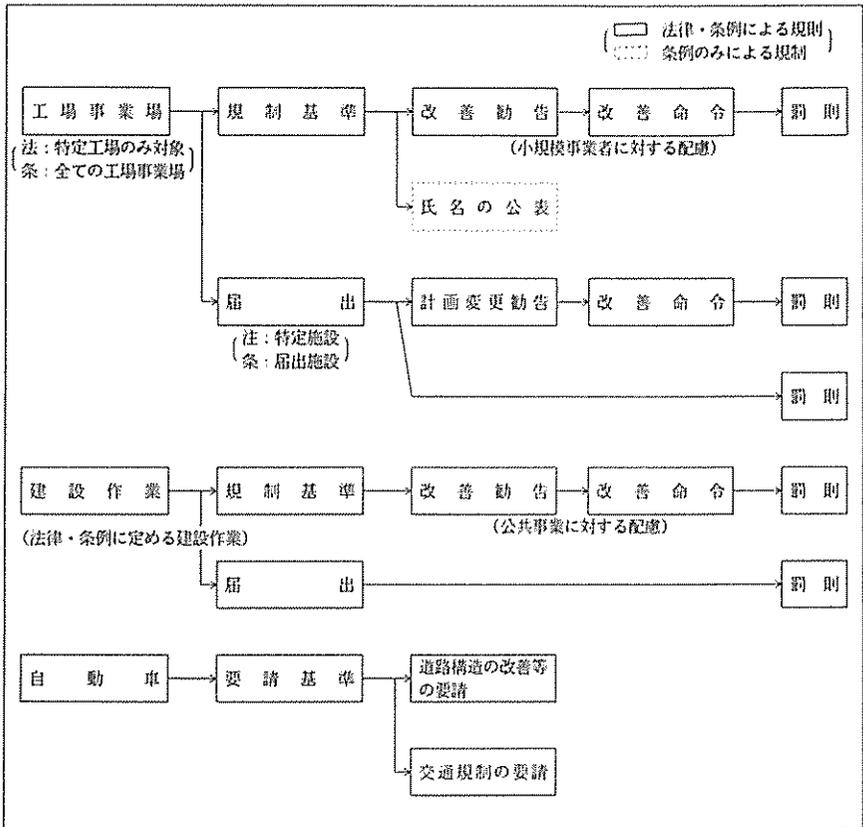


表 4 - 3 - 5 環境保全課における立入指導等の状況

(平成 5 年度)

		工場・事業場等	建設作業
指導工場等総数		32	365
内 訳	立入指導	21	67
	呼出指導	11	298
測定件数		6	0
措置		0	0
内 訳	改善命令及び改善勧告	0	0
	指示書交付	0	0

表 4 - 3 - 6 保健所における立入指導等の活動状況

(平成 5 年度)

	立入指導件数	測定件数
法 律	707	296
条 例	495	186
そ の 他	77	24
計	1,279	506

(注：建設作業を含む)

第5章 地盤沈下、土壤汚染

第1節 地盤沈下の現況

大阪の地盤沈下の歴史は古く、昭和3年に旧陸軍陸地測量部（現国土地理院）が水準測量に基づいて、西大阪に地盤変動が起りつつあることを指摘して以来注目されるようになり、昭和9年の室戸台風による高潮で西大阪一帯が浸水するなど甚大な被害をうけ、大きな社会問題となった。これを契機に、本市では地盤沈下の原因の究明とその状況を把握するため、多くの水準点を設け、水準測量による調査を実施してきた。

大阪の地盤沈下は、昭和10年から17年頃においては、臨海工業地域を中心に進行し、年間沈下量の最大は18cmを示したが、戦災を受けた昭和20年前後には一時停止した。その後、昭和25年頃から再び沈下が激しくなり、昭和35年のピーク期には20cm以上の年間沈下を記録した。しかし、地下水採取規制をはじめとする諸対策の推進により昭和38年以降は沈下が鈍化し、最近では沈静化の傾向にある。

1. 地盤沈下の状況

市域内における地盤沈下の状況を把握するため、毎年、水準測量を実施しているが、平成5年度に実施した地盤沈下水準測量の概要は表5-1-1のとおりで、観測結果は表5-1-2のとおりで年間最大沈下量は1.39cmであった。図5-1-1は、現在までの累積沈下等量線推定図である。

表5-1-3は、市内各区の主要地点について、地盤沈下の著しかった昭和36年当時の年間変動量と、最近5か年の変動量及び観測開始から平成5年までの累計変動量、図5-1-2は、市内の主要地点の累積沈下量の経年変化図である。

表5-1-1 水準測量の概要（平成5年度）

事 項	内 容						
測 量 種 類	一級水準測量						
観 測 水 準 点	166点						
観 測 時 期	平成5年10月～6年2月						
観 測 作 業	幹線ルートの一部は国土地理院が実施し、残部及び支線ルートは同院指導による公共測量として実施。						
観 測 延 長	<table> <tr> <td>国土地理院実施分</td> <td>39 km</td> </tr> <tr> <td>大阪市実施分</td> <td>190 km</td> </tr> <tr> <td>総 延 長</td> <td>229 km</td> </tr> </table>	国土地理院実施分	39 km	大阪市実施分	190 km	総 延 長	229 km
国土地理院実施分	39 km						
大阪市実施分	190 km						
総 延 長	229 km						
観 測 原 点	基21号・上町原標・国分原標・泉南原標						
備 考	昭和53年度以降、市域全体の観測（平成の偶数年度）と重点観測（平成の奇数年度）とに分けて実施している。						

表5-1-2 大阪市各区の水準点の年間変動量分布ならびに年間最大沈下量

(平成5年度)

区分	観測 水準 点数	水準点の年間変動量分布					年間最大沈下量	
		+1cm 以上	+1 ~0	0~ -1	-1 ~-2	-2cm 以上	沈下量 (cm)	所在地(水準点番号)
北	8		5	3			0.46	中之島1〔中-47〕
都島	5		3	2			0.16	中野町5-2〔国-229・1(Ⅱ)〕
福島	4		4					
此花	12		9	3			0.69	梅町1-1〔西-17(Ⅲ)〕
中央	6		1	5			0.34	上町1〔国-233(Ⅱ)〕
西	7		5	2			0.10	江之子島2-53〔国-236(Ⅱ)〕
港	12		9	3			0.50	海岸通4-2-23〔西-19(Ⅱ)〕
大正	10		4	5	1		1.39	船町1-2〔西-39〕
天王寺	1①			1			0.14	生玉町13〔国-234(Ⅲ)〕
浪速	4		1	3			0.13	恵美須西1-2〔国-235〕
西淀川	11①		11					
淀川	11		10	1			0.64	宮原5-3-4〔北-37(Ⅱ)〕
東淀川	13		11	2			0.11	柴島3-11〔国-228・1〕
東成	5		1	4			0.73	中道4-8〔東-13〕
生野	11		10	1			0.11	中川3-4-3〔東-19(Ⅱ)〕
旭	6		3	3			0.30	赤川3-13-47〔東-3(Ⅱ)〕
城東	9		9					
鶴見	7		7					
阿倍野	0							
住之江	5		1	4			0.78	南港東1-4-1〔南-66〕
住吉	3		1	2			0.41	庭井2-18-81〔南-67〕
東住吉	4		1	3			0.27	湯里1-15-40〔南-15〕
平野	8		6	2			0.13	喜連西2-11-66〔南-52〕
西成	2		1	1			0.40	玉出東1-6〔国-45〕
計	164②	0	113	50	1	0		
%	100	0	68.9	30.5	1	0		
%	100	⊕ 68.9		⊖ 31.1				

(注) ①内は新設水準点であり年間変動量分布から除いた。

図5-1-1 大阪市内の累積沈下等量線推定図

(昭和10年～平成5年累計、単位：cm)

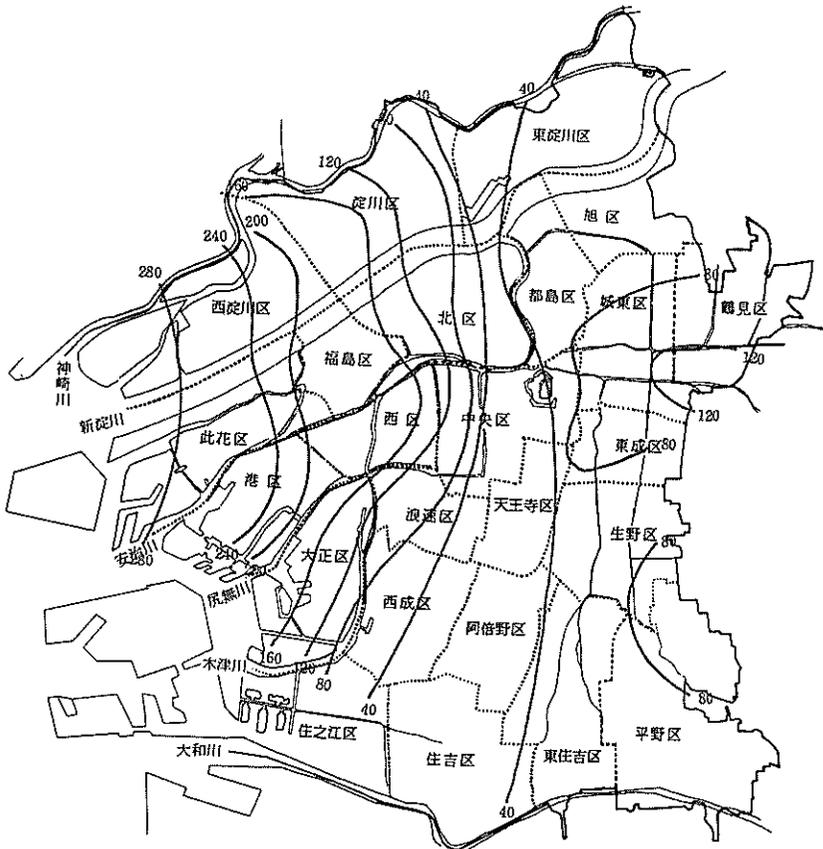


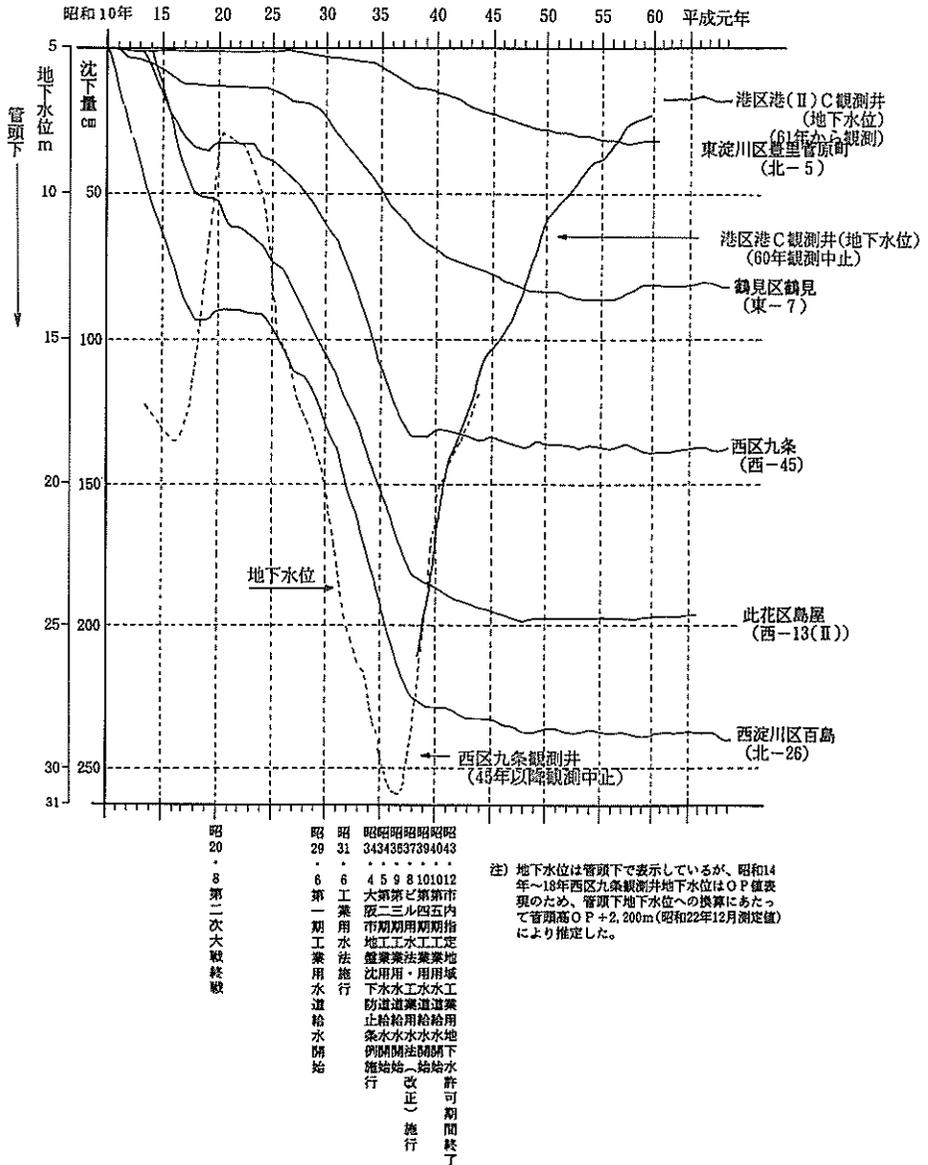
表5-1-3 大阪市各区の主要地点年間変動量

(単位: cm)

地域	区分	所在地(水準点番号)	年間変動量					変動量累計 昭和10年～ 平成5年	
			36年	元年	2年	3年	4年		5年
川北	淀川	西中島7-8 (北-13)	-7.22	+0.36	-0.18	-0.41	-1.08	+0.29	-107.23
	東淀川	上新庄2-20 (北-3)	-	-0.11	0	-0.63	-0.35	+0.38	-52.94
	西淀川	百島1-3 (北-26)	-13.31	0	-0.04	-0.57	-2.26	+0.51	-240.70
中心	北	茶屋町1 (中-7)	-25.03	-	+0.22	-	-2.85	-	-164.19
	中央	大阪城3 (中-28)	-0.15	+0.05	-0.22	-0.18	-0.21	-0.11	-15.44
	西	九条2-19 (西-45)	-9.95	+0.12	-0.28	-0.65	-2.06	+0.39	-138.48
	天王寺	南河堀町4 (中-43)	-0.54	-	+0.32	-	-0.85	-	-13.41
	浪速	恵美須西1-2 (国-235)	-	-0.03	+0.20	-0.32	-0.08	-0.13	-23.21
北西	此花	西島3 (西-10)	-11.91	-0.01	-0.29	-	-	+0.66	-247.84
福島	海老江8-1 (国-10695)	-	-0.47	+0.21	-0.70	-1.70	+0.21	-37.3	
北東	旭	大宮3-1 (東-2)	-	-0.53	+0.54	-1.27	-1.25	-0.17	-28.69
	都島	東野田町4-15 (東-8)	-4.24	+0.02	+0.13	-0.55	-0.84	+0.16	-58.71
	城東	関目4-5 (東-6)	-	-0.03	+0.47	-0.45	-0.71	+0.22	-22.79
	鶴見	鶴見3-11 (東-7)	-	+0.16	+0.27	-0.68	-1.12	+0.22	-87.97
	東成	中道4-8 (東-13)	-	+0.02	+0.17	-0.59	-0.73	-0.73	-78.89
南東	生野	勝山北1-19 (東-17)	-	+0.08	+0.35	-0.25	-0.59	+0.13	-11.95
	阿倍野	王子町4-1 (南-18(Ⅱ))	-	-	+0.19	-	-0.37	-	-17.30
	東住吉	湯里1-15 (南-15)	-	-0.14	+0.09	+0.02	-0.30	-0.27	-25.40
	平野	平野宮町1-9 (南-13)	-	-0.30	-0.03	-	-	-	-79.11
南西	港	海岸通4-2 (西-19(Ⅱ))	-13.49	+0.38	-0.71	-0.63	-1.83	-0.50	-75.31
	大正	泉尾1-39 (西-30)	-	-	-0.10	-	-1.17	-	-107.74
	西成	天下茶屋1 (国-243)	-	+0.07	+0.24	-0.24	+0.17	+0.06	-13.48
	住之江	住之江1-4 (国-245)	-	+0.13	+0.01	-0.52	+0.20	-0.10	-12.97
住吉	東粉浜2 (国-244)	-1.30	+0.01	+0.25	-0.11	+0.08	+0.20	-15.93	

- (注) 1. 測量不動点は、昭和10～38年：毛馬原標、昭和39～51年：基21号、昭和52～57年：基21号、上町原標、国分原標、262号、昭和58年以降：262号に替え泉南原標。
2. 変動量累計値のうち、(西-45)は昭和13年から現在まで、(西-19(Ⅱ))は昭和34年から現在まで、(東-18(Ⅱ))は昭和38年から現在まで、(国-10695)は昭和62年から現在まで。
3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定した。
4. 表中(-)は欠測。

図5-1-2 大阪市における地盤沈下及び地下水位の経年変化図



2. 地下水位の状況

地盤沈下は、地下水位と密接な関係があるため本市では、市内11か所15本の観測井において各被圧帯水層における地下水位の変動状況を自記水位計により観測を行っている。平成5年度の地下水位は、表5-1-4に示すとおりで、平成4年度と比較すると、15本中12本の観測井で下降を示し、その最大降下量は姫島の3.75mであった。

表5-1-4 地下水位観測結果

(単位：管頭下m)

No.	観測所名	所在地	ストレーナー位置 (地表面下 m)	平 3 年 平均水位	平 4 年 平均水位	平 5 年 平均水位	平4年～平5年 平均水位差
1	天保山 B	港区築港4丁目	96	4.93	5.96	6.73	-0.77
2	鶴町 B	大正区鶴町2丁目	25	2.95	3.37	4.11	-0.74
3	此花	此花区島屋5丁目	23	-	4.71	4.75	-0.04
4	姫島	西淀川区姫島4丁目	63	2.97	5.01	8.76	-3.75
5	十三	淀川区十三元今里1丁目	96.6	7.08	8.23	9.20	-0.97
6	中之島 A	北区中之島1丁目	91	6.78	9.47	10.33	-0.86
			178	7.07	8.11	8.65	-0.54
7	蒲生	城東区中央3丁目	96	11.71	12.56	12.84	-0.28
8	港 (Ⅱ)	港区田中3丁目	348	4.09	5.40	6.20	-0.80
			441	14.24	14.21	14.33	-0.12
			183	5.58	5.99	6.54	-0.55
9	生野	生野区巽東4丁目	13.5	7.75	7.11	6.46	+0.65
			170	16.05	15.94	14.67	+1.27
10	柴島	東淀川区柴島1丁目	170	8.29	9.77	9.52	+0.25
11	馬場町	中央区大手前	144.7	34.10	34.22	34.43	-0.21

(注) 1. 平成4年～5年の平均水位差の欄では+は上昇、-は下降を示す。

2. ストレーナー長はおおむね5m。

3. 港(Ⅱ)観測所は昭和61年6月から観測を開始した。

4. 此花観測所は平成4年7月から観測を開始した。

第2節 地盤沈下対策

地盤沈下を起こす原因は数多くあるが、大阪の地盤沈下は工業用や冷房などに用いた地下水の過剰なくみ上げによるもので、地下水位の低下に伴って発生する地層の圧密収縮が大部分であり、さらに軟弱層の自然沈下が加わったものとされている。

昭和9年・25年・36年に発生した高潮被害は、地盤沈下防止対策を促進させる結果となり昭和9年以降、その原因究明と観測体制の整備につとめ、昭和26年には工業用水道の建設に着手した。さらに昭和36年11月には大阪府・大阪商工会議所とともに大阪地盤沈下総合対策協議会を結成し、国に立法措置を促す一方、防止対策の推進に努めてきた。

地下水の採取規制については、法律及び条例により実施しているが、未規制の地下水揚水が今後増大する恐れがあるため、すべての用途の地下水揚水を対象とした地下水採取規制制度を確立する必要がある。

1. 地下水採取規制

地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「大阪府公害防止条例」に基づいて、工業用、建築物用等の地下水の採取を規制している。

(1) 工業用水法

工業用地下水の採取を規制するため昭和31年に工業用水法が制定され、昭和37年には同法の一部改正によりさらに強力な規制がなされるに至った。

本市域については、昭和34年・37年・38年及び41年と4次にわたり図5-2-1に示すように指定地域の拡大が行われ、現在では指定地域に工業用水道の給水を行っている。

なお、同法に基づく地下水採取規制の要点は次のとおりである。

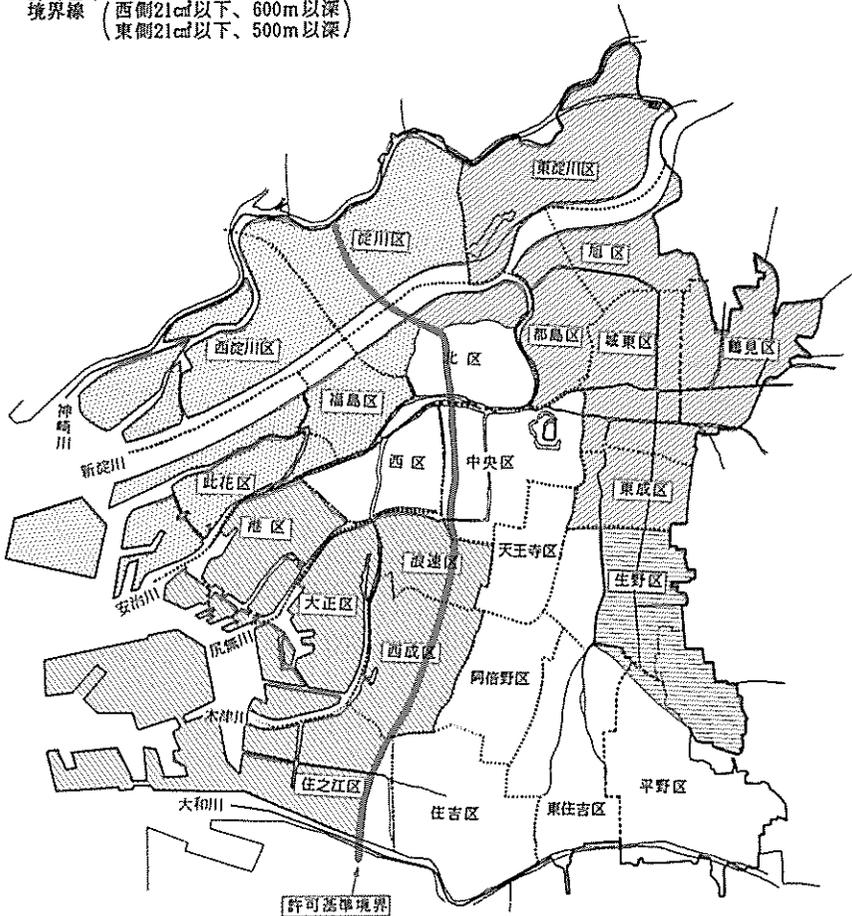
- ① 法指定地域内において、動力を用い工業用地下水を採取しようとする場合、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6 cm^2 をこえるものは規制の対象となり、大阪府知事の許可を受けなければならない。
- ② 地下水採取の許可を受けようとするものは、井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が表5-2-1の技術的基準に適合しなければ許

可されない。

図5-2-1 工業用地下水くみ上げ指定地域図

-  第1次指定地域 (昭34. 1. 4施行)
-  第2次 " (昭37. 11. 20施行)
-  第3次 " (昭38. 7. 1施行)
-  第4次 " (昭41. 6. 17施行)

許可基準
境界線 (西側21cm以下、600m以深)
(東側21cm以下、500m以深)



(2) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律

工業用水法施行後も建築物用水として地下水を多量に採取していた都市部では地盤沈下が進行したため、新たに建築物用地下水の採取を規制するに至り、昭和34年4月全国にさきがけ大阪市地盤沈下防止条例を制定し、都市部5区を指定して、井戸新設の制限・水源転換の指導を行ってきた。一方、大阪地盤沈下総合対策協議会の働きかけにより昭和37年5月「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（通称、ビル用水法）が公布され、本市全域が指定地域となり規制されることとなった。規制の要点は、(1)の工業用水法と同じであるが、建築物用は大阪市長の許可を受けなければならない。

(3) 大阪府公害防止条例

本市域の地下水採取は、上記二つの法律により規制されており大阪府公害防止条例では、揚水機の吐出口の断面積が6 cm²をこえ、かつ、動力を用いて地下水を採取している者に対して、地下水の使用用途にかかわらず水量測定器の設置及び地下水採取の報告が義務づけられている。

表5-2-1 地下水採取の許可に係る技術的基準

	地 域	ストレーナーの位置 (地表面下 m)	揚水機の吐出口 の断面積 (cm ²)
ア	西大阪 (つぎの鉄道及び 道路以西の区域) (A) 阪急電鉄神戸本線 (B) 一般国道176号線 (福知山-大阪線) (C) 一般国道26号線	600 以深	21以下
イ	東大阪 (アに掲げる区域以外の区域)	500 以深	21以下

2. 地盤沈下の監視

地盤沈下は、私達の生活の基盤である大地が広い範囲にわたり徐々に沈んでいく現象であり、人に気付かれにくく、一度沈下するとほとんど回復しない。そのために、本市では、地盤沈下の状況を広域的・立体的に把握し、的確な地下水採取規制等の対策を進めるために、水準測量により地盤変動状況を、また、観測井により地下水位及び地層の収縮状況を継続的に監視している。

(1) 水準測量による調査

地盤沈下を定量的にとらえるには、水準測量により広域的に把握する方法が最も一般的である。

水準測量とは、地域のある地点を不動点として各水準点の標高を測定するものであるが、毎年の水準点の標高差を地盤の変動量としてとらえ、その変動量から地盤沈下の状況を把握するものである。

(2) 地盤沈下観測井による観測

水準測量が地盤沈下の面的把握であるのに対して、地層の収縮量及び地下水を直接測定する方法が観測井による監視である。地盤沈下観測は井戸の抜け上がり量から地層の収縮量を測定するもので、通常は1観測所に深さの異なる井戸を数本設置し、地層別（深度別）の沈下量を測定している。

3. 調査・研究

科学的根拠に基づいた地下水くみ上げに係る行政指導を実施するために、大阪市域の地質構造の解明、地下水保全のための地下水の流動、地下水位と地盤沈下量の予測などについて調査・研究を進める。

第3節 土壤汚染

土壤汚染とは、大気汚染・水質汚濁・廃棄物処理等を通じて重金属等の有害物質が土壤に蓄積されることをいい、持続蓄積・偏在・局所的という特徴がある。

本市では昭和45年に東住吉区加美（現平野区）においてカドミウム汚染問題が発生、また、昭和50年に西淀川区において六価クロム化合物含有鉱さい問題が発生し、発生源規制・用地転用・雨水しゃ断工事等の対策を実施した。その後は市街化の進展や下水道整備の結果、問題は沈静化している。

一方、国においては、平成3年8月23日付で公害対策基本法第9条に基づく「土壤の汚染に係る環境基準」が告示され、新たな汚染物質による汚染や市街地の再開発の際の対応等が必要となってきている。

土壤環境を保全するためには、関係法令の遵守等により土壤の汚染の未然防止が重要である。有害物質を使用あるいは生産している工場・事業場においては、汚水の漏洩や廃棄物の不適正な管理等により土壤や地下水の汚染を生ずる可能性があるため、水質汚濁防止法・廃棄物処理法に基づく排水規制、有害物質の地下浸透の禁止、大気汚染防止法に基づく排出規制等、発生源に対する監視指導に努める。

また、土地改変の際等をとらえ、事業者による土壤汚染の調査・対策を進めるため、啓発・指導を行う。

第 6 章 悪 臭

第 1 節 悪臭の現況

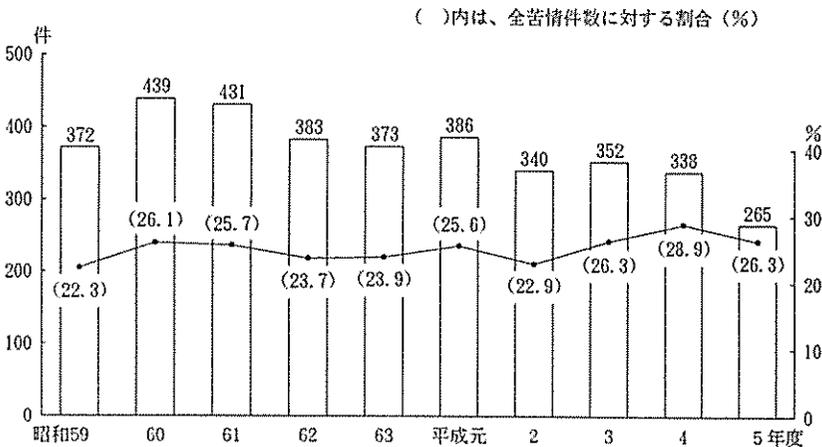
悪臭は、一般に人の嗅覚に直接作用し、嫌悪感を与える感覚公害として問題となっている。悪臭公害は、地域住民の環境に対する意識の向上と住工混在の条件が重なって、ますます複雑多様化している。しかも、悪臭は単一物質のみならず複合臭として発生する場合が多く、その測定方法、規制方法、防止技術等多くの問題をかかえている。

昭和59年度から平成5年度までの本市における悪臭苦情件数は昭和60年度の439件を最高にそれ以降徐々に減少し、平成5年度においては265件であった。

また全苦情件数に対する悪臭に関する割合は、依然として20%を超える高い割合を占めている。(図6-1-1)

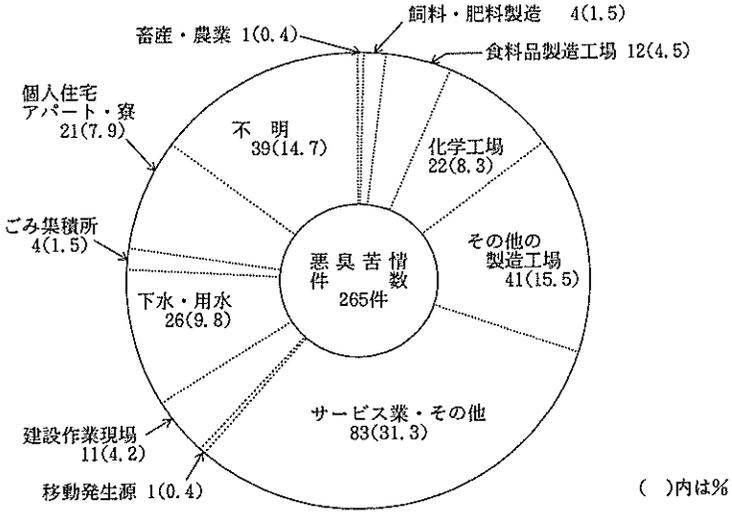
平成5年度の業種別苦情件数をみると、飲食店などの「サービス業・その他」が83件(31.3%)、金属製品製造工場など「その他の製造工場」が41件(15.5%)で、この2業種で全体の約半数を占めている。なお、不明の39件については一過性の臭気によるもの、あるいは複合臭気により発生源工場の特定ができなかったものである。(図6-1-2)

図 6 - 1 - 1 悪臭苦情件数の推移



(注) 大気汚染(ばい煙・有害物質等)・汚水等、他の公害苦情と重複しているものを含む。

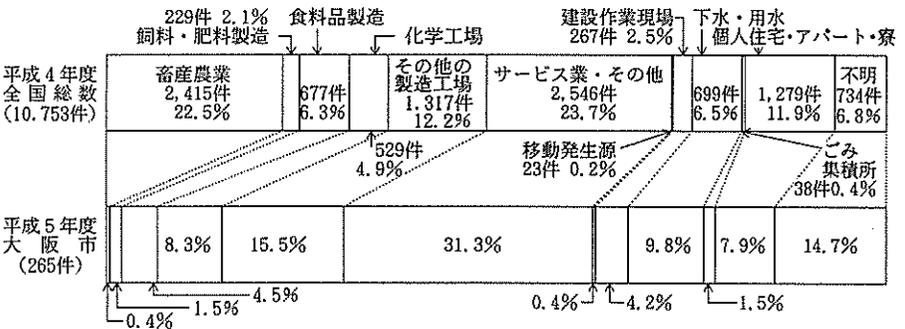
図6-1-2 平成5年度業種別苦情件数



悪臭に係る苦情件数の全国との比較を図6-1-3に示したが、これは悪臭に関する平成5年度の本市における苦情件数と環境庁が集計した平成4年度の全国の苦情件数を比べたものである。全国では「サービス業・その他」が23.7%と最も多く、次いで「畜産農業」が22.5%で、「その他の製造工場」が12.2%となっている。

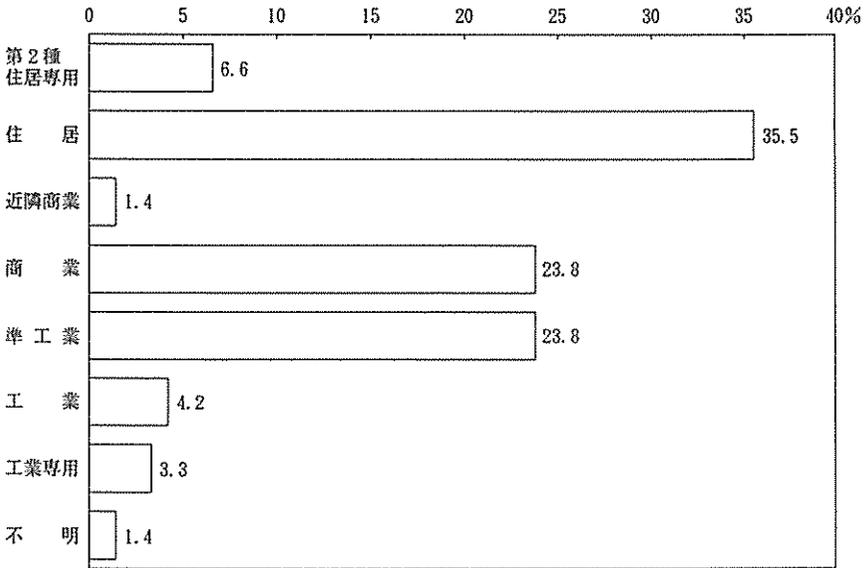
一方、本市においては畜産農業がほとんどなく、日常生活に密着した「サービス業・その他」が31.3%で最も多く、次いで「その他の製造工場」が15.5%となっており、明らかに都市型の傾向を示している。(図6-1-3)

図6-1-3 悪臭苦情件数の全国比較



また用途地域別苦情発生率は住居地域が最も多く35.5%で、次いで準工業地域と商業地域がともに23.8%とこの3地域で80%以上を占めている。(図6-1-4)

図6-1-4 用途地域別苦情発生率(平成5年度)



第2節 悪臭対策

1. 法律による規制

本市では、昭和48年8月1日、悪臭防止法の施行にあたり、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミンの5物質について規制基準と規制地域を告示した。その後同法施行令の改正により昭和53年3月30日、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの3物質、及び平成3年4月1日、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の4物質を追加し悪臭12物質について規制基準を設定し、これに基づいて工場、事業場に対し規制指導を行い、必要に応じ悪臭測定を実施している。これらの結果により脱臭装置の設置等の指導を行い、悪臭防止に努めている。

なお、平成5年6月悪臭防止法施行令の一部改正により新たにプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの10物質が追加された。

本市では、追加された10物質の、規制基準等の告示を行う予定をしているが、これにより悪臭物質は22物質が規制されることとなる。

本市における規制地域並びに規制基準は、次のとおりである。

- (1) 悪臭に係る規制地域
大阪市の区域
- (2) 悪臭に係る敷地境界線基準

表6-2-1

(平成6年4月1日現在)

物質名	規制基準(ppm)	物質名	規制基準(ppm)
アンモニア	1 以下	アセトアルデヒド	0.05 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	スチレン	0.4 以下
硫化水素	0.02 以下	プロピオン酸	0.03 以下
硫化メチル	0.01 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
二硫化メチル	0.009 以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下
トリメチルアミン	0.005 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

(3) 悪臭に係る排出口基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミンの種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \times C m \quad (H e \text{ が } 5 \text{ m 未満となる場合はこの式は適用しない})$$

$$\left. \begin{array}{l} q : \text{流量 (N m}^3 \text{/時)} \\ H e : \text{補正された排出口の高さ (m)} \\ C m : \text{敷地境界線基準で定められた値 (ppm)} \end{array} \right\}$$

2. 悪臭防止指導要綱による指導

現行の悪臭防止法では、ガスクロマトグラフ等の機器を用いて法で定められた悪臭12物質を測定し、その濃度で規制する方法を採用している。しかし、悪臭は多種多様の物質が低濃度に混合している場合がほとんどであり、機器で判定した結果と苦情陳情者の被害感覚が一致しない場合が多い。このような隔たりを捕うため、人間の嗅覚を利用する官能試験法があり、特に、その中で客観性が高い方法として三点比較式臭袋法という方法が考案され、国においては、昭和57年3月「官能試験法調査報告書」により、その有用性を確認したところである。

本市においても、昭和54年度から56年度にかけて官能試験法のうち三点比較式臭袋法を中心にその測定法について調査研究を行った。昭和60年1月には、学識経験者からなる「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、悪臭規制指導への官能試験法の導入方策について種々の観点から検討を加え、この検討結果をもとに「大阪市悪臭防止指導要綱」を策定し、昭和61年4月1日施行した。

これに伴い、昭和61年10月公募により市民を官能試験のパネル（嗅覚判定員）として委嘱し、市民参加による測定体制を整備した。

本要綱は、悪臭防止法の補完を目的としており、工場等における事業活動に伴って排出する悪臭を指導対象として、敷地境界線及び排出口において臭気濃度による指導基準を定めて、規制指導に努めている。

表 6-2-2 大阪市悪臭防止指導要綱に定める指導基準値

敷地境界線基準	臭気濃度 10				
排出口基準	臭気濃度表				
	H(m) \ Q(m ³ /分)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H
	Q < 30	400	600	800	1,000
	30 ≤ Q < 100	300	400	600	800
	100 ≤ Q < 300	200	300	400	600
	300 ≤ Q	150	200	300	400
	(注) H…排出口の実高さ		Q…排出ガス量		

(備考) 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

3. 規制指導の状況

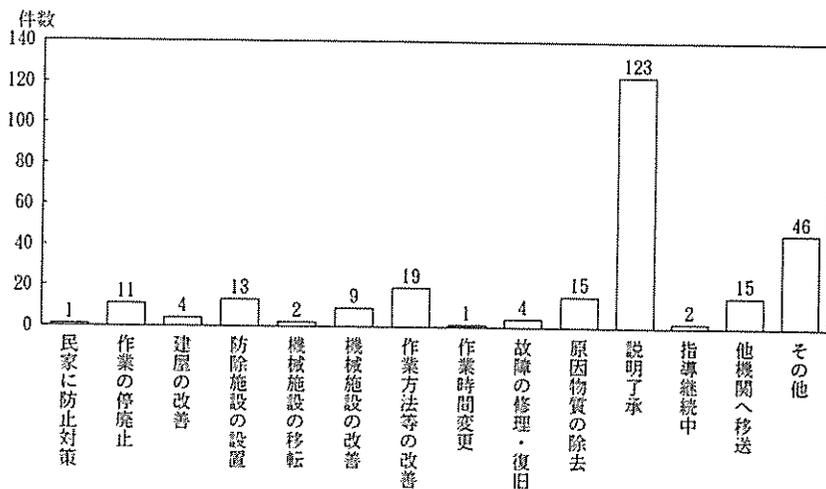
本市では苦情発生工場などに対し、脱臭装置の設置、工場建屋、設備改善、さらに工場移転等の各種の悪臭防止対策について改善指導を行っている。しかしながら苦情の訴え等問題となるケースは中小零細企業に多いため、必要に応じ公害防止設備資金融資制度や工場跡地買収事業の活用を図っている。

平成5年度の規制指導状況及び測定検査件数は表6-2-3に示すとおりである。また悪臭苦情に対する措置の内容は、苦情件数265件のうち263件は年度内に一応の解決が見られたが、残る2件については指導継続中となっている。(図6-2-4)

表 6-2-3 規制指導状況

立入指導件数			検査件数				命令 勧告	
環境 保全課	保健所	合計	機器分析		官能試験			合計
			発生源	環境	発生源	環境		
85	813	898	2	4	54	90	150	0

図6-2-1 悪臭苦情に対する措置内容



4. 化製場特別対策

(1) 規制指導

畜産副生物を有効処理する化製場は、公共性の高い重要な施設である。しかし必要不可欠といえるこれらの施設から発生する臭気が、しばしば深刻な悪臭被害を及ぼし、全国的にみても大きな社会問題となっている。

本市では、従来から化製場における悪臭対策については、畜産副生物の適正処理とあわせて積極的に取り組んできた。ことに、旧食肉市場と隣接した地域に集中した工場に対しては、昭和41年から46年にかけて獣滓の蒸製処理に重点をおいて諸施策の指導を実施してきた。しかし、周辺地域の再開発等に伴い、悪臭被害が激増しその解決が急務となったので、昭和51年から55年にかけて、これらの工場における悪臭防除について経済性、対策技術を考慮しながら脱臭装置の設置等現地における実施可能な対策を進めてきた。

この結果、周辺環境中の悪臭物質濃度は改善されたが、現状の化製場の作業形態では悪臭防止技術上の限界があるため、発生臭気の完全な除去には至っておらず、悪臭苦情は依然として継続している。

このため、悪臭防止設備の適正な維持管理及び発生臭気の低減をはかるために作業管理の徹底等の指導を行っている。また悪臭苦情の多発する夏期には定

期的な立入指導を行い、さらに悪臭常時観測所における連続測定により常時監視している。

(2) 調査研究

化製場の悪臭防止対策により環境濃度は低減されたものの、悪臭の持つ特性に加え、製造方法が旧態依然とした内容であるため悪臭公害の発生が絶えない。そこで悪臭苦情の根本的な解消をはかるため、昭和56年度以降、「化製場集約立地に関する調査」、「防・脱臭総合処理システムの研究」、「畜産副生物処理システムの近代化の検討」を行い、平成3年度には「畜産副生物高度処理プラントの環境影響事前評価」を行った。

現在これらの調査結果をふまえ、抜本的な悪臭対策の検討を行っている。

5. 悪臭防止技術に関する調査研究

悪臭発生源工場における悪臭防止対策をはかるため、昭和57年度から業種ごとに実態調査を行い、悪臭防止技術の調査研究を実施して業種に応じた脱臭方法を検討し、この調査結果を発生源工場の悪臭対策の指導に活用している。

表6-2-4 悪臭防止技術に関する調査研究業種

年 度	業 種	年 度	業 種
昭和57	廃ビニール工場	昭和63	クリーニング店
58	ゴム工場	平成元	食品製造業・飲食業
59	塗装工場	2	自動車修理工場
60	メッキ工場	3	鋳物工場
61	印刷工場	4	塗料製造工場
62	染色工場	5	コーヒー焙煎工場

6. その他

脱臭装置を設置している工場に立入り、その保守点検や性能等について調査を行うとともに、最新の脱臭装置の開発状況や、脱臭剤の活用状況等の悪臭防止技術に関する情報収集を行っている。

また、大阪市、名古屋市、京都市、神戸市からなる「四市悪臭公害連絡会」を設置し、円滑な悪臭規制行政を推進するため情報交換に努めている。

第7章 廃棄物

廃棄物は、市民の日常生活及び社会経済活動の避けがたい所産であり、生活様式
の多様化、経済規模の拡大、産業構造の高度化等に伴い、量的・質的に変動してい
る。近年の廃棄物をめぐる全国的な状況は、廃棄物の増量傾向が著しく、多様な廃
棄物の排出をもたらし、市町村等における処理処分体制がそれに追いつかないこと
や、廃棄物の不法投棄等の不適正な処理が増加するといった問題を生じている。ま
た、廃棄物の増大等は資源の浪費による地球環境の破壊といった面も有している。

こうした状況を背景として、廃棄物問題に対応すべく、廃棄物の排出を抑制し、
その適正な処理を図るため、今後の廃棄物処理体制を充実・強化することを目的と
して、廃棄物処理の根本的な改正が行われ、平成4年7月から改正法が施行されて
いる。本市においても、廃棄物処理法の改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理に関す
る条例を、平成5年3月に全面改正し、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並
びに生活環境の清潔保持に関する条例」（以下、「廃棄物条例」という。）を制定
し、平成5年4月から実施しているところである。

廃棄物の排出を抑制し、適正な処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、
生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることは、快適な都市生活と豊かな市民生
活のための最も基本的な要件であり、産業社会の維持発展にとっても不可欠な要件
である。また、限りある最終処分場を有効に利用し、廃棄物処理による環境負荷の
軽減を図るためにも、排出前段階における再資源化・再利用の取り組みは極めて重
要である。

従って、改正された廃棄物処理法並びに廃棄物条例の趣旨を踏まえ積極的に排出
抑制・適正処理等を推進させなければならない。

こうした廃棄物は「廃棄物処理法」において一般廃棄物・特別管理一般廃棄物・
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物に区別されている。産業廃棄物は事業活動に伴っ
て生じる廃棄物のうち、燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック
類など、質的及び量的に環境汚染源として重要な因子になるものが特定されてお
り、一般廃棄物はその他の廃棄物である。法改正により、新たに分類・定義された
特別管理廃棄物とは、爆発性・毒性・感染性その他の人の健康又は生活環境に係る
被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められた廃棄物をい
い、その適正な処理の徹底を担保するため、保管・収集・運搬・処理・処分に関す

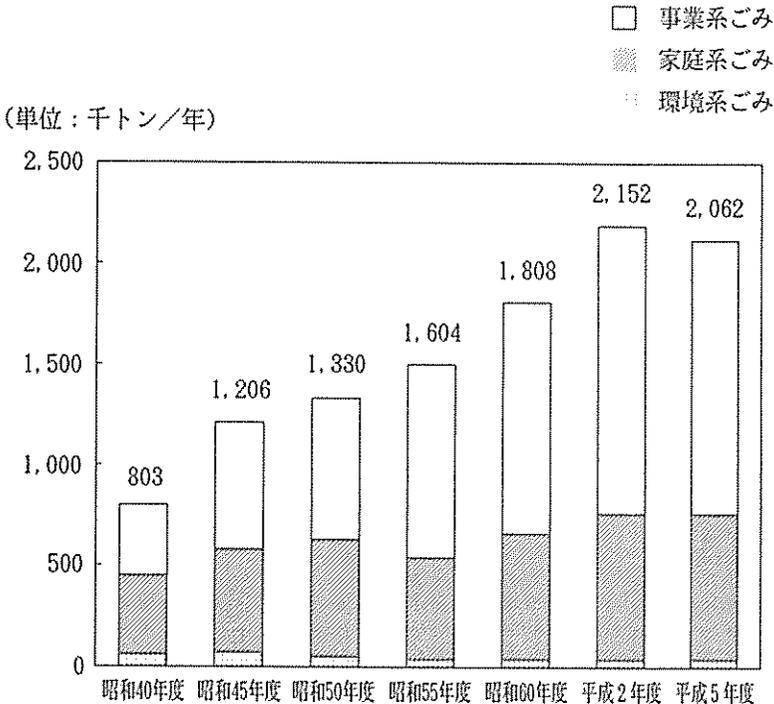
第1節 一般廃棄物

1. 排出状況

(1) 本市では、市全域から排出される一般廃棄物について、一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から排出されるごみ（家庭系ごみ）、事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）、並びに環境美化清掃によって収集されたごみ（環境系ごみ）の収集運搬・埋立処分を行っている。

一般廃棄物（ごみ）の排出状況の推移は表7-1-1のとおりであるが、昭和40年度との比較では、約2.6倍の伸びとなっている。このことは旺盛な経済活動と市民の生活様式の多様化が、大量消費・大量廃棄のライフスタイルなどを定着させてごみの急増を招いていることを示している。

表7-1-1 大阪市のごみの排出状況



(2) ごみの質的变化

市民の生活様式の多様化等に伴い、排出されたごみの組成にも変化がみられる。ごみの組成は、焼却処理・埋立処分にも影響を与えるため、毎年その把握に努めている。表7-1-2、表7-1-3はその変化を表したものである。

また、ごみの中には危険な廃棄物や適正に処理することが困難な廃棄物も含まれており、ごみ処理の障害となっている。このため、危険な廃棄物等については、廃棄物条例で排出禁止物として規定し、市民・事業者等に対し、ごみとして出さないよう周知・啓発するとともに、関係業界に対して自主的な回収体制を整備するよう求めている。

一方、廃棄物処理法の改正により、事業者の責務として、廃棄物の処理困難性をあらかじめ自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品・容器等の開発を行うこと、適正な処理の方法についての情報を提供すること、市町村の施設に協力することが規定されている。また、一般廃棄物のうちで、市町村の設備及び技術に照らして、その適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものは厚生大臣が指定し、市町村は、この指定に係る製品の製造等を行う事業者に対し、その処理について必要な協力を求めることができることとなった。

本市の廃棄物条例においても、適正処理困難物独自の指定の規定を設け、事業者等に協力を求めることができるようになっている。

表7-1-2 ごみ組成の推移

区分		年度				
		昭40	45	50	55	60
可燃物	厨芥類	14.5	11.8	12.1	13.2	11.5
	紙類	39.6	28.6	36.8	37.1	28.8
	繊維・木竹類	7.1	7.3	9.3	6.5	10.9
	プラスチック	3.3	12.1	11.0	15.2	14.2
	わら・落葉・茶殻 皮・ゴム・燃料くず	4.9	3.4	2.6	2.8	1.9
	計	69.4	63.2	71.8	74.8	67.3
	ガラス・陶器・石 金属	15.5	19.0	12.1	12.3	14.8
	貝殻・卵殻類 土砂・雑物	3.1	7.2	6.1	5.5	6.8
	計	12.0	10.6	10.0	7.4	11.1
	計	30.6	36.8	28.2	25.2	32.7

区分		年度			
		平2	3	4	5
可燃物	厨芥類	4.9	5.4	4.9	4.0
	紙類	41.0	43.0	40.5	38.2
	繊維類	5.3	4.0	7.7	5.6
	木竹類	6.1	7.7	5.5	9.3
	プラスチック類	19.6	18.6	19.0	17.1
	雑物	7.2	9.4	8.7	9.5
計	84.1	88.1	86.3	83.7	
不燃物	ガラス	5.5	4.7	4.0	5.7
	石陶器	4.2	2.5	2.5	4.6
	鉄	4.4	3.4	5.2	4.5
	非鉄金属	1.8	1.3	2.0	1.5
計	15.9	11.9	13.7	16.3	

(注) 1. 数字は風乾後の重量百分率を示す。
2. 昭和63年度から区分欄を変更した。

表7-1-3 ごみの成分及び発熱量の変化

区 分	昭40	45	50	55	60	平2	3	4	5
水分 (%)	50.4	50.7	51.5	49.7	40.4	37.9	37.9	35.5	35.0
灰 分 (%)	18.7	20.8	15.6	15.5	21.5	16.1	14.8	17.1	18.0
可燃 分 (%)	30.9	28.5	32.9	34.8	38.1	46.0	47.3	47.4	47.0
生ごみの低位発熱量 (kcal/kg)	1,163	1,138	1,404	1,608	1,847	2,251	2,308	2,379	2,221

(注) 低位発熱量とは、水分を含む生ごみの発熱量をいう。

2. 処理状況と公害防止対策

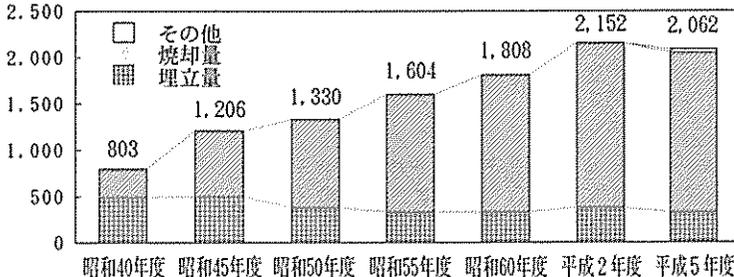
(1) ごみ(一般廃棄物)処理状況の推移

昭和30年頃までは、ごみの埋立地が周辺地で比較的容易に確保できたため、ごみは大半を埋立処分してきた。しかし、その後ごみの増量と郊外の宅地化等のため埋立地の確保が困難になったこと、加えてごみの衛生的処理への要望の高まりから、ごみの処理は焼却に依存せざるを得ない状況となり、本市では、可燃性ごみの全量焼却を目指して、昭和38年にわが国初の連続燃焼式焼却炉を有する住之江工場を完成させ、引続き9工場を逐次建設してきた。その結果、現在では可燃性ごみの全量焼却が可能となり、ごみを衛生的に処理する体制が完成しているが、長期的なごみの増量傾向を勘案すると、こうした円滑な処理体制を維持することは困難な事態に立ち至ることが予測されるため、ごみの発生を極力抑制するとともに、焼却・破碎等の中間処理施設の整備が急務となっている。

図7-1-1はごみ(一般廃棄物)の処理状況の推移を表すものである。

図7-1-1 大阪市のごみ(一般廃棄物)の処理状況

(単位:千トン/年)



(2) ごみの中間処理

① 中間処理の現況

ごみの中間処理には、焼却・圧縮・破碎・高速堆肥化等があるが、可能な限りごみの資源再生を行ったのち、中間処理しなければならない廃棄物については、衛生的処理、減量減容化の面で焼却処理が他の処理方法に比して最も優れていると考えられる。

特に限られた埋立処分場（北港処分地）を有効に利用するためにも、重量にして約4分の1、体積にして約15分の1に減量できる焼却処理による方法が最適であるため、早くから焼却工場建設に力を注いできたが、昭和55年7月大正工場の完成により、可燃性ごみの全量焼却体制が確立された。

しかし、ごみの排出量はその後も増加の傾向にあり、加えて既存工場の老朽化が進んでいるため、老朽の程度により順次建替を行い、昭和63年8月には住之江工場、平成2年4月鶴見工場の建替が完了し、現在引き続いて、西淀工場・八尾工場の建替工事を進めており、両工場とも平成6年度末には竣工予定である。

また、近年の粗大ごみの増量に対処するため、昭和63年4月に大正工場内に破碎施設を完成させ、ごみの中間処理の充実を図っている。

本市の中間処理施設は、表7-1-4に示すとおりである。

表7-1-4 中間処理施設概要

■ ごみ焼却工場

工場名	竣工	炉式	規模(日量)	余熱利用
西淀工場	昭40. 6月	デロール式	200t×2基	発電(4,900KW)
八尾工場	昭41. 10月	日立式	150t×4基	
森之宮工場	昭44. 2月	タクマ式	300t×3基	蒸気供給
平野工場	昭46. 5月	デロール式	200t×3基	
東淀工場	昭49. 7月	デロール式	200t×3基	
港工場	昭52. 5月	デロール式	300t×2基	発電(2,750KW)
南港工場	昭53. 3月	タクマ式	300t×2基	発電(3,000KW)
大正工場	昭55. 7月	デロール式	300t×2基	発電(3,000KW)
住之江工場	昭63. 7月	タクマ式	300t×2基	発電(11,000KW)高温水供給
鶴見工場	平2. 3月	デロール式	300t×2基	発電(12,000KW)

■ 破碎施設

名 称	竣 工	規 模
大正工場破碎施設	昭63. 4月	回 転 式 140t/日 せん断式 50t/日

② ごみ焼却工場における公害防止対策

焼却工場では、焼却処理における二次公害を防ぐため次の処置をとるとともに、工場の処理機能が十分に発揮できるよう、常に整備に留意し公害防止に万全を期している。

ア. ばい煙対策

大阪地域においては、大阪府公害防止条例によりばい煙が厳しく規制されており、ごみの焼却にあたっての対策には万全を期している。

焼却時の排ガス中に含まれるばいじんは、電気集塵機で除去し、さらに塩化水素、硫酸化合物を除去するため、排ガス洗浄装置を設置しており、現在建替中の西淀、八尾工場については、バクフィルター及び排ガス洗浄装置を設置してより以上の高度処理を目指している。また窒素酸化物については、発生を極力防ぐ自動燃焼制御装置で常に適切な燃焼制御を行うほか、新西淀、新八尾工場では脱硝装置の導入も行っている。

イ. 悪臭対策

密閉されたピット内の空気を押込送風機で燃焼用として焼却炉に吹き込むためピット内の気圧が外部の気圧より低く保たれ、ごみ投入扉を開放してもごみの悪臭が外に漏れないようになっている。また、ごみを900℃前後の高温で焼却しているため、排ガス中の悪臭成分は完全に分解されている。

ウ. 排水対策

工場から排出される汚水は、プラント排水と洗煙排水とにわかれ、プラント排水はアルカリ凝集沈澱方式、濾過、洗煙排水はアルカリ凝集沈澱、濾過及びキレート樹脂法で処理した後、下水道または河川に放流している。

エ. その他の対策

工場から発生する騒音については、発生源である機械類等を専用室内に設置して防音に努めるとともに、防音壁や吸音材等を用いてこれに対処している。

(3) 最終処分

① 最終処分の現況

ごみの最終処分は、本来土壌の分解・浄化作用による自然還元行為であり、処分地に恵まれている諸外国においては、焼却処理よりむしろ直接埋立処分が主流を占めている。本市も戦後しばらくの間は市内外の低湿地や池に小規模な埋立処分地を設けていたが、市域全体にわたる市街化、近郊市町村の宅地化により、内陸部に埋立処分地を設けることは全く困難な状態となったため、昭和47年度から大阪湾に大規模な北港処分地（舞州地区）を造成し、更に昭和52年度から引き続く処分地として北港処分地（夢州地区）の造成を進め最終処分場の確保に努めてきた。

北港処分地（夢州）は、本市にとって唯一の最終処分場であり、廃棄物行政を円滑に推進するためには、今後さらに廃棄物の減量・減容化を図り、貴重な最終処分空間の有効な活用に努めなければならない。

一方廃棄物の広域的処理の観点から「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」（177地方公共団体、4港湾管理者が出資）に本市としてもこれに関与しており、今後とも長期的展望に立った最終処分場の確保を図る必要がある。

表7-1-5は北港処分地（夢州地区）の概要である。

表7-1-5 北港処分地（夢州地区）の概要

所	在	地	此花区梅町2丁目地先公有水面
埋立面積	全体（1、2、3区）		2,880,000 m ²
	環境事業局分（1区）		731,000 m ²
埋立容積	全体（1、2、3区）		50,000,000 m ³
	環境事業局分（1区）		11,690,000 m ³
受入廃棄物の種類	1区		一般廃棄物・上下水道汚でい等
	2、3区		浚渫土砂・陸上発生残土

(注) 2、3区については、港湾局が埋立を実施している。

② 北港処分地の公害防止対策

ア. 汚水対策

廃棄物の埋立に伴い生じる汚水については、処分地内にフローティングエアレーターを設置し、曝気処理している。また、更に高度な処理を行うために凝集沈澱装置を設置している。

イ. 陸地化する部分ではごみを土砂で覆土するサンドイッチ方式の埋立を行い、発生するガスは、ガス抜き装置により除去している。

ウ. 害虫対策

ハエ等が成虫する前に適切に覆土し、害虫の発生を防止している。

エ. ごみの飛散防止対策

中継基地では積替時のごみ飛散、粉塵発生防止のため、飛散防止シート及び集塵装置を設置しているが、なお飛散するごみについては海面清掃船により収集している。

埋立処分地では、クレーンでの揚陸時にごみが飛散しやすいため、海面清掃船を配置し、また荒天時のごみ飛散を防ぐため処分地周辺にフェンスを設置している。

第2節 産業廃棄物

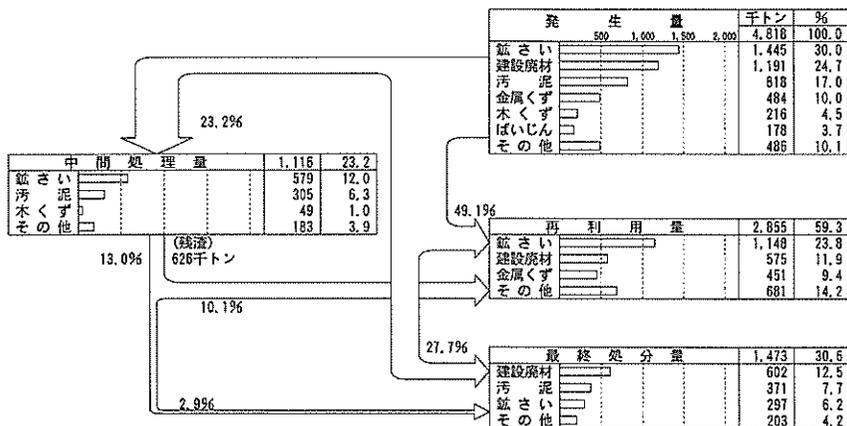
1. 産業廃棄物の発生量と処理処分状況

廃棄物のうち、とりわけ産業廃棄物には、人の健康や生活環境に影響を及ぼす有害物質を含むものがあるので、その排出から最終処分に至る各段階で、飛散、流出、悪臭の発散等の防止を図るほか、処理施設や最終処分場からの二次公害の防止に万全の措置を講ずる必要がある。

図7-2-1に示すように、平成5年度において大阪市から発生した産業廃棄物の量は482万トン（公共都市施設分は除く）と推計され、そのうち112万トン（23.2%）が中間処理にまわり、63万トン（13.0%）の残渣が生ずる。この残渣量の約7分の6を含めた286万トン（59.3%）が再利用され、147万トン（30.6%）は埋め立て等最終処分されていると推計される。このうち製造業の行政区別発生量及び最終処分量は、図7-2-2に示すとおりである。

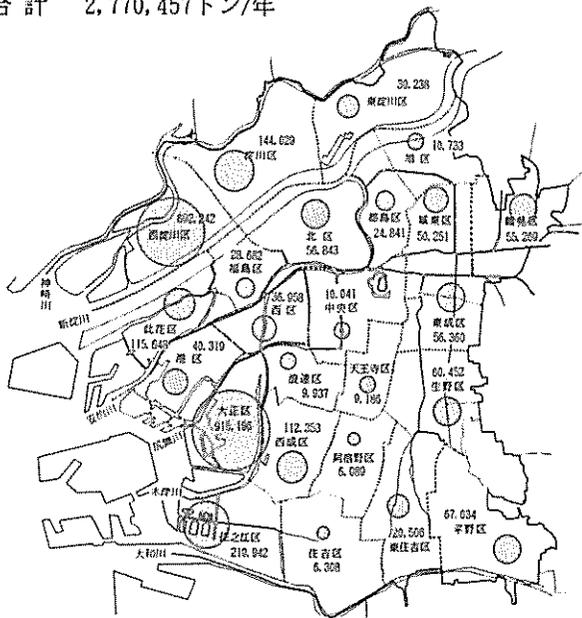
最終処分される産業廃棄物は膨大な量に及んでおり、これを排出者責任のもとに事業者の個別処理のみに委ねることは、中小企業が多くまたは市域の狭小な本市では、生活環境の保全上支障があり、不法投棄の原因ともなるので、公共関与による最終処分場の確保を含めた産業廃棄物の長期的、総合的な処理対策が必要である。

図7-2-1 産業廃棄物の発生量及び処理状況（平成5年度）

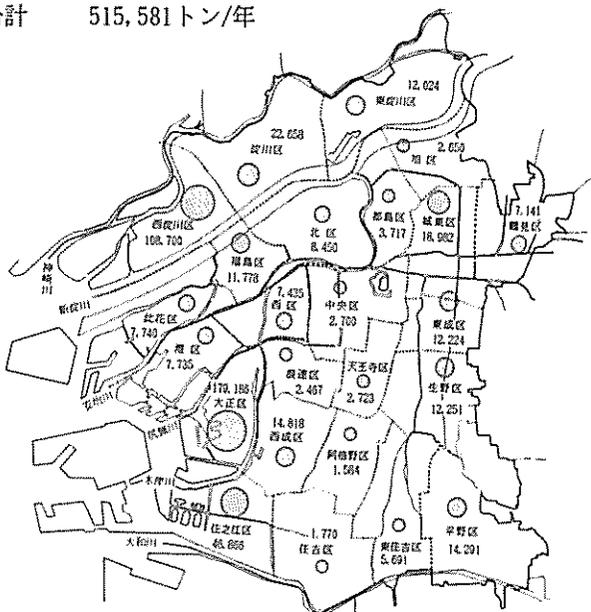


- ④ 1. 平成3年度実態調査結果より推計。
2. 公共都市施設から排出される産業廃棄物を除く。

図7-2-2 行政区別発生量及び最終処分量（製造業）（平成5年度）
発生量合計 2,770,457トン/年



最終処分量合計 515,581トン/年



2. 産業廃棄物処理対策

昭和45年12月25日に制定された廃棄物処理法によって、産業廃棄物はこれを排出する事業者の責任において処理することを基本とし、その適正な処理を確保するための規制措置が定められ、その後、廃棄物をとりまく社会情勢の変化に対応して数度の法改正が行われた。特に平成3年度には抜本的な改正が行われ、法体系の整備が図られてきた。

本市においては、同法の趣旨の徹底を図るとともに環境保全の立場から、本市の実情に即した産業廃棄物処理対策を実施してきた。

(1) 法律による規制

① 産業廃棄物排出事業者

産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物を自らの責任で処理しなければならないが、処理にあたっては各種の基準等を遵守しなければならないこととされている。

その主な事項は、次のとおりである。

ア. 保管、収集、運搬、処分の基準を遵守すること

- ・飛散、流出、悪臭等の防止
- ・産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理上の基準
- ・種類毎の処理基準
- ・埋立地周辺の水域及び地下水の汚染防止

イ. 処理の委託の基準を遵守すること

許可を受けている業者であって、委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれるものに委託し、書面で契約を行うこと

ウ. 特別管理産業廃棄物を生じる事業者の義務

- (ア) 管理責任者を設置し、その氏名を報告すること
- (イ) 委託時に管理票を交付すること
- (ウ) 処理実績及び管理票交付状況について報告すること

エ. 産業廃棄物処理施設設置の許可及び技術管理者、処理責任者の設置を行うこと

オ. 処理の状況について、帳簿に記載し保存すること

なお、廃棄物処理法施行令第7条で規定する産業廃棄物処理施設は、平成6年3月末現在で126施設となっており、種別別設置状況は表7-2-1

のとおりである。表7-2-2は平成5年度中の産業廃棄物処理施設に係る許可又は報告状況である。

表7-2-1 産業廃棄物処理施設設置状況

(平成6年3月末現在)

処理施設の種類(処理能力)	施設数
1 汚泥の脱水施設 (10m ³ /日以上)	76
2 汚泥の乾燥施設 (10m ³ /日以上)	1
3 汚泥の焼却施設 (5m ³ /日以上)	6
4 廃油の油水分離施設 (10m ³ /日以上)	3
5 廃油の焼却施設 (1m ³ /日以上)	12
6 廃酸または廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日以上)	3
7 廃プラスチック類の破碎施設 (5t/日以上)	5
8 廃プラスチック類の焼却施設 (0.1t/日以上)	5
9 汚泥のコンクリート固型化施設	2
10 シアン化合物の分解施設	3
11 管理型最終処分場 (面積1,000m ² 以上)	6
12 産業廃棄物の焼却施設 (5t/日以上)	4
合 計	126

- (注) 1. 産業廃棄物処理業者が設置した処理施設を含む。
 2. 管理型最終処分場については、法改正(昭和52年3月)以前から設置されている4施設(届出対象外)を含む。

表7-2-2 産業廃棄物処理施設関係許可又は報告状況

(平成5年度)

設置許可	変更許可	使用前検査
7	4	10
使用開始報告	廃止届	処理責任者選任報告
9	8	6
処理責任者変更報告	技術管理者変更報告	設置者等変更届
10	18	14

(2) 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理業者とは、排出事業者の委託を受けて産業廃棄物の収集・運搬または処分を業として行う者をいう。

産業廃棄物処理業者の業務の種別は図7-2-3に示すとおりである。

図7-2-3 産業廃棄物処理業の業務の種別

産業廃棄物 処 理 業	産業廃棄物 収集・運搬業	産業廃棄物	収集・運搬業（積替えを含まない）
		収集・運搬業	収集・運搬業（積替えを含む）
産業廃棄物 処 分 業	産業廃棄物 処 分 業	中間処理業	
		埋立処分業	
		海洋投入処分業	
特別管理産業 廃棄物処理業	特別管理産業 廃棄物 収集・運搬業	特別管理産業 廃棄物	収集・運搬業（積替えを含まない）
		収集・運搬業	収集・運搬業（積替えを含む）
特別管理産業 廃棄物処分業	特別管理産業 廃棄物 処 分 業	中間処理業	
		埋立処分業	
		海洋投入処分業	

上記の者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（保健所設置市にあっては市長）の許可を得なければならない。

許可にあたっては、その能力及びその事業の用に供する施設等が基準に適合するものでなければならない。

平成6年3月末現在で本市が許可した産業廃棄物処理業者は2,739業者、特別管理産業廃棄物処理業者は234業者で、このうち平成5年度の新規許可件数は産業廃棄物処理業が253件、特別管理産業廃棄物処理業が223件である。

なお、許可業者の業種別及び取り扱う産業廃棄物の種類別内訳は、表7-2-3のとおりである。

また、産業廃棄物再生利用者（再生利用されることが確実であると市長が認めた産業廃棄物のみを収集、運搬または処分を行うため市長の指定を受けた者）は、平成6年3月末現在で8業者である。

表7-2-3 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成6年3月末現在)

種別	区 分		許可件数		廃棄物の種類	許可件数
収 集	収 集 ・ 運 搬 (積替えを含まない)		2,626	取 扱 い 産 業 廃 棄 物 別 許 可 件 数	1. 燃 え 殻	93
						2. 汚 泥
運 搬	収 集 ・ 運 搬 (積替えを含む)		39		3. 廃 油	494
						4. 廃 酸
処 分	中 間 処 理 の み		66		5. 廃 アルカリ	174
	最 終 処 分 の み	埋 立	2		6. 廃プラスチック類	1,939
		海洋投入	4		7. 紙 く ず	589
		埋立処分 海洋投入	0		8. 木 く ず	1,010
			0		9. 織 維 く ず	457
	中 間 処 理 最 終 処 分	中間処理	1		10. 動植物性残渣	445
		埋立処分	1		11. ゴ ム く ず	1,553
		中間処理 海洋投入	1		12. 金 属 く ず	1,771
		中間処理 埋立処分 海洋投入	0		13. ガ ラ ス く ず	1,714
					14. 鋳 さ い	135
			15. 建 設 廃 材		1,864	
			16. 動物のふん尿		1	
			17. 動物の死体		1	
			18. ば い じ ん		71	
			19. 処分するために 処理したもの		430	
合 計		2,739		合 計	13,526	

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成6年3月末現在)

種別	区 分		許可件数		廃棄物の種類	許可件数
収集 運搬	収集・運搬 (積替えを含まない)		208	取 り 扱 い 産 業 廃 棄 物 別 許 可 件 数	1. 廃油	131
	収集・運搬 (積替えを含む)		9		2. 廃酸	81
処 分	中間処理のみ		17		3. 廃アルカリ	78
	最終処分 のみ	埋立	0		4. 感染性産業廃棄物	49
		海洋投入	0		5. 廃PCB等	0
		埋立処分	0		6. PCB汚染物	0
		海洋投入	0		7. 指定下水道汚泥	0
	中間処理 最終処分	中間処理	0		8. 鉱さい	2
		埋立処分	0		9. 廃石綿等	17
		中間処理	0		10. ばいじん	13
		海洋投入	0		11. 燃え殻	5
		中間処理	0		12. 汚泥	67
埋立処分		0	13. 処分するために 処理したもの		0	
海洋投入		0				
海洋投入		0				
海洋投入		0				
合 計			234	合 計	443	

3. 規制指導等の状況

(1) 排出事業者に対する規制・指導

平成5年度においては、主として特別管理産業廃棄物排出事業者を対象とし、説明会の開催等による改正法の周知に努めるとともに、前年度に引き続き

次の規制指導を行った。

表7-2-4は、産業廃棄物排出事業者に対する規制指導状況を示したものである。

表7-2-4 産業廃棄物排出事業者規制指導状況

(平成5年度)

対 象 事 業 場	対象数	報告書提出数	立入件数	分析件数
特別管理産業廃棄物排出事業場	401	264	29	—
産業廃棄物処理施設設置事業場	73	97	6	
建 設 業 者	139	99	10	
そ の 他	—	—	225	
合 計	—	—	270	183

(注) 表中のその他とは、特別管理産業廃棄物を排出するおそれのある事業場等である。

ア. 特別管理産業廃棄物排出事業者

特別管理産業廃棄物を排出する事業場に対して、廃棄物処理法施行規則第14条に基づく処理処分報告書を徴収するとともに立入検査を実施し、処理確認の励行等適正処理の徹底を図った。

イ. 特別管理産業廃棄物を排出するおそれのある事業者

特別管理産業廃棄物を排出するおそれのある事業場（大気関係特定施設設置事業者、水質関係特定施設設置事業者など）に対して、立入検査を行い、必要に応じ検体を採取し、分析を行った。

その結果、爆発性、毒性、感染性等の性状を有するものを排出する事業場に対しては、特別管理産業廃棄物排出事業者として位置付け、管理責任者の設置、委託基準の遵守等の適正処理の指導を行うとともに、埋立基準等に適合しないものについては、中間処理の改善、委託先の変更等の指導を行った。

ウ. 産業廃棄物処理施設設置事業者

産業廃棄物処理施設設置事業場に対して、処理状況についての報告書を提出させ、適正処理指導を行った。

エ. 建設業者

「建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱（昭和62年11月1

日施行)」に基づき、建設業者のうち大阪府域に営業所を有する資本金10億円以上の事業者に対して、処理実績報告書を提出させ、適正処理及び減量化の推進等の指導を行った。

(2) 産業廃棄物処理業者に対する規制・指導

本市が許可した産業廃棄物処理業者に対し、次のとおり規制指導した。

表7-2-5は、平成5年度における規制指導状況を示したものである。

表7-2-5 産業廃棄物処理業者規制指導状況

(平成5年度)

業務の種別	対象者数	立入件数	分析件数	報告書提出数	研修会件数
収集運搬業	2,810	73	24	1,953	25
中間処理業	82	164	65	82	
埋立処分業	1	1	1	1	—
海洋投入処分業	2	2	2	2	—

ア. 立入検査の実施

市内に保管施設、中間処理施設等の処理施設を有する産業廃棄物処理業者に対して、定期的に立入検査を行い、必要に応じて行政分析を行うなどにより法令の遵守の徹底及び処理施設の整備、充実に努めるよう指導した。

イ. 業務実績報告の徴収

廃棄物処理法施行規則第14条第8項の規定に基づく業務実績報告書の提出の徹底を図るとともに、この報告の内容を精査し、必要に応じて適正処理を指導した。

ウ. 研修会の実施

研修会を実施し、適正処理の徹底を図るとともに各種情報の提供を行い、産業廃棄物処理業者の資質の向上に努めた。

エ. 資源化、再利用の推進

資源化、再利用を推進するため産業廃棄物再生利用業の指定制度の活用を図り、広域的に資源化、再利用されている産業廃棄物について、その位置付けを明確化し一般指定の導入を検討した。

(3) 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄の原因は、主として排出事業者が無許可の業者に処理

を委託することによって生ずるため、排出事業者にこのようなことのないよう指導し、不法投棄を排出源から防止する対策を講じてきた。

不法投棄があった場合、現場確認のうえ、投棄者または委託者に対し原状回復の指導を行い、必要に応じて不法投棄物を採取、分析している。

投棄者または委託者が判明しない場合は、管理者責任に基づき不法投棄された土地の占有者または管理者に対しても同様の措置を実施している。

4. 公共関与

(1) ㈲大阪産業廃棄物処理公社

昭和46年2月、大阪府と共同出資して設立した㈲大阪産業廃棄物処理公社は、産業廃棄物の広域処理を主要事業としており、府、市が行う産業廃棄物処理にかかる公共関与の実施主体としてその事業の円滑な推進を図っている。その活動状況は表7-2-6のとおりである。

表7-2-6 ㈲大阪産業廃棄物処理公社事業内容

事業名	事業内容	開始年月	平成5年度実績
堺第7-3区埋立処分事業 受入容量 3,600万トン	汚泥、ばいじん、燃え殻 ゴムくず、廃プラスチック類、土砂・がれきなどの埋立処分	昭和 49年2月	201万トン
北港2-3区埋立処分事業 夢洲地区 (62年8月～) 受入容量 3,831万m ³	しゅんせつ土砂等の受け入れ	昭和 50年7月	218万m ³
	大阪市の公共事業から発生する土砂類の受け入れ	昭和 58年4月	466万トン
クリーン大阪センター事業	有害汚泥、鉍さい、ばいじん、燃え殻のコンクリート固化による無害化处理	昭和 52年5月	6,464トン
堺第7-3区中間処理事業	有害汚泥、ばいじんのコンクリート固型化 廃油、油泥の焼却、有機性汚泥の焼却：固化	昭和 56年5月	684トン

(2) 大阪湾広域臨海環境整備センター事業

廃棄物を広域的に処理するため、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法人である「広域臨海環境整備センター法」に基づき、昭和57年3月に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターに関係地方公共団体及び関係港湾管理者として本市も出資を行った。センターの計画では、尼崎沖と泉大津沖の2箇所に廃棄物の埋立処分場を建設し、近畿圏から発生する廃棄物を埋立することとしている。

尼崎沖処分場については昭和62年11月から建設を行い、平成2年1月から廃棄物の受け入れを開始。また、泉大津沖処分場についても平成元年6月に建設工事の着手を行い、平成4年1月から受け入れを開始している。これらの処分場が本格的な活動を開始したことで、近畿圏における最終処分場の確保について将来的に明るい見通しが出てくるものと期待される。

5. 調査・研究

長期的展望に立った都市廃棄物総合処理システムの開発を図るため、「大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会」（昭和51年4月設置、事務局：計画局）が設置され、関連技術の調査・研究及び都市廃棄物の有効利用等の諸課題について、実証試験を行い、基礎データの収集、検討等を関係局が協調し実施してきた。

第3節 廃棄物減量化、リサイクルの取り組み

1. ごみ減量キャンペーン

改正された廃棄物処理法及び廃棄物条例において、ごみの排出抑制・再生利用・再資源化等の推進について、事業者・市民等に対して積極的に普及啓発すべき旨を規定しているが、本市においては、従前からごみの減量化やリサイクルに関する普及啓発を行っている。

特に平成2年度からは、各種の広報媒体を活用して『ごみ減量 みんなの知恵のみせどころ』をメインスローガンにごみ減量キャンペーンを展開し、積極的に市民や事業者のごみ問題への関心を喚起するとともに、ごみ減量の協力を呼びかけてきている。本年度も区民まつりへの参加や各種イベントへの空き缶プレス車の派遣、また、他の政令指定都市及び東京都と共同で「13大都市減量化・資源化共同キャンペーン」を展開するなど、各種の広報媒体やイベントを通じ、ごみ減量の必要性を訴えて行く。また、本年9月には本市において、「第3回ごみ減量化推進全国大会」が開催されることとなっている。

2. ごみ減量・リサイクル事業の取り組み

平成3年度から、ごみ減量・リサイクル促進に関し、市民の自主的な活動の支援や、資源回収のモデル実施を行っているが、今後も引き続き、これらの事業の推進に努めるとともに、平成6年10月からは、これまで、北区・都島区・旭区をモデル地区としてテスト実施していた、資源ごみの分別収集を全市域に拡大する予定である。

なお、現在進めているリサイクル事業の内容は、次のとおりである。

- (1) 環境事業局事務所における牛乳パック・アルミ缶の回収
- (2) 南港ポータウンにおける空き缶・空き瓶回収
- (3) 地域における集団回収への用具貸与
- (4) 販売店における資源回収への用具貸与
- (5) 不用品交換情報誌「月刊リサイクリングOSAKA」の発行
- (6) 容器・包装材対策

市民・事業者・関係業界等に対して、使い捨て容器や過剰包装の自粛、再生利用可能な容器、包装材の普及及び使用後の回収等を求める。

(7) 事業系紙ごみ対策

事業者に対し、オフィスから出る紙ごみの分別回収の取り組みを求めるとともに、再生紙の使用を呼びかけている。

第 8 章 公害保健対策

第 1 節 公害健康被害の補償等制度

昭和63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の施行により、旧法（昭和49年9月施行、公害健康被害補償法）で第一種地域の指定を受けていた大阪市全域を含む41地域全てが指定解除され、既に認定を受けている患者（被認定者）に対する補償給付等は継続されるが、新たに健康被害者の認定は行わないことになった。

今後は、個人に対する事後的な補償制度から地域住民を対象とした健康被害の未然防止に重点をおいた制度へと転換されることになった。

本市ではこの法律に基づいて、既存の被認定者については補償給付および公害保健福祉事業を継続して行うとともに、大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業を実施し市民の健康の確保を図っている。なお、これらの事業とともに本市の独自施策として昭和63年4月から小児の気管支ぜん息等について医療費助成制度を設け、小児の健康の回復と健全な育成を図っている。

1. 既存の被認定者に対する補償

(1) 認定更新等

指定解除前に申請をして、次の疾病で認定を受けている者を対象として、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて市長が決定している。

- ① 慢性気管支炎及びその続発症
- ② 気管支ぜん息及びその続発症
- ③ ぜん息性気管支炎及びその続発症
- ④ 肺気しゅ及びその続発症

なお、平成6年3月31日現在の認定状況は、表8-1-1～表8-1-3のとおりである。

表 8 - 1 - 1 行政区別認定数

(平成 6 年 3 月末現在)

事項 区名	認定数	取 消 数			現 在 認定数	事項 区名	認定数	取 消 数			現 在 認定数
		治ゆ等	死 亡	他都市 転 出				治ゆ等	死 亡	他都市 転 出	
北	565	209	117	11	228	東淀川	989	394	175	28	392
都 島	788	265	154	13	356	東 成	642	153	201	15	273
福 島	875	236	307	11	321	生 野	2,507	716	774	71	946
此 花	3,299	1,436	688	36	1,139	旭	922	295	228	29	370
中 央	420	118	101	3	198	城 東	3,307	1,115	662	60	1,470
西	748	359	128	8	253	鶴 見	1,193	365	174	26	628
港	1,830	712	434	21	663	阿倍野	616	144	163	17	292
大 正	2,201	863	428	39	871	住之江	1,556	534	354	29	639
天王寺	339	135	69	13	122	住 吉	1,163	382	274	27	480
浪 速	812	245	242	19	306	東住吉	1,228	390	326	22	490
西淀川	7,004	3,194	1,621	91	2,098	平 野	1,534	549	313	32	640
淀 川	1,791	679	376	34	702	西 成	2,909	656	957	48	1,248
						総 計	39,238	14,144	9,266	703	15,125

表 8 - 1 - 2 認定疾病別内訳

(平成 6 年 3 月末現在)

病名 年令	慢 性	気 管 支	ぜん 息 性	肺 気 し ゅ	計
	気 管 支 炎	ぜ ん 息	気 管 支 炎		
15歳以上	3,781	9,194	3	518	13,496
15歳未満	6	1,575	48	0	1,629
計	3,787	10,769	51	518	15,125

表 8 - 1 - 3 障害等級別内訳

(平成 6 年 3 月末現在)

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	その他	計
15歳以上	0	25	1,500	8,025	3,773	173	13,496
15歳未満	0	0	10	1,011	575	33	1,629
計	0	25	1,510	9,036	4,348	206	15,125

(注)

特 級……労働不能、常時介護を要する状態

1 級……労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態

2 級……労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態

3 級……労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態

級 外……3 級に該当しない状態

(15歳未満の児童については、労働能力は適用外)

その他……等級未決定者

(2) 補 償 給 付

被認定者及びその遺族等に対し、表 8 - 1 - 4 に示す 7 種類の補償給付を行っており、補償給付状況は、表 8 - 1 - 5 のとおりである。

表 8 - 1 - 4 補 償 給 付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 21,700円（通院日数 4 日以上14日以内）～33,900円（入院日数15日以上）

種 類	給 付 内 容
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男 子 118,100円～ 350,400円 女 子 101,700円～ 180,800円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算 (45,800円) 1 級 " " 2 級 " の50% 3 級 " の30%
児童補償手当	15歳に達しない児童が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて養育者に対して定期的に支給 特 級 月額 109,300円 (介護加算45,800円を含む) 1 級 " 63,500円 2 級 " 31,800円 3 級 " 19,100円
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男 子 76,300円～ 306,600円 女 子 76,300円～ 158,200円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に、一定範囲の遺族に一時金として支給 支 給 額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支 給 額 319,500円～ 639,000円

(注) 表中の支給金額は、平成6年4月1日現在

表 8 - 1 - 5 補償給付状況

年 度	支 給 額 (千円)
平成元年度	24,825,222
2 "	23,386,763
3 "	22,489,935
4 "	21,963,460
5 "	21,194,862

2. 公害保健福祉事業

指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復・保持及び増進を図ることを目的として、次の事業を行っている。

(1) リハビリテーション事業

被認定者に対し、リハビリテーションに係る運動療法を行い、基礎的体力の増進を図るとともに、公害健康被害に係る指定疾病に関する知識普及及び療養上の指導を行うことにより健康の回復に資する。

① 知識普及・訓練指導

ア. 知識普及・訓練指導事業

被認定者又は、その保護者などの集合しやすい適当な施設を利用し、医師、保健婦などが、機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及及び運動療法などを行っている。

表 8 - 1 - 6 リハビリテーション事業実施状況〔I〕

年 度	実 施 回 数	参加人員 (人)
平成元年度	329	7,134
2 "	389	7,465
3 "	471	7,196
4 "	458	6,726
5 "	472	6,651

イ. 水泳訓練教室の事業

水泳は、その訓練の過程において心肺機能の向上、皮膚の鍛練、腹式呼吸の会得、自立心を養うなどの効果がみられることから、健康回復と増進のために、昭和63年度から大阪西YMCAの協力を得て、未就学児（3～6歳）の被認定者に対して水泳訓練を実施している。

リハビリテーション事業実施状況〔Ⅱ〕

年 度	実 施 回 数	参加人員（人）	場 所
平成元年度	2	40	大阪西YMCA
2 "	2	29	"
3 "	4	9	"
4 "	4	3	大阪西YMCA 2回 大阪南YMCA 2回
5 "	4	0	"

② 1泊2日のリハビリテーション事業（健康回復合宿）

小学校低学年（2・3年生）の被認定者を対象に、1泊2日で疾病に関する知識普及と医師などによる健康管理のもとに療養生活上の指導、機能回復訓練の実技指導などを行い、基礎体力の増進及び健康の回復を図る。

なお、本事業は平成2年度をもって終了し、平成3年度より2泊3日の転地療養事業として実施している。

リハビリテーション事業実施状況〔Ⅲ〕

年 度	実 施 回 数	参加人員（人）	場 所
昭和61年度	1	63	国民宿舎紀伊見荘
62 "	1	63	"
63 "	1	59	"
平成元 "	1	57	"
2 "	1	49	"

(2) 転地療養事業

被認定者を空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導などを行い、健康の回復、保持及び増進を図ることを目的として、グループによる転地療養及び指定施設利用転地療養を実施している。

表 8 - 1 - 7 実 施 状 況

事業名	実施場所等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
転地療養事業		実施回数 参加人員	25回 388人	14回 351人	17回 373人	15回 327人	15回 299人
親子の健康回復教室（就学前児）	国民宿舎 吉野山荘 2泊3日	実施回数 参加人員	1回 13組	1回 7組	1回 1組	1回 3組	1回 1組
健康回復キャンプ（小学2～3年生）	みのたにグリーン スポーツホテル外 2泊3日	実施回数 参加人員	/	/	1回 44人	2回 40人	2回 28人
健康回復キャンプ（小学4～6年生）	神鍋ハイランドホテル 3泊4日	実施回数 参加人員	3回 111人	3回 88人	3回 63人	2回 58人	3回 61人
健康回復キャンプ（中学1～3年生）	神鍋ハイランドホテル 2泊3日	実施回数 参加人員	1回 67人	1回 53人	1回 27人	1回 15人	1回 18人
大人の転地療養事業（15歳以上）	京阪奈病院外 6泊7日及び 3泊4日	実施回数 参加人員	20回 197人	9回 203人	11回 238人	9回 211人	19回 191人

(3) 療養用具支給事業

① 空気清浄機

病状の程度から必要度の高い特級・1級の在宅療養者に対して、室内の空気を清浄にする空気清浄機を貸与し、療養効果の促進を図っている。

表 8-1-8 貸与状況〔I〕

年 度	平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度
新規貸与台数	更新 15	更新 15	更新 15	更新 0	更新 0
年度末実貸与数	108	98	77	73	63

② 加湿器

病状の程度から必要度の高い特級・1級の在宅療養者に対して、室内の空気に適正な湿度を加える加湿器を貸与し、症状の回復を図っている。

療養用具貸与状況〔II〕

年 度	平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度
新規貸与台数	0	0	0	0	0
年度末実貸与数	9	9	6	6	6

(4) 家庭療養指導事業

保健所において被認定者に面接するほか、家庭を訪問し、日常生活の指導等を行い、あわせて家庭療養の手引書を交付し、病状回復の促進を図るための療養指導をおこなっている。

表 8-1-9 家庭療養指導事業実施状況

内 訳 \ 年 度	平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度
家 庭 訪 問	1,178	1,108	1,186	849	988
保健所内面接指導	11,009	11,012	9,447	8,466	7,940
合 計	12,187	12,120	10,633	9,315	8,928

第2節 健康被害予防事業

昭和63年3月、公害健康被害補償法の改正法が施行され、新たに大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業が実施されることになった。この事業は、地域の人口集団を対象として健康の確保、回復を図る環境保健事業と、環境質自体を健康被害を引き起こす可能性のないものとする環境改善事業とからなっており、これまで、国、地方公共団体等が行ってきた大気汚染による健康被害の予防に関する施策を補完し、より効果あるものとするものである。

事業の内容として、公害健康被害補償予防協会（以下「協会」という）が直接行う調査研究、知識の普及、研修のほか、協会の助成を受けて、地方公共団体等が旧第一種地域等を対象として行う計画作成、健康相談、健康診査、機能訓練、施設等整備、施設等整備助成がある。

また、この事業を実施するための財源は、国、大気汚染に関連のある事業活動を行う者及び大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者から基金を協会に拠出させ、その運用益により賄われる。

1. 環境保健事業

昭和63年度から次の環境保健事業を行っている。

(1) 健康相談事業

慢性閉塞性肺疾患に対する市民の疑問・不安等の相談に応じ、適切な助言、指導を行うもので、各保健所及び区民センター等で実施している。

表8-2-1 健康相談事業実施状況

年 度	実 施 回 数	参加人員（人）
平成元年度	307	415
2 "	316	589
3 "	365	1,180
4 "	390	1,686
5 "	455	2,226

(2) 健康診査事業

乳児を対象として、ぜん息に関する問診を行い、発症防止のための指導を行うとともに、必要に応じて、血液検査を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止をはかっている。

表 8-2-2 健康診査事業実施状況

年 度	健診参加者 (人)	内アレルギー 素 因 者 (人)	血液検査数 (人)
平成 元年度	12,827	5,683	991
2 "	5,533	4,627	1,338
3 "	4,325	3,868	1,317
4 "	4,727	4,100	1,386
5 "	4,408	4,135	1,515

(注) 平成元年度は育児教室と併設のため、その参加者を示す。

(3) 機能訓練事業

気管支ぜん息児童を対象として、当該疾患に関する療養上有効な機能回復訓練を行うことにより、健康の回復、保持及び増進を図っている。

表 8-2-3 機能訓練事業実施状況

事 業 名	実施場所等	区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
親と子の健康回復 教室 (就学前児)	国民宿舎 吉野山荘 2泊3日	実施回数	/	1回	1回	1回	1回
		参加人員		16組	27組	23組	29組
健康回復キャンプ (小学2～3年生)	みのたにグリーン スポーツホテル外 2泊3日	実施回数	/	/	1回	2回	2回
		参加人員			30人	83人	107人
健康回復キャンプ (小学4～6年生)	神鍋ハイランドホテル 3泊4日	実施回数	3回	3回	3回	2回	2回
		参加人員	63人	80人	89人	81人	103人
健康回復キャンプ (中学1～3年生)	神鍋ハイランドホテル 2泊3日	実施回数	/	1回	1回	1回	1回
		参加人員		34人	20人	42人	34人
未就学児水泳教室 (3歳～6歳児) (4歳～6歳児)	大阪西YMCA (週2回×10回) 大阪南YMCA (週1回×10回)	実施回数	2回	2回	4回	6回	6回
		参加人員	22人	39人	128人	166人	179人

(4) 施設等整備事業

・医療機器等整備事業

地域保健、医療の基幹をなす保健所及び公立病院に対して、慢性閉塞性肺疾患に関する保健医療水準の向上を図り、もって、当該疾患の予防並びに患者の健康の回復、保持及び増進に資する。

表 8 - 2 - 4 医療機器等整備事業実施状況

年 度	金額(千円)	医療機器等(件)	場 所
平成元年度	51,942	4	市民病院、市大附属病院等
2 "	46,584	5	" "
3 "	54,208	10	" "
4 "	10,845	2	" "
5 "	24,626	4	" 、市大附属病院等

・医療機器等整備助成事業

地域医療の基幹をなす公的な病院等に対して、慢性閉塞性肺疾患に係る施設又は医療機器の整備に要する経費を助成することにより、慢性閉塞性肺疾患に関する医療水準の向上を図り、当該疾病の予防並びに患者の健康回復、保持及び増進に資する。

年 度	金額(千円)	医療機器等(件)	場 所
平成4年度	32,306	4	赤十字病院、済生会野江・泉尾病院
5 "	51,401	4	" 、済生会野江・泉尾・中津病院

2. 環境改善事業

公害健康被害の大きな原因となっている大気汚染に対する寄与率の高い自動車等移動発生源対策として、電気自動車など、より低公害な車を普及促進するための事業、あるいは植樹など緑化事業を実施している。

大気の汚染の影響による健康被害を予防するため、次の事業を実施している。

(1) 計画作成事業

(2) 低公害車普及事業

- (3) 最新規制適合車等代替促進事業
- (4) 大気浄化植樹事業
- (5) 低公害車普及助成事業
- (6) 最新規制適合車等代替促進助成事業
- (7) 大気浄化植樹助成事業

表 8 - 2 - 5 環境改善事業実施状況

大阪 市
(単位：円)

		平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
計画作成事業			5,150,000			
施設等整備事業	低公害事業	電気自動車 2台 排気量200ℓ	電気自動車 2台 排気量1台	排気量1台	電気自動車 8台 排気量1台	電気自動車 8台
	最新規制適合車 代替促進事業	3,502,000	4,630,000	2,158,000	12,046,000	9,880,000
施設等整備事業	低公害事業	100台	100台	44台	90台	214台
	最新規制適合車 代替促進事業	4,627,000	4,944,000	6,646,000	12,109,000	17,344,000
施設等整備事業	大気浄化植樹 事業	5,036㎡	1,096㎡	745㎡	689㎡	1,000㎡
	最新規制適合車 代替促進事業	26,187,000	5,698,000	3,874,000	3,582,000	5,200,000
施設等整備事業	低公害車普及 助成事業	電気自動車 8台	電気自動車 1台 排気量1台	電気自動車 5台 排気量1台	電気自動車 5台	電気自動車 1台
	最新規制適合車 代替促進助成 事業	4,944,000	652,000	3,142,000	3,090,000	618,000
施設等整備事業	大気浄化植樹 助成事業	127台	80台	31台	17台	201台
	最新規制適合車 代替促進助成 事業	1,341,000	1,395,000	772,000	927,000	15,826,000
施設等整備事業	大気浄化植樹 助成事業	6,413㎡	1,886㎡	449㎡	1,650㎡	1,800㎡
	最新規制適合車 代替促進助成 事業	13,473,000	4,903,000	1,167,000	4,290,000	4,680,000

第3節 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

- ・対象者

大阪市内に居住する15歳未満の者

- ・対象疾病

気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気しゅ及びこれらの続発症

- ・助成期間

2年間（2年で治ゆしなかった場合、15歳に達するまでは延長申請をすることができる。）

なお、平成6年3月31日現在の患者数等の内訳は、表8-3-1及び表8-3-2のとおりである。

表 8 - 3 - 1 行政区別患者数

(平成 6 年 3 月末現在)

事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数	事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数
		治ゆ等	転 出	その他				治ゆ等	転 出	その他	
北	391	141	6	0	244	東淀川	1,765	803	57	3	902
都 島	832	340	8	2	482	東 成	1,226	440	28	0	758
福 島	373	143	2	0	228	生 野	1,636	602	29	0	1,005
此 花	868	302	18	1	547	旭	441	157	10	0	274
中 央	473	190	18	0	265	城 東	1,373	554	48	2	769
西	517	182	17	1	317	鶴 見	876	311	19	0	546
港	690	227	12	0	451	阿倍野	526	149	18	0	359
大 正	1,198	449	31	3	715	住之江	1,694	605	47	0	1,042
天王寺	359	130	8	0	221	住 吉	1,131	346	23	1	761
浪 速	355	157	7	0	191	東住吉	1,060	413	20	1	626
西淀川	1,048	357	40	0	651	平 野	1,206	380	35	1	790
淀 川	1,426	522	44	1	859	西 成	533	190	8	0	335
						総 計	21,997	8,090	553	16	13,338

表 8 - 3 - 2 疾病別内訳

(平成 6 年 3 月末現在)

病名 項目	気 管 支 ぜ ん 息	ぜ ん 息 性 気 管 支 炎	慢 性 気 管 支 炎	肺 気 し ゅ	計
患者数	9,305	4,030	3	0	13,338

第4節 公害保健に関する調査

大気汚染が健康に及ぼす影響については、未解明な点が多く、調査手法をも含めて研究検討していく必要がある。

本市としては、国の広域的、統一的な調査に協力する等、平成5年度には、次の調査を実施した。

1. 環境保健サーベイランス事業・パイロット調査

昭和62年度から、国においては大気汚染と健康影響との関係を定期的・継続的に監視し、異常を早期に発見するための環境保健サーベイランスシステムの構築を進めている。

本市においては、国の委託事業として、環境保健サーベイランスシステム構築のためのパイロット調査を昨年引き続き淀川区において実施した。

2. 大都市ぜん息等調査

昭和63年度から平成3年9月まで、公害健康被害補償予防協会が、大都市において新たに発症する気管支ぜん息等の病像を解明するための調査研究を実施した。

本市においては、同協会の委託を受け、臨床医学データ及び生活環境データ等を収集した。

調査結果については、現在、同協会において集計・解析中である。

3. 局地的汚染の健康影響調査手法の検討に関する調査研究

幹線道路沿道等の局地的な大気汚染の健康影響について、調査手法確立に向けた調査研究を実施した。

第9章 その他の環境保全対策

第1節 工場適正配置事業

公害防止対策としては、公害防止技術の開発をはかることはもちろんであるが、抜本的な対策としては、住工の分離をはかっていくことが必要である。

本市においては、大阪市総合計画に基づく土地利用純化策の一つとして、環境事業団事業等を活用しての工場の集団移転を促進し、あわせて必要な場合には跡地を買取り公共の用途に供することによって、公害による被害を防止するとともに市民の生活環境の改善をはかっている。

1. 公害発生源工場の集団化事業

過密既成市街地での騒音・振動公害の根本的解決は、公害発生源工場の移転を促進し、住工分離をはかる方策が最も効果的である。本市では、大阪南港埋立地（住之江区南港東三丁目、八丁目）、北港埋立地（此花区常吉二丁目）、住之江区平林北二丁目、西淀川区中島二丁目及び大正区南恩加島五丁目、同区北恩加島一丁目等に環境事業団事業並びに中小企業事業団事業を活用し、シャーリング、鉄工、自動車整備業など騒音、振動等の発生が著しい工場の集団移転をはかり、公害防止のための中小企業団地を建設する事業を推進している（図9-1-1）。

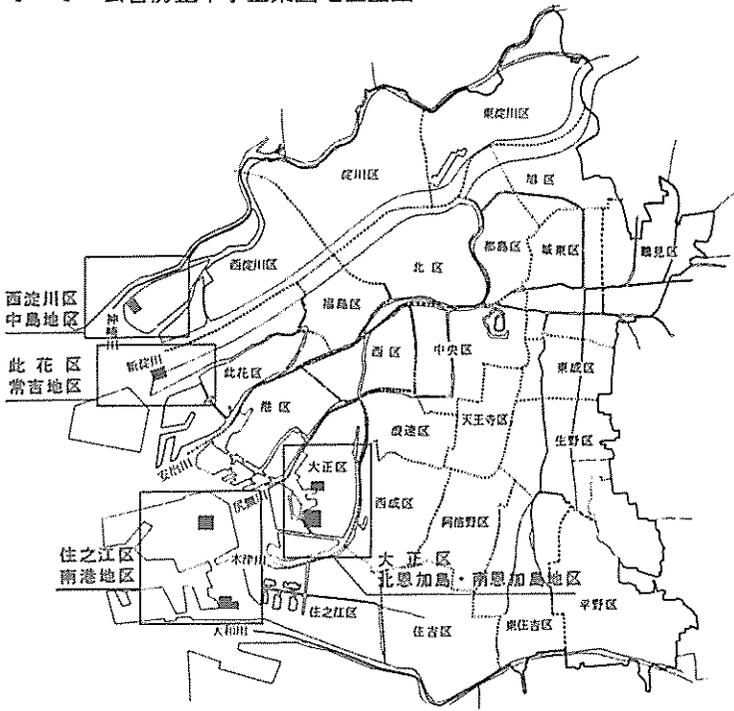
事業の概要は、表9-1-1に示すように昭和45年度以降25団地の建設（一部建設中）をみている。

表9-1-1 公害防止のための中小企業団地建設事業の概要

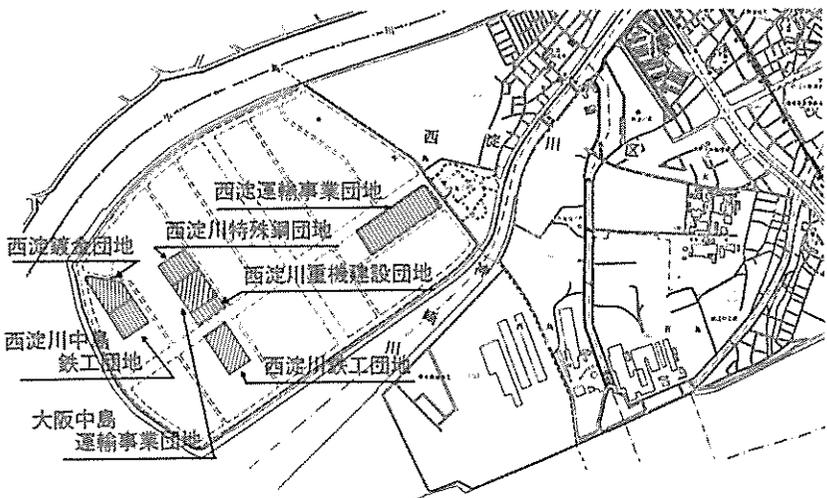
(平成6年3月末現在)

事業年度	団地名	企業数	団地面積 (㎡)	総事業費 (概算)(千円)	団地建設地	進捗状況
昭和45	大阪シャーリング工業団地(一次)	14	63,000	3,410,000	住之江区南港東八丁目	48.4 完成
46	大阪シャーリング工業団地(二次)	5	16,000	912,000	住之江区南港東八丁目	49.9 完成
	大阪南港ネジ工業団地	16	21,000	1,913,000	住之江区南港東三丁目	50.3 完成
47	大阪南港鉄工団地	28	65,000	4,394,000	住之江区南港東三丁目	51.7 完成
	此花鉄工団地	5	5,600	350,000	此花区常吉二丁目	49.11 完成
	南港自動車整備業団地(一次)	73	6,300	714,000	住之江区南港東三丁目	50.4 完成
48	此花工業団地(一次)	13	16,500	1,525,000	此花区常吉二丁目	51.2 完成
	南港自動車整備業団地(二次)	80	7,000	1,178,000	住之江区南港東三丁目	50.10 完成
49	此花工業団地(二次)	6	12,000	947,000	此花区常吉二丁目	51.2 完成
	此花自動車整備業団地	15	3,600	455,000	此花区常吉二丁目	51.11 完成
50	西大阪民主工業団地	9	6,400	564,000	此花区常吉二丁目	52.4 完成
	大阪市廃材処理製材業団地	10	6,100	815,000	住之江区平林北二丁目	52.12 完成
	ベントナイト排水共同公害防止施設	4	1,650	300,000	住之江区南港東三丁目	52.5 完成
51	南大阪金属塗装団地	7	6,600	850,000	住之江区南港東三丁目	53.10 完成
52	西淀川鉄工団地	17	16,130	1,366,000	西淀川区中島二丁目	54.12 完成
53	西淀運輸事業団地	15	53,600	3,000,000	西淀川区中島二丁目	55.7 完成
54	大正企業団地	17	8,900	1,474,000	大正区南恩加島五丁目	56.7 完成
	大正貨物重機団地	10	9,430	1,245,000	大正区南恩加島五丁目	56.3 完成
57	北恩加島工業団地	10	5,730	755,000	大正区北恩加島一丁目	59.5 完成
59	西淀鍍金団地	7	6,700	1,266,000	西淀川区中島二丁目	61.9 完成
	西淀川中島鉄工団地	12	12,900	1,855,000	西淀川区中島二丁目	61.9 完成
平成2	大正中央企業団地	11	8,985	4,606,000	大正区小林西一丁目	3.12 完成
4	西淀川重機建設団地	5	7,031	2,539,000	西淀川区中島二丁目	5.8 完成
	大阪中島運輸事業団地	9	12,259	4,617,000	西淀川区中島二丁目	5.8 完成
5	西淀川特殊鋼団地	2	17,104	8,180,000	西淀川区中島二丁目	造成中
合計		400	395,519	49,230,000		

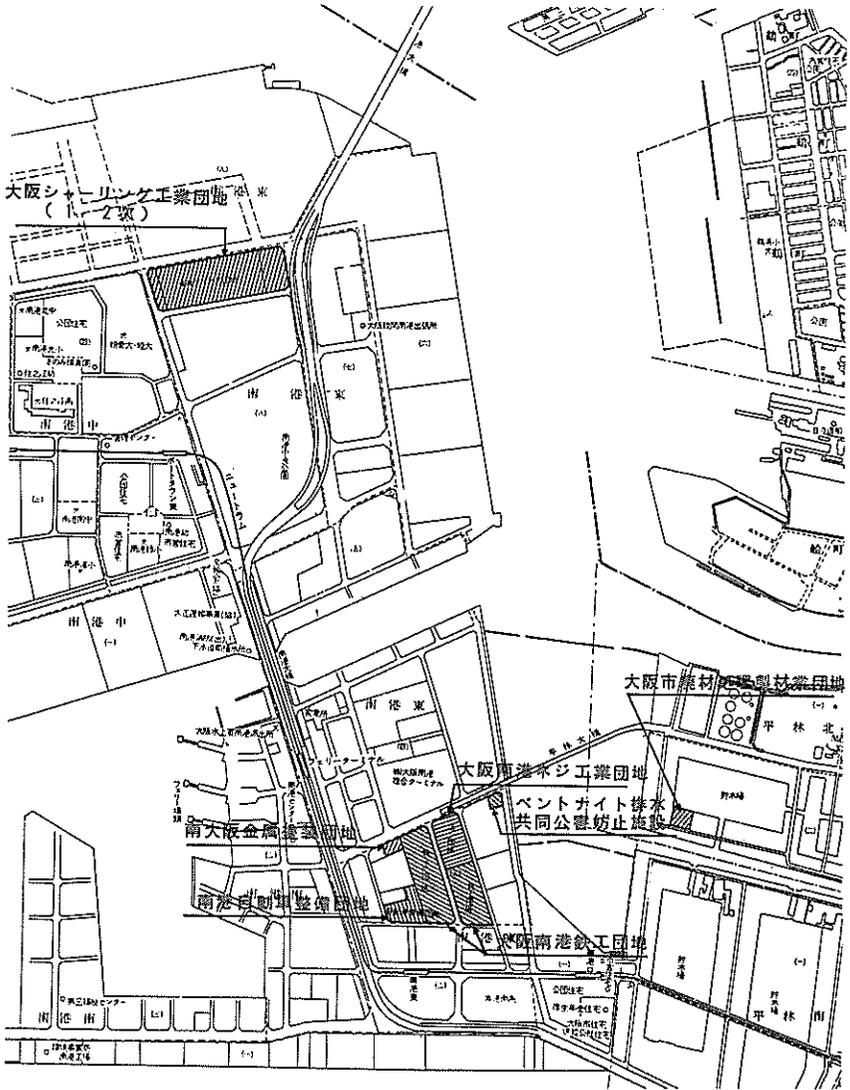
图 9-1-1 公害防止中小企業団地位置图



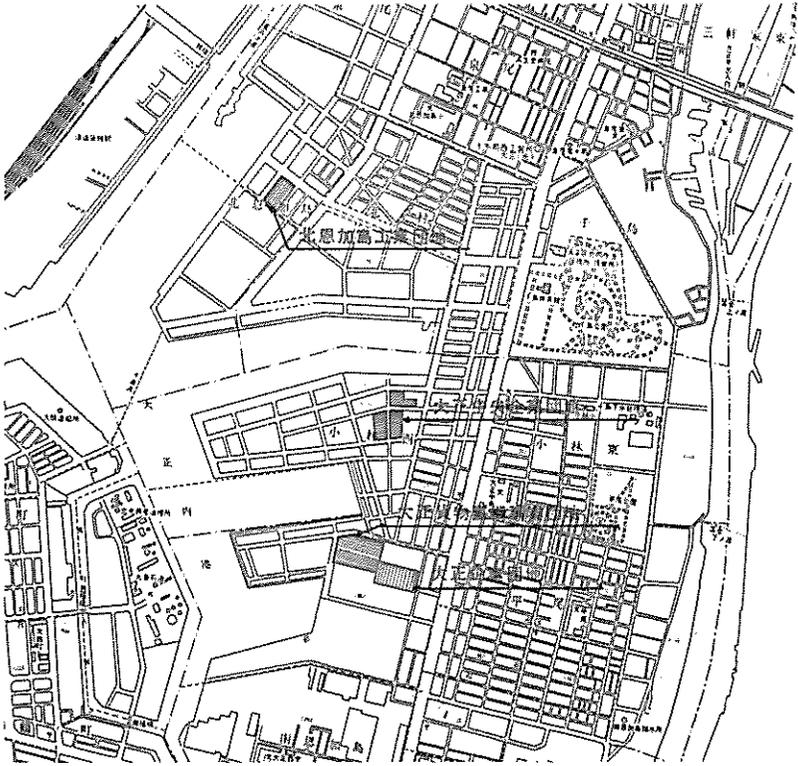
西淀川地区



住之江区南港地区



大正地区



此花地区



2. 工場跡地買収事業

公害の原因となっている工場の跡地取得により、工場の移転を容易にし、公害防止に資するとともに、跡地の適切な利用により市街地の環境整備及び再開発に資することを目的として、昭和44年度から事業の推進につとめており、平成5年度までに表9-1-2の実績をみている。これらの跡地は公園、保育所、勤労青少年ホームなどの用途に供している。

表9-1-2 工場跡地買収状況

買収年度	買収件数	面積 (㎡)
昭和 44 年度	1	1, 420
45	7	15, 843
46	6	21, 679
47	5	25, 423
48	5	25, 575
49	6	17, 627
50	3	6, 160
51	4	11, 689
52	6	4, 504
53	5	12, 259
54	1	7, 679
55	3	21, 667
56	1	5, 348
57	2	691
58	1	1, 061
59	3	3, 909
60	3	2, 247
61	3	2, 543
62	1	1, 399
63	3	3, 147
平成 元	1	411
2	1	165
3	1	334
4	1	246
5	2	1, 123
合 計	75	194, 149

第2節 公害防止設備資金融資

1. 融 資

公害防止費用は、発生者負担が原則であることはいうまでもないが、公害防止設備の設置等については、短期的に負担が大きいこと、また、早期に実施する必要があることなどのため、本市では昭和42年3月に「大阪市公害防止設備資金融資基金条例」を制定し、公害防止設備の設置、改善に要する資金を自己資金で措置することが困難な中小企業に対して、公害防止設備資金の融資を行っている。

融資の対象となる公害防止設備等は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭もしくは産業廃棄物等の公害防止設備の設置又は改善、及び工場の移転等であり、また、平成元年4月1日から窒素酸化物排出量の少ない低公害な自動車を普及させることを目的に、電気自動車の購入、排出ガス最新規制適合車への買替等の資金を融資対象とした。また、平成2年4月1日から融資限度額及び融資期間を改訂、平成6年4月1日から無担保限度額の改訂を行った。融資条件は表9-2-1に示すとおりである。

表9-2-1 公害防止設備資金融資条件

(平成6年4月1日現在)

融資限度額	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">有担保</td> <td>1事業者</td> <td>4,000万円</td> <td rowspan="3">無担保 2,000万円</td> </tr> <tr> <td>組 合</td> <td>8,000万円</td> </tr> <tr> <td>工専地域等へ 移転する場合</td> <td>8,000万円</td> </tr> </table>	有担保	1事業者	4,000万円	無担保 2,000万円	組 合	8,000万円	工専地域等へ 移転する場合	8,000万円
有担保	1事業者		4,000万円	無担保 2,000万円					
	組 合		8,000万円						
	工専地域等へ 移転する場合	8,000万円							
融 資 期 間	10年以内（低公害自動車は5年以内、無担保は7年以内） 償還は12か月目から6か月ごとの元金均等返済								
利 率	年3.0%								
利子助成	実質利率が年1%（小企業）または2%（中企業）になるよう助成								

表9-2-2 公害種別融資状況

(単位:千円)

年度	種別	騒音振動	汚水	ガス悪臭	ばい煙	粉じん	低自 公害車	合計
昭和42	件数	10	1	9	1	3		24
	金額	26,740	3,600	47,500	3,000	6,200		87,040
43	件数	31	9	7	18	23		88
	金額	88,300	49,850	51,000	28,020	53,500		270,670
44	件数	20	3	6	11	10		50
	金額	79,600	16,100	20,100	25,900	30,200		171,900
45	件数	38	12	19	23	28		120
	金額	174,800	78,200	116,950	89,000	102,500		561,450
46	件数	44	20	17	18	38		137
	金額	334,690	133,600	95,650	50,800	228,820		843,560
47	件数	35	40	10	32	26		143
	金額	193,280	235,270	68,600	270,300	85,750		853,200
48	件数	34	89	12	69	20		224
	金額	346,300	634,600	50,400	541,660	114,050		1,687,010
49	件数	64	165	21	54	25		329
	金額	686,200	1,069,400	155,700	477,800	151,300		2,540,400
50	件数	62	103	15	13	15		208
	金額	562,600	623,400	101,500	145,100	50,600		1,483,200
51	件数	36	61	8	15	24		144
	金額	432,650	350,900	53,300	117,600	110,200		1,064,650
52	件数	40	60	5	15	9		129
	金額	315,600	347,800	32,500	192,100	38,200		926,200
53	件数	21	33	18	9	21		102
	金額	184,300	246,100	284,700	124,400	81,900		921,400
54	件数	39	37	11	13	12		112
	金額	419,900	262,200	100,900	164,700	92,900		1,040,600
55	件数	23	37	14	3	6		83
	金額	264,000	195,700	279,000	45,400	19,350		803,450
56	件数	29	45	4	8	10		96
	金額	292,900	309,000	65,000	104,900	72,900		844,700
57	件数	23	35	2	4	5		69
	金額	364,900	228,000	11,000	77,200	65,200		745,300
58	件数	18	11	-	4	3		36
	金額	408,700	206,000	-	61,500	31,400		708,600
59	件数	18	20	4	6	3		51
	金額	477,900	221,300	59,200	113,400	24,500		896,300
60	件数	10	24	2	2	4		42
	金額	220,100	170,300	18,500	75,000	19,700		503,600
61	件数	17	9	3	4	4		37
	金額	325,300	109,500	21,500	24,800	35,500		516,600
62	件数	9	10	2	5	1		27
	金額	152,600	86,900	12,000	81,000	6,000		318,500
63	件数	6	8	2	4	-		20
	金額	48,400	74,000	8,500	50,060	-		180,960
平成元	件数	5	4	2	1	-	3	15
	金額	109,000	30,200	50,000	6,000	-	4,600	199,800
2	件数	4	8	-	2	1	10	25
	金額	79,000	94,100	-	55,000	5,700	138,000	371,800
3	件数	5	16	-	1	1	17	40
	金額	155,700	271,300	-	28,460	5,000	100,600	561,060
4	件数	9	17	1	4	3	6	40
	金額	433,000	369,400	6,000	159,100	70,600	40,000	1,078,100
5	件数	4	7	1	2	3	40	57
	金額	49,600	79,800	6,000	14,100	76,000	253,550	479,050
累計	件数	654	884	195	341	298	76	2,448
	金額	7,226,060	6,476,520	1,715,500	3,126,300	1,577,970	536,750	20,659,100

2. 助 成

公害防止設備資金の融資事業を円滑に実施するため、「大阪市公害防止設備資金融資基金条例」に基づいて融資を受けた者に対し、一定の割合による利子相当額の助成を行っている。

利子助成金は、毎年2回、融資を受けた者の請求に基づいて、本市から直接請求者に交付している。

平成5年度においては、221件、8,501万1千円の助成を行い、制度発足以来の助成額等は、表9-2-3に示すとおりである。

表9-2-3 利子助成状況

年 度	件 数	金 額 (千円)
昭和 4 2 年度	5	8 0
4 3	1 0 6	7, 7 0 3
4 4	1 2 8	1 8, 8 1 0
4 5	2 1 6	2 5, 6 2 8
4 6	3 3 8	5 0, 9 7 0
4 7	4 3 9	8 1, 5 2 4
4 8	6 1 5	1 1 9, 4 5 6
4 9	7 2 8	2 2 2, 3 4 4
5 0	9 7 6	3 1 6, 1 7 8
5 1	1, 0 7 7	3 3 0, 9 2 4
5 2	1, 0 2 8	3 2 2, 7 0 7
5 3	1, 0 1 8	2 8 5, 1 7 2
5 4	9 1 4	2 6 1, 7 8 3
5 5	8 2 1	2 4 0, 4 4 2
5 6	8 6 1	2 1 9, 8 0 8
5 7	7 7 5	2 0 0, 2 3 3
5 8	6 7 2	1 8 8, 3 7 2
5 9	6 1 1	1 7 7, 2 0 1
6 0	4 7 0	1 6 3, 5 8 1
6 1	4 1 7	1 4 0, 2 2 1
6 2	3 3 9	1 1 3, 4 4 7
6 3	2 9 6	8 6, 0 1 3
平成 元 年度	2 4 0	6 6, 1 8 8
2	2 1 0	4 8, 7 6 6
3	1 9 2	5 4, 4 5 1
4	1 9 9	7 3, 2 2 3
5	2 2 1	8 5, 0 1 1
累 計	1 3, 9 1 2	3, 9 0 0, 2 3 6

第3節 公害の紛争・苦情相談

公害が発生した場合、当事者間で話し合い等により解決に至る例もあるが、大部分は苦情として、行政機関へ持ちこまれる。

本市では、公害苦情の担当係を置き、苦情相談に応じるとともに、保健所及び規制各課を通じて発生源の規制、指導を行い市民の良好な生活環境の維持に努めている。

平成5年度中に市民から寄せられた苦情件数は1,007件で、このうち875件は各保健所環境課へ申し出のあったもので、残り132件は環境保健局、市民局広聴相談課などへ申し出のあったものである。

公害の種類別をみると、図9-3-1に示すとおり、「騒音」の528件が最も多く、全体の52.4%を占めており、次いで「悪臭」の214件(21.2%)、「大気汚染」の178件(17.7%)となっている。

これらの発生源は「生産工場」によるものが268件(26.6%)と最大を占め、次いで「建築土木工事」の181件(18.0%)、「商店・飲食店」の174件(17.3%)となっている。

用途地域別では、「住居地域」が370件(36.7%)、次いで「商業地域」が220件(21.8%)、「準工業地域」が203件(20.2%)と続いている。

被害者の訴え内容別にみると、「感覚的」なものが682件(67.7%)、「健康」に係るものが242件(24.0%)となっている。

総数1,007件のうち、解決をみたものは895件で解決率は88.9%である。

公害苦情の種類別件数の推移、経年変化及び各種調査の結果は図9-3-2、表9-3-1から表9-3-6までのとおりであり、苦情件数はやや減少傾向を示している。

なお、公害被害にかかる紛争を早期に解決するため、公害紛争処理法に基づいて、大阪府に「大阪府公害審査会」が設置され、紛争当事者からの申請にもとづいて、あっせん、調定、仲裁を行っている。大阪市内の紛争で、平成6年3月末現在係属中のものは5件である。

図9-3-1 公害種別別苦情件数（平成5年度）

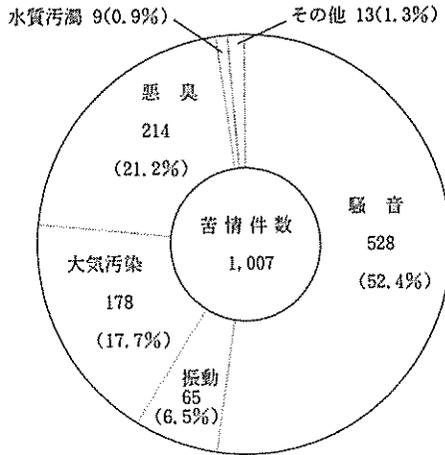


図9-3-2 公害種別別苦情件数の推移

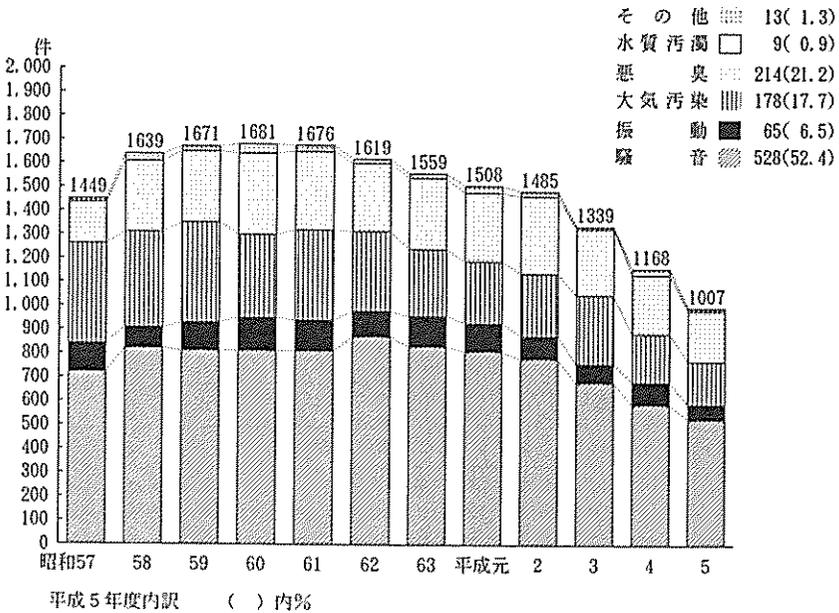


表9-3-1 経年変化

種別 年度	総計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
昭和 44年	2,425	913	275	611	391	(200)	35
45年	3,775	1,244	379	1,160	723	(207)	62
46年	4,542	1,460	507	1,230	1,086	(219)	40
47年	3,172	999	315	843	825	80	110
48年 1～3月	520	172	72	127	106	16	27
48年度	2,973	1,120	361	735	612	46	99
49	2,562	870	289	729	504	66	104
50	2,721	1,021	326	1,035	197	53	89
51	2,428	896	299	805	308	51	69
52	2,057	820	220	684	276	29	28
53	2,007	880	192	684	204	14	33
54	1,996	865	191	579	226	8	127
55	1,752	858	177	442	192	8	75
56	1,583	715	127	488	235	8	10
57	1,499	709	127	416	232	1	14
58	1,639	819	98	384	312	1	25
59	1,671	812	129	403	312	-	15
60	1,681	810	140	343	351	-	37
61	1,676	808	136	360	347	3	22
62	1,619	860	136	317	289	2	15
63	1,559	822	144	266	304	3	20
平成元	1,508	813	125	254	291	1	24
2	1,485	782	105	284	277	6	31
3	1,339	684	87	276	273	5	14
4	1,168	589	96	201	250	7	25
5	1,007	528	65	178	214	9	13

- (注) 1. 昭和47年までは1月～12月までの集計
 2. 昭和48年度からは4月～翌年3月までの集計
 3. 水質汚濁欄の昭和44年～46年は汚水汚物として処理した件数である

表 9 - 3 - 2 発生源別苦情件数

(平成 5 年度)

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
生産工場	268	115	21	69	58	1	4
その他の事業場	55	43	3	6	3		
建築土木工事	181	122	17	29	10	1	2
交通機関	36	15	16	2	2		1
家庭生活	62	35		7	16	2	2
商店・飲食店	174	129		5	38		2
事務所	14	8			6		
クリーニング・理美容・浴場	24	6		14	3		1
下水・清掃・廃品回収業	33	4		10	18	1	
その他	160	51	8	36	60	4	1
合計	1,007	528	65	178	214	9	13

表 9 - 3 - 3 用途地域別苦情件数

(平成 5 年度)

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
第 2 種住居専用地域	95	57	8	14	14	2	
住居地域	370	195	30	61	76		8
近隣商業地域	29	21	1	4	3		
商業地域	220	134	6	26	51		3
準工業地域	203	85	16	48	51	1	2
工業地域	55	26	4	16	9		
工業専用地域	18	1		9	7	1	
その他	17	9			3	5	
合計	1,007	528	65	178	214	9	13

表9-3-4 訴え内容別苦情件数

(平成5年度)

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
健康等	242	162	6	48	26		
財産	73	6	21	39	3		4
動植物	3					2	1
感覚的・心理的	682	357	38	88	185	6	8
その他	7	3		3		1	
合計	1,007	528	65	178	214	9	13

表9-3-5 処理状況別苦情件数

(平成5年度)

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他	
直接処理解決	工場移転	6	4	2				
	作業の停廃止	59	27		20	11	1	
	建屋改善	14	6		4	4		
	防除施設の設置	51	27	9	2	13		
	機械施設移転	10	8			2		
	機械施設改善	80	55	1	11	13		
	作業方法の改善	122	48	6	48	19	1	
	作業時間の変更	51	49	1		1		
	民家に防止対策	2	1			1		
	措置説明に納得	347	195	24	49	67	7	5
	その他の解決	153	58	7	24	61	1	2
計	895	478	50	158	192	8	9	
他機関へ移送	59	18	11	5	20	1	4	
指導継続中	53	32	4	15	2			
その他								
合計	1,007	528	65	178	214	9	13	

表9-3-6 行政区別苦情件数

(平成5年度)

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
北区	48	26	1	13	7	1	
都島区	33	22	2	3	5	1	
福島区	41	20	2	6	13		
此花区	26	14		1	8		3
中央区	42	23	2	3	14		
西区	34	19	2	7	6		
港区	34	19	4	3	8		
大正区	41	19		13	9		
天王寺区	16	8	1	4	3		
浪速区	5	4		1			
西淀川区	38	18	2	8	9	1	
淀川区	62	31	1	12	16		2
東淀川区	39	21	2	9	7		
東成区	52	22	5	9	14		2
生野区	83	40	5	9	29		
旭区	47	35	2	6	4		
城東区	45	22	6	11	5	1	
鶴見区	37	17	5	9	4		2
阿倍野区	24	14		2	8		
住之江区	42	21	5	7	8	1	
住吉区	62	40	2	8	10	1	1
東住吉区	28	17	1	4	4		2
平野区	79	32	11	14	18	3	1
西成区	49	24	4	16	5		
合計	1,007	528	65	178	214	9	13

第4節 検査分析業務

近年、環境汚染物質は各種法規制の規制対象物質の追加に伴い多様化、低濃度化しており、的確な検査分析対応が求められている。

本市においては、環境情報センター（旧環境汚染監視センター）に検査分析部門を設け、大気、水質、悪臭等の公害規制業務にともなう工場・事業場の立入調査の際採取した検体、環境調査及び公害苦情ならびに事故発生時における原因調査、規制基準判定のための検査分析を行っている。

1. 大気関係

大気汚染関係の分析では、燃料中S分・N分の含有分析、組成分析のための粉じん調査、苦情にともなう有害ガス、重金属類、悪臭等の測定検査及び近年、問題となっている酸性雨の観測調査を実施した。

大気関係項目別検査件数

検体数	項目別検査件数							
	燃料	有毒ガス	粉じん	重金属類	悪臭	酸性雨	その他	計
1,866	56	158	943	226	36	15,939	0	16,256

2. 水質・産業廃棄物関係

水質汚濁物質、産業廃棄物関係の分析では下水処理場の排水、河海等の環境定点調査、埋立地の土壌汚染物質、鍍金廃液処理固形物についての検査分析を行った。

水質・産業関係検体種別検査件数

検体数	項目別検査件数					
	工場排水	河海水	土壌底泥	産業廃棄物	その他	計
1,169	904	1,475	31	112	0	2,522

第10章 新たな環境汚染への対応

都市化の進展やエネルギーの大量消費などに伴い、排熱等による都市気象への影響（ヒートアイランド現象）や、有害化学物質による汚染など新たなタイプの汚染が問題となる可能性があり、その未然防止のための取り組みを進める。

第1節 ヒートアイランド対策

大阪市環境管理計画（EPOC21）では、人と環境にやさしいまちづくりを進めるために、市域におけるヒートアイランド現象の調査とその対策手法の検討を行うことにしており、平成3年度には大阪市とその周辺において気温分布の調査を実施し、市域のヒートアイランド現象の実態を把握した。

その結果、都心部における夏場の平均気温は、郊外の熊取町や枚方市に比べて1～2度高いが、大阪城公園や靉公園等の緑が多い大規模公園や、中之島等の河川沿いの地域では周囲より2～3度気温が低く、クールスポットを形成していることがわかった。

また、平成4年度には緑地のヒートアイランド現象緩和機能についての調査を行い、大規模公園に限らず、ビルの公開空地等の小規模緑地もクールスポットを形成していることがわかった。

さらに平成5年度には、日射により市域に与えられる熱量と市域で発生する人工排熱量を比較し、夏期（8月）においては、人工排熱量は日射熱量の約10%に相当することがわかった。

ヒートアイランド現象の主な原因は、都市のコンクリート構造化と人工排熱であると言われているが、これらの結果は、水や緑の緩和機能と人工排熱量削減の重要性を示している。

今後、緑化や省エネルギー対策などの施策を積極的に進め、市域におけるヒートアイランド対策を推進していく。

第2節 有害化学物質対策

現在、多くの人が都市に住んでおり、高度な都市生活を営んでいる。市民の日常生活を支えるために、多数の化学物質が直接、間接に使用されており、これらが環境中に放出された場合、人の健康を損なったり、環境汚染を引き起こしたりすることがある。都市の環境問題は、市民の健康にも係わる重要な問題であり、そのため、有害化学物質による汚染の未然防止に努める必要がある。

1. 先端産業における未規制物質対策

新しい化学物質の開発やその多様な用途への使用拡大、特にマイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジー、新素材産業等の先端産業の分野では、種々の環境を汚染するおそれのある物質が取り扱われる可能性があり、有害化学物質や未規制物質による環境汚染が危惧されている。このため、環境汚染の未然防止の観点から未規制物質対策としての検討が必要になっている。本市では、これらの問題について検討するために、平成元年12月に「大阪市未規制物質対策検討会」を設置した。本検討会は、環境保健局、環境事業局、下水道局、消防局、環境科学研究所、工業研究所で構成している。平成2年度以降、市内の先端産業と考えられる約100事業所を対象にアンケート調査を実施するとともに、各種情報の収集に努めている。今後は、この調査結果をもとに、国や他都市の動向を見ながら対策のあり方を検討していく予定である。

2. その他の有害化学物質対策の方向

わが国では、現在約3万種とも言われている化学物質が工場等で製造・使用される他、試験研究にも使われている。これらの化学物質は、製造・使用の過程で環境中に放出されるほか、使用後に焼却されたり廃棄物処理場に埋め立てられ環境中に放出されることもある。このように、化学物質は製造、輸送、貯蓄、使用及び廃棄といった一連のプロセスをとおして実態を把握しておく必要がある。

有害な化学物質とは、人の健康や生態系への影響を及ぼすものをいうが、近年では日常生活の中で使用する製品の処理に伴い非意図的に発生するダイオキシンなどの物質が問題になるなど、環境汚染を引き起こす有害化学物質の種類や発生源が多様化してきており、このような変化に対応できる環境汚染の未然防止に向

けた対策の充実を図る必要がある。

環境庁では、既存化学物質の環境安全性を効率的かつ体系的に点検することを目的として、昭和54年から「化学物質環境安全総点検調査」を開始し、平成元年度からはさらに充実を図った「第2次化学物質環境安全総点検調査」として、化学物質の環境調査、生態影響試験、水質・底質モニタリング及び生物モニタリング等を継続している。この調査は、第1段階として環境中での残留濃度レベルの把握を行い、第2段階として環境へ影響を及ぼす恐れがあると考えられる化学物質について環境中での挙動や汚染レベルの推移など環境汚染を経年的に監視し、効果的な対策の立案に資するものである。

本市においては、環境庁の調査に協力するとともに、市域での有害化学物質の製造・使用状況の把握や既存文献の収集、知見等の情報の収集に努めているところであり、今後国や大阪府等の他自治体の動向を見ながら、環境モニタリングを中心として環境の残留状況等の把握を行い、汚染原因の究明や対策のあり方などを検討していく予定である。

第11章 地球環境問題への取り組み

第1節 地球環境問題関連モニタリング調査

1. 酸性雨調査

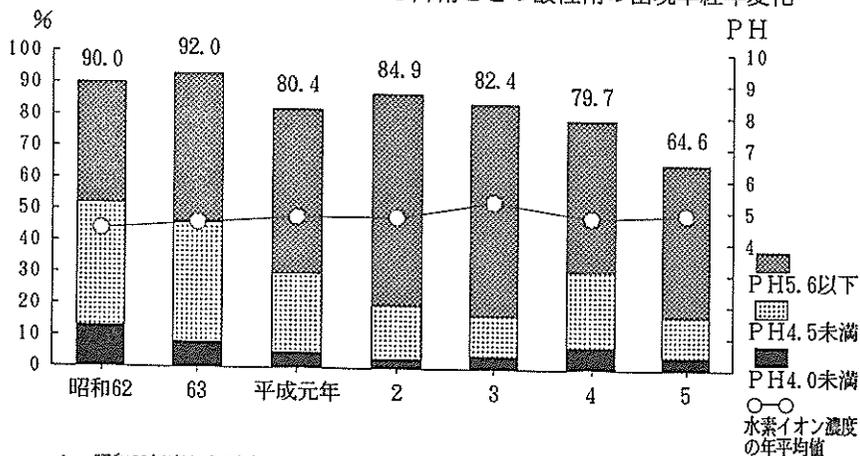
酸性雨とは、主として化石燃料の燃焼等により大気中に放出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが雲に取り込まれ、酸性の雨となって降下する現象であり、通常pH（水素イオン濃度）5.6以下の雨のことである。酸性雨の測定は種々の方法が考案されているが、本市では雨水の採取方法について、主として一括採取と分割採取を併用し、一降雨ごとに採取・測定を行っている。

酸性雨調査のうち、一般環境モニタリング調査は、昭和58年度から市内1か所（環境情報センター）で開始し、昭和62年度からは市内3か所で実施している。また、平成2年度からは酸性雨の高度域における分布調査を実施している。

図11-1-1に降雨の水素イオン濃度の年平均値の経年変化、酸性雨の出現率の経年変化を示す。

図11-1-1 水素イオン濃度（pH）の経年変化と

1 降雨ごとの酸性雨の出現率経年変化



1. 昭和62年度から平成3年までの測定地点は環境情報センター、扇町中学校、此花区役所の3ヶ所で、分割採取のデータによる。
2. 平成4年度以降の測定地点は勝山中学校、扇町中学校、此花区役所の3ヶ所で、分割採取のデータによる。
3. pHは、降雨量による加重平均により算出。

2. オゾン層破壊物質調査

オゾン層は、生物等にとって有害な紫外線を吸収することにより、地球環境の保全上大きな役割を果たしている。しかし、近年、大気中へ放出されたフロン等が成層圏に達し、そこで紫外線によってフロンが壊れ、塩素原子が放出されることによりオゾン層を破壊し、地表への紫外線の照射量が増大することが確認されている。その結果、人の健康や生態系に悪影響が及ぶ恐れがあるとして問題になっている。

オゾン層破壊の原因物質であるフロンは、冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーの噴射剤、金属の洗浄剤等に広く利用されているが、現在は「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、製造等の規制がなされている。

1992年にモントリオール議定書第4回締約国会議において、フロン等の全廃時期を1995年末までに早めること等の規制強化策が採択され、これを円滑に実施するため、同法律が平成6年6月に改正されたところである。

本市ではフロン等の一般環境中の濃度について、平成元年度から市内5か所で環境モニタリング調査を実施しており、今後も引き続いて調査を実施する予定である。

なお、平成5年度の調査結果は表11-1-1のとおりであり、平成2年度からの経年変化は表11-1-2のとおりである。

表11-1-1 オゾン層破壊物質調査結果（平成5年度）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

物質名 測定 時期 測定地点	フロン 11		フロン 12		フロン 113		四塩化炭素		1.1.1-トリクロロエタン	
	平成5年 11月	平成6年 3月	平成5年 11月	平成6年 3月	平成5年 11月	平成6年 3月	平成5年 11月	平成6年 3月	平成5年 11月	平成6年 3月
	此花区役所 (此花区)	1.40 1.07	0.84 0.73	3.46 3.21	2.08 1.88	3.52 3.22	ND 2.99	0.82 0.61	0.40 0.47	14.1 13.6
淀川区役所 (淀川区)	1.07 1.29	0.84 0.77	4.89 4.05	1.48 1.88	2.91 3.22	ND 3.06	0.61 0.54	0.31 0.62	19.6 15.2	8.71 7.77
摂陽中学校 (平野区)	1.24 1.12	0.84 0.73	4.05 4.40	1.63 1.73	4.06 3.06	ND 2.38	0.53 0.50	0.30 0.48	12.1 12.2	6.10 8.04
今宮中学校 (西成区)	1.46 0.73	1.24 0.84	3.71 5.29	2.67 1.58	5.67 3.22	1.61 2.22	0.44 0.60	0.40 0.40	11.1 12.4	6.47 7.94
今里交差点 (東成区)	3.91 0.95	0.90 0.84	5.19 2.22	2.67 1.24	3.37 3.52	ND 2.07	0.71 0.57	0.35 0.66	12.7 14.2	6.14 9.11

(注) 各月 2回 測定

ND : 0.05 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

表11-1-2 オゾン層破壊物質調査結果（経年変化）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

物質名 測定 時期	平成 2		3		4		5	
	平成2年 10、11月	平成3年 3月	平成3年 11月	平成4年 3月	平成4年 11月	平成5年 3月	平成5年 11月	平成6年 3月
	フロン 11	ND~15.2	ND~1.79	3.03~8.43	7.19~13.5	4.78~11.6	ND~9.61	0.73~3.91
フロン 12	ND~52.4	3.77~40.3	ND~11.3	8.45~30.0	ND~15.5	ND~29.2	2.22~5.29	1.24~2.67
フロン 113	9.57~69.4	31.3~47.3	ND~10.6	3.89~18.5	ND~7.43	ND~14.9	2.91~5.67	ND~3.06
四塩化炭素	0.20~0.62	0.44~1.18	0.22~0.90	0.40~0.96	0.25~0.76	0.40~0.76	0.44~0.82	0.30~0.66
1.1.1-トリクロロエタン	0.80~3.46	1.04~2.24	4.11~8.91	6.61~8.71	6.22~14.1	8.00~16.4	11.1~19.6	6.10~10.1

(注) ND : 0.05 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

3. 地球温暖化原因物質調査

地球の生態系は太陽日射のエネルギーと地球からの熱放射のバランスで生物が生存するのに適した温度の状態に保たれている。

地球の温暖化とは、大気中に含まれる温室効果ガスの増加に伴い地球の温度が上昇するという現象である。

地球が温暖化することによって、人類や生態系がその基盤をおいている気候が変動する恐れがあるとされ、地球規模の新たな環境問題として注目されている。

主な温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）等である。これらは地球温暖化物質と称されている。

本市においては、これら温室効果ガスについて平成2年度から市内3か所で大気環境モニタリング調査に着手している。

また平成3年度からは発生源からの排出実態の把握に努めている。

平成5年度に実施した大気環境モニタリング調査結果の概要は表11-1-3のとおりであり、平成2年度からの経年変化は表11-1-4のとおりである。

表11-1-3 温室効果ガス調査結果（平成5年度）

測定地点		物質名 測定時期	CO ₂ (ppm)				
			8月	10月	11月	3月	平均
測定局	北区 扇町中学校		368	397	422	389	394
	此花区 此花区役所		367	396	418	386	392
	平野区 摂陽中学校		357	399	410	389	389

（注）数値は各月2回測定した平均値である。

表11-1-4 温室効果ガス調査結果（経年変化）

年度	CO ₂ (ppm)			
	平成2	3	4	5
CO ₂ (ppm)	392	399	380	392

（注）数値は3か所の平均値である。

第2節 国際協力の推進

1. 開発途上国等に対する技術援助

(1) 国際協力事業団（JICA）への協力

開発途上国の公害問題に対処するため、大阪市がこれまで蓄積してきた大気汚染防止技術を都市管理技術の一環として、開発途上国に移転することはきわめて重要であり、国際都市大阪の使命でもあると考えられる。

大阪市はこれまでも、JICAと協力して、上海市の大気汚染マスタープラン策定を指導するなど積極的に国際協力を進めてきた。これらの実績を踏まえて、平成元年度からより積極的に大気汚染防止技術の移転を図るため、JICAが集団研修コースとして開設した「大気汚染防止対策コース」に全面的に協力している。本コースでは、環境部のみならず、環境科学研究所、大阪市立大学、大阪府立大学及び在阪企業を中心とした産業界が互いに協力し、大気汚染防止技術を講義だけでなく、実習や見学を含めて幅広く習得してもらうことをねらいとしている。平成5年度は中国、インドネシア、タイ、エジプト、ブラジル、メキシコ、コロンビア、クウェイト、チリ、イランの10か国10名の研修生に対して、平成5年8月2日から10月27日までの間研修を実施した。これまでのJICA研修の受入実績は表11-3-1のとおりである。

研修内容は公害の歴史、経済開発と環境問題、大気汚染と健康影響、法規制等の概論（講義）、及び大気汚染防止技術、大気汚染測定技術、大気汚染予測技術等の講義並びに実習、見学等である。

表11-3-1 JICA研修国別年度別受入実績

年度	国名	中 国	イン ドネ シア	マレ ーシ ア	タ イ	フィ リピン	シン ガポ ール	エジ プト	トル コ	ブラ ジル	メキ シコ	コロ ンビ ア	クウ ェイ ト	チ リ	イ ラン	計
平成元年		1	1	2	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	10
2年		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	10
3年		1	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	8
4年		1	1	1	2	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	9
5年		1	1	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	10
合 計		5	5	4	6	3	2	3	3	4	5	3	2	1	1	47

(2) 友好都市への技術協力

本市の友好都市である中国上海市の都市騒音対策マスタープラン策定に関して、平成3年度から5年度の3年間に、上海市の研修生の受け入れ及び本市職員の派遣による技術指導等により、マスタープラン策定に協力した。

2. ブラジル・クリチバ市との環境保全交流

「UNCED世界都市フォーラム」を主催したクリチバ市は、環境教育や廃棄物処理に関して国連の「環境賞」を二度にわたって受賞するなど、世界的にも優れた環境行政の実績を持っており、本市にとっても参考となる施策を有している。

このクリチバ市が所有する環境分野の技術やノウハウを、また、本市の持つ大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、廃棄物処理対策及び地球環境保全対策のノウハウを相互に共有化し、両市の環境政策に有効に活用するため、平成5年度から両市の間で環境保全交流を進めている。

そのため、平成6年1月19日に両市の市長の間で協定書への調印を行い、次の内容について環境保全交流を実施することにした。

○交流内容

①クリチバ市が期待している項目

大気汚染、水質汚濁に関する防止対策・測定技術、廃棄物処理における公害防止対策、ごみ発電、上下水道整備などの技術とノウハウ

②大阪市が期待している項目

- a. 環境教育の推進
- b. 地域住民との連携
- c. 新交通システムの導入
- d. 環境にやさしい都市づくり

3. UNEP国際環境技術センターの設置

地球規模の環境問題は、国連を中心に世界的な取組みとして進められている。このうち開発途上国においては、都市化と人口集中に伴う大気汚染、水質汚濁等の公害事象が都市環境問題として増大しつつあり、これらの解決のためには、開発途上国の自助努力によることが基本であるが、技術、人材、財源等の面で問題をかかえており、日本をはじめ先進国の様々な援助協力が必要である。

大阪市では、これまで厳しい環境汚染を克服する過程で、様々な経験と技術および「産・官・学」のもつ有形・無形のノウハウを蓄積してきており、それらを開発途上国へ技術移転していくことが求められている。

こうしたことから本市では環境分野における国際貢献の施策の一環として国連環境計画（UNEP）のセンターである「UNEP国際環境技術センター」の誘致活動に取組み、平成4年10月30日に日本政府とUNEPの間で、同センターの設立に関する行政協定の調印が行われた。

本市ではこの後、「国際花と緑の博覧会」が開催された鶴見緑地に、「人と環境にやさしい施設」をコンセプトにした同センター事務所の建設を開始し、平成5年9月に竣工に至った。

(1) UNEP国際環境技術センターの位置づけ

UNEP国際環境技術センターを大阪に設置するにあたり、以下の枠組みで具体的な機能と内容等を検討した。

- ① 環境保全技術の移転を通して、開発途上国が自ら地球環境問題に取り組む能力を高め、持続可能な発展を実現できるよう支援する国連環境計画（UNEP）内の主要機関とする。
- ② 環境関連技術・情報を必要としている開発途上国と、技術・情報を所有する日本をはじめとして先進国の民間企業・団体・行政機関・大学・研究機関等を介在して、両者間の交流を活発化し、技術移転を推進するインターフェース機能を果たす。

UNEP国際環境技術センターを人的・物的に支援する窓口として、平成4年1月28日環境庁及び外務省の共管により設立した財団法人地球環境センターを日本側の窓口として、日本の民間企業・団体・行政機関・大学・研究機関等と連携して事業を展開していく。

(2) UNEP国際環境技術センターの事業内容

地球規模の環境問題の解決をめざしつつ、当面は総合都市環境管理（大気汚染、水質汚濁、廃棄物管理など）に焦点を当て事業推進を図る。

① 情報・データの提供

環境情報データベースを構築し、開発途上国に対して都市環境保全、技術等について必要な情報の提供を行う。

② 研 修

開発途上国の政府機関において環境管理に携わる職員、ならびに政府機関から推薦を受けた者などに対して、環境関連技術および政策手段等に関する研修を行う。

③ コンサルティング

開発途上国からの要請に応じてコンサルティングチームの派遣などを行い、課題解決の支援を図る。

④ 調査研究

効果的な技術移転のメカニズム、開発途上国の現状とニーズに応じた環境関連技術の評価手法、環境影響評価とその効果的な実行のためのガイドライン、開発プロジェクトへ環境関連技術を効果的に取り込むための手法などを調査研究する。

⑤ 広報活動

環境保全技術を開発利用することの重要性について理解を促進するために、セミナー等を開催するとともに、広報資料の出版配布などを行う。

(3) UNEP国際環境技術センター事務所

建設にあたっては、「人と環境にやさしい」シンボリックな施設建設をめざし、次のコンセプトの具現化を図っている。

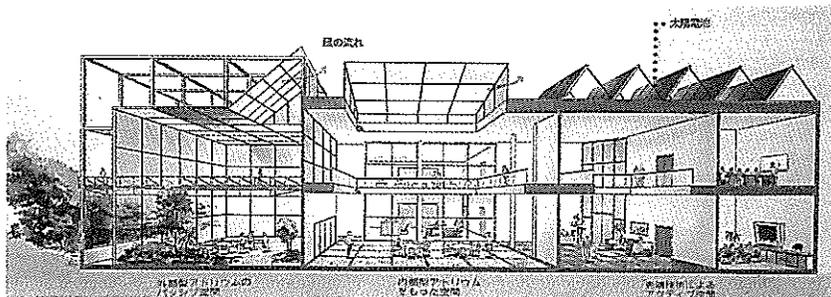
ア. 自然風土に適合した技術の進展を図る。(自然エネルギーの有効利用)

イ. 既存技術、システムの高度化・効率化を進める。(省エネ技術の導入)

ウ. 革新的な新技術の開発・普及を進める。

(燃料電池、太陽電池等クリーンエネルギーの活用)

人と環境にやさしい施設をめざして〔基本コンセプト〕



建設建物（UNEP国際環境技術センター）
 UNEPセンターと地球環境技術の活動拠点
 コンセプト：・環境にやさしい建物
 ・アメニティの高い建物

外部型アトリウムのパッシブ空間	内部型アトリウムを持った空間	先端技術によるアクティブ空間
みどり豊かな外部に開放し、パッシブ手法（自然、建築的仕掛け）により自然で快適な空間をつくる。 外部型アトリウム <デザイン> ・開放的な感じ ・自然の材料を使用（木材、みどり木）	内部型アトリウムを設け、オフィス空間のアメニティを高める。 UNEPの事務室 地球環境技術事務室 図書室 <デザイン> ・半自然的な材料を使用（タイル） ・遊覧館との調和	建物外壁の断熱性能を高め、人工的な手造り（建築設備）による室内環境空間をつくる。 特別会議室 研修室 <デザイン> ・ハイテクな感覚 ・人工的な材料を使用（アルミ）

省資源・省エネルギーをめざした建築設備

- エネルギーシステム
 - ・ゴミ発電の電力利用
 - ・太陽光発電システムの採用
 - ・燃料電池コージェネレーションの採用
 - 電気設備
 - ・照明の制御
 - ・タスク/アンビエント照明方式
 - ・省電力型機器の採用
 - 空調設備
 - ・空調ゾーニング
 - 空調ゾーン
 - 事務室、研修室、図書室
 - エントランスホール
 - 内部型アトリウム、廊下
 - 自然環境ゾーン
 - 外部型アトリウム
 - 第1中間ゾーン
 - 第2中間ゾーン
- 建築的な工夫のみにより、自然エネルギーを有効利用する
- 熱源
 - 電気方式（ヒートポンプチャラー）
 - 燃料電池（排熱利用）
 - ガス方式（ガス吸収式）
- 給排水衛生設備
 - ・節水型衛生器具の採用
 - ・雨水の利用
 - ・飲水等への利用
- 200 KW
 20 KW
 50 KW
- NEDOプロジェクト
 （フィールドテスト事業）
- 照明制御、窓際照明の自動消灯、誘導灯の消灯
 アンビエント（低照度の環境照明）、タスク（適正照度の作業照明）
- 低公害、高効率をめざした複合方式

第12章 環境保全に関する広報・教育

第1節 各種啓発活動

本市では、環境保全について市民・事業者の理解と協力を得るために、テレビ、ラジオ、新聞などの各種広報媒体をはじめ、市政だより、地下鉄車内吊りポスターなどを通じて啓発活動を行った。

1. 環境月間行事の実施

わが国では昭和48年度以降、毎年6月5日の「世界環境デー」から1週間を環境週間として、環境保全のため各省庁、地方公共団体、各種団体が協力して環境問題の重要性について考え行動するための各種行事が展開されてきた。

本市では、6月1日からの1か月間を「環境月間」として設定し、良好な環境づくりに取り組むため、「地球とはもっとなかよくなれるはず」をテーマに次の諸事業を実施した。

表12-1-1 平成5年度環境月間行事実施内容

行事名	概要	参加人数等	期間
環境問題講演会	環境保全に関する意識を高揚するために市民を対象にした講演会を開催した。	1,050人	6/5
水辺の教室	大阪市立大隅西小学校4年生を対象に、市内水域で自然を残す淀川ワンドを中心に生息する昆虫、植物について観察を行い、自然を大切にすることを育んだ。	児童 62人	6/8
建設業者に対する公害防止対策啓発	特定建設作業に係る騒音・振動防止対策について啓発活動を実施した。	400人	6/21

行 事 名	概 要	参加人数等	期 間
大気汚染防止に関する企業内研修会	窒素酸化物総量規制工場等の環境保全に関する企業内研修を実施した。	45人	6/8
大阪自動車公害対策推進会議	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取り組みを期するための会議を開催した。	—	6/25
ディーゼル車対策研修会	運送事業者等を対象に、ディーゼル車の窒素酸化物対策に関する研修会を実施した。	10事業所 延べ 150人	6/4, 11, 14, 15, 16, 30
環境保全優秀協力者表彰式	環境保全で顕著な功績をあげた事業者等を表彰した。	42人	6/29
自動車排出ガス街頭検査	走行中の自動車を対象に排出ガス中のCO、HC及びディーゼル黒煙等の検査・濃度測定を行い、整備不良車には車両整備通告、告知等の処分を行い、排出ガス対策の啓発を行った。	延べ 136台	6/3, 8
公害総点検運動	大気、騒音・振動、臭気について、工場・事業場等に対して立入調査を行うとともに、企業による自主点検運動を呼びかけた。	延べ 3,093件	6/1～30
環境講習会の実施	環境情報センターに訪れた市民を対象に環境問題を分かりやすく解説した。	30人	6/23
環境情報センターの見学会	大阪市内の環境汚染状況について広く市民に啓発を図るため、施設の見学会を開催した。	延べ 67人	6/11, 15, 16,

行事名	概要	参加人数等	期間
環境美化運動の実施	市民の環境問題に対する意識の向上を図り、環境美化に積極的に取り組むよう広く市民に清掃活動を呼びかけた。	延べ 2,630人	6/1～30
ポスターの作成及び掲出	市営地下鉄、市関係庁舎に環境月間周知用のポスターを掲出した。	——	6/1～30
立看板の設置	環境月間周知用の立看板を作成し、保健所等に設置した。	——	6/1～30

2. 季節大気汚染防止対策の実施

本市では、二酸化窒素濃度の高くなる11月から1月の冬期を季節大気汚染防止対策期間として各種の対策を推進しているが、特に12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、広く市民・事業者に対して大気汚染防止意識の高揚を図るため、各種の啓発活動を重点とした取り組みを実施した。

(1) イベントの開催

大気汚染防止推進月間のPRと啓発促進のため、次のとおり国、大阪府等とともにイベントを共催し、多数の市民の参加を得た。

表12-1-2 平成5年度大気汚染防止推進月間啓発イベント実施内容

イベント名称	大気汚染防止推進月間街頭キャンペーン
日時	平成5年12月9日(木) 15:00～18:00
場所	JR大阪駅中央口 あいビジョンおおさかイベントスペース
主催	環境庁、大阪府、大阪市、公害健康被害補償予防協会
内容	15:00～16:00 PR用チラシ・グッズの配布 16:00～ オープニングセレモニー ①主催者挨拶 環境庁政務次官、大阪府副知事、大阪市助役 ②コンサート ③ゲストとのトーク ④オペラ・コンサート 18:00 終了

(2) 季節大気汚染防止対策講演会の開催

大気汚染防止法の規制対象となる燃焼施設を有する工場・事業場の管理者、燃焼管理技術者を対象に、地球環境保全を訴えるとともに、廃棄物の有効利用の推進と今後の環境問題への意識高揚を図るために実施し、300人が参加した。

日 時 平成5年12月2日（木）

場 所 朝日生命ホール

主 催 大阪市、大阪市都市環境協議会連合会

演 題 「大阪市の公害経験から見た地球環境問題について」

講 師 元大阪市立大学教授 齋 藤 行 正

(3) 企業内研修会の実施

季節大気汚染防止対策事業の一環として、大規模工場1社を対象に企業内研修を実施し、各工場の現場管理者等70人に対し、啓発を図った。

内 容 ・大阪市における大気汚染対策の現状と今後について

・ビデオ上映「できることから始めようー大阪の自動車公害をなくすためにー」

(4) 二酸化窒素予報事業

環境庁では昭和63年度から、前日の夕方（翌日予報）及び当日の早朝（当日予報）に二酸化窒素濃度を予測し、報道機関を通じて事業者並びに国民に啓発を行う二酸化窒素予報事業を実施している。本市も、この予報事業に協力し、大気汚染情報を環境庁に提供するとともに、発表される予報情報を大気汚染の防止についての啓発に活用した。

(5) ポスター等による啓発

大気汚染防止に対する市民・事業者の理解と協力を得るため、地下鉄車内や市制広報板等にポスター等を掲出した。

表12-1-3 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲 出 場 所
ポ ス タ ー	“暖房おさえて、星降るまちを 12月は大気汚染防止推進月間” (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、 工場・事業場
	“より低公害のくるまにノリカエル” (大阪市制作)	地下鉄車内・駅構内、 市関係庁舎、市広報板
	“ビルの暖房も大気汚染の原因で す。控えめ暖房にご理解ご協力 をお願いします” (大阪市制作)	地下鉄車内・駅構内、 市関係庁舎、工場・事業場
	“お空が泣いてるよ” (環境庁制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、 工場・事業場
ステッカー	“NO _x 対策にご協力を！” (大阪市制作)	工場・事業場等
リーフレット	“NO _x 対策にご協力を!!” (大阪市制作)	工場・事業場等へ配布
	“より低公害のくるまにノリカエル” (大阪市制作)	街頭、イベント、 市関係窓口等で市民に配布
	“クルマと暖房ひかえめに” (大阪市制作)	街頭、イベント、 市関係窓口等で市民に配布
パンフレット	“お空が泣いてるよ” (環境庁制作)	街頭、イベント、市関係窓 口等で市民に配布

(6) クリーンドライビングキャンペーン

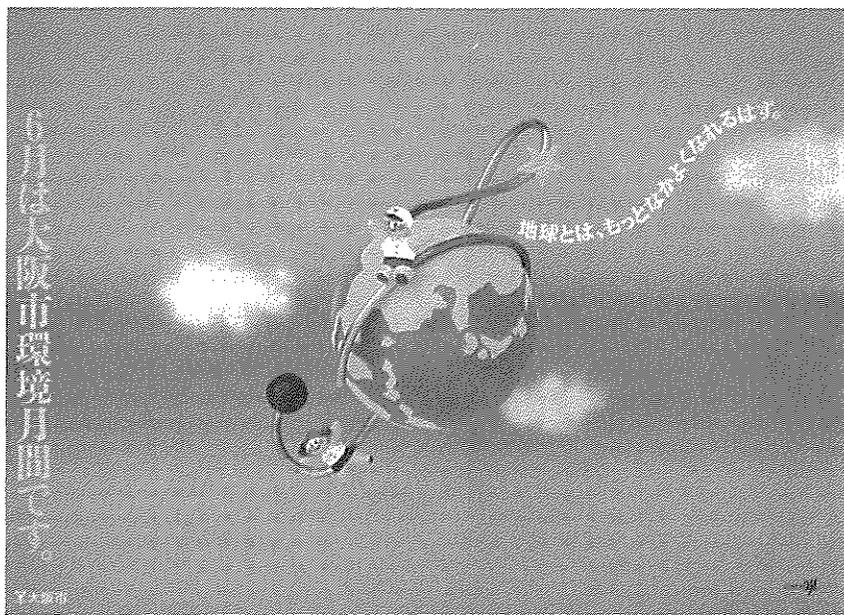
ラジオスポットや啓発用リーフレット、ティッシュペーパーの配布などの方法により、マイカー通勤や不要・不急の自動車使用の自粛をドライバーに訴えた。

表12-1-4 クリーンドライビングキャンペーン実施内容

啓発媒体	内 容
ラ ジ オ	朝夕の通勤時間帯に、自動車の使用自粛を訴えるスポット放送を行った。(1回20秒、在阪3局延べ94回) 12月1日(火)~14日(月)の土、日曜日を除く10日間
新 聞	広告を掲載し、自動車の使用自粛を呼びかけた。 (4大紙各1回、12月19日(日))
ステッカー (府と共同)	路線バスの後部ガラスにマイカー通勤自粛を呼びかけるステッカーを貼付した。 12月1日(水)~1月31日(月)
立 看 板	市関係庁舎40か所(保健所24か所、同出張所2か所、環境情報センター1か所、消防署13か所)に設置した。
横 断 幕 (府と共同)	自動車の使用自粛を呼びかける横断幕を主要幹線道路の横断歩道橋に掲示した。(8か所、うち市内1か所) 12月1日(水)~28日(火)
リーフレットの 配 布	交通安全協会の協力を得て、クリーンドライビングに理解と協力を求めるリーフレットを運転免許証更新時に配布した。
ポ ス タ ー	地下鉄車内・地下鉄駅構内(12月中、延べ2日間) 市広報板及び市関係庁舎(12月中)
アストロビジョン (電光掲示板)	阪神高速道路上のドライバーへ自動車の使用自粛を呼びかけるアストロビジョン放映を行った。(1日340回放映) 12月1日(水)~12月31日(金) 一般市民に自動車をもたらす大気汚染への影響を説明するアストロビジョン放映を行った。(1日4回放映) 12月1日(水)~12月31日(金)

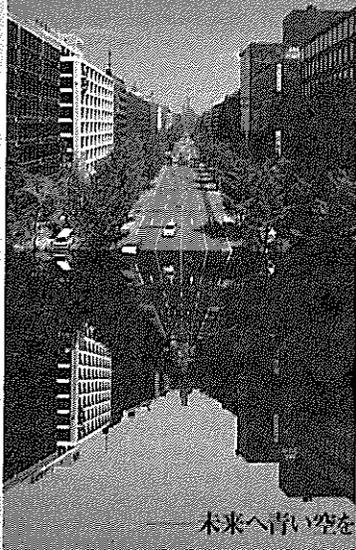
(注) ラジオスポット放送(朝日、毎日、FM802)

<各種啓発用ポスター>



低公害車できれいな空気を取り戻そう。

OGAKA AKAGI



低公害車 JIP

低公害車の展示及び試乗
電気自動車、ソーラーカー、天然ガス自動車、メタノール車など

1994年9月13日【火】 11:00a.m~7:00p.m.
9月14日【水】 10:00a.m~6:00p.m.

「海遊館」前イベントプラザ

地下鉄中央線大塚通駅下車徒歩5分
大塚花園広場南側1-1-10

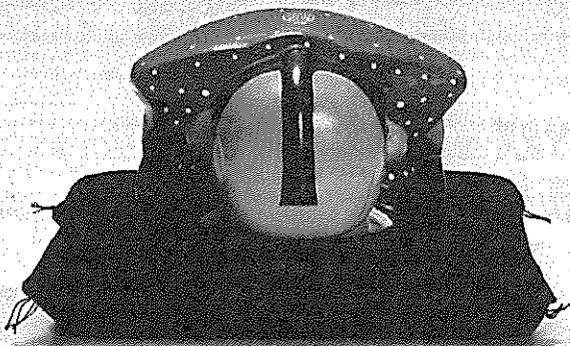


主催：大阪市、公害健康被害対策市民協会
後援：環境庁、大阪自動車公害対策推進会議、
財団法人電動車両協会
協賛：大阪ウォーターフロント株式会社、
大阪電気自動車コミュニティセンター、学生実験推進協会
問い合わせ先：
大阪環境保健局環境課自動車公害対策課
TEL. 200・9995

—— 未来へ青い空を残すために。 ——

季節大気汚染防止対策

大阪市環境保健課、ビル環境自主管理推進協議会



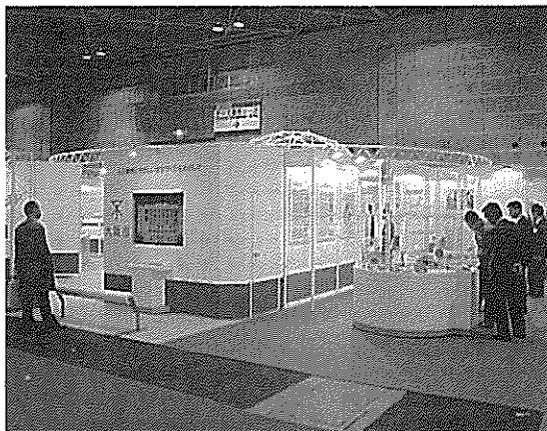
ビルの暖房も大気汚染の原因です。“控えめ暖房”にご理解ご協力をお願いします。

3. ニューアース'93への参加

ニューアース'93（地球環境技術展）は、大阪国際見本市委員会等の主催により、平成5年12月7日～10日（4日間）「地球環境再生への挑戦」をテーマとして、インテックス大阪にて開催された。

大阪市の出展コーナーでは、環境保全行政と国際交流に係わりの深い市長室・環境保健局・環境事業局・下水道局・水道局がそれぞれ出展し、パネルや模型等により本市の環境保全技術、国際協力と地球環境問題の取り組みなどを紹介した。

4日間の来場数は54,470名であった。



4. エメックス'93（第2回世界閉鎖性海域環境保全会議）への参加

第2回世界閉鎖性海域環境保全会議は、瀬戸内海や大阪湾など天然資源に恵まれ多数の人々が利用しているものの、閉鎖性海域であるため水質汚濁や自然環境の破壊が懸念される地域において、沿岸の環境を保全するために、1993年11月10日～13日の間、米国メリーランド州ボルチモア市にて開催された。

本市では、当会議に出席し、「水質常時監視システム」の構築や下水道の整備をはじめ、水に親しめる環境づくり事業の展開など大阪市における水質保全対策の取組について発表した。

5. 環境情報の提供

本市環境情報センターでは、市民や事業者に対し、環境への理解を深めることを目的として、当センター見学者や海外からの技術研修者を対象に、常時監視システム等により得られる大気汚染、水質汚濁の状況を平成4年度に導入した視程観測用カメラ、大型ディスプレイ等の機器並びに環境啓発用ビデオ等の広報媒体を用いて、よりわかりやすく説明するなど環境汚染に関する情報の提供及び知識の普及に努めている。

また、市民や環境アセスメントに関する事業者などからの環境汚染データの依頼についても、随時、その提供を行っている。

- | | | |
|-----------------|-------|-------|
| ・平成5年度見学者数 | 53 団体 | 702 名 |
| ・平成5年度データ提供依頼件数 | | 27 件 |



第2節 環境教育の推進

地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境問題に象徴されるように、今日の環境問題はその原因においても影響の現れ方においても非常に複雑に、また多様化してきており、その解決には環境に配慮した持続可能な経済社会を構築していくことが求められてきている。これには市民一人ひとりが人間の活動と環境との関係について理解と認識を深め、環境にやさしいライフスタイル、あるいは環境保全のための実践活動といったことに積極的に取り組んでいくことが大切である。このため、本市では、市民の環境学習や実践活動を支援していく環境教育推進事業に取り組んでいる。

1.平成5年度に実施した環境教育事業の概要

(1) 環境保全に関する知識普及事業

① 環境問題講演会の開催

環境問題を広く市民に考えてもらう契機とするために、6月の環境月間にあわせて「人間と自然との共生～大自然との対話」をメインテーマに講演会を開催した。

○開催日時 平成5年6月5日(土)午後1時30分～4時30分

○開催場所 大阪国際交流センター

○講演者 C. W. ニコル(作家・ナチュラリスト)

「日本の自然と私」

今給黎教子(ヨットウーマン)

「世界の海と私」

○参加者 1,050名

② 環境マップ作成事業

平成3年度から5か年計画で、市民の参加を得ながら市民に残されている緑(樹木、草本)や生き物(野鳥、昆虫、水辺の生物など)、あるいは史跡や町並みなども含めた、市内の環境の状況を調査し、環境マップを作成する事業を実施している。調査活動は市内を4つの地域(中央部・西部・南部・北部)に分け、年度ごとに重点地域を設定しながら行うこととし、平成5年度は南部地域を重点地域とした。また、平成4年度に重点調査を実施した西

部地域の環境マップとして「なにわ緑景 — 大阪市西部版」を市民の参加・協力を得ながら作成した。この環境マップは、広く市民へ配付し環境教育の教材として活用を図っている。

<市西部版環境マップ「なにわ緑景」>



③ 環境家計簿事業

日々の生活や行動が環境に与える影響について、環境家計簿を記入しその評価から、環境に負荷をかけない、環境に配慮した生活のあり方を考え、実践していくことを目的に環境家計簿事業を実施した。

平成5年度は市内の小・中学生約500名を対象に実施し、家計簿の記入を通じて環境保全のためにできる身近なところからの実践行動を考える契機とした。

④ 環境教育のための各種教材作成

市民が環境問題について理解と認識を深めていくための教材として、次のような各種教材を作成し、広く市民の利用に供した。

・「環境ガイド」

大気や水質などをはじめとする大阪市域の環境の現状、現在大きな関心を集めている地球環境問題、そして環境にやさしい暮らしの工夫などを盛り込んだ市民一般向けの啓発冊子として作成した。

B 5判36ページ、20,000部作成

- ・「わたしたちの暮らしと環境」

市立の各小学校における環境教育用教材（主に小学校5年生対象）として活用してもらうために作成。日々の暮らしや身のまわりの環境を学びながら、地球の環境についても考える内容とした。

B 5判40ページ、20,000部作成

- ・「環境再発見ウォーキングマニュアル」

平成2年度から4年度にかけて市民の参加を得て実施した「環境再発見ウォーキングモデル事業」の結果を踏まえて、市民団体やグループが手軽に身近なフィールドで環境再発見ウォーキングに取り組める内容のマニュアルを作成した。

A 4判16ページ、3,000部作成

- ・啓発用パネル

環境問題について目で見て分かりやすく理解できるよう、啓発用のパネルを作成した。このパネルは市民環境学習ルームで随時展示するほか、希望する市民団体へ貸出しを行ったり、あるいは各区で実施される地域環境フェアなどで活用していく。

B 1サイズ、10枚作成

- ・環境学習用冊子『大阪市の環境指標』の作成

大阪市では、平成3年7月「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定し、「ひとと環境にやさしいまち」をめざして、環境問題への取り組みを行っているが、その1つとして、大阪市内の水や空気のごれぐあいを、日頃の生活をとおしてわかりやすく理解していただくため、環境学習用冊子「大阪市の環境指標」を作成した。

一般的に水や空気のごれぐあいの程度を表すのにppm、mg/m³、mg/lなどの単位を用いている。この表示は環境基準などに使われており、数値的な比較はできるが、一般になじみがうすく感覚的にわかりにくいのが難点である。

今回、作成した冊子は「魚の種類と水のごれぐあいの関係」や「建物などの見えぐあいと空気のごれぐあいの関係」を調査した結果から『環境の状態を評価するためのものさし（環境指標）』としてとりまとめたものである。

◎ 魚の種類と水のごれぐあいの関係（水質環境指標）

魚の水のごれに対する抵抗性の違いを利用して、大阪市内の河川にいる魚などを観察し、その川のごれぐあいを知ろうとするものである。

平成3～4年度に、市内河川17地点において季節ごとに魚類を採集し、水質と魚種分布の関係を明らかにした。

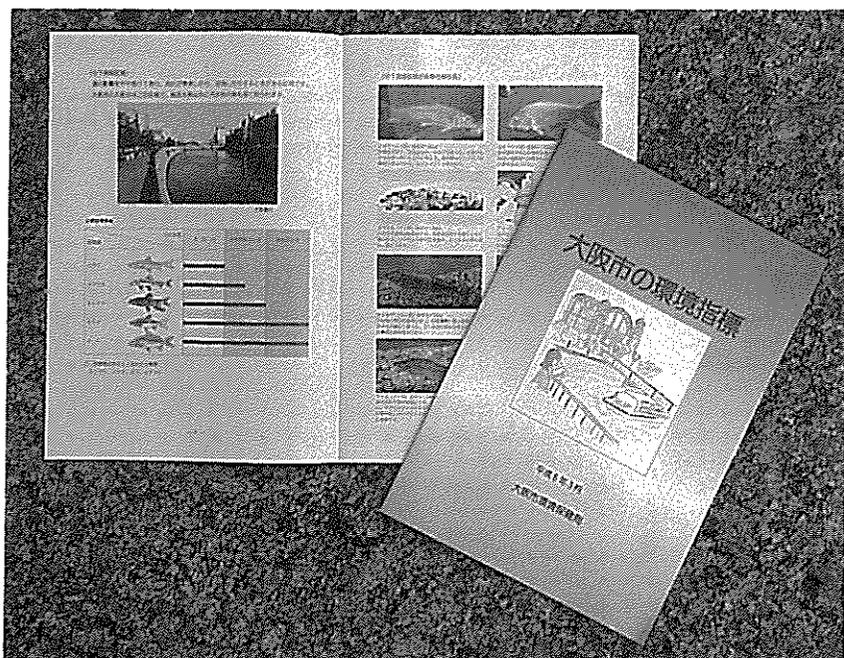
また、潮の干満による塩分濃度の変動から、純淡水区域、やや潮の影響のある区域、海水の混じる区域と、市域内を3区域に分け、区域毎に特有のすみわけを考慮した指標魚種の設定を行うとともに、水質改善を進めるためのシンボルとしてシンボルフィッシュを設定した。

◎ 視程と空気の汚れぐあいの関係（大気環境指標）

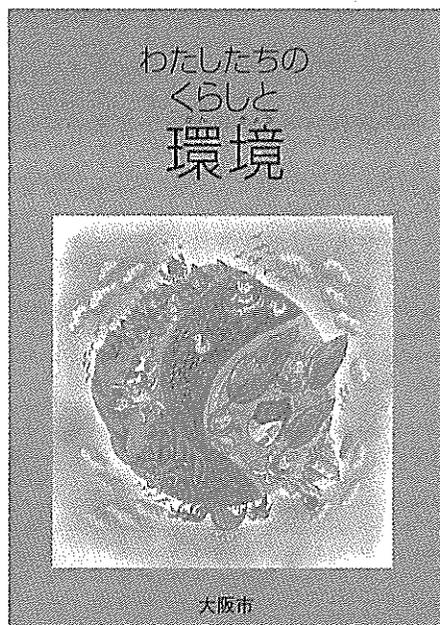
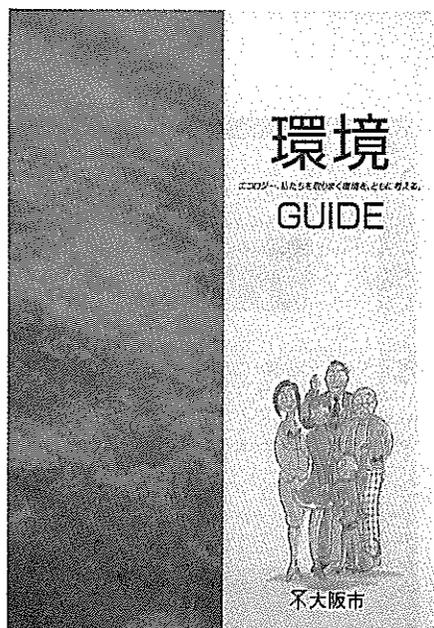
空気が大気汚染物質などによってよごれて見通しが悪くなり、景色が見えにくくなることを利用して、建物や山並みの見えぐあい（視程ランク）を観察し、空気の汚れぐあいを知ろうとするものである。

市内の中学校や市民の方に協力を得て、平成4年度に市内17地点で建物などの見えぐあい（視程）を観察してもらい、大気汚染物質濃度や気象データと視程観察結果についての関連づけを解析した。また、簡単にできる視程観察の方法を紹介し、その観察結果から汚染物質濃度を推定する方法を示した。

< 大阪市の環境指標 >



<各種教材冊子>



⑤ 環境教育プログラムの開発

多様な環境学習が、さまざまな市民団体やグループで積極的に取り組まれるよう、環境学習の具体的なテーマや内容、学習の進め方、留意点などをまとめた学習プログラムの開発に取り組み、プログラム集としてまとめた。

⑥ 環境学習講師派遣事業

市民団体やグループ等が実施する自主的な環境学習会活動に対して、必要に応じて大阪市から環境学習講師を派遣する制度を平成5年10月から発足し、市民団体等の学習ニーズにに応じている。

⑦ 地域環境フェアの実施

市内の24区ごとに環境問題に関する啓発活動として、講演会やパネル展示、環境教室、街頭キャンペーン、啓発パンフレット等の作成・配付など多彩な行事を関係市民団体との共催で実施した。

(2) 環境教育に関する相談・指導・支援事業

平成4年10月に開設した市民環境学習ルームでは、つぎのような事業を実施し、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな支援を図った。

市民環境学習ルームの業務

○各種環境情報の収集と提供

環境問題に関する図書・資料の閲覧、ビデオソフトの貸し出し（無料）、情報紙「なちゅらる」の発行、来所者の個別のニーズに応じた情報の提供等を実施。

○市民の環境学習や実践活動に対する相談や指導の実施。

市民環境学習ルーム来所者等の個別のニーズに応じて、ルームのアドバイザーが相談や指導等を実施。

○市民団体等に対する働きかけ

市民団体等に対して環境学習会や実践活動などの取り組みの働きかけを実施。

○環境講座の開設

市民を対象に、身近な環境問題から地球環境問題まで様々なテーマで環境講座を開設し、学習機会の提供を図った。

(3) 環境教育のための拠点施設の基本計画策定調査を実施

本市における環境教育を多面的に展開し、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな支援を行っていくための拠点設置に向けて、施設の概要、機能、事業などについて調査・検討を進めた。